ISSN 0916－2631

愛知学院大学論叢

愛知学院大学

教養部紀要

第64巻　第1号

論　文

伊豆原英子：終助詞「かよ」の意味分析 …… (1)

境田雅章・伊藤裕顕・河村和徳：国民体育大会が抱える課題 …… (13)

佐々木　真：選択体系機能言語学の翻訳への応用
―― *The Language of Schooling* の翻訳実践例―― …… (27)

柴田哲雄：甦る平田良衛――南相馬市小高区に根差した抵抗者の軌跡―― …… (47)

吉井浩司郎：*Wessex Tales* 試論 …… (83)

菅原研州：金子白夢牧師の禅思想 …… (294)

翻　訳

朱　新建・王　紅梅：二胡情縁(6)――二胡少年の夢―― …… (99)

資　料

川口高風：各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について
――天台宗・真言宗（古義、新義）・浄土宗・日蓮宗―― …… (282)

川口高風：明治期以降曹洞宗人物誌(九) …… (160)

2016

愛知学院大学教養部

終助詞「かよ」の意味分析

伊 豆 原 英 子

1　はじめに

本稿の目的は、終助詞「かよ」を終助詞「か」と「よ」の連接形ととらえ、「かよ」が使われた文の持つ「ぞんざいさ」はどこから生まれるのかを探ることである。

「かよ」を見出し語として取り上げている『日本国語大辞典』（第 2 版）、『大辞林』（第 3 版）とも、「かよ」を終助詞「か」と間投助詞「よ」の連接形ととらえたうえで、その意味を「疑問、反語の意をぞんざいに強く表わす」としていることで一致している。確かに、「マジかよ」「誰がやるかよ」のような文には、「ぞんざいさ」が感じられるが、単独で用いられる「か」と「よ」に、常に「ぞんざいさ」が感じられるというわけではない。

話し手の発話態度（心的態度、伝達態度）を表わす終助詞の研究は、近年、「ね」、「よ」とその連接形である「よね」を中心に広く行われてきた。終助詞の連接形には「よね」の他に、「かね」や「かよ」などがある。「よね」が広く研究対象になっているのに比べ、「かよ」の研究はほとんどないと言ってもよい。これは、「かよ」の使用者（使用場所）が限定的であり、周辺的な終助詞とみられていることが一因であろう。

本稿では、終助詞「かよ」について、まず、文末に「か」をもつ文を取り上げ、「よ」が付与される条件を明らかにする。次に、滝浦（2008）の「かよ」の意味記述（後述）に基づき、「かよ」を文末に持つ文の用法を検討する。そのうえで、「かよ」を持つ文の「ぞんざいさ」がどこからくるのかを明らかにする。

2　先行研究

「かよ」を単独に扱った研究は、管見によれば、ほぼないと言ってもいいのではないか。「かよ」を考える手がかりとして、ここでは滝浦（2008）の研究を検討する。

2.1　滝浦（2008）の研究

滝浦（2008: 123–157）は、終助詞「か、ね、よ」を意味素性という視点からとらえ直すことを目的の一つとしてなされたものであるが、その中で「かよ」についても触れている。

滝浦は、終助詞の研究史は「ね、よ」を中心に多くの知見をもたらしてきたが、終助詞の基本的な意味をどうとらえるかについて見解の一致が見いだせず、何を基準としてどう分類するかについて、いまだ答えが出ていない、として、終助詞を意味素性という観点からとらえることを提案している。

滝浦によると、「か」の意味素性は［–話し手］であり、その意味は、「話し手の判断保留・判断放棄」である。このとき、情報は話し手の管理下にない[1)]。

滝浦は「か」の用法として以下の4つをあげている（例文中の矢印は上昇イントネーションあるいは下降イントネーションを表す）。

第1は、「何か買ってこようか↑」のような問いかけ、第2は、「そんなこと誰がするか↓」のような反語表現、第3は、「そっか、今日は祝日か↓」のような聞き手の反応を求めない独話的表現、そして第4は、「じゃあ、行きますか↓」のような聞き手に対する促しとして機能する用法である。そして、これらすべての例に共通して「–話し手」すなわち、「話し手が当該の情報を自分の管理下にないものとして差し出す働き」をしているという。

次に、「よ」の意味素性は「＋話し手」であり、その意味は、「話し手の一方的言明」であるとする。このとき情報は話し手の管理下にある。

この二つの意味素性規定から、「かよ」は、{[命題］＋か} よ} ＝ {[命題］＋話し手の判断保留} ＋話し手の一方的言明である}、つまり判断を保留したものを聞き手に一方的に言明するものであるとしている。そのうえで、滝浦は「こんなのありかよ」という例をあげ、これは、{[こんなことがありえる］ことについて判断できない} ことを一方的に言明するものである} としている（p. 139）。

滝浦のこの研究の目的の一つは、終助詞「か、ね、よ」の意味素性を明らかにすることであるため、「かよ」についての記述は上述したものに限られている。しかしながら、「か」「ね」「よ」とも、さまざまな語用論的意味をもつところから、滝浦の意味素性という視点からの「かよ」の規定は「かよ」をとらえる上で有効なのではないかと思われる。

2.2 「話し手の判断保留・判断放棄」、「情報を話し手の管理下にないものとして差し出す」とは

2.1で述べたように、滝浦は「か」の意味素性を［−話し手］であるとし、その意味は、「話し手の判断保留・判断放棄」であるとしている。このとき、話し手は、「情報を話し手の管理下にないものとして差し出している」ということである。ここでは、「話し手の判断保留・判断放棄」、「情報を話し手の管理下にないものとして差し出す」とは、どのようなことかを検討する。

「あの人は誰ですか」のような文における「か」は、「あの人が誰か」という情報が明らかに話し手にないとき、つまり、情報が話し手の管理下にない場合に用いられる表現である。このとき話し手は当然、判断を保留ないしは判断を放棄せざるを得ず、聞き手に判断をゆだねる。つまり、情報を求めて聞き手に問うことになる。

しかし、「か」が用いられた文を見てみると、情報が話し手の管理下にない場合でも、その発話が「話し手の判断保留・判断放棄」であるとはとらえがたい場合もある。たとえば、朝起きて、雨が降っていることに気づいたとき発する「雨か」のような文である。確かに、「雨が降る」という事態は、話し手の管理下にないできごとではあろう。しかし、話し手は雨が降っていることを自分の目で見、自分の耳で聞いて判断できる。雨が降っているという事態に対して、判断を保留したり放棄したりすることはない。それは、同じ事態で話し手は、「(ああ) 雨だ」のように、断定表現を用いた発話をすることができることからも明らかである。このとき話し手が「か」を選択したということは、「情報を話し手の管理下にないものとして」、つまり、話し手の判断を保留ないしは判断を放棄したものとして差し出したことを意味しているのだろう。

では、「こんなところで働いてられっかよ。」のような発話はどうだろう。ここでの情報「こんなところで働いていられるかどうか」は、明らかに話し手の管理下にある。管理下にある以上、判断を保留したり放棄したりする必要はないはずである。それにもかかわらず、話し手はその情報を「話し手の管理下にないものとして差し出し」ている。話し手が自ら判断できることであるのに、判断を保留あるいは放棄する表現をとっていることになる。そのことが反語という修辞的な用法として表現されていると思われる。

このように「か」を文末にもつ文といっても、情報の管理や判断の保留という視点から見てさまざまな現実の姿があり、それを話し手はゆるやかにとらえて自在に表現していることがうかがわれる。

このことは、滝浦が、これまでの「ね」や「よ」の研究が現実の知識状態や認識状態、情報の帰属関係を反映するものとして用法を説明しようとしてきたために、現実の用法をとらえきれていないこと、終助詞の用法は、現実の反映ではなく、現実を易々と超え出るものであると

していること（p. 131）に通じるものであろう[2)]。

「かよ」をとらえるにあたっては、滝浦の言うように、「現実とそれを言語的に表現する話し手の“見なし方”との関係」（p. 131）が問われなければならないのだろう。

3　終助詞「か」の用法と「よ」が付与される条件

文末に「か」をもつ文への「よ」の付与には制限があるようだ。そこで、ここではまず、「か」の用法をあげ、次にそれらに「よ」が付与される条件を明らかにする。

3.1 「か」の用法

終助詞「か」の用法として、辞書あるいは日本語参考書等にあげられているものに、質問、疑い、勧誘、依頼、納得、反語、非難、意外、驚き、発見などがある[3)]。終助詞「か」の語用論的意味にどのようなものをたてるかは、辞典や参考書によってさまざまであり、一致していない。そこで、ここでは最大公約数的なものを示すにとどめる。

それぞれの例は以下の通りである。

⑴　山田さんですか。（質問）
⑵　ほんとうに明日ですか。（疑い）
⑶　これ、やってくれませんか。（依頼）
⑷　あした、行きませんか。（勧誘）
⑸　そうか。（納得）
⑹　誰がやるか。（反語）
⑺　また、カレーか。（非難）
⑻　本当にレゴで作ったのか。（驚き・意外）
⑼　こんなところにあったのか。（発見）

これら「か」の付与された文は、大きく上昇イントネーションをもつ文と下降イントネーションをもつ文に分類できる。質問、疑い、依頼、勧誘は上昇イントネーションをもつ文であり、納得、反語、非難・意外・驚き、発見は下降イントネーションをもつ文である。

上昇イントネーションをもつ文は、いわゆる聞き手伺いの文（対話の相手から情報を得るために発せられる文、以下、聞き手伺いの文とする）であり、下降イントネーションをもつ文は、聞き手伺い性のない文（何らかの形で情報を受け取って発せられる文で、相手の答えを必要としない文。以下、独り言的文とする）である。独り言的な文といっても、聞き手の耳に届くことを期待して発話される場合もあり、独り言的であっても完全に独り言とは言えない場合

もあることは言うまでもない。

以下、これらの文に「よ」を付与することができるかどうかを見ていく。

3.2 聞き手伺い文への「よ」の付与

まず、丁寧体における「よ」の付与の可能性を見てみる。

⑽ 山田さんですかよ。(×)(質問)

⑾ ほんとうに明日ですかよ。(×)(疑い)

⑿ これ、やってくれませんかよ。(×)(依頼)

⒀ あした、行きませんかよ。(勧誘)(×)

以上に見るように、丁寧体では、いずれの場合も「よ」は付与されない。

次に普通体の場合を見てみよう。

⒁ 山田さんかよ。(×)(質問)

⒂ ほんとうに明日かよ。(×)(疑い)

⒃ これ、やってくれないかよ。(×)(依頼)

⒄ あした、行かないかよ。(×)(勧誘)

普通体においても、上昇イントネーションを保った形での、つまり聞き手伺いの質問や依頼などの文としては、「よ」の付与は非文となる。

確かに、

⒅ 山田かよ↓。(○)

⒆ 本当に明日かよ↓。(○)

のように、下降イントネーションで用いられる場合は「よ」が付与されても非文ではない。しかしながら、普通体に「か」が付与された「山田か。↑」は質問であるが、「山田か↓」は、もはや質問ではなく、驚きや非難、意外性とでもいった意味が現れる。勧誘、依頼を表す「か」の場合には、下降イントネーションであっても「よ」が付与されることはない。

⒇ これ、やってくれないかよ↓。(×)

(21) 明日行かないかよ↓。(×)

ここから、疑問、質問、勧誘、依頼のような、上昇イントネーションをもった聞き手伺い文では、丁寧体・普通体に関わらず「よ」は付与されないことがわかる[4)]。

聞き手に答えを要求する聞き手伺い文に「よ」が付与されないのは、聞き手に答えを求めることと「よ」の働きが矛盾するからである。終助詞は文末におかれて、文の姿勢を最終的に決定する機能を持っているものだが、上昇イントネーションをもった質問文に「話し手の管理下にある情報を一方的に伝える」機能をもつ「よ」が付与されると、その文は、問いかけの文で

はなくなってしまう。聞き手に問いかけておきながら、それに「よ」を付与することは矛盾する発話行為なのだ。

3.3　独り言的文での「よ」の付与

では次に、「か」を文末にもつ独り言的文に「よ」が付与できるかどうかを見てみよう。独り言的文とは、普通体で発話され、かつ下降イントネーションを持った文である。独り言文であるからには丁寧体はない。以下に見るように、独り言文には「よ」の付与が可能である。

㉒　そうかよ。(○)(納得)

㉓　誰がやるかよ。(○)(反語)

㉔　また、カレーかよ。(○)(非難、質問)

㉕　本当にレゴで作ったのかよ。(○)(驚き・意外)

㉖　こんなところにあったのかよ。(○)(発見)

3.2と3.3をまとめると、「よ」は「か」を文末にもつ丁寧体の文とは共起せず、聞き手伺い文とは普通体であっても共起しない。「か」を文末にもつ文に「よ」が付与されるのは、発話が情報を求めてなされるのではない場合であり、言い換えると、「よ」は、「か」を文末に持つ独り言的な文のみで用いられるということである。したがって、滝浦の言う「かよ」の意味素性は、独り言的文のみで成立するということになる。

3.4　「よ」の付与による意味の変化

ところで、「か」を文末に持つ独り言的文への「よ」の付与は、意味の変化をもたらすのだろうか。

納得や発見といわれる用法では、例㉗㉘に見るように、「よ」の付与により意味にある変化が、たとえば「疑い」とでもいった意味が付与されるように感じられる。

㉗　そうか。(納得)→そうかよ。(納得？)

㉘　こんなところにあったのか。(発見)　→こんなところにあったのかよ。(発見？)

これは次のように考えられる。「そうか」は「そうであること」の、「こんなところにあったのか」は「こんなところにあったこと」の判断を保留することであった。判断を保留するとは、話し手が受け入れをためらっていることであり、それは、疑いを残すことでもある。つまり、納得の「そうか」や発見の「こんなところにあったのか」は、もともと疑いを含んだ納得なり発見であり、状況によっては非難なり、意外性なり驚きなりを表現することとなる。独り言でとどめられるはずの納得や発見を表わす発話は、「よ」の付与により「一方的に言明」されることで、疑いが顕在化されるのだと言えるのではないか。

反語、非難・意外・驚きといった用法で意味の変化が感じられないのは、すでに疑いの意味を強く含んだ用法としてとらえられるからであろう。

⑵⑼　誰がやるか。（反語）　→　誰がやるかよ。（反語）

⑶⑽　また、カレーか。（非難）→　また、カレーかよ。（非難）

⑶⑴　本当にレゴで作ったのか。（驚き・意外）→　本当にレゴで作ったのかよ。（驚き・意外）

4　「現実とそれを表現する話し手の“見なし方”との関係」が生み出す意味

情報が話し手の管理下にある、あるいは、ないということは、あくまでも話し手の「みなし」である。滝浦（2008: 131）も述べているように、私たちの行っている発話行為は、現実に縛られたものである必要はなく、自由性に満ちたもので、終助詞の使用もこの概念に支えられている。この、話者の自由な言語使用がさまざまな意味を生みだしている。

このような考えに立って、ここでは「情報を話し手の管理下にないものとして差し出す」こと、そして、「判断を保留ないしは判断を放棄」することが非難や意外性、驚きといった意味とどう関わるのかを考察する。

4.1　情報が話し手の管理下になく、判断できない場合

⑶⑵　学生Ａ：来週テストだってよ。

学生Ｂ：マジかよ。

学生Ｂにとって、来週試験があることは、自分の管理下にない情報であり、自分の判断の埒外にある。学生Ｂは受け入れるしかないが、しかし、受け入れたくない情報であることが「マジか」で表わされる。そして、「よ」の付与された「マジかよ」は独り言の域を超えて、聞き手に話し手の不満を伝えるものとなっている。

4.2　情報は話し手の管理下にないが、判断できる場合

⑶⑶　（用意された夕食を見て）またカレーかよと妻に言ったらご飯が作ってもらえなくなりました。m.chiebukuro.yahoo.co.jp/detail/q12108284007

この場合、「またカレーである」ことは、話し手の管理下にはない情報である。話し手は、当該の情報を自分の管理下にないものとして差し出している。

ここで問題になるのは、「判断を保留ないしは放棄」するとはどういうことか、という点である。確かに情報（夕食がカレーであること）は話し手の管理下にない。しかし、話し手にとって「またカレーであること」は、その場で、自分の目で見ているのであるから判断できな

いということはない。

このとき話し手は、夕食がカレーであることを見て、「あ、カレーだ」とも「また、カレーか」とも言うことができる。このとき、「あ、カレーだ」と「また、カレーか」では、話し手の事態へのとらえ方が異なる。夕食がカレーであることを受け入れたときは、「カレーだ」になるし、カレーであることを受け入れたくないときは、「カレーか」になる。つまり、「カレー」であることを受け入れたくない、受け入れていないことを「か」を用いることによって（判断を保留する態度をとることによって）表現しているのである。そして、その不満を自分の内にとどめるのではなく、「よ」を用いて表明している。

次に、2.2であげた例をもう一度見てみよう。

⑶④　（朝起きて、雨が降っているのを見て、独り言で）今日も雨かよ。

このとき、確かに雨が降っているという事態は、話し手の管理下にない。しかし、雨であることは、見れば判断できる。降っている雨を見て、雨が降っていると判断できないということはない。このとき、話し手は、「あ、雨だ」とも「なんだ雨か」とも言うことができる。

ここで、問題は、例⑶③と同じく、話し手が、雨が降っている状況をどう表現しようとしたかではないだろうか。つまり、「雨だ」も「雨か」も話し手の心的態度の表明であり、「雨だ」というときは、話し手が、雨が降っていることを受け入れていることを表わしている。一方、「雨か」というときは、雨であると判断しているのに判断できないと表明することで、情報を受け入れていない、受け入れられないことを表明している。そして、そのことによって不満が表わされるのではないか。

次の例ではどうか。

⑶⑤　これもレゴで作ったのかよ。rocketnews24.com/2013/12/02/392393/

レゴを知っていれば、レゴで作ったということは一見して判断できる。判断できるのだけれども、「か」を用いることで、判断を保留すること、つまりレゴで作ったことを受け入れられないこととして発話する。それが「驚き」の表出になる。その「驚き」を「よ」を用いて伝えている。

⑶⑥　なんだ、山田かよ。

「山田か↑」は、情報が話し手の管理下になく、聞き手に判断をゆだねている発話である。しかし、下降イントネーションで発話される「なんだ、山田か」は、見た瞬間「山田」であることはわかって発話される。確かに、「山田である」という情報は、話し手の管理下にないとしても、話し手は判断ができないわけではない。このとき「山田かよ」は、「判断できること」を「判断できないこととして言明する」ことで、驚きや意外性を表わすものとなっている。

4.3　情報が話し手の管理下にあると思われる場合

(37)　こんなところで働いてられっかよ。

2.2でも触れたこの例では、「こんなところで働いていられるかどうか」という情報は、話し手自身の管理下にある情報である。しかし、「か」を用いて「情報は話し手の管理下にないもの」として差し出すことで、「判断を保留あるいは放棄」していることを表明している。この例は、いわゆる反語であるが、反語とは、判断を放棄する態度を示すことで、「受け入れないこと」を表現するものなのではないか[5)]。そして、「よ」を用いて、聞き手にそのことを伝えている。

(38)　とんでもない。カネで魂を売るかよ。カネでふるさとを売れるかよ。当然です。今だけがよいわけじゃないですよね。

www.huffingtonpost.jp/.../taro-yamamoto-nago-election_n_4613842.ht...

この反語表現でも、「カネで魂を売るかどうか」の情報は話し手のものであり、話し手は「か」を用いることで「カネで魂を売る」ことが判断できないこと、つまり、受け入れられないことであることを述べている。

(39)　おまえ、フライ、知らねえのかよ。

これは、相手の「フライを知らない」という発話に対して発せられたものである。話し手は、聞き手が「フライを知らない」ことを知り、そのようなことはありえない、信じられないと思っている。ここには、話し手の驚きや意外性が表わされている。

5　「かよ」を文末に持つ文の「ぞんざいさ」はどこからくるのか[6)]

以上、終助詞の連接形「かよ」の用法について見てきたが、「かよ」の使用に「ぞんざいさ」が感じられるのは、次のような理由によるのではないだろうか。

終助詞「か」も「よ」も、単独で使われる場合は丁寧体とも普通体とも共起する。しかし、上で見てきたように、終助詞「か」で終わる文への「よ」の付与には制約があり、連接形「かよ」は丁寧体とは共起せず、普通体にのみ付与される。また、普通体であっても「質問、疑い、依頼、勧誘」の文には付与されず、「不満、反語、非難、意外、驚き」などを表わす独り言的文に付与される。

普通体に付与された「か」が驚きや意外、不満といった意味を持つのは、情報が話し手の管理下にある場合もない場合も、「か」が「判断保留あるいは判断放棄」を表現することによる。この「判断保留あるいは判断放棄」は、「情報を受け入れたくないこと」「認めたくないこと」につながり、そこから、「不満、反語、非難、意外、驚き」などの用法が出てくる。

独り言的文という本来聞き手の存在を前提にしていない、聞き手から情報を得ることを目的としていない発話は、「よ」が付与されることで、聞き手に向かってなされた発話になる。独り言的用法でも純粋に独り言なら失礼さは発話者個人にとどめおかれる。しかし、対話的終助詞である「よ」を付与することは、独話にとどまるべき（とどめるべき）情報をあえて相手に伝えようとすることである。相手からの情報を保留し、受け入れを拒否し、情報を受け入れられないことをあえて告げようとすることは、丁寧に遇すべき相手ではないという取り扱いをすることにもなってしまい、失礼さ、ぞんざいさが表出されるのではないだろうか。

注

1）滝浦によれば、「＋話し手」「−話し手」における「＋」「−」の意味は次の通りである。

＋：当該の情報が話し手または聞き手の管理下に［現にある／あるべきだ／あると見なす／etc.］という話し手の構え

−：当該の情報が話し手または聞き手の管理下に［現にない／あるべきでない／ないと見なす／etc.］という話し手の構え

なお、芳賀（1954）は、「か」について、命題への疑いであるとし、ある事態について、話し手が疑っている、断定をためらっているのだとしている。断定をためらうのは、命題を受け入れたくない、認めたくないという話し手の心的態度の表れであろう。

2）「現実の知識状態や認識状態、情報の帰属関係を反映するものとして用法を説明しようとしてきた」とは、たとえば次のようなことを言う。次の例に見るように、終助詞「ね」は、話し手・聞き手ともに情報を共有している場合に使われ、「よ」は話し手のみが情報を持っている場合に使われている。

⑷⓪　（一緒に映画を見た友人に映画終了後）おもしろかったね。

⑷①　（まだ、映画を見ていない友人に）あの映画、おもしろかったよ。

しかし、いくつかの先行研究でも触れられているように（白川（1992）、蓮沼（1995）、田窪・金水（1997）、伊豆原（2001、2003）など）、現実の発話では、「ね」にも「よ」にも情報のありかを問わない用法がある。

⑷②　リポーター：えー、ここで今私が食べているのは黒鑞ピラフといいまして、何と真っ黒なピラフなんですね。

アナウンサー：黒鑞ピラフ。

リポーター：はい。（後略）　（伊豆原（2001）例：13）

⑷③　アナウンサー：まあ、10人にその一人（ええ）子どもたち、生まれたばかりの子どもが死んでいく（死んで）ってのが当たり前なんですね。

医者：そう、村の人は当たり前ですよ。　（伊豆原（2001）例：36）

3）「か」が文脈上もつ意味は、固定的なものでないことは当然である。たとえば、『日本語文法ハンドブック』には、語用論的意味の一つとして「発見」がたてられ、その例として「雨か」「納豆ってうまいじゃないか」があがっているが、両者とも「驚き・意外性」を表わしているとも言える。ここで、語用論的意味として、納得、非難、驚き等と名付けているが、現実の状況では、「発見」が、状況に応じて納得なり、非難

なりとして機能することは言うまでもない。

4）ただし、普通体で使われる

⑷4　問題は、誰がやるかよ。

のような疑問詞をもった文は、上昇イントネーションであれ、下降イントネーションであれ、聞き手伺い性をもつ。このとき、「問題は」という提題がなく、「誰がやるかよ」だけでは上昇イントネーションは成立しない。下降イントネーションであれば、聞き手伺いとも、独話的な反語表現ともなる。

5）『大辞林』によると、反語とは、話し手が自分の考えを強く言うために、主張と反対の内容を疑問の形で表現すること、である。

6）ぞんざいさが感じられない「かよ」もある。

半ば質問的、半ば独話的な次の文（例45）には、ぞんざいさがない。

⑷5　問題は、いつ、どこでやるかよ。

参考文献

伊豆原英子（1992）「『ね』のコミュニケーション機能」『日本語研究と日本語教育』名古屋大学出版会　pp. 159–172

伊豆原英子（1993a）「『ね』と『よ』再考―『ね』と『よ』のコミュニケーション機能の考察から―」『日本語教育』80　日本語教育学会　pp. 103–114

伊豆原英子（1993b）「終助詞『よ』『よね』『ね』の総合的考察―『よね』のコミュニケーション機能の考察を軸に―」『名古屋大学日本語・日本文化論集』 1 号　名古屋大学留学生センター　pp. 21–34

伊豆原英子（1994）「『よ』の使用と使用制約―情報と待遇性の関わりから「よ」の使用条件を考える―」『名古屋大学日本語・日本文化論集』 2 号　名古屋大学留学生センター　pp. 43–64

伊豆原英子（2001）「「ね」と「よ」再再考」『愛知学院大学教養部紀要』第49巻第 1 号　pp. 35–49

伊豆原英子（2003）「「よ」「よね」「ね」再考」『愛知学院大学教養部紀要』第51巻第 2 号　pp. 1–15

熊野七絵（2000）「文末の「カネ」の意味・機能―「疑いの表現」としての位置づけ―」『広島大学留学生センター紀要』10　pp. 31–41　広島大学留学生センター

白川博之（1992）「終助詞『よ』の機能」『日本語教育』77号　pp. 36–48

滝浦真人（2008）『ポライトネス入門』研究社

田窪行則・金水敏（1996）「対話と共有知識―談話管理理論の立場から―」『月刊言語』Vol. 25 No. 1　pp. 30–39

芳賀綏（1954）「陳述とはなにもの？」『国語国文』23巻 4 号　pp. 47–61

蓮沼昭子（1995）「対話における確認行為―「だろう」「じゃないか」「よね」の確認用法―」『複文の研究』下　くろしお出版　pp. 389–419

『日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク

『日本国語大辞典』（第 2 版）小学館

『大辞林』（第 3 版）三省堂

KOTONOHA 現代日本語書き言葉均衡コーパス『少納言』

用例の出典

検索エンジン Google による。検索時期は2014年 3 月である。その他の用例は作例である。

国民体育大会が抱える課題

境田雅章・伊藤裕顕・河村和徳

1．はじめに

スポーツは、「自己表現」「自己実現」の一形態として捉えられるが故、他者に強要されたり、干渉されたりすることは望ましくない。そのため、スポーツは私的領域に属する営みと言えるだろうし、スポーツにおける実践はあらゆる者が平等に享受できる基本的な権利と位置づけられている[1)]。

そもそも、スポーツが有する「普遍的価値」「根源的魅力」とは何であるか。スポーツは時として肉体的にも、そして精神的にも困難を伴うが、決して苦役ではない。スポーツをすることで個人が自己実現する過程で、爽快感や達成感がもたらされるからである。また、スポーツは、そのエンターテインメント性から「非日常」的な空間・時間を創出する可能性を秘めており、スポーツが行われている現場では、日常生活における価値観や主義主張、嗜好を超越して、一体感が醸成される（鈴木・戸苅 2004）。オリンピックやサッカーのワールドカップ（以下、W杯）といった巨大スポーツイベントは、メディアを通じて、遠くの見知らぬ他人との気持ちを結びつけ、絆を深める体験をもたらす。もし、スポーツに関わる者全てが、これらの感覚を共有しているならば、スポーツは高潔で、かつ快適な社会的営みとして広範な支持を受けるだろうし、さらなる発展を遂げると言えるであろう。しかしながら、そうした理想と現実は乖離していると言わざるをえない。近年、ビジネスのためのスポーツ、すなわちスポーツがマーケティングツールへと化し、商業主義化が著しい。

そうした傾向を促したのがテレビである[2)]。テレビは、放送権料などマネーパワーを盾に、自社の収益に寄与する高視聴率が期待できる競技・種目を選別した[3)]。「テレビ放送がある競

技は『メジャー』、そうでない競技は『マイナー』」という感覚が我々の中にあるが、それはそうした選別の結果である。そして、テレビによる格付けは、スポーツを支える側の営みに多大な影響を与えることになる。メジャー競技にスポンサーが集中し、マイナー競技では支援を得られないという事態が発生するからである。スポンサーが望めない競技・種目は、必然的に、行政への依存度が高まることになる。

ただ、行政によるスポーツへの支援は、無条件・無制限ということはありえない。納税者の理解が得られないからである（杉山・河村 2015）。行政の支援により、競技環境が向上・維持されることになるが、まちづくり同様、「金を出すなら口も出す」のが行政の行動原理である（河村 2009）[4]。

加えて、公的支援を行う以上、一定の成果を求めるのが行政のスタンスである。スポーツの場合、成果を評価する基準は様々であり、柔軟であるべきである。ただ、スポーツをすることに伴う満足感や達成感は、数値化が難しい。そのため、行政はしばしば可視化できる「勝利」「経済効果」を重視してしまうことになる。言い換えれば、行政は税を原資に活動するが故に結果至上主義に陥りやすく、経済性重視に偏りがちになりやすいのである。

また行政の中には、スポーツの持つ一体感醸成効果を、愛国心や郷土愛向上に利用したいという志向を持つ者もいる。近年は個人主義化が進み、伝統的価値観が希薄化し、家族や地域の絆が失われつつある。そうした点で、スポーツ振興は、愛国心や郷土愛を喚起し、人とのつながりを再活性化させる政策手段の1つとなりうる。そして、それらを最大限に活用するために有効であるのが、大舞台の誘致であり、また大舞台での勝利となる[5]。

こうした行政の志向も、結果として支援を「受けられる競技」と「受けられない競技」の二極化を生む原因となるのである。

メディアと行政の2者によって競技が選別・格付けされることは、日本スポーツ界が抱える最大の課題と言っても過言ではない。しかしながら、スポーツ界がそうした環境を改善させるのは容易ではない。「スポーツはいいものだ」という主張から脱しきれず、またスポーツ界のみの上下関係などに縛られているからである。社会が変化しているのに、年功序列・前例踏襲主義に固執することで改革が進んでいない競技団体も少なくない[6]。

スポーツ界が時代の変化に適応できていない最大の象徴が、国民体育大会（以下、国体）である。「国民体育大会」の名称に反して、「盛り上がるのは開催自治体と参加者だけ、というのが実情」と言って差し支えない。不要の声も一部で囁かれる中、規模だけは大きいイベントを維持したいがため、主催者である日本体育協会（以下、日体協）は改革を重ねてきた。ただし、その改革は小手先レベルのものであり、結果的に国体の存在意義を低下させている[7]。

本稿では、現在行われている国体の存在意義は著しく低いという問題意識に立ち、諸々の問

題点を指摘することにしたい。また、本稿の最後で東日本大震災被災地で行われる2016年岩手県開催の「希望郷いわて国体」の意義にも触れ、議論を深めたいと思う。

2．国体が抱える構造的問題

2.1　乖離と矛盾

国体開催の根拠は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に求めることができる。スポーツ基本法は、従来のスポーツ振興法（昭和36年法律141号）が全面的に改訂されたものであるが、国体に関する規定に大きな変更点はない。

国体の主催者である日体協の国体の目的や位置づけ等は、2003年に着手した国体改革の取り組み[8]からうかがい知ることができる。日体協は、「最大」「最高」にこだわるスタンスを採っている。たとえば、最新の改革案、「21世紀の国体像〜国体ムーブメントの推進」[9]では、従来の内容を踏襲し、以下のように定めている。

> 目的　大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。
>
> 性格　大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。
>
> 以上を踏まえ、大会の位置づけとして 3 点を掲げている。
>
> 1．各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会
> 2．国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会
> 3．将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

国のスポーツ基本計画[10]においても国民体育大会を「将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会」と位置づけている。

ただし、国や日体協のスタンスと、実態の間には乖離と矛盾が発生していると思うのは、筆者らばかりではないだろう。国や日体協が「最大」「最高」「トップレベル」を掲げても、国体は各競技の頂点を決める大会とはなっていないからである。競技団体は例外なく、別途「日本選手権」を開催しており、そこでの優勝チームないしは選手を「日本一」「最高」と定めている。たとえば、男子サッカーであれば、プロとアマが対戦できる唯一の大会で、正月に国立競

技場で行われる天皇杯全日本サッカー選手権大会の優勝チームが、その年度の日本一と位置づけられている。すなわち、国体はあくまで、総合スポーツ大会という「場」として「最大」「最高」にすぎないのである。言い換えれば、大半のトップアスリートが、世界大会のカレンダーを意識して競技を行っている今、彼らにとって国体はローカルな一大会なのである。

国体と競技別日本選手権の関係は、オリンピックと世界選手権・ワールドカップ（以下、W杯）の関係と相似的である。オリンピックは1988年のソウル大会までは、出場選手が広義のアマチュアに限られていた（内海 2007, 68–75）。その後、「世界最高の大会」を旗印にプロアマオープン化が図られ、1992年のバルセロナ大会ではバスケットボールなどでプロスター選手によるドリームチーム参加が実現している。しかし、サッカー男子はオリンピック参加に年齢規制をかけることでW杯が格上であることを明示化しており、またテニスもオリンピックより全豪・全仏・全英・全米のグランドスラム大会の方が格上と認識されているのが現状である。

それにも関わらず、オリンピックの評価が高いのは、国体同様、総合スポーツ大会であるためである。また、1896年に第1回夏季大会が行なわれたという歴史的経緯や、4年に1度としか行われない希少性、そして異種競技のトップアスリートが同一都市に集結する祝祭性は、全世界から注目を集める要因となっている。

一方国体は、毎年開催されるため希少性に乏しく、相撲のように成年優勝者にプロ（大相撲）へ進んだ場合の番付上位保証というインセンティヴを与える種目も一部に留まっている[11)]。

国体は、総合スポーツ大会であるため、参加者が「最大」の大会であり続けるだろうが、「トップレベル」の大会になることは極めて困難なのである。

2.2　首長からの簡素化圧力

国体は総合スポーツ大会である以上、参加人数も使用施設も大規模にならざるをえない。別の見方をすれば、大規模であることが国体の「最大の魅力」もしくは「存在意義」と言える。

しかしながら、多種多様な競技種別を実施することは、開催自治体に多大な出費を強いることになる。とりわけ、国体開催のために整備した競技施設の維持管理費（ランニングコスト）は、地方自治体にとって頭を悩ませる大きな課題となるし、競技人口の少ないスポーツのための施設は、国体が閉幕したら利用の目処が立たない事態に陥る。

国体にはこうした財政問題を構造的に抱えている。そのため、地方自治体を預かる首長から、国体の簡素化を求める声が徐々に挙がるようになった。2002年には夏季・秋季大会（よさこい高知国体）の開催県である高知県の橋本大二郎知事（当時）が国体の現状を痛烈に批判

し[12]、その年末には全国知事会が国体の見直しを求める緊急決議を採択した[13]。全国知事会からの圧力もあり、日体協は2003年3月から、「新しい国民体育大会を求めて〜国体改革2003〜」を皮切りとする改革への取り組みを開始することになったのであった。

国体改革2003では、それまで40あった正式競技を2008年までに38に削減し、毎年開催34、隔年開催4[14]に分割した。そして隔年開催では、一大会あたり2競技を実施するものとし、さらに開催自治体がさらに1競技を選択できることにした。さらに、参加選手数も削減したのであった。

その結果、国体のスリム化は若干ではあるが進展した。しかしながら、チーム数、選手数の削減により、最低でも全国9ブロック代表＋開催地代表の10チームで争われていたものが、8チームになってしまった競技種目[15]が生じるなど、対症療法的な改革によって新たな問題が生じることになった。

自治体からの簡素化圧力と、日体協が金科玉条とする「最大」は、正にトレードオフの関係である。どちらかを犠牲にしなければ、もう一方を達成することはできない関係なのである。

2.3　国体とインフラ整備

重い財政負担から国体に対する簡素化圧力は強まる傾向にある。それにも関わらず、本大会の開催誘致を試みる自治体は多い。なぜ、自治体が国体開催に名乗りを上げるのか。その背景には、国体を名目にスポーツ施設を含めたインフラ整備をしたい自治体側の思惑があると思われる。

2014年サッカーW杯ブラジル大会でインフラ整備の遅れが注目されたが、大規模なスポーツ大会を開催するにあたっては、施設の新設・改修だけでは不十分であり、交通手段等、会場周辺のインフラ整備がセットになるのが基本である。すなわち、大規模スポーツ大会の開催は、当該地域のインフラ整備を行う正当性を付与する「錦の御旗」なのである。加えて、国体は三大行幸[16]の1つに位置づけられており、天皇・皇后両陛下が必ず来臨するスポーツ大会である。そのため、「天皇、皇后がお見えになるビッグイベントだから、大型公共投資は許される」という理屈が通りやすい。

既に国体は一巡してしまっているが、開催誘致活動が下火にならないのは、国体を名目に一巡目に整備したスポーツ施設の老朽化対策を行いたいからであろう。財政環境が厳しい中、住民からの反発を抑えるための手段として国体が利用されていると言ってもよい[17]。大会を誘致した自治体の思惑は、国体開催にあたっての当該自治体の基本目標からうかがい知ることができる。たとえば、2014年度の本大会開催地である長崎県は「国体開催の意義」の中で、「交通網の整備やまちづくりなどの様々施策と相まって、交流とにぎわいのある郷土（ふるさと）づ

くりを推進すること[18]」を明言している。

繰り返し述べているように、競技スポーツ最大の魅力は、達成感や爽快感に加えて、価値観や主義主張、嗜好の異なる様々な人々の気持ちをひとつに統合する一体感にある。しかし、スポーツの魅力を数値化し具現化させることは難しい。

名目は何であれ、スポーツ関係者にとっては、国体を機に競技施設が充実し、競技力を向上させるきっかけになることは好意的に評価すべきである。ただ、国体という「宴」の後には、再利用の見込みが薄い巨大施設とそれに付随する借金が残る可能性も否定できない。またスポーツ施設建設も贈収賄事件の舞台になっていることも我々は無視してはならない（竹内・神徳 1997）。

2.4 「助っ人」問題

都道府県対抗という形式を採る以上、「地元勢が勝てば大会は盛り上がる。経済効果も上がる。だから、いかなる手段を使ってでも勝て。」という発想はどうしても生じやすい。「美しい負け」を否定し、勝利にこだわる雰囲気が醸し出されるのである。

そうした結果至上主義を具現化する手段として用いられるのが、「助っ人」の活用である。手っ取り早く結果を出すため、開催数年前から国体強化費を予算計上し、実力がある選手や指導者を県外から任期付きで招聘するのである。開催地がほぼ例外なく天皇杯を獲得しているのは、こうした事情があるからである。ただ、こうした助っ人の活用は、正々堂々という発想とはほど遠い。

都道府県内にチームで選手が継続的にトレーニングを続けているなら、まだましである。2011年本大会を開催した山口県は、前年の千葉大会で、山口県内に居住実態がない選手35人を出場させていた[19]。競技団体が選手と業務委託契約を結び、都合の良い環境がある場所で選手は練習を行い、国体予選と本大会のみ、「山口県代表」を名乗るという手法を用いたのである。この問題発覚以降、参加資格の厳格化に改革は進められるに至ったが、おそらく山口県だけがしていたのではなく、どこも似たり寄ったりであったと思われる。

成果至上主義の最大の問題は、国体閉幕後に自治体が手のひらを返した対応をする点にある。それは、国体が終わると、当該自治体の総合得点はほんの数年で国体強化前の水準に戻ってしまうところからよくわかる[20]。たとえば、秋田県を例にとると、2007年の地元国体では天皇杯で2673.5点、皇后杯で1148点を獲得した。しかし、翌年の大分大会では天皇杯991.5点に急降下した。そして、2013年東京大会では774.5点、2014年長崎大会では769点、そして2015年和歌山大会では774.5点と低迷している。これが典型的な「国体の真実」である。

国体終了後、強化予算は激減し、助っ人たちは契約解除の憂き目にあう。もしくはプレーの

場を失い、その地を去っていくのである。助っ人は正に消耗品、使い捨てにされているのである。焼き畑農法的なことが、各地で繰り返されているのである。

3．マイナー競技にとっての国体

メジャー競技から見れば、国体の存在意義がどんどん乏しくなっている。しかし、国民の認知度が低いマイナー競技にとっては、国体は普及及び強化を図る上で極めて貴重な機会となる。事実、国体を契機に認知度が上がり競技力向上につながった競技として、フィールドホッケーを挙げることができる。

フィールドホッケーの歴史は古く、日本代表がオリンピックに出場した過去もある。しかしながら、同じイギリスを起源とするラグビーなどに比べ、競技人口は非常に少ない。そのため、国体のホッケー会場は大概、ホッケーには縁がないといってよい過疎地が割り当てられる傾向にあった。

しかしながら、ホッケーを開催する自治体はこうした傾向を逆手に取り、小さな町村だからこそシンボリックな競技を根付かせ易いことに着目し、「ホッケーの町」づくりに注力したのであった。その走りと言えるのが、1970年の岩手国体（みんなの国体 のびゆく岩手）の開催地である岩手町である。1981年の滋賀国体（びわこ国体）の開催地である伊吹町（現米原市）や、1982年島根国体（くにびき国体）開催地である横田町[21]（現奥出雲町）なども、ホッケーを事実上の町技として住民への普及、定着を図った。こうした鄙の自治体の取り組みの結果、数多くの日本代表が生まれることとなり、女子の連続オリンピック出場[22]につながっている。近年、景気の悪化の煽りを受けて実業団チームが廃部する傾向が顕著であるが、ホッケーの競技力が低下しないのは、草の根型で底辺が拡大した結果と言えるだろう。

近年の国体は予算抑制、簡素化の流れが進んでいる。そして前述したように、毎年実施競技は34に抑制され、 4 競技は隔年開催となった。都道府県支部の組織状況や競技人口を検討して、日本体育協会が格付けを行った結果、隔年開催競技は「銃剣道」「なぎなた」「トライアスロン」「軟式野球」となった。マイナー競技にとって、近年の国体改革はマイナスに作用する可能性が高い[23]。

たとえば、競技人口が多い軟式野球[24]にとってこうした改革は格下げ以外何ものでもない。日体協に加盟していない高校野球が特別実施競技の扱いを受けていることを考慮すれば、極めて不条理と言えよう。銃剣道は、その競技形態の特異性から、国体から除外されるといよいよ認知度が低下し、存在意義を失うことになりかねない[25]。なぎなたも似たような状況にある。簡素化という名の下に進められる実施競技の「選択と集中」は、マイナー競技にとって死活問

題となっているのである。

「最大」「最高」「トップレベル」に固執すると、費用の面から競技をメジャーかマイナーかの格付けをせざるを得ず、結果として競技間格差を助長する結果になっているのである。

４．東日本大震災被災地での開催――岩手大会の意義

国体本大会は、原則、都道府県の持ち回りであり、岩手県では二巡目の国体（希望郷いわて国体）開催が決まるのは、既定路線と認識されていた。震災前、県はスケートやアイスホッケー、スキーを実施する冬季大会と併せ、完全国体の実施を打ち上げた。しかし、2011年3月11日の東日本大震災発生による被害は大きく、震災直後、岩手県は大会の延期（もしくは返上）に大きく傾いたのであった[26)]。競技団体や市町村の強い要望によって、紆余曲折の末、予定通り国体を開催することに落ち着いた[27)]が、ただ、岩手県は、人材拠出や財政出動は最小限に留め、不足分は民間支援で補うことを開催の条件としたのであった。震災復興最優先を理由に、「ヒト」「モノ」「カネ」を丸抱えする従来方式での国体開催は不可能、と主張したのである。これを肯定的に考えるならば、「官民協働」に重きを置いた新しい方式による国体開催を志向したのである。

4.1　民間提供による大会実施費用の捻出

2016年希望郷いわて国体の最大の懸案は実施費用である。実施費用のうち、賄いきれない部分は募金と企業協賛で補填することになっている。

大会ホームページ[28)]によれば、企業協賛は、協賛金や物品等の提供金額によって6つに区分されている。1000万円以上を提供した企業は最高位の「国体パートナー」、協賛金500万円～1000万円未満もしくは500万円相当額以上物品等を提供した企業は「オフィシャルスポンサー」、協賛金100万円～500万円未満を提供した企業は「オフィシャルサポーター」、100万円相当額以上の物品等を提供した企業は「オフィシャルサプライヤー」となる。更に協賛金10万円～100万円未満の提供企業は「大会支援企業」、そして10万円相当以上の物品を提供した企業は「大会支援企業」となっている。協賛金や物品等にかかる費用は、期間の経過に応じて広告宣伝費として損金算入できるようになっており、またランクに応じて、呼称使用権や国体標章の広告使用、PR看板の設置、プログラム等への広告掲載、記者会見で出席者の背後に設置するインタビューボードへの広告表示などの特典がつく[29)]。

2016年3月9日現在、ローソン、北日本銀行、大塚製薬、三井住友海上火災保険、アシックスジャパン、JAいわてグループ、岩手銀行、ミズノが国体パートナーに決まっており、オ

フィシャルスポンサーに16社、オフィシャルサポーターに100社近くが名乗りを挙げている[30]。なお、岩手県の目算では、協賛金4000万円、寄付金1億円となっており（2013年度予算時点）、一方の県負担金は1億5719万1千円としているので、事実上、民間からの提供資金で事業予算の約半分を賄う計画を立てている。

「スポーツを民間が支える」という営みから見て、こうした取り組みは一定の意義がある。ただ、国体という場は、「経済効果創出の手段」「マーケティングツール」とみなされており、企業が支えるのは協賛することにメリットがあるからである。国体が終わった後に地域企業の支援や個人サポーターの援助によってスポーツが支えられるところまで昇華できるような形まで持っていけるのか。「岩手型国体」の課題である。

4.2　競技力向上に影を落とす東日本大震災の影響

企業スポンサーが支えるのは、基本的に大会実施費用の捻出である。開催自治体の競技力向上は、公的財源からの支出が主体となる。

これまで日本の競技スポーツは「企業丸抱え」「学校丸抱え（とくに私立）」の運動部が主体だった。企業や学校がスポーツの場を整えてきた、と言ってもよい。しかしながら、2つの時代的変化によって、公的支援への依存は強まることになった。1つは景気後退に伴い、企業がチームを丸抱えできなくなったという変化、もう1つはスポーツの商業化・グローバル化が進み、競技レベルは世界を意識したものになったという変化である。スポーツインフラを企業が手放す一方で、求められる競技スポーツの基準はあがり、その結果、これまで以上に行政に頼らなければならなくなったのである。

岩手県の場合、経済規模が小さく民間支援が手薄な上、自治体も総じて財政難である。人口減が進んでいるところに、東日本大震災が直撃した。通常、地元国体での選手強化は、公的領域の行政が主体になるのが基本であるが、岩手の場合、むしろ私的領域の民間企業に支援を求めざるを得なくなった状況に陥っている。

岩手県の財政不足は覆うべくもない。震災前、国体強化の目玉とされた多目的屋内練習場など、施設の新規建設は白紙撤回されたり、規模を縮小する方向で方針転換がなされていたりする。強化費も大幅縮減を余儀なくされている。たとえば、岩手県の競技力向上（強化）関連予算は、2011年度1億9680万円であったが[31]、翌2012年度は1億3060万円に大幅減額された。2013年度は2億734万9920円、2014年度は2億7538万6000円となったものの、この額は2007年に国体を行った秋田県の2013年度及び14年度予算よりも少ない額である[32]。

県教委の強化担当者は、既に地元県獲得が常識と化している天皇杯優勝を断念することを表明しており、現在のところ、目標は総合8位に下方修正されている。ただ、現在の予算レベル

を考えると、目標達成は不可能に近いであろう[33)]。

岩手県の場合、様々な条件が重なった結果、選手強化をはかることは難しい状況にある。しかし、そうした状況は、裏を返せば、これまでの悪しき伝統と決別するまたとない機会にもなりうる。筆者らとすれば、順位云々ではなく、希望郷いわて国体のホームページに掲げてある、県民運動として「東日本大震災津波からの復興に向けて全力で取り組んでいる最中での開催となりますので、「復興のシンボル」となる国体・大会と位置づけ、県民・企業・団体の皆さんと共に「オールいわて」で取り組んでいきたい」と記されていることをどう達成できるか、考えることが大事なように思えてしかたない[34)]。

5．おわりに

「地元開催の時だけ勝てばいい」との理屈では、スポーツは文化にまで昇華しない。インフラの整備ばかりに目がいき、結局、国体閉幕とともにスポーツ振興は下火になってしまうからである。競技スポーツの振興を「継続されるべき政策」の一環に組み込む点から考えれば、今の国体の仕組みは弊害の方が多いと言わざるをえない。選手強化が、国体という非日常的イベントに付随する「期限付き」の施策になってしまっている以上、いつまでたっても安定した競技力の向上は望めない。

競技力だけではない。分不相応な競技施設を起債までして建設し、たかだか10日間の非日常的イベントで使用する仕組みは課題が多い。県外から来た人々に称賛されはするが、宴の後に活用する目途は立たない。多くの自治体が立派なアリーナ、スタジアムを持て余し、維持経費の確保に頭を悩ませている。競技施設もまた、日常生活密着の観点を基本とし、継続的政策の中に位置づけて建設されるべきものである。

国立競技場の建設費用が問題になったが、これもこの話とは無縁ではない[35)]。国立競技場の稼働を良くしようとすれば、スポーツ以外のイベントへの流用を考えなければならない。しかし、それを考えるが故にアスリートの望むものから離れていき、オプションが必要になるが故に予算も予想以上にかかることになる。

スポーツ関係者が「他者感覚」を著しく欠いているため、スポーツのすばらしさを伝え切れていないところも考える必要があるのではないか。「我々はこんなにいいことをしているのに、なぜスタジアムや競技場の建設にみんな同意してくれないんだ」と思っているスポーツ関係者は少なくない。それを自治体内で公言し、自治体職員が苦い顔をすることもあると言う（杉山・河村 2015）。

他者の共感を得るためには、「他者の立場、論理」を理解しなければならない。行政や企業

に援助を仰ぐのであれば、行政、企業の現状をまず知ることから始めなければならない。競技スポーツ関係者の中には、子どもの頃からずっとスポーツ漬けの生活を送り、社会との接点を欠いている者や社会人としての常識を身につけていない者も少なくない。スポーツは多くの者に支えられることで成り立っているのであり、自分たちの言い分を一方的に主張しても周りは応えてはくれないことがわからないのでは、スポーツ庁ができたとしても、競技力の向上やスポーツ人口の底辺拡大は難しいのではないか。

国体が長く批判に晒されながら自己改革が一気に進まないのは、「他者の立場、論理」を関係者が理解できないことが背景にあろう。今、地方自治体の財政がどれほど厳しいのか、地域経済がどれほど疲弊しているのか、といった部分にも配慮できるスポーツ関係者を育てることが、大学スポーツ界に身を置く我々には求められているように思う。また、スポーツの枠を超えた幅広い知識・教養を身につけ、柔軟な発想による建設的思考に基づいたメッセージを発信できる世代をどうつくるのか、幅広く情報交換をしながら努力していきたいと思う。

注

1）体育及びスポーツに関する国際憲章第1条（UNESCO、1978年11月制定）を参照。

2）たとえば内海（2007, 171）などを参照。

3）そればかりではなく、ルールをテレビ放映に合うように変更する圧力にもなった。たとえば、サッカー競技においてゴールデンゴール方式（Vゴール方式）が各種大会で用いられなくなったのは、TV中継の都合と言われている。

4）そのため、自由保証と自由剥奪のアンビバレンスが不可避となる。この議論に関しては、たとえば竹内（2004, 156）などを参照。

5）内海は、スポーツと結びつく愛国心・郷土愛を「スポーツ的ナショナリズム」と表現する。彼によれば、スポーツ的ナショナリズムは、自分の所属する集団や社会、民族あるいは国民に対する親しさの感情であるという。このスポーツ的ナショナリズムは、時として市民的ナショナリズム（革命的、民主主義的ナショナリズム）や国家主義的ナショナリズム（国家への帰属意識・愛着の意識）に結びつき、政治利用へと転化する危険性があるという（内海 2007, 98–110）。

6）2015年5月末、9競技12リーグで構成する日本トップリーグ連携機構の川淵三郎会長はバスケットボール協会の改革が進んだ後、ハンドボール、ホッケー、バレーボールを名指してリーグ改革を行う意向を示した。このニュースは、スポーツ界の改革が構造的に進んでいないことを示唆していると言えよう。『朝日新聞』2015年5月30日（朝刊）。

7）たとえば、『朝日新聞』2013年1月30日（朝刊）。

8）これまでの主な国体改革の取り組みは、日本体育協会ホームページを参照。
http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/189/Default.aspx（2014年12月17日閲覧）

9）日本体育協会ホームページ。
http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/kokutai_movement_digest.pdf（2014年12月17日閲覧）

10）文部科学省ホームページ。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359_3_1.pdf（2014年12月17日閲覧）

11）自転車やゴルフにも成績上位者に対する特典がある。なお、国体で成年の部よりも少年の部の方が盛り上がるのは、高校生にとって国体での成績が進路（大学へのスポーツ推薦入学や実業団への入団）と直結するからである。

12）『朝日新聞』2002年10月10日（朝刊）。同じ記事の中で、玉木正之は「国体の役割は一巡した時点で終わっている、すぐにでも廃止すべき」という旨の発言をしている。

13）国民体育大会に関する緊急決議はダウンロードできる。
http://nga.bun.jp/opinion/kokumintaiikutaikai141219.pdf（2016年3月8日閲覧）

14）銃剣道、なぎなた、軟式野球、トライアスロンの4種目。

15）ホッケー成年などが該当する。

16）残る2つは、「全国植樹祭」と「豊かな海づくり全国大会」である。

17）そのように考えると、2020年東京オリンピックの誘致は、前回東京大会で整備された施設をリニューアルするとともに、臨海部を中心とした東京再開発の契機にしたいという思惑があったと解することができる。

18）長崎がんばらんば国体ホームページを参照。http://www.nagasaki-kokutai2014.jp/kokutai/about（2014年12月30日閲覧）

19）『朝日新聞』2011年2月16日及び同18日（朝刊）。

20）天皇杯順位及び得点は、日体協ホームページを参照。
http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/183/Default.aspx（2014年12月21日閲覧）

21）仁多町（現奥出雲町）と併催。

22）2004年アテネ大会で初出場を果たし、以後、2008年北京大会、2012年ロンドン大会、そして2016年リオデジャネイロ大会と出場権を獲得した。

23）ただし、トライアスロンは、公開競技から事実上の格上げと評価できるだろう。

24）全日本軟式野球連盟のホームページを参照。http://jsbb.or.jp/outline/teams（2015年10月13日閲覧）

25）全日本銃剣道連盟ホームページによれば、北海道・東北だけを見ても、青森県、秋田県、山形県には登録道場・クラブが存在しない。http://www.jukendo.info/doujoannai（2015年10月13日閲覧）

26）達増拓也岩手県知事（岩手県体育協会会長）は、東日本大震災発災1か月余の2011年4月25日、記者会見で開催は困難との見通しを語った。『岩手日報』2011年4月26日。

27）2011年12月6日に達増知事が本大会開催を表明し、2013年7月24日に日体協が開催を正式に決定した。その後、2014年1月15日に冬季国体開催も決定した。

28）希望郷いわて国体ホームページにチラシがアップロードされている。
http://www.iwate2016.jp/wp/wp-content/uploads/2014/09/ 協賛パンフ .pdf（2016年3月9日閲覧）

29）仕組み自体は、2015年開催の紀の国わかやま国体以前から行われているものである。2015紀の国わかやま国体ホームページを参照。http://www.wakayama2015.jp/common/sponsoreds（2016年3月9日閲覧）

30）http://www.iwate2016.jp/kyosan（2016年3月9日閲覧）

31）予算案は、3月11日の東日本大震災発生前に策定済みであった。岩手県ホームページを参照。
http://www.pref.iwate.jp/yosan/yosan/index.html（2014年12月30日閲覧）

32）秋田県のホームページによれば、秋田県の競技力向上関連予算は、2013年度2億8937万円、2014年度3億533万円である。http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/0000000000000/1000000000775/index.html（2014年12月30日閲覧）

ただし、本大会まで1年に迫った2015年度は大幅に増額し、4億5311万4000円を計上た。（2013年度以降の数字は、筆者の1人である伊藤が、岩手県教育委員会に情報公開請求し、開示された強化費配分表に基づくものである。）

33）筆者らは、地元大会で天皇杯順位8位の目標が達成されなかったとしても、それを恥と感じる岩手県民は少ないのではないかと思う。なぜなら、毎年の天皇杯順位を気にし、覚えている人は稀だからである。

34）希望郷いわて国体ホームページ参照。http://www.iwate2016.jp/residents（2016年3月9日閲覧）

35）国立競技場の建て替え問題については、『読売新聞』2015年7月8日（朝刊）等を参照。

参考文献

阿部勘一．2013.「国民体育大会におけるレガシーと「地方」」『成城大學經濟研究』202号、315–359頁。

河村和徳．2009.「互助による地域活性化システムを考える――曲がり角にある公営スキー場と利雪・親雪による「新たな公」」北陸建設弘済会・北陸地域づくり研究所『北陸地域づくり叢書「新たな公」による北陸の地域づくり』No.3、2-1–2-17頁。

杉山学・河村和徳．2015.「スタジアム建設問題の一考察」『新潟経営大学紀要』第21号、71–83頁。

鈴木守・戸苅晴彦［編著］．2004.『サッカー文化の構図』道和書院。

竹内謙・神徳英雄．1997.『「土建政治」研究――竹内藤男知事の人脈と金脈』那珂書房。

竹内真澄．2004.『福祉国家と社会権――デンマークの経験から』晃洋書房。

内海和雄．2007.『アマチュアリズム論――差別なきスポーツ理念の探究へ』創文企画。

選択体系機能言語学の翻訳への応用

—— *The Language of Schooling* の翻訳実践例——

佐々木　真

Abstract

This paper aims to demonstrate how systemic functional linguistics (SFL) should be applied to translation practices. It shows how academic English descriptions have been verbally transformed into corresponding Japanese expressions, citing the Japanese translation of the book, *The Language of Schooling*. The paper discusses translation strategies with emphasis on the SFL notions: genre, register, metafunctions, lexicogrammar and grammatical metaphor.

This article proposes the use of authentic translation tactics such as (1) unpacking English nominalization into clauses, (2) ranking embedded clauses up to independent clauses, (3) transforming participants the process into circumstantial elements, (4) foregrounding ergativity, (5) changing tense or voices, and (6) prioritizing contextual factors in contrast to lexicogrammatical factors. The manuscript concludes that translation is not a simple transformation from A in the source language to A' in the target language. Rather, translation should be regarded as the recreation of meaning in context through choice as proposed by Matthiessen (2014).

1．はじめに

日本は明治維新より欧米の知識を吸収して、それを母語によって普及できるように様々な語彙を翻訳したり、新しい概念に対して表現を作り上げてきた（柳父、1982）。以来、日本における翻訳は科学技術から、文芸、生活情報にいたるまで広範囲にわたる。昨今は経済やコミュニケーションのグローバル化によって、英語による教育を行うべきだという意見がある。しかし、日本語による高等教育が可能で、ノーベル賞受賞研究者を生み出すまでになっているのは、とりもなおさず、このような翻訳文化によって語彙や表現の礎が確立されたからだという

ことを忘れてはならない。

ところが、明治維新から約150年という長い翻訳文化をもつ日本でも、翻訳は学問的な体系というよりも一種の経験の蓄積を元とする「術」と見なされているのではないだろうか。これは日本に限ることではなく、Bode（2008: 14）は西欧文化におけるラテン文学の翻訳は古いのに、翻訳研究の歴史はせいぜい数十年だと極論を述べている。また日本においても理論研究が始まったのは1990年代であり、学会組織が設立したのは2000年になってからのことである（鳥飼、2013: I）。

翻訳がある具体的なテクストを別の言語のテクストに変換する行為である以上、そこから得られる知見は対象となるテクスト固有の記述となることは宿命かもしれない。あるテクストの翻訳過程の記述が他のテクストの翻訳過程に応用できるかどうかが不確定なのは、テクストのジャンルやテーマ、あるいは読者層が異なるからである。しかしながら、翻訳対象となるテクストがどのような社会文化的環境の中で機能するかを分類し、そのテクストが関与するジャンルやコンテクストを同定していくことによって、類似のテクストを翻訳するにあたっての知見を導き出せるのではないだろうか。また、そこに一種の記述と理論の接点が見いだせるではないだろうか。

この論文では英語で書かれた学術的なテクストを日本語に翻訳するにあたり、筆者自身が翻訳する過程でどのようなことを考慮して翻訳したかを記述し、そこから同種のジャンルに属し、同様の読者を想定するテクストを翻訳する場合の考察点を明示することを目的とする。

2．選択体系機能言語学の概略

本論では選択体系機能言語学（Systemic Functional Linguistics, 以下、適宜 SFL と略す）を理論的枠組みとする。この理論では言語を社会的記号としてとらえ、言語・社会・人間が相互に作用するあらゆる場面や状況を研究範疇とし、その知見は言語構造・機能の記述という基礎的な側面（Halliday and Matthiessen, 2004; Matthiessen, 2014; Morley, 2000; Teruya, 2007; Bache, 2008）から言語教育（Christie and Misson, 1998; Unsworth, 2000; Foley, 2004; Christie and Derewianka, 2008）、言語発達（Williams and Lukin, 2004）や脳科学（Thibault, 2004; Peng, 2005）といった生物・心理的側面、さらには精神医学分野（加藤、2009）という分野にまで広範囲に及ぶ。

社会の中の言語というと漠然とするが、社会の中では様々なコミュニケーションの目的があり、範疇がある。この範疇や目的に応じて、言語によるコミュニケーションの表現形式の手法や方略が変わるが、これの範疇をジャンルという。ジャンルではコミュニケーションの目的と

その表現段階にそった手順が異なり、例えば、ストーリーを語る「物語（Narrative）」や、過去の事象を物語る「語り（Recount）」などがある（Martin and Rose, 2008）。そして、同じジャンルであっても具体的な場面状況によって言語表現の様式も変化する。主題や参加者の人間関係、そして言語の位置付けなどの要因によってこの場面状況は変化するが、このような因子による言語の変異を言語使用域（register）という（Halliday and Hasan, 1989）。Halliday and Hasan（1989）は地域方言（dialect）と対立し、用途によって変化する言語変異として言語使用域（register）を提唱しているが、現在の SFL では、具体的な場面とのつながりを想定する。

目的と場面状況によって言語機能が規定され、解釈・構築される意味は言語表現によって具現化される。この言語表現のレベルを語彙文法と呼ぶ。語彙文法は文形式だけを規定するのではなく、そこに選択され得る語彙も決める。したがって、語彙文法と呼ばれるのだが、この語彙の選択を視野に入れた節構成を考慮することが SFL を他の言語理論とは一線を画すものとしている。語彙文法は SFL の中核となる層であり、SFL の創始者とも言える Halliday はここを出発点としている（Halliday, 1985, 1994）。語彙文法で規定された語彙は音韻のレベルになり表現層として、実際の音声や文字となる（Halliday and Greaves, 2008）。

選択体系機能言語学の意味する機能とは「意味」とのことであり、言語の意味は語彙や語彙文法から生み出される観念構成的意味、参加者の人間関係から生まれる対人関係的意味、そして、何を主題としてとりたて、何を中心に情報を構成するのかというテクスト構成的意味がある。SFL ではこの意味をメタ機能と呼ぶ（Halliday, 1985, 1994; Halliday and Matthiesse, 2004; Matthiessen, 2014）。メタ機能は同時的に作用するものであり、その機能の複合こそ言語表現のなす機能であり、伝達する意味となる。意味は、単に一つの節や文によっても伝達されるが、ある程度の情報は節のまとまりによって表現され、特に書き言葉では段落の概念が重要である。SFL ではある意味のまとまりに対して「テクスト」という概念を適用し、それを単位として記述する。

選択体系とは、ジャンルの層から、語彙文法、音韻の層まで、あらゆることに関与するものであり、様々な選択可能な選択肢と何が選択のシステムとして働くかを記述する。そこには選択の網目、すなわち選択網が存在し、それが体系化して言語が社会の中で機能する（Martin, 1992）。SFL 理論ではどのような選択体系網が存在し、それがどのように体系化されて、実際の言語表現の可能性を与えているのかを模索する。

SFL ではいわゆる分析対象を文レベルに限定しない。談話内にあっては文や節について、それぞれがどのように論理的な修飾関係にあるのかを探る Rhetorical Structure Theory（Matthiessen, 1992; Matthiessen and Bateman, 1991）や、絵本やウェブサイトのように視聴覚情報と言語の混在したテクストを分析するマルチモダリティー（Kress, 2010; Bateman, 2008;

O'Halloran, 2004）のように、社会文化的な中にあってこそ言語は機能するという観点から、さまざまな社会文化的な枠での考察も重要視される。SFL 理論は広大な理論ではあるが、その中心的な概念は Halliday（1985, 1994）から Halliday and Matthiessen（2004）、さらに Matthiessen（2014）へと継承されて包括的にまとめられている。また日本語でも龍城（2006）が概要と応用分野について解説している。

3．選択体系機能言語学と翻訳

翻訳は起点言語（SL）から目標言語（TL）について、表層的な言語表現の相当語句に置き換えるものではなく、その背景にある目に見えない文化についても訳す（鳥飼、2013: 3）。選択体系機能言語学（SFL）は広く言語を取り巻く社会的な側面（文化のコンテクスト）、言語の使用される範囲や場面の側面（ジャンル・コンテクスト）、目的や場面ごとの選択性と構成パターンの側面（談話）、さらに表現に直接関わる側面（語彙文法）、そして表出される音や文字の側面（表現）の全てを網羅し、意味を中心に考える理論であるため、翻訳においては起点言語での意味を目標言語での意味に相当する表現形式に変換するという考え方である。Matthiessen（2014: 273）は '… let me characterize translation as the **recreation of meaning in context through choice**—choice in the interpretation of the original text and choice in the creation of the translated text.' と端的にそれを表現している。したがって、この50年間の間に SFL を理論的枠組みとした翻訳研究がなされている（Wang, 2014）。特に Baker（1992）と Hatim and Mason（1990）は、ジャンルや言語使用域、談話での照応関係や一貫性、そして語彙文法のレベルまでテクストにおける諸相について SFL の立場を反映させたものとした特筆すべきものとなっている。また Munday（2002）はスペイン語で書かれたテクストが複数の英語訳になっているものをデータとして使い、語彙の統計的な処理と同時に、SFL のメタ機能の観点から SL と TL にどのような差異があり、また複数の翻訳テクストにおける違いを批判的に論じて社会文化的な要因が関与していることを浮き彫りにしている。

Matthiessen（2004）はフランス語、ドイツ語、日本語、タガログ語、中国語、ベトナム語、テルグ語、ピチャンチャチャラ語の言語について類型論の観点から 3 つのメタ機能がどのように語彙文法で具現化されるかを比較して、自然で意味と一致した表現法（SFL では Congruent という語をあてる）が言語によって異なっていることをテクスト構成まで含めて述べている。この比較により言語によって自然とされる形式が形態論的に異なるため、翻訳においては SL における自然さを TL における自然さに置き換える場合の大きな参考となる。

日本でも SFL と翻訳についての研究がある。長沼（2001）は節レベルで主題を焦点としな

がら、英語の節で主題として取り上げられた項目を日本語の主題としても維持できるものと維持しない場合を記述し、英語から日本語、日本語から英語という双方向性において SL から TL への変換の可能性を例示し、翻訳者の介在する余地についても論じている。長沼（2006）は日英語の名詞化に焦点を当て、英語の名詞表現を単純に日本語で動詞表現に訳すことに疑問を投げ、どちらの言語においても起点言語として名詞化された表現が目標言語の名詞化表現として文化社会的な等価になるかどうかを判断して訳すべきだと提言している。さらに SFL を取り入れた翻訳教育の試行についても報告している（長沼、2005）。王（2011）は SFL を枠組みとして日本語と中国語の翻訳について取り上げながら、翻訳とは翻訳者が主体となる異文化コミュニケーションという観点から翻訳者と読者を取り巻く環境を考察しているという点で意義深い。

本論では上記の先行研究や知見を踏まえ、自らが翻訳を行った場合にどのように翻訳を行ったかを SFL の枠組みで報告していく。また翻訳をする際に留意すべき事項を論じていく。

4．翻訳における社会文化的な背景の一例

社会文化的な要因が顕著に翻訳に現れる一例として、*Jony Ive*（Kahney, 2013）の日本語訳、「ジョナサン・アイブ」（ケイニー、2015）がある。この本の翻訳は対人関係機能、文化のコンテクストという観点から大変興味深い。これはアメリカの IT 企業、Apple のチーフデザイナーで、同社のヒット商品をデザインしてきた Johnathan Ive の伝記である。この本の第一章の冒頭は彼の出身地から始まるのだが、オリジナルは次のような書き出しになっている。しかし、日本語の翻訳ではその部分が割愛されている。

> According to legend, Chingford is the birthplace of sirloin steak. After a banquet at a local manor house late in the seventeenth century, King Charles II took such delight in his meal that he is said to have knighted a large hunk of meat Sir Loin.
>
> Another product of Chingford, Jonathan Paul Ive, entered the world much later, on February 27, 1967. （Kahney, 2013: 1）

> 「英国チングフォードはサーロイン・ステーキの発祥地として知られている。ジョナサン・ポール・アイブもまた、チングフォードが生んだ有名人だ。その誕生は1967年 2 月27日である。」（ケイニー、2015: 22）

Ive の出身地である *Chingford* がサーロインステーキの発祥地で、どうして、腰肉（loin）の美味に Sir の称号を与えて *Sir Loin* になったという逸話から始め、それに続く有名なものとして Ive の紹介へと繋がっているが、日本語でそれが全く出ていないのには、どのような動機が働いているのであろうか。

まず、対人的関係機能という観点から考えてみよう。対人的関係機能はメッセージの送り手と受け手の関係であり、親密度合い、社会・心理的距離、力関係、共通経験の共有度がその因子として作用する。翻訳の場合、この対人的関係機能が二重化してしまう。すなわち、英語圏における対人的関係と、日本語版における日本語版の対人的関係である。前者の場合には、*Charles II* という王の名称と *sirloin steak* の名称と *Sir Loin* という爵位の関係性を示すことで、*Chingford* とサーロインステーキの逸話を印象深いものとし、読者の関心を引いて読者と著者の心的距離感を縮める作用をもたらす。ところが日本語版ではサーロインステーキの発祥の地という記述だけで、読者の観点からすればチングフォードについての心象が深まることはなく、サーロインステーキのことが書かれていることがむしろ無関係のような、逆の印象を与えかねない。

また、この冒頭で肉に *Sir* の称号を与えたことが *sirloin steak* の始まりと書いているが、この伝記の主人公は *knight* の爵位を授与されてまさに *Sir* と名乗れる身分になっていることが、この伝記の終わりにある。すなわち、この冒頭部分は単にサーロインステーキの始まりを書いただけではなく、そこには現在の *Sir* となった *Ive* という、いわば二重の *Sir* について語るということでふさわしい導入と判断されたのではないだろうか。この二重性が日本語訳にはなく、この二重性の効果はない。

また文化のコンテクストの観点から見ると、ジョークの効用ということが挙げられる。英語文化圏、特にアメリカではスピーチを始める際にジョークによって聞き手の関心を惹きつけ、これから始まる講演やスピーチ、プレゼンテーションが興味深いものというアピールをする。しかし、日本語訳ではこの冒頭のステーキの逸話がなく、ジョークも英語圏のようには作用しない。むしろ公式的であればあるほど日本語ではジョークは否定的な評価を受ける可能性がある。日本語版にステーキの逸話がないのはこのジョークの文化的な効用の違いから削除されたという推測も可能である。

もちろん、翻訳者は翻訳をしたが、紙面の字数の都合など、編集の過程で割愛されたことも考えられる。しかし、割愛されるということ自体、この部位に関して、日本語版では必要な箇所ではないと判断されたことに変わりはない。日本語版の場合、この書籍を読む読者層がテクノロジーに興味深く、文化的な事項には関心が薄いという判断が下された可能性もある。いずれにしろ、この書籍の冒頭において英語版と日本語版の社会文化的な価値観の相違を如実に具

現化していることは興味深い。

5．翻訳テクストについて

今回、筆者が実際に翻訳したテクストは、Mary J. Schleppegrell（2004）の *The Language of Schooling: A Functional Linguistics Perspective* である。上智大学の石川彰教授を中心として翻訳プロジェクトチームを結成し、それぞれの章ごとに担当し、筆者は第 2 章と第 6 章を担当した。

この本は学校での言語活動が家庭での言語活動とは異なり、学問的なものであり、それがどのような特徴なのかを論じている。また子供達が、学校生活に対応できない、あるいは学校での成績が振るわない原因の一つにこの学問的が言語使用があるとしている。選択体系機能言語学を理論的な背景としながら、ジャンルや言語使用域というコンテクストに関連することから、論理的な接続や語彙の選択に関わる観念構成的メタ機能、モダリティーの使用に見られる対人関係的メタ機能、作文や口頭発表の構成に関わるテクスト形成的メタ機能のそれぞれの観点から言語的特徴と子供達の抱える問題、教員の対応について論じている。この本の中で論じられている言語使用については英語教育のみならず、昨今の大学が抱える日本語のリメディアル教育についても応用できることが多々あり、多くの示唆に富む。なお、この日本語版は『学校教育の言語』として、ひつじ書房より2016年に出版の予定である。

6．翻訳の実践例

それでは、これまでに述べてきた枠組みを考慮しながら、実際にはどのように翻訳をするべきなのだろうか。このセクションでは、筆者の行った翻訳例を通じて論じていく。これらの翻訳例は一つのケーススタディではあるが、このテクストが「学術的な研究書」という一つのジャンルの中において具現化されたテクストと考えるなら、そこに見出される知見は同じジャンルに属するテクスト翻訳に応用できるであろう。ここでは、観念構成的、対人関係的、テクスト形成的の三つのメタ機能を中心とし、その他にコンテクストや文法的比喩の観点から実践例について論じていく。以下、原文と筆者の翻訳した日本語を記載し、そのポイントについて論じる。なお、説明の便宜上、対象となる箇所には下線を引いて示す。

6.1　観念構成的メタ機能

6.1.1　名詞に圧縮された情報を解凍する

> “Children of middle-class families, in which prohibitions and prescriptions are more frequently explained, sequences of why questions and answers encouraged, and obligation expressed more implicitly, may be advantaged in learning to recognize implication sequences and interpret the implicit causal relations which organize them logically” (Rose, 1997, p. 60). [P. 29]

> 「中産階級の家庭では、やってはいけないこととやるべきことが頻繁に説明され、「なぜ」という質問とそれに答えることが奨励され、さらに義務がさりげなく表現される。そのような中産階級の家庭の子供たちは含意的な言語表現の連鎖が分かったり、あるいは含意的な因果関係を解釈できるように学べるという強みがある（Rose, 1997, p. 60）。」

ここでは、名詞の *prohibition* を「やってはいけないこと」、*prescriptions* を「やるべきこと」と訳した。辞書を引けば、prohibition は「禁止、差しとめ、禁制」という日本語が表記されているだけである。同様に prescription は「命令、規則」の意味が示されている。この文脈において、中産階級の家庭では子供に対する躾が説明される。ここの訳で、それぞれを「禁止」「規則」としたのでは、何を禁止しているのか、何の規則なのかは明確にならない。学生に英文の意味を問うと、辞書に示された日本語の意味を英文の枠に当てはめただけで日本語にしてしまい、日本語としてまったく意味が通じないものにすることが多い。これは語彙に含まれている意味を十分に咀嚼しないために起こる。語彙のレベルであっても、その語彙が何を示しているのかを翻訳者が掴みとらなければ、使われているコンテクストの中での本当の意味を示すことができない。

語彙についてはさらに文法的比喩（Halliday, 1985, 1994; Matthiessen, 1995; Simon-Vandenbergen, 2003; Tavernier, 2003; 長沼、2006）という観点から考察しなければならない。文法的比喩とはある意味を表現する場合にデフォルトで使われる文法形式ではなく、別の形式を使って、該当する意味を伝えるという概念である。具体的には、窓を開けてもらいたいという場合に、命令としての意味を伝えるのであれば、*Open the window, please.* のように命令文が自然である。SFL ではこのように自然な形式を congruent と呼ぶ。しかし、この窓を開けてもらうという行為を引き起こすためには *Would you mind opening the window?* のように疑問文を使って間接的に行為を引き起こすことも可能である。ある形式を別の文法形を使って言い換えることを比喩的なもの metaphorical と呼び、とくに文学的な意味で使う比喩と区別して、文法的比喩（Grammatical Metaphor）と呼ぶ（Matthiessen, 1995: 31）。文法的比喩の典型的な例としては

名詞化が挙げられる。以下に Matthiessen（1995: 32）からの例を示す。

(congruent)
When he was elevated to the thorne in 1851, King Mongkut was forty-seven years old.

(metaphorical)
King Mongkut's forty-seventh year saw his election to the thorne in 1851.

英語ではこの名詞化に見られる文法的比喩が多く用いられ、特に学問的な文章では多様化される。名詞化することによって節による命題を事項化して情報を圧縮できるだけでなく、そこに形容詞を入れて修飾したり、さらにその命題に対して次の上位命題を作り出すことができるという利点がある。日本語でも例えば、「佐々木が昨日 1 限を休講した」という節を「佐々木の昨日の 1 限の休講」のように名詞化して、「佐々木の昨日の 1 限の休講で学生が迷惑を被った」という命題を作ることができる。

しかしながら、この名詞化は情報の圧縮を可能にする一方、同時に情報の抽象化を引き起こす可能性がある。「やってはいけないこと」、すなわち禁止事項としての prohibition が当該の文では使われているのだが、日本の読者にはこの圧縮された情報がどのような過程で圧縮されているかがわからないために、ただ辞書にある「禁止」という語彙を使って翻訳したのでは何も意味をなさない。そこで、必要なことは名詞化によって圧縮された情報の解凍が必要となる。日本語に翻訳する際には名詞の中に含意される事象変化、あるいは他動性を明記した表現を使わなければ、意味の伝達は難しい。安西（1982: 121）も *the surest indication* と名詞化で圧縮された情報を *indicates most surely* と変換し、さらに *we can now most surely* と情報を解凍して、「最も的確に知る」と訳す例を示している。筆者の翻訳例では、*obligation* も「義務」でなく、「しなければならないこと」としたほうがさらに意味が明確化できたと反省している。

長沼（2006）は機械的に英語の名詞句を日本語の動詞句に変換することに疑問を投げかけているが、これも翻訳するテクストの内容と文脈（コンテクスト）に依存するのであって、名詞を名詞として訳すか、あるいは動詞として訳すかは翻訳するテクストの価値を翻訳者がどのように見抜くかにかかっていると言えるだろう。

6.1.2　関係節は独立させる

Students cannot learn academic registers and academic content when the spoken explanations they hear lack the technicality they need to develop language resources for disciplinary work in different

subject areas. [p. 155]

「生徒たちは口頭説明で専門的な用語の使い方が示されない場合、学問的なレジスター（言語使用域）や学問的な内容を学ぶことができない。この専門的な用語の使い方は、生徒たちが他の様々な科目で出される課題を行うための言語資源を身につけるために必要なものなのである。」

この翻訳例では、一つの文の中に五つの命題が混在している。すなわち、（1）生徒たちが学問的なレジスターと学問的な内容が学習できない、（2）口頭による説明に専門的な用語の使い方が抜け落ちていること、（3）その口頭の説明を生徒たちが聞くこと、（4）専門的な用語の使い方が必要であること、（5）様々な科目で課題を行うために必要な言語資源を身につけること、ということである。英語の場合は、文法的な構造上、主要部（Head）となる名詞句が先行して、それを修飾する修飾部（Modifier）が複雑な場合には関係詞節を後続させて情報を付加していく。修飾語句が形容詞や名詞で構成される場合は、核となる名詞の前に置かれて、Modifier^Head になるが、関係詞節の場合には Head^Modifier の順になる[1)]。

Matthiessen（1995: 107）は節、句、語彙の間で階層下降（rankshift）と呼ばれる文法範疇の変位と文法的比喩が情報の蓄積を可能にする資源だと述べており、例えば、節が語彙に後続する関係代名詞節として語彙の中に変位することで付加的な情報を内在化させることができる。一方、この資源を使わなければ、それぞれの命題を節としての具現化させなければならず、全体の語彙数が増えるだけでなくテクスト構成的な密度も下がってしまう例が表示されている。翻訳ではむしろ、この概念を逆手にとって階層下降によって内在化された命題を独立させることで、圧縮された情報を解凍して明瞭さが向上すると言えるだろう。

関係代名詞節が日本人にとって厄介なのは、日本語では修飾語句が必ず核となる名詞句の前にくるからである。そのため、翻訳をするとどうしても核の名詞句の前に置きたくなってしまう。ところが、いくつもの命題が混在したものを修飾語句として核の前に置くと、情報が混乱して意味の把握ができなくなってしまう。そこで、関係詞は分断して、命題を主眼として独立させた。この方法については安西（1985: 87）も同様に、関係接続詞節は切って接続詞を補うように指摘している。

関係代名詞節を翻訳する場合に問題となるのは、原文の情報の中で何が核となっているのか、何が修飾語句となっているのかを見抜くことにある。これには SFL の中の修辞構造理論（Rhetorical Structure Theory）という概念が関与する。この理論は複数の節によって構成されるテクストの中で、節同士の修飾関係を示す理論となっている（Matthiessen, 1995: 55–56）。この

概念では、核（nucleus）となる節と衛星（satellite）という修飾関係にある節を図示し、拡張や強調といった修飾意味関係を示すことができる。関係代名詞節が用いられる節においても、核となる語句が何か、そして修飾を示す関係代名詞がその名詞句をどのような意味関係において修飾しているかを同定できれば、その意味関係を維持して日本語を再配置し、自然な日本語表現にするべきであり、その再配置には安西の指摘するように接続詞の補完が必要になるであろう。

また関係代名詞節と同様に、節複合も独立させたほうがわかりやすくなることがある。以下の例では、各節をつなげて 1 文にすることはせず、独立した節として翻訳した。これも修辞構造理論を考慮し、核となる節と衛星となる節を把握して論理関係を考慮すれば、むしろ明快な表現になる例といえる。

> They found differences in what they call *thematic cohesion*—the devices and strategies by which certain information is highlighted and other is backgrounded, how topic shifts are signaled, and how perspective within a topic is established and maintained. [P. 35]

> そして、彼らが「主題的照応（thematic cohesion）」と呼ぶものの中に違いがあることがわかった。主題的照応とはある情報に焦点が当てられれ、その他の情報を背景化するための仕組みであり、また方略でもある。これによって、トピックの変化に合図がつけられたり、あるトピックの視点が確立され、維持されるのである。

6.1.3　参与要素を状況要素にする

> Research on two tasks—*sharing time*, a typical event of the early years of schooling, and *giving definitions*, a task that is typical of the later years of primary school—illustrates who children use language in different ways to respond to the same tasks of schooling, and how those who choose the less valued forms are typically judged less competent. [P. 33]

> 学校教育で初年度から行われる典型的な活動の「共有の時間（sharing time）」、そして小学校の高学年で典型的に行われる課題の「定義づけ（definitions）」という 2 つの課題について行われた研究では、子どもたちが同じ課題に異なった方法で言語を使って、対応している様子が示されている。また、価値が低い方に属すると判断される形式を使う子どもは、能力が低い方であると判断されてしまう様子も示されている。

この箇所では、*Research on two tasks* という名詞句が主語となり、*illustrates* がその動詞としてなって、意味としては「二つの課題についての研究が例証する」という意味である。これを「研究は…を示す」としてしまうと、今度は主語と述語動詞の間には長い目的語句が入り、主従関係（nexus）が薄らいでしまって意味の把握が難しくなる。英語では indicate, say, illustrate, show のような表象を意味する動詞を使い、ある事項が現象や結果を示すということを表示する。このような意味の動詞句は言動過程（verbal process）と呼ばれるが、主語と投射されて表示される事項との関係について日本語では英語のような文法形式はとらない。むしろ「研究で…が明らかになった」とか「研究では…が示されている」のような表現が自然である。例えば、「その研究は新しい結果を示した」、「その研究は新しい治療法の可能性を示した」のように投射部が節ではなく、語彙や句であれば自然なのだが、「その研究は数年内にコンピュータのデータ保存媒体が飛躍的に伸びると同時に、個人ユーザーがあらゆるデータをローカルのデバイスに保管するのではなく、すべてクラウド上で管理することによってデバイスの利用の仕方が大きく変わることになるという可能性を示している。」というように投射部が複数の節、すなわち節複合で構成されている場合には、主従関係が弱くなり理解が容易ではない。安西（1982: 116）も *A little reflection will show you what a stupid answer that is*. を「ちょっと考えてみれば、そんな答がいかにバカげているか、きみにだってわかるはずだ。」というような同様な翻訳例を示している。

SFL では節の直接構成要素、すなわち、主語、助動詞、動詞、目的語、補語を参与要素（PARTICIPANT）と呼び、時間を場所、様態など前置詞で表現される付加的な情報を状況要素（CIRCUMSTANCE）と呼ぶ。状況要素はいわゆる 5 文型の中には考慮されない要素である。英語の言動過程と後続する投射部においては、投射されたものが語彙・句なのか節なのかによって、言動過程節を参与要素のようにするか、あるいは状況要素のようにするかをコントロールすべきであろう。

6.1.4　起動性（ergativity）を考える

> It is not that they are unfamiliar with the linguistic elements needed, for example, to be lexically explicit, but that for them, the context of sharing with their peers does not prompt them to assume the more academic stance that some children are already aware is required. [P. 34]

> これは子供たちが、語彙的に明確にするというように、言語的にどのようなことが求められているかがわからないというのではなく、中にはわかっている子供もいるが、多くの子供たちにとっては、他者と共有するというコンテクストでは学問的な立場をとることが当

たり前だと考えるようにはなっていないということである。

観念構成的メタ機能を考える時には動詞を中心とした動き、すなわち他動性（transitivity）を基盤として考える。動きを過程（process）と呼ばれ、それを具現化するのは過程中核部（Process）と呼ばれる述語動詞である。自動詞・他動詞の違いと目的語への関わり方が過程型（PROCESS TYPE）によって明示化できる。

しかし、動詞の中には open のように、*The door opened.* という節の主語でも、*He opened the door.* という節の目的語でも同じ名詞句をとるものがある。このような性格の動詞は能格動詞と呼ばれるが、SFL でも他動性を補完するものとして起動性（ergativity）という概念を考慮する（Halliday, 1994: 163–5）。起動性では動きを引き起こす起動者（Agent）と、実際に出来事が具現化される対象としての媒体（Medium）の二つが主な参与要素となる。*The door opened.* では *door* が媒体で *He opened the door.* では、*He* が動作主で *door* が媒体となる。

翻訳で起動性が問題になるのは、使役の構文である。使役は「A が B に～させる」という意味であるが、当該の翻訳箇所では *prompt them to assume* がこれに相当する。動作を引き起こす起動者は *the context* であり、媒体は *them* となる。当然、起動者としての *the context* は抽象的な動作主であり、表面的に現れるのは *assume* を具現化するのは媒体としての *them* である。そこで、このような使役構文ではあくまでも目的語となる媒体が不定詞で示された動作をして、はじめて動作が具現化するのであるから、媒体を主体として訳出して起動者は理由や原因を示す状況要素として扱うのがわかりやすい。これは6.1.3で論じた参与要素を状況要素に変換するということと同様である。

6.2　対人関係的メタ機能

6.2.1　時制を変える

His statistical analysis of a large corpus of joint book reading shows significant differences in the semantic features of the activity according to social class. [P. 32]

彼が一緒に本を読む活動を大規模に調査して統計的に分析した結果、社会階級によってこの活動の意味論的な特徴に大きな違いがあることが判明した。

この翻訳例では *shows* という現在時制を「判明した」と過去時制にしている。このような言動過程節では、6.1.3で論じたように参与要素を状況要素に変えて、「分析によって…が示されている」という表現も可能であるがその場合でも、能動態から受動態の変換が必要になる。言

動過程節、特に show, illustrate, mean のような動詞で投射節を使って概念を表示する場合には、「…が〜を示す」では、日本語として不自然である。特にこの例の場合には、主語が *statistical analysis* という行為なのだから、その行為の結果として、ある事項が明らかになったはずである。そのため、過去時制の「判明した」を使った。

SFL では時制は対人的メタ機能と関連し、出来事をどう伝えるのかということに関与する。時制を過去にして一過性の事実として伝えるのか、習慣的な出来事として現在時制で伝えるのか、あるいは予測として未来時制で伝えるかでは大きな違いが生じる。時制は一般的には助動詞によって具現化される定性により示され、どのような定性を用いるかが重要な選択となる。翻訳においても時制は原文の意味に沿って合わせるべきであろうが、安西（1982: 139–140）は日本語の「タ」は必ずしも過去時制ではなく、確認を表すので、結果としての現在の状態を表すと解釈すれば良いと述べている。英語の現在時制はあくまでも現在の状態、継続的な習慣、不変の真理であるが、日本語で同様のことを現在形の「する・る」で表現できるとはかぎらない。たとえば、*I know him well.* は「彼のことをよく知っている」という継続的な表現になるし、*Do you understand?* なら「わかったか？」になる。したがって、原文の時制を尊重しつつ、過程構成のタイプや、参与要素で使われた語彙の意味機能を精査しなければ、適切な時制表現はできない。

6.2.2　役割関係（tenor）を考える

役割関係（tenor）とは状況のコンテクスト（Context of Situation）の一つの要素であり、言語表現をやり取りする話者と聞き手、あるいは作者と読者の関係である。役割関係は単純にメッセージの送り手と受け手ということだけではない。それぞれにどれくらい心理的距離や社会的距離があるかということが問題になり、その遠近によって敬意表現などの必要性が生まれる。また共有経験の大きさにより言語表現の量にも影響を与える。

翻訳においてこの役割関係が関与するのは想定される読者ということになる。すなわち、読者が翻訳される書籍で扱われているテーマについてどれほどの知識があるか、あるいは学術書の翻訳であれば、専門用語にどれほど精通しているかを想定しなければならない。今回の翻訳テクストは学校教育に携わる人、あるいは将来学校教育に携わる大学院生を想定して文体は「である」調を使い、名詞句などは理解できると考えられる範囲では、そのまま情報を解凍しない場合もあった。

しかしながら、SFL のように言語学や言語教育に携わるものでさえ馴染みが少なく、使われる専門用語に精通していない場合もある。単にテクストを翻訳するだけでは本当の理解を読者に促すことができない。したがって、今回の翻訳書では原著にはない SFL の解説を別途20

ページほど、上智大学の石川教授と筆者が共同で執筆した。読者の共有経験の有無を考慮して、このような補足を行うことは、広い意味において本当の原著テクストの機能を翻訳することと言えるであろう。

6.3 テキスト形成的メタ機能

6.3.1 態（Voice）を変える

> The ways of meaning that children bring to school need to be recognized, respected, and further developed. [p. 41]
>
> 子供たちが学校へともたらす意味の作り方を、認知し、尊重し、そしてさらに成長させる必要がある。

英語では一般の人が主語になる場合や、目的語を中心として情報を構築していく場合には受動態がよく用いられる。もちろん、被害者の視点でも受動態は使われる。ところが、日本語の場合の受動態は被害、迷惑、利益に関する場合に使われる（安西、1982: 154）。したがって、英語の受動態をそのまま日本語の受動態に翻訳しても意味が通じにくい。当該の例では「意味のつくり方が認知され、尊重され、成長される必要がある」という意味なのだが、誰が認知して尊重するかは明示されておらず、前後の関係から一般の人々やこの本を読む教育関係者ということになる。一方、これをそのまま日本語にすると、誰に認知され尊重されるのかを明言しなければ理解しにくい。まして、認知や尊重、成長は被害や迷惑、利益という範疇に入るとも考えられない。したがって、態を受動態から能動態に変換している。

安西（1982: 148–180）で、受動態を翻訳する 3 つの方法として、（1）能動で訳す、（2）受け身のままにする、（3）翻訳調を生かして受け身にする、としている。（1）の場合には取り立ての「は」を使うことを推奨されている。（2）の場合には、日本語の受け身が被害、迷惑、利益に関することから、主語が人間であることを条件としている。さらに（3）の場合は学術的な文章の場合にはあえて受け身を残して、翻訳調というスタイルを維持するということが述べれている。

SFL の観点から態の違いを考えると、何を主題化するのかということと関連する。英語では受動態を用いることによって、行為の対象（Goal）が節頭に配置され、主題となる。能動態では行為者（Actor）が節頭に置かれ、主題となるため、語順が大きな意味をもつ。ところが、日本語の場合には能動態でも受動態でも語順に変化は生じない。むしろ、安西も述べているように、採りたての「は」を活用し、主題化することによって、情報構造を維持できる。した

がって態については起動性（ergativity）の観点から起動者（Agent）が人であれば受け身を使い、抽象的な原因や要因となる場合には能動態を使うという方略が有効と考えられる。

6.3.2　英語特有の言い換えの対処

Other researchers have looked at this activity differently, showing that the IRF sequence can function in different ways in the classroom. Whether or not this participation structure is effective in helping students learn depends on how the teacher uses it, and at what point in the lesson.

しかし、このような活動を異なった視点で見る研究者もおり、IRF の連続体には教室で異なった機能があると示している。IRF の連続体は生徒の学習を助けることに効果があるのかどうかは教員がそれをどのように使うか、そして、授業のどの時点でそれを使うかということにかかっている。

下線の部分はもともと「この参加構造」であるが、これは IRF sequence の言い換えである。英語の場合は言い換えによってもそれが前述の IRF だとわかるが、日本語で、「この参加構造」としても前述の IRF との関連性は見えない。英語では「the+ 名詞」によって言い換えをして前出の名詞に言及する。このような言及の関係はテクスト形成的メタ機能おいては照応（cohesion）として扱われ、節と節の意味がどのように語彙のレベルでリンクされているかということと深く関係する。英語では同一の語彙を繰り返すことは好まれず、代名詞や類義語、あるいは「the+ 名詞」というバリエーションを駆使して照応関係を築く。一方日本語では「the+ 名詞」をそのまま訳したところで照応関係が見えない。むしろ、繰り返して同じ語彙を繰り返すか、代名詞を使うことで意味を明示化することができると考えられる。

6.3.3　コンテクストから語彙の意味をとる

Their out-of-school experiences socialize them into the ways of using language that are valued at school, so they can rely on their their intuitions about language to achieve success.

このような生徒たちは学校外での経験によって、学校で評価される言語の使い方に順応する。そして、結果的に言語については直感に頼ることができて、学校で良い成績をおさめることができる。

今回の翻訳プロジェクトの中でどのように翻訳をするか悩んだ語彙が幾つかあるが、そのう

ちの一つが success である。辞書を引けば「成功」と出ているが、これを「学校で成功を収める」としたのでは意味が不明瞭となる。この場合、学校での成功とはどのようなことなのかを考えて、それを表現する必要があるのではないだろうか。したがって、今回のプロジェクトでは、success という語は「分かる、理解できる、良い成績をとる、良い評価を得る」と使い分けながら、訳出をした。

語彙が参照する意味はまさにコンテクストに依存する。コンテクストというと漠然としているが、SFL では状況の脈絡（Context of Situation）が言語機能に与える重要性を鑑み、これを活動領域（register）、役割関係（tenor）、伝達様式（mode）と因子分解して考察をする。今回は学校教育という活動領域によって success の訳語が案出されたが、役割関係によって呼称や人称代名詞の訳語が変わるであろうし、あるいは伝達様式により、言語の果たす役割が主か従か、すなわち構成的モードなのか補助的モード（Halliday, 1978）によっても選択される訳語は変わるであろう。翻訳の際には著者・翻訳者・読者という コンテクスト（一次的）と同時に、著作物の中におけるコンテクスト（二次的）を考慮しながら訳語の選択をする必要がある。

7．結論

翻訳とはA という記号を A’ という記号に変換する作業であるが、そこで変換される言語体系と言語機能は異なる。翻訳はその表層の辞書的な意味変換だけではなく、表出された言語機能の価値を目標言語における相当の価値に変換することである。そういう観点から Matthiessen（2014: 273）の「翻訳とはコンテクストに合わせて選択を行う意味の再創造である（translation as the recreation of meaning in context through choice）」という指摘は正鵠を得ている。したがって、翻訳では起点言語における表現の機能と目標言語における類似機能の表現を探し出す力が必要となる。

また翻訳は具体的なテクストが存在し、それを変換する作業である以上、一つ一つが特定の社会的目的、社会的文化的な環境の中で解釈・構築（construe）されるものである。したがって、翻訳分析は事例研究の域を出ないという批判は宿命のように思われる。しかしながら、医療の臨床と基礎の相互補完的な関係と同様に、具体例の蓄積とそこから見出される汎用性から、特定の言語間における翻訳をする場合の方法論もしくは理論的枠組みを提示することは十分可能であろう。

註

1）選択体型言語学では「^」を使って、順序を示す。

参考文献

安西徹雄（1982）『翻訳英文法』、東京：バベル・プレス

Bache, C. (2008) *English Tense and Aspect in Halliday's Systemic Functional Grammar*. London: Equinox

Baker, M. (1992) *In other words: A coursebook on translation*. London & New York: Routledge.

Bateman, J. A. (2008) *Multimodality and Genre: A Foundation for the Systemic Analysis of Multimodal Documents*. Basingstoke: Palgrave

Bode, J. (2008) Translation: The (Re-) Creation of a Source Text into a Target Text: A Case Study of Translating Japanese into Another Language. *Outside the Box: The Tsukuba Multi-Lingual Forum* 1.1. 14–18

Christie, F. and R. Misson (eds) (1998) *Literacy and Schooling*. London & New York: Routledge

Christie, F. and Derewianka, B. (2008) *School Discourse*. London & New York: Continuum

Foley, J. A (ed.). (2004) *Language, Education and Discourse: Functional Approaches*. London and New York: Continuum

Halliday, M. A. K. (1978) *Language as a social semiotic*. London: Arnold

Halliday, M. A. K. (1985) *An Introduction to Functional Grammar*. London: Arnold

Halliday, M. A. K. (1994) *An Introduction to Functional Grammar 2nd edition*. London: Arnold

Halliday, M. A. K. and Hasan, R. (1989) *Language, Context, and Text: Aspects of Language in a Social-semiotic Perspective*. Oxford: Oxford University Press

Halliday, M. A. K. and Greaves, W. S. (2008) *Intonation in the Grammar of English*. London: Equinox

Halliday, M. A. K. and Matthiessen, C. M. I. M. (2004) *An Introduction to Functional Grammar 3rd edition*. London: Arnold

Hatim, B. And Mason, I. (1990) *Discourse and the Translator*. London & New York: Longman

加藤澄（2009）『サイコセラピー面接テクスト分析』、東京：ひつじ書房

Kahney, L. (2013) *Jony Ive*. New York: Penguin

ケイニー、L.（関美和（訳））（2015）『ジョナサン・アイブ』、東京：日経 BP 社

Kress, G. (2010) *Multimodality: A Social Semiotic Approach to Contemporary Communication*. Abingdon & New York: Routledge

Martin, J. R. (1992) *English Text*. Amsterdam & Philadelphia: John Benjamins

Martin, J. R. (1997) 'Analysing genre: functional parameters' in F. Chrisitie and J. R. Martin (eds) *Genre and Institutions*. London & New York: Continuum. pp. 3–39

Martin, J. R. and Rose, D. (2008) *Genre Relations: Mapping and Culture*. London: Equinox

Matthiessen, C. M. I. M. (1992) 'Interpreting the textual metafunction.' In M. Davis and L. Ravelli (eds) *Advances in systemic linguistics: recent theory and practice*. London: Pinter. pp. 37–82

Matthiesse, C. M. I. M. (1995) *Lexicogrammatical Cartography: English Systems*. Tokyo: International Language Sciences Publishers

Matthiessen, C. M. I. M. (2004) 'Descriptive motifs and generalisations'. In Caffarel, A., J. R. Martin, and C. M. I. M.

Matthiessen (eds) *Language Typology*, Amsterdam & Philadelphia: John Benjamins

Matthiessen, C. M. I. M. (2014) *Halliday's Introduction to Functional Grammar 4th edition*. London: Arnold

Matthiessen, C. M. I. M. (2014) 'Choice in translation: Metafunctional considerations.' In K. Kunz, E. Teich, S. Hansen-Schirra, S. Neumann and P. Daut (eds) *Caught in the Middle – Language Use and Translation: A Festschrift for Erich Steiner on the Occasion of his 60th Birthday*. Saarland: Saarland University Press. pp. 271–333

Matthiessen, C. M. I. M. and Bateman, J. A. (1991) *Text Generation and Systemic-Functional Linguistics: Experiences from English and Japanese*. London: Pinter

Morley, G. D. (2000) *Syntax in Functional Grammar: An Introduction to Lexicogrammar in Systemic Linguistics*. London: Continuum

Munday, J. (2002). 'Systems in Translation: A Systemic Model for Descriptive Translation Studies'. In T. Hermans (ed.) *Crosscultural Transgressions: Research Models in Translation Studies II Histrical and Ideological Issues*. Manchester & Northampton: St. Jerome

長沼美香子（2001）「日英翻訳における Theme に関する課題」、*JASFL Occasional Papers*. 2.1: 115–127

長沼美香子（2005）「大学における「翻訳教育の事例」―翻訳理論を応用した試み―」、『通訳翻訳研究』5: 225–237

長沼美香子（2006）「翻訳における「名詞化」という文法的比喩」、『通訳翻訳研究』6: 15–28

王珍珍（2011）「日中翻訳分析における選択体系機能言語学の役割についての考察 」、神戸大学博士学位論文

O'Halloran, K. L. (ed.) (2004) *Multimodal Discourse Analysis: Systemic Functional Perspectives*. London & New York: Continuum

Peng, F. C. C. (2005) *Language in the Brain*. London & New York: Continuum

Schleppegrell, M. J. (2004) *The Language of Schooling: A Functional Linguistics Perspective*. Mahwah: Lawrence Erlbaum Associates

Simon-Vandenbergen, A., Taverniers, M. and Ravelli, L. (eds) (2003) *Grammatical Metaphor*. Amsterdam: John Benjamins

Tavernier, M. (2003) "Grammatical metaphor in SFL: A historography of the introduction and initial study of the concept" in Simon-Vanderbergen, A., M. Tarverniers and L. Ravelli (eds)

龍城正明（編）（2006）『ことばは生きている』、東京：くろしお出版

Teruya, K. (2007) *A Systemic Functional Grammar of Japanese*. London: Continuum

Thibault, P. J. (2004) *Brain, Mind, and the Signifying Body*. London & New York: Continuum

鳥飼玖美子（編）（2013）『よくわかる通訳翻訳学』、東京：ミネルヴァ書房

Unsworth, L. (2000) *Researching Language in Schools and Communities*. London: Cassell

Wang, B. (2014) Theme in Translation: A Systemic Functional Linguistic Perspective. *International Journal of Comparative Literature & Translation Studies* 2.4: 54–63

Williams, G. and Lukin, A. (eds) (2004) *The Development of Language*. London & New York: Continuum

柳父章（1982）『翻訳語成立事情』、岩波新書、東京：岩波書店

甦る平田良衛

――南相馬市小高区に根差した抵抗者の軌跡――

柴　田　哲　雄

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故から2年4か月経った2013年7月12日、中日新聞に以下のような除染事業をめぐる深刻なトラブルに関する記事が掲載された。

> 日本原子力研究開発機構が発注した除染モデル実証事業（2011～12年）で、中堅ゼネコンの日本国土開発（東京）が福島県南相馬市で生じた汚染水340トン（同社推計）を、農業用水に使う川に流していたことが11日、共同通信の調べで分かった。原子力機構は、川に流すことを知りながら、排水経路に触れていない国土開発の計画書を了承、地元に提出していた。
> （中略）
> 同社（筆者注＝日本国土開発）は11年12月～12年2月、大成建設（東京）を中心とする共同企業体に加わり、国の除染特別地域に指定されている南相馬市立金房小学校と周辺を除染した。
> 共同通信が入手した国土開発の内部資料「回収水等の分析データ」と取材回答書によると、作業で出た汚染水609トンを回収。このうち、水処理業者が処理するなどした269トンとは別に、放射性物質を検出した340トンを、12年1月から2月にかけて側溝を通じ、南相馬市内を流れ水田に水を供給する飯崎川へ排水していた。経費節減が目的とみられる[1)]。

前記の報道の後、インターネットのとあるサイトに以下のような文章が掲載された。

ところで、除染の対象となった金房とはどういうところだろうか。現場に足を運んでみた。(中略)

この辺りはかつて金房村といい、敗戦後には、復員や引揚などの人びとが入植、労苦を重ねて山林を農地にかえていったという開拓の歴史がある。

今は金房小学校になっている場所に、以前は開拓農業協同組合があり、1955年に開拓10周年を記念する碑が立てられた。高村光太郎の手になる詩碑に、当時の開拓民の思いが刻まれている。

「……見わたすかぎりはこの手がひらいた　十年辛苦の耕作の海だ／……／死ぬかと思い自滅かと思い　また立ちあがりかじりついて　借金を返したりふやしたり　ともかくもかくの通り今日も元気だ／……」〔一部抜粋。なお開拓碑は現在、近傍の摩辰に移転している〕[2)]

本稿のテーマである平田良衛（1901〜76年）は、戦後直後から始まった金房村（現在南相馬市小高区）の開拓の先導者であった。65年10月、当時64歳であった平田は以下のように自らの開拓人生をふり返っている。

そもそも私が郷里の金房開拓に手をつけたのが昭和二十年、年齢四十四歳、これより二十年間万年組合長をつづけている。何かの機会に自己紹介を命ぜられると、

「私は相馬郡小高町金房開拓万年組合長……」

を名のることにしている。時にはくすくす笑う人もあるが、現在の私は、この万年開拓組合長がいちばん適当していると思っている。

(中略) まことに長い、苦労の多かった、貧乏と借金に苦しめられ通しの、しかし私の生涯にとっては何よりも意義深かった時期であったと思っている[3)]。

原発事故前には小高区小谷に住み、平田の生家を継いだ甥の良則氏によれば、開拓地は山林地帯の中にあることから放射線量が非常に高く、そのためにそこの住民の大半は帰還を諦めているとのことである。そして前述の除染事業をめぐる深刻なトラブルによって、さらに帰還を諦める住民が出てきたことは想像に難くない。こうして平田が後半生を賭して先導してきた開拓事業は、原発事故と杜撰極まりない除染事業により、短時日で事実上御破算になってしまったと言えよう。かつての開拓地の田畑は荒れ放題となり、再び耕される日が来ることはもはや

ないだろう。

しかし我々は旧金房村の開拓地を元に戻すことができなくなっても、開拓の歴史を忘れるべきではなく、開拓を先導した平田をも決して忘れるべきではないだろう。平田はただの開拓組合長ではない。相馬郡金房村大字小谷の地主兼自作農の長男に生まれ、相馬中学校、第二高等学校、東京帝国大学に進み、ドイツ文学を専攻した。

平田は大学院を修了後、共産主義運動に身を挺することとなった。産業労働調査所の所員を経て、1929年にプロレタリア科学研究所（以下、プロ科と略）の創設に加わり、32年に日本共産党員として治安維持法違反で検挙された。獄中では非転向を貫き、出獄後には故郷の金房村を風靡していた報徳運動に触発されて、独自の農民運動の理念を構築しようと試みた。戦後、再建された党の福島地方（県）委員会の初代責任者に就任するものの、その後、金房村の開拓に取り組むようになった。このように平田は戦前から戦後にかけての共産主義運動と深く関わっており、その周囲には野呂栄太郎、中野重治、志賀潔などの多くの錚々たる人物がいた。

もっとも、平田はその生前・死後ともに、郷里以外ではそれほど知名度が高かった人物とは言えない。筆者も原発事故の後、たまたま小高区の被災者である大井守氏と知り合い、大井氏をはじめとする同区の被災者の方々の手記を収集する過程で、同区の歴史を調べているうちに、平田の存在を知った次第である。そのような訳で、平田に関する先行研究は、平田と同じ福島県人である新藤謙が著した『百姓一代：評伝・平田良衛』（たいまつ社、1977年）のみしかないという状況である。

本稿は、新藤の評伝に学びつつ、その評伝出版後に発表された諸研究の成果をも踏まえて、平田が共産主義運動に参加してから金房村の開拓に取り組むまでの、思想と実践の軌跡とはどのようなものであったかを明らかにする。そして晩年の平田の原発問題に対する態度がどのようなものであったかを見た上で、最後に仮に平田が今日存命ならば、原発事故に対してどのように臨んだかということを、平田の思想のロジックを踏まえて、推測してみることにしたい。

1．共産主義運動の実践と論説

共産主義運動への参加

平田の共産主義運動の実践について見ることにしよう。平田によれば、「大学院を放棄して運動に参加したのは昭和二年（筆者注＝1927年）の末であった」。その頃、平田は労農党城西支部西郊班に属し、班長の松山文雄とともにビラを貼ったり、日本共産党最初の合法的大衆機関紙である『無産者新聞』を売ったりしていた。その結果、「松山と私（筆者注＝平田）とは

いつも中野警察署の特高に尾行されたり、中野署のブタ箱に泊められたりした」[4]。

ここで、平田が共産主義運動に参加した当時の日本共産党をめぐる状況について一瞥しておこう。当時はまさに党の路線の大転換期に当たっている。1923年6月の創設間もない党に対する最初の弾圧事件を受けて、26年12月に党の再建大会が開かれ、第二次共産党が設立されてからというもの、中央執行委員になった福本和夫が全体の理論的指導を行なうようになった。そして27年7月にコミンテルンから強い批判を受けるまで、福本イズムが一時党内を風靡することになったが、このコミンテルンの批判は党に一時期を画するものとなる。福本イズムが徹底的に批判され、「27年テーゼ」が党に付与されることになったからである。福本イズムの下での党のインテリ中心主義が批判され、労農大衆との結合を強化しつつ革命の実現を急ぐべきことが指示された。そして福本は党の中心から除外され、渡辺政之輔・佐野学・鍋山貞親らを中心とした首脳部が形成された。

これ以後、日本共産党の活動は急速に活性化する。1928年2月には『赤旗』の第1号が発刊され、ある程度党の存在を大衆の前にさらして、大衆を引き付ける方針がとられるようになった。そして労農党やその他の団体との共同戦線の形成に努力がはらわれ、同年2月の総選挙には、労農党の名の下で数多くの党員を立候補させる戦術がとられた。その中には北海道1区の山本懸蔵、福岡4区の徳田球一のような大物も含まれていた。労農党自身は合法政党であり、大山郁夫が「輝ける委員長」だったが、事実上それは日本共産党のフラクション（党員組織）に握られていた[5]。

平田はまさに「全く地下にかくれていた共産党が労働農民党、評議会、日農等を通じて公然と姿をあらわした」情勢を「はじめて見た」のみならず、「その活動を見て興奮した」[6]。こうして平田は、日本共産党のフラクションが掌握する労農党の支部で、まずはシンパ活動から始めることにし、前述のように松山とともに『無産者新聞』を売り歩くなどしていた。

平田は共産主義運動に参加して間もなかったにもかかわらず、佐藤一郎（当時の筆名は寺島一夫）によれば、すでに「天性の組織者」振りを発揮している。当時、労農党城西支部管轄下の「落合から高円寺に及ぶこの一帯に住んでいた文化人の殆んどは『無新（筆者注＝無産者新聞）』の読者として、（中略）、天性の組織者であった平田君によって、色々な会合にひきよせられていたのでした」。そして佐藤自身も「忽ち、彼（筆者注＝平田）の人間的魅力の虜となって、単なる一読者から、支局の仕事を手助けする一員になることになりました」[7]。

やがて平田は日本共産党のシンパから党員になるが、入党したのは1931年のことである。後述するように平田がプロ科の党のフラクションの責任者となるのは同年9月のことであるから、9月前に入党したことは間違いないだろうが、新藤によれば「はっきりした月日は平田も覚えていない」[8]。平田は新藤に入党した際の心境について次のように語っている。

「無産階級は幾つかあって、これは分裂と統合を繰返してましたね。私は無産政党のなかでははじめから共産党がいちばん正しいと信じていたし、共産党が公然と大衆の前に出てきた頃から私も社会主義運動に入ったわけですから、特に深い関心をもっていました。どうせ社会主義運動をやるんなら入党しなきゃだめだ、支持者や同調者のままでいることには、いまやってることを考えるとすっきりしないところがあって、それで入ることになったんです。入ったからといって特別これまでと変わったことはありません。非合法の時代ですから気持のもちかたはいくらかちがいますが、前だって危険なことには変わりはないんです、そうするのがいちばんいいと思って入ったんですね」[9)]

平田のこうした言葉の端々からも、当時の左翼インテリの間で、いかにコミンテルンと日本共産党が大きな権威をもっていたかが見て取れるだろう。

プロレタリア科学研究所

さて、平田は「昭和三年（筆者注＝1928年）末から、野坂参三主宰の『産業労働調査所』（産労）に参加して、雑誌『インターナショナル』関係の資料を集めたり翻訳を手伝っていた」[10)]。井汲卓一によれば、「三・一五（筆者注＝28年3月15日に行われた1500人に及ぶ日本共産党員の一斉検挙）によって多くの活動メンバーが姿を消してしまった後の産労の活動を再建するため」、井汲や鈴木安蔵らとともに平田も参加を求められたのである。その後、平田は「産労から参加した最も有力なメンバー」として、29年10月に設立されるプロ科に深く関与することとなる[11)]。

ここで、プロ科の概要について一瞥することにしよう。プロ科は、国際文化研究所のグループ、産業労働調査所のグループ、雑誌『新興科学の旗の下に』を主宰していた羽仁五郎や三木清らのグループによって設立された。プロ科の設立目的とは、四・一六事件（1928年3月15日に続く29年4月16日に行なわれた約800人に及ぶ日本共産党員の一斉検挙）によって打撃を被った研究体制を再構築することにあった。井汲によれば、その具体的な経緯は以下のようであった。

昭和四年（一九二九年）、四・一六の余波で、平田君は高山君やわたしなどといっしょに日比谷署に留置されました。その留置所のなかでわれわれは、強力な文化・研究機関を広い基礎のうえにつくる必要性について論じあった。出てきて国際文化研究所の小川信一その他の人々と話しあったところ、それらの人々もまた同様の考えをもっていたことがわかり、この話は急速に発展してその年の一〇月プロ科（プロレタリア科学研究所）の結成

を見るにいたっています[12)]。

プロ科は1934年初めに、治安当局の弾圧によって解体に向かうが、設立から解体までの4年余りの期間は、三つの段階に分けることができる。平田が参加していたのは第2段階までである。第1段階（29年10月～30年5月）は、諸科学のマルクス主義的研究と発表のための在野研究所を目指した時期である。第2段階（30年半ば～32年初）は、研究会体制が成立し、最も活発な活動が展開される中で、大衆との結合が強調され、大衆啓蒙機関としての性格が強められる時期である。第3段階（32年半ば～34年初）は、大衆それ自体によって組織される文化運動の大衆団体に転化する時期である[13)]。

なお第1段階では、三木がプロ科の実質的な中心になっていた。その段階では四・一六事件の余波のために、プロ科に対する党の関与が組織的なものとなることはなかった[14)]。しかし第2段階に入ると、機関誌『プロレタリア科学』に、当時入獄していた三木の哲学に対して、プロ科書記局の名の下で執筆された批判論文（「哲学に対する我々の態度：三木哲学に対するテーゼ」第2年第8号、1930年8月号）が掲載されるなどしたために、三木はプロ科から身を引くに至った。そして司法省調査部の資料が述べるように、「昭和六年（筆者注=1931年）後半期に至つて、研究所は漸次、日本共産党と密接な連絡を執り、其の指導を受くると共に、宛も党の理論的貯水池の役割を演ずる様になり、同年十一月頃より一層其の傾向が顕著になつた」[15)]。

日本共産党のフラクションの責任者

日本共産党によるプロ科に対する組織的関与に当たって、最も重要な役割を担った人物こそ平田である。前出の司法省調査部の資料によれば、平田が果たした役割は以下のようである。

> （中略）昭和六年九月中旬党中央部員、磯崎巌は、プロ科員、平田良衛を訪ね、農業問題の資料提供を要求すると共にプロ科内に党のフラクシヨンを結成することを協議し、平田は其のメンバーとして野村二郎事小椋広勝、小川信一事大河内信威、寺島一郎事波多野一郎（筆者注＝佐藤一郎と同じ）、河野重弘を推薦し、其の着手として同年十月上旬、同人等を集めて、当時発表されて居た党の「政治テーゼ草案」研究会を始めた上、同月末頃、同人等を党員に獲得し茲に党フラクシヨン会議を結成し、其の後数回の会合に於て
> （イ）フラクシヨン会議はプロ科内の最高指導部たること
> （ロ）研究所は党に対し理論的プールとしての役割を果すべきこと
> 等の申合せを為し、フラクシヨン各自の分担を左の如く決定した。

平田良衛――責任者、機関誌編輯、共青、新興教育との連絡（以下省略）[16]

ちなみに、佐藤の回想も上記の司法省調査部の資料と符合している[17]。そして平田は、プロ科内に日本共産党のフラクションを立ち上げた半年後の1932年3月下旬に、小椋、佐藤、大河内、河野らとともに検挙され、同年5月下旬に起訴されることとなった[18]。

ところで、平田のフラクションの責任者としての組織運営はどのようなものだったのだろうか。ここで飛鳥井雅道と栗原幸夫がプロ科をめぐる座談会で、以下のように述べ合っていることが注目に値するだろう。

飛鳥井　僕がプロ科の科学運動として特筆大書したいと思うのは、三木批判という奇怪なものはなるほどあるけれども、内部での分派とか人間関係の対立や不信が一切ないですね。これは文化運動の場合としては日本では稀有の例ではないですか。

栗原　そうだと思いますね。

飛鳥井　三木批判の場合でも、イデオロギー的な問題としてはあるけれども、人間的な分裂がないことは評価すべきじゃないですか[19]

もっとも、飛鳥井は「内部での分派とか人間関係の対立や不信が一切ない」理由として、平田の組織運営の巧みさを挙げているわけではない。日本プロレタリア作家同盟の「私生活まで運動にとりこまれてしまうようなところがある」状況と対比して、プロ科では構成員が大衆闘争に動員されるようなことはなく、「自分たちは一つの自立した科学者であるという、考え方で生きていける条件があった」ことを、その理由として挙げている[20]。

しかし、平田の組織運営の巧みさも、「内部での分派とか人間関係の対立や不信が一切ない」理由の一つとして挙げることができるのではなかろうか。例えば当時、プロ科内で平田が主宰していた農業問題研究会に参加していた岡田勝定は、同研究会では「平田良衛、山田勝次郎などの先輩のまえで、われわれ当時のかけだしはなんの遠慮もなしに、思うままに発言したのであった」と回想している。同研究会は「自由な発言、それをゆるすこだわらない平等の立場、人間的な抱擁力、討論による研究発展」という雰囲気に満ちていたとのことである。そして岡田もまた佐藤と同様に、こうした同研究会の雰囲気をつくり上げていた平田を「天生の組織者」と呼んでいる[21]。

平田の農業問題研究会を主宰する際の「天生の組織者」振りは、おそらくフラクションの責任者としてプロ科全体を運営する際にも如何なく発揮されたものと思われる。平田が同研究会に対してのみならず、プロ科全体に対しても「自由な発言、それをゆるすこだわらない平等の

立場、人間的な抱擁力、討論による研究発展」という雰囲気をもたらしたことも一因となって、個々の構成員は「自分たちは一つの自立した科学者であるという、考え方で生きていける」ことが可能になったのではなかろうか。そうした雰囲気の一端は、当時「ヂヂむさい顔」をして「頭の真中が毛がうすく禿げて」いた平田に対して、「研究所で働いてゐる同志たちは、ある親しみをもつて『平田老人』」と呼んでいたというエピソードからも垣間見られるだろう[22]。

2．プロレタリア科学研究所時代の論説

平田は機関誌『プロレタリア科学』において、主として農業問題研究会の責任者の立場から、農業問題を中心に幾編もの論説を発表している。同研究会発足の経緯については、守屋典郎によれば、当初岩田義道が独自に同研究会の設立を構想していたが、岩田が地下活動に入ったために、野呂や平田らが中心になって同研究会を引き継いだとのことである[23]。ただしプロ科創立総会では、関矢留作（筆名は星野慎一）が農業問題研究の任務と方法について報告しており[24]、1930年5月の第2回総会においても引き続き同研究会の責任者に就任している[25]。そうしたことを踏まえると、関矢が岩田から同研究会を引き継いだものと考えられる。平田は当初消費組合での経験を買われて[26]、協同組合研究会の責任者になったものの[27]、同年中に関矢から農業問題研究会を引き継いだものと思われる[28]。

さて、平田が『プロレタリア科学』に掲載した論説の中で最も重要だと思われるものは、農業問題研究会がその発足時から最重要視していた「労農派及び解党派の農業理論の批判」という課題に基づいて[29]、執筆された「猪俣津南雄並びに日本経済研究会の地代論について（以下「地代論について」と略記）」（第3年第9号、1931年8月号）である。またこの論説は「農業恐慌と土地所有について」（第2年第9号、1930年9月号）とともに、日本資本主義論争に絡むものでもあった。

日本資本主義論争、並びに「労農派」と「解党派」

ここで平田の論説について言及する前に、日本資本主義論争、並びに「労農派」と「解党派」の概要を確認することにしよう。

日本資本主義論争は1932年、33年頃を境に前半期と後半期に分かれるが、平田が論争に参加していた前半期においては、二段階革命論と一段階革命論が主たる論争点となっていた。二段階革命論は、日本ではなおも半封建的な天皇の絶対主義的支配があり、農村には半封建的な地主・小作関係が強固に存続している。それ故に日本ではまだいきなり社会主義革命を実行す

るような条件はないのであり、まずは労働者や農民が中心になってブルジョア民主主義革命を実行し、天皇制の打倒や半封建的な地主制の解体などを実現しなければならない。そしてその後にプロレタリア独裁を実行して、社会主義革命への転化を図るべきだとしている。こうした考え方はコミンテルンの「27年テーゼ」の中にも萌芽的に見られたが、とくに「32年テーゼ」ではっきりと定式化されたものであり、日本共産党の戦略理論となっていた。

これに対して一段階革命論は、日本には半封建的な関係が存続しているにしても、本質的には独占資本の支配体制が確立しているのだから、来るべき革命は、プロレタリア独裁による社会主義革命以外にはないという考え方である。それは日本共産党に対立していた合法無産政党左派の理論だったが、特に山川均・猪俣・荒畑寒村・鈴木茂三郎・黒田寿男らを同人として1927年に発刊された雑誌『労農』を中心に展開された考え方だった。「労農派」という呼び名はここから生まれた[30)]。

「解党派」は、水野成夫を中心とする第二次共産党の元幹部にして、三・一五事件と四・一六事件の被告によって結成された党の分派組織である。水野、浅野晃、藤井米蔵、村尾薩男らの「解党派」のメンバーはコミンテルンの方針への盲従、とりわけその天皇制廃止の方針への盲従を批判するなどして、日本独自の社会主義運動を目指し、保釈後の1930年に日本共産党労働者派を結成した。「解党派」は、天皇制の打倒や半封建的地主制の解体を当面の主要課題とする「27年テーゼ」、すなわち二段階革命論を批判していた。そして主要な課題はあくまでもプロレタリア独裁の樹立であって、天皇制の打倒などは副次的な課題に過ぎないとする一段階革命論を主張していた。こうした「解党派」の立場は「労農派」のそれと大差ないと評してよいだろう[31)]。なお「解党派」は日本経済研究会を組織し、31年3月から理論誌『日本経済研究』を発刊していた。

「猪俣津南雄並びに日本経済研究会の地代論について」

以上が日本資本主義論争、並びに「労農派」と「解党派」の基本的な概要であるが、実は平田の論説「地代論について」の背景はさらに複雑に込み入っている。コミンテルンは「27年テーゼ」と「32年テーゼ」の間に「31年政治テーゼ草案」を日本共産党に付与していた。「31年政治テーゼ草案」は二段階革命論を否定して、一段階革命論を採用していたものの、地主・小作関係を半封建的搾取関係と見る点では不変であったために、ブルジョア民主主義革命ならぬ「ブルジョア民主主義的任務を広汎に抱擁するプロレタリア革命」を志向すべきだとしている[32)]。このように「31年政治テーゼ草案」は「労農派」や「解党派」の革命論と大差がなかったために、当時「労農派」の猪俣や「解党派」は日本共産党に接近しようと試みさえしていた[33)]。

そうした接近の試みに対して、平田は野呂らとともに厳しい批判を行なって、峻拒の姿勢を示している。「地代論について」は「31年政治テーゼ草案」の立場から、「労農派」の猪俣や「解党派」の日本経済研究会に対して、地代論をめぐって批判するものであった。平田によれば、猪俣の「高利地代説」、並びに日本経済研究会や櫛田民蔵の「封建的地代でもない資本主義的地代でもない前資本主義地代説」は[34]、半封建的な地主・小作関係を端的に示す「半封建的地代」説を否定するものであった。それ故に、彼等は「実際的には必然的に、欲すると否とに拘らず、一方小作農民と地主との間における半封建的な諸関係を無視し、かくて現在日本のプロレタリアートの当面する『広汎なる民主主義的任務』を否定し」てしまうという結果をもたらしてしまうのである[35]。

「自分の頭で考えられない」

ところで、平田の「地代論について」などの論説は、今日の我々にどのような印象を与えるだろうか。そうした論説はそもそも前述のように、農業問題研究会の「労農派及び解党派の農業理論の批判」という最重要課題に応えるために執筆されたものである。換言すれば「労農派」や「解党派」を批判して、コミンテルンと日本共産党を擁護するというセクト的な動機から執筆されたものである。もっともこうした執筆動機は平田に限ったものではないだろう。飛鳥井や栗原は『プロレタリア科学』全巻を通読した際の印象について、セクト的な動機から執筆された論説が多かったせいか、以下のように述べ合っている。

飛鳥井　残念に思うのですが、どうして自分の頭で考えられないのかが気になりつつ読みおえたというのが実感ですね。むしろ翻訳の方が面白い。

栗原　自分で書いているように見える論文も、お手本を見ながらお習字の練習をするんじゃなくて、お手本の上に紙をのせてなぞっている感じが、どれも見え見えなんですね[36]。

飛鳥井や栗原が述べるように、『プロレタリア科学』所収の論説は平田のものも含めて、全体的に「自分の頭で考えられない」という印象を与えるものと言ってよいだろう。佐藤は後年になって、当時の「自分の頭で考えられない」状態について以下のように説明している。

まるで将棋の駒のように、次々と変えられる部署、自分の書くものに対する確信の欠如、大衆からの遊離感、等々の中にあって、私はこのまゝの状態がつづけば、運動も自分も、破滅に追いこまれるのではないか、という不安を次第に深めて行きました。

どうも、この頃君の書くものには、生彩がないと親しい友人から率直な批判もうけました。

ただ当時、次々と課せられる任務の遂行に忙殺されて、運動方針を反省検討する余裕が全くなかったのが実情でした[37)]。

おそらく当時の平田も「次々と課せられる任務の遂行に忙殺されて、運動方針を反省検討する余裕が全くなかった」であろう。そして佐藤ほど深刻ではないにせよ、少なくとも「大衆からの遊離感」に悩まされていたものと推測される。そうであればこそ、4で詳述するように、平田は非転向を貫きながらも、出獄後の論説において、逮捕前の日本共産党や党員のあり方に対して、自省を込めて痛切な批判を行なうようになるのである。

3．自供の拒絶と非転向

獄中における平田について見ることにしよう。前述のように平田は治安維持法違反により1932年3月下旬に検挙され、同年5月下旬に起訴された。『追想　平田良衛』の年譜によると、平田は36年4月に出獄するまで、計3年35日間下獄している[38)]。ちなみにこれは、同時期に検挙された中野重治の量刑（第二審判決で懲役2年、執行猶予5年）よりも重いものであった。中野によれば「事情からすれば、平田の第二審判決は、私のより軽くはあつても重いはずはありえ」なかった。それにもかかわらず、平田に「ふたりついていた弁護士が、それぞれ相手側が控訴手続きをとるものと思いこんで自分ではそれをやらずにいた」結果、「平田は第一審判決のまま下獄しなければならぬことになつた」[39)]。

平田が検挙された後、『プロレタリア科学』は「平田良衛君の如きは拷問によつて、足腰が立ないほど打ちのめされてゐる」と伝えている[40)]。周知のように、特高による苛烈な拷問も相俟って、当時獄中にあった多くの日本共産党員は、佐野学や鍋山貞親といった最高指導者を筆頭に、洗いざらい自供したり、転向を選択したりするようになった。しかしながら平田は自供を拒み、また非転向を貫く。平田が自供を拒み通したことについては、佐藤が以下のように証言している。

私が検挙されてあとの取調べの過程で特高や予審判事たちの態度の中に私はどうも合点の行かない点に気づきました。

「お前らが、しゃべろうとしゃべるまいと、全部お見通しだぞ」というような文句を用いるのは彼等の常套手段ですが、どうもこの場合単なる戦術的恫喝だけでない落ちつきと

自信が彼等の態度に感じられるのが不思議に思われたのです。

何かわけがあるのではないか――そういう疑問を解く目的で、私は多大の失費をいとわず、自分と自分に関係する限りでの同志の予審調書を手に入れたのでした。

その中には、同じプロ科フラクの関係で、磯野信威（中略）、河野重弘、小椋広勝（中略）。コップ関係では、壺井繁治、窪川鶴次郎、生江健次の諸兄のものでしたが、一番関係の深かった平田良衛君のものはありませんでした。

この事は平田君が完全黙否（原文ママ）したか、又は少なくとも私に関して取調官の役に立つようなことを何もいわなかったことを意味するとしか考えられません。今更ながら彼の共産主義者としての操守の堅かったことがしのばれます[41]。

また平田は、当時の佐野や鍋山をはじめとする転向の奔流の中で、あえて非転向を貫いた理由について、新藤に対して以下のように語っている。

平田がまずこたえたのは、自分はプロ科の細胞責任者にすぎず、まあ小物でたいしたことをやっていない、実刑だってそんなに重くはないだろう、という見通しをもっていたから、ということであった。自分のしてきたことは、転向を考えるほどのだいそれたものではない、というゆるぎない実感が平田のなかにあった。「それからまあ体が丈夫であったということと、いま転向したんじゃいままでやってきたことが意味がなくなってしまう、そういうことも考えた」ともいう。「家族のことをおもうとつらかったでしょう」という問いには、「それはつらかったが、といって転向したからといって家族がよろこんでくれるような生活なんてあの時代には考えられなかったでしょう」とこたえてくれた[42]。

新藤の問いかけに対する平田の返答の端々に、彼の謙虚な人柄が滲み出ていると言えるだろう。

しかし、実際のところ少なくとも家族については、決して「転向したからといって家族がよろこんでくれるような生活なんてあの時代には考えられなかった」という状況にはなかった。平田の逮捕後、本所の消費組合で働き、家計を維持していた妻のマツが、盲腸で入院することになり、やがて腹膜になり、肋膜になってしまった結果、平田家の「経済が極度に行詰つてしまつた」のである。幸い「友人達が相談して病院の方を引受けてくれた」ものの、友人からも「おい、（筆者注＝転向して）早く出ろよ」と勧められる程であり、平田は「悔しい気持がした」とのことである[43]。

こうした家族の切羽詰まった状況にもかかわらず、平田が頑として非転向を貫いた最も大き

な理由としては、やはり「いま転向したんじゃいままでやってきたことが意味がなくなってしまう」という言葉に象徴されるように、「共産主義者としての操守の堅かった」ことを挙げるべきだろう。しかし平田は非転向を貫いたからといって、「いままでやってきたこと」を全面的に肯定していたわけではなく、4で見るように出獄後の論説において、自省を込めた痛切な批判を行なっている。

4．出獄後の論説

母との面会

平田が検挙前の自らの言動に対して自省を加えるようになったのは、獄中においてであった。そのきっかけは、1933年11月に実母が上京して獄中の平田に面会したことである。面会の情景とその時の心情について、平田は出獄後に以下のように書き記している。

> （筆者注＝母は）顔が真黒く陽に焼けてゐた、手の指は太く節立つて女の手とは思へなかつた。鬼のやうな手であつた。
> 「俺あ一生田の中畑の中を這つて暮したゞ」と言つてゐた。又、
> 「こんな所に（お前が）入るべと思はなかつたゞ」と言はれた。実際私はぐうの音も出なかつた。
> 「早く出た方がいゝべ」と言つて帰つて行つた。

平田が獄中で母に面会して「ぐうの音も出なかつた」ことこそが、自省の第一歩となった。独房に入れられていた平田に「何日間か母の顔が見えた」。そして平田は母と過ごした幼少期の追憶に耽った。「私は馬糞を浚つて時々母から三銭、五銭を貰つた」。中学校に進学が決まって下宿する際には、「母は私の着物もズボン下も布団も皆自分の手で織つてくれた」。しかしながら「それ以来（筆者注＝中学校生活が始まって以来）私は、その当時の母の姿や自分の姿など全く忘れてゐた」ことに、はたと気付くのであった。「私は今迄私の歩んで来た道、生活をふり返つて見た。私は母を忘れてゐた、生きた農民を忘れてゐた」[44]。「今迄私の歩んで来た道、生活」とは、主として日本共産党のシンパや党員として歩んできた道や生活を指しているだろうが、まさに母ともども「生きた農民を忘れてゐた」ことこそが、平田の自省の核心だったと言えるだろう。

農民との思想の相違

さて、平田は出獄した1936年4月から38年2月まで、郷里の相馬郡金房村大字小谷の生家に一家ともども身を寄せたが、その間に『経済評論』誌上に、様々な論説やエッセーを発表するようになる。ちなみに『経済評論』は、『プロレタリア科学』が発行不能になった頃から、検挙を免れたプロ科関係者によって、それに代わるものとして企画されたものであり、1934年9月に創刊された[45)]。

まず、『経済評論』誌上の平田の論説から、前述の「生きた農民を忘れてゐた」ということをもう少し具体的に見ることにしよう。平田は以下のように述べている。

> 私は五年間刑務所生活をし（原文ママ）、一囚人として生活をして見た。私は農村に生れ、かつて多少とも老父母や兄弟妹達と百姓をし、併し間もなく都会で十数年を暮し、農民問題を勉強して見、再び刑務所から農村に還り、其処で私の感ずることは、私の思想と私の生活と農民達のそれとの相異であつた。

このように平田は「私の思想と私の生活と農民達のそれとの相異」を認めるが、まず思想の相違から触れることにしよう。平田は思想の相違をもたらした要因について、「たゞ機械的思想を、公式を而も誤謬を若干犯しつゝ話して来た」ということを挙げている。換言すれば「農民の現実の社会、経済、その歴史、つまり村に立つて私は生活してをらず、考へてはゐなかつた」のである。そしてそうした点について「私は痛切に農民の前に恥ぢお詫びしなければならない」とまで言い切っている[46)]。

ただ、ここで注意すべきなのは、平田が「私は痛切に農民の前に恥ぢお詫びしなければならない」とまで言い切りつつも、『プロレタリア科学』に発表した自らの論説を全面的に否定していたかというと、決してそうではなかったことである。平田は改めて郷里の「農民の現実の社会、経済、その歴史」を観察した上で、以下のように指摘している。

> 地主と小作人、旦那と借家人などの人的階級関係は、驚く程封建的関係である。耕作技術、肥料、種などは園芸的な意味で極めて進み立派に資本主義的生産である。しかし、反面に於て階級関係、経営規模の如きは部落的分散的な小耕作で封建的である。此の関係は恐らく日本の農村に共通した特質ではなからうかと思ふ。

このように平田は、日本資本主義論争に参加した際に依拠していたコミンテルンの「公式」とも言うべき半封建的な地主・小作関係を、郷里においても再発見していたのである。その上

さらに自ら思索を深めて、「一切の秘密は水田小耕作にあり、こゝから旦那も生じ、現物小作料が生れ、借家料としての労役関係が生れ、封建的諸関係が根強く支配してゐるのではなからうか」と仮説を立てている[47]。

また平田は、出獄後も引き続き「地代論について」のテーマを追求して、猪俣などの地代論を批判・検討する論説を発表している（「地代論争に関する覚書」『経済評論』1937年10月号）。平田が出獄した当時、日本共産党は事実上壊滅状態であったのみならず、論争相手であった「労農派」もやがて人民戦線事件により一斉検挙されてしまうのだが、平田はそうした状況下においても、なおも細々ながら孤塁を守ろうとする姿勢を示していたのである。

「第三期」論

平田が「痛切に農民の前に恥ぢお詫びしなければならない」とまで言い切っていたのは、「第三期」論に基づいて、近い将来に資本主義経済の崩壊とともに、農民が労働者とともに革命に立ち上がるという幻想を抱いたためではないかと考えられる。

「第三期」論とは、1928年7月のコミンテルン第6回大会で提起された歴史区分である。第一期は17〜23年の鋭い革命的沸騰の時期とされ、第二期は23〜27年の資本主義復興の時期とされた。28年の大会によって開始された「第三期」は、資本主義のますます増大する矛盾がその崩壊の急を告げ、革命の新たな展望を開く時期とされた。なお「第三期」においては、コミンテルンと各国共産党の最悪の敵は日和見的な社会民主主義諸政党とされ、社会民主主義者はファシストと同様に資本家の手先とされて、「社会ファシスト」と痛罵されるまでになる[48]。日本資本主義論争自体は、コミンテルンの社会民主主義諸政党を敵視するという方針とは関係なく起こったが、その方針は、野呂が猪俣批判に踏み切るなど論争にも大きな影響を及ぼしている[49]。

平田はプロ科時代に「第三期」論に依拠して、以下のように述べている。

> だが注意しなければならないのは、言ふまでもなく今日の恐慌は、×××××を運命とする資本主義の、所謂第三期の慢性的な永久的な恐慌であるといふこと、従つて此の恐慌は農業方面に於て、全く致命的な打撃を与へ、即ち没落の運命にある農民に対して、より一層の、二重の打撃作用を及ぼし、加速度的に彼等の貧窮化を深め、階級分裂を捲き起し、即ちプロレタリア化の結果をもたらすに至る[50]。

そして平田によれば、農民が「プロレタリア化」した結果は「労働者農民運動の一大発展と飛躍となつて現れた」。換言すれば、「農民は今や困窮のどん底から地主、ブルジョアジーに対

して肉迫し、米価の暴落を機として××はいよ〳〵×××せんとしてゐる」のであった[51]。伏せ字の部分は革命の到来の意を示しているであろう。当時、平田が「第三期」論を受容していたのは、コミンテルンの決議であるというだけでなく、大会の翌年に世界恐慌が発生して、革命到来の見通しにいささかなりとも現実味を与えていたからでもあるだろう。

二宮尊徳の思想の換骨奪胎

しかし、平田の郷里の金房村では、農民が「加速度的に彼等の貧窮化を深め」ていたものの、革命に立ち上がるどころか、実際にはそれとは正反対のベクトルを志向する報徳運動に取り込まれていた。平田はその状況を以下のように書き記している。

> 二宮尊徳とその高弟達によつて築かれ残された報徳運動は、最近農村に於て益々勢力を獲得しつゝある。私の郷里相馬も高弟、富田高慶、斉藤高行を出し、又かつて報徳仕法を実施して、成功したところであるだけ（中略）、それだけ最近も処々で報徳仕法に則つて村是を立てゝ農村の自活更生運動を進めつゝある[52]。

ここで、報徳運動の祖である尊徳の思想に対する平田の認識について触れておこう。報徳運動の指導者らは、尊徳が「封建社会に於て止むを得ず説いた天命、天性、中庸の道、倫理道徳、（筆者注＝農民の支配階級に対する）妥協をのみそのまゝ今日の農民労働者にまで説」いている。平田は、指導者らが「意識的に尊徳を利用して、彼等の地主的資本家的立場を合理化しようといふ醜悪なる利己的なる計算から出発してゐる」として批判する。

平田によれば、幕末の封建社会においては、農民の「組織的力に依つて一気に支配階級たる封建諸侯武士階級を覆滅するなどといふことは望めない」が故に、尊徳は農民の支配階級に対する「妥協」を良しとしたに過ぎなかった。尊徳の目的はあくまでも「農民を救ふことに在つた」。そこで尊徳は「農民に生れた者はそれが天命である」としつつも、「支配階級たる諸侯の経済を峻烈に批判し、彼等の収斂、彼等の搾取によつては決して農民が農民の天命に従つて生活を維持し得ない」と主張していた。一方「今日は妥協しなくとも農民は立てる時代である。彼の同盟者も指導者もある。相当訓練も経て来てゐる農民の組織もある」。それ故に平田によれば、今日尊徳から学ぶべきことは「妥協」ではなく、「階級関係、身分関係があれ程厳格な封建時代に在つて如何に彼は痛烈に諸侯の経済生活を富豪を彼独特の方法で批判したかの彼の態度である」[53]。

このように平田は「生きた農民」とともに尊徳を再発見して、尊徳の思想を換骨奪胎しようとしていた。そして今後の思想のあり方、換言すれば「問題のとり上げ方、考へ方」について

以下のように提起している。

> これは現に農民が最も熱心に話してゐる話、関心を有して現に考へてゐる問題をとり上げ、心持にぴたりと納得の行く様に、協力的に考へなければならないだらう。頭から駄目にして一人合点してゐたのでは農民に解りつこがない。

要するに平田は、日本共産党がコミンテルンの方針に盲従して、農民から遊離していた状況を改め、農民の現状に即して方針や政策を打ち出すべきだと考えていたと言えるだろう。そしてそのために党の指導者も、報徳運動を村落で推進している「校長や村長、組合長」の手法に習うべきだとしている。すなわち「直接村の人々と焚火して、炉をとり巻いて、膝をくづして笑ひながら、味噌漬や、菜葉や、大根漬を食ひながら、農民達の考へてゐる問題を、話を、ともに語り、ともに研究して見て、よい所を学び、間違つてゐる所を正してやる」べきだというのである[54)]。

農民との生活の相違

次いで、平田と農民との間の生活の相違について見ることにしよう。平田は生活の相違をもたらした要因について、以下のように述べている。

> 多分立野信之君だつたと思ふ。髪を長く伸した指導者が都会から、洋装をした妻君と犬とを連れて農村に帰る話を書いてゐたと思ふ。今頃こんな馬鹿な運動家もあるまいが、かういう場合に農民の直観するのが彼等の不誠意不心得である。いくら内心理窟に賛成してゐたところで、かゝる不真面目な指導者にどうして新しい次の社会を安心して任せ得るだらうか[55)]。

平田は、農民が都会のブルジョア然とした日本共産党の指導者に対して直感的に感じ取った「不誠意不心得」を払拭するために、党の指導者の生活を以下のように改めるべきだと訴えている。

> 生活的に農民と共に食ひ、共に寝、共に起き、農民が、言葉の農民ではなく村の農民が見て、恥しくない生活を行ふ必要がある。村の人々が信頼出来る様な生活。しかもそれは、思想的にもさうでなければならない筈である！　生活はどうでもよいといふ出鱈目な思想は本当の生きた科学的思想ではない。この問題は一人私だけの問題であらうか？[56)]

このように平田は、農民から信頼を寄せられるためには、文字通り農民と寝食をともする生活を送らなければならないとまで考えていた。こうした考えは『報徳外記』の「衰邑に臨み、其の民を治むる者は必らず当に自ら誓ふべきである。邑中若し飢うるものがあらば、我は食はない。若し被（よぎ）無き者があらば我は被をもたない」という一節の影響を受けていたと言えるだろう。平田によれば、尊徳の思想が「農民に対して今尚ほその力を失はないのは」、文字通り農民と寝食をともにするという尊徳と門弟の「熱意、態度」の故であった[57)]。

平田が農民から信頼を寄せられる生活を送るべきだと強調する背景について、もう少し詳しく見ていくことにしよう。当時の日本共産党の指導者は、弾圧をかいくぐって非合法活動に従事するうちに、「生活はどうでもよい」と考えがちになっていた。その結果、党の指導者がコミンテルンの巨額の資金を、前述の平田の記述にもあったように洋装の出で立ちに費やしたのみならず、芸妓などとの遊興にも湯水のように費やすようになってしまった。さらにはコミンテルンの資金や文化人のカンパが途絶した後には、銀行強盗や美人局などの犯罪的な手段を用いて、活動資金を集めようと企図するまでになった。こうしたことはマスコミを通じて、農民にも広く伝わっており、当時の少なくとも党の指導者の生活は農民から信頼を寄せられるものとはとても言えなかった。

もっとも平田自身は言わばインテリ党員として、プロ科のフラクションの責任者に過ぎず、こうした党の指導者の豪遊生活とは無縁であり、前述のようにかなり経済的に切迫した状況に置かれていた。しかしながら新藤が指摘するように、平田は農民問題について論じながら、農民たちが真黒になって働いているのに、自分は白い手でいるということに対して、罪障感を抱いていたと見られる[58)]。平田がこうした罪障感を払拭するのは、戦後になって自ら金房村の開拓を行なうようになってからである。

5．金房村の開拓

戦時中

平田は1938年2月に郷里の生家を離れて上京し、理化学興業株式会社に就職して、月報編集の業務に携わることとなった。同社を設立したのは大河内正敏であるが、プロ科内のフラクションをともに立ち上げた正敏の子息・信威の尽力で入社が決まったのである。また平田の同僚には、同じくフラクションの立ち上げに関わった井汲もいた。

平田は大阪転勤を経て、1941年1月に理研映画株式会社取締役支配人となり、科学映画の製作に従事することとなった。しかし太平洋戦争の勃発後、軍から同社に対して平田を含む思想犯の前歴のある社員を追放するようにとの圧力が加わったこと、また映画会社の統合問題を

めぐって平田自身が経営陣と対立したこと、という二つの要因によって、平田は42年8月に退職を余儀なくされた。退職後、平田は満州鉄道調査部に一旦は就職が内定したものの、出発間際になって、満州鉄道から思想転向を迫られ、それを断ったために、その就職も流れてしまった。平田はその後、42年12月に日本軍占領下の上海にあった中華電影公司に職を得て、ニュース映画や文化映画の製作指導に当たることになった[59]。このように平田は紆余曲折を経ながらも、41年1月から終戦間際まで日中両国において、軍の意向に沿った国策映画の製作に携わっていた。

もっとも、上海滞在中に平田が興味を惹かれたのは、やはり農村の調査である。中華電影公司での映画製作の「仕事といえば配下の話しを、うんうんと聞いてるだけみたいなものだ」った。所詮、平田にとって映画は「世をしのぶ仮の姿のようなふしがあった」[60]。平田は上海滞在中の農村調査について以下のように回想している。

> 私は中国の農村を知りたかった。上海に落ちついたが、揚子江を越えて南通、狼山を見た。その辺は八路軍の陣地と接し、八路軍の青年が日本側の指導農場に来て合宿して勉強していた。合宿が終ると、大部分また再び八路軍に帰って行くとのことであった[61]。

平田は、南通などで中国共産党の存在を間近に感じた際には、深い感慨を覚えたことだろう。平田は元々中国の共産主義革命に対して、一方ならぬ関心を寄せており、佐藤も「平田君の影響下で中国問題への関心を持つようになった」[62]。もっとも平田の中国の共産主義革命に関する論説は一編のみである（「支那革命と農業問題」『思想』第86号〈特輯　支那号〉、岩波書店、1929年7月）。この論説は「ヴアルが年報と（原文ママ、筆者注＝ヴァルガ『世界経済年報』を指す）、コミンテルン機関誌『共産主義インタナシヨナル』所載のいわゆるアジア的生産方式に関するミフという人の論文を要約紹介したものであった」[63]。このように平田の中国の共産主義革命に関する論説も、『プロレタリア科学』に発表した諸論説と同様に「自分の頭で考えられない」印象を与えるだろう。しかしながら平田が大学時代にドイツ文学を専攻し、中国語をマスターしていなかったことを考慮するのならば、やむを得なかった面もあるだろう。

ところで、平田の家族についてであるが、1945年4月に妻・マツと長女・典子が非業の死を遂げた。上海への米軍の空襲を避けるために、平田よりも一足先に帰国の途に就いた二人の乗った船が、朝鮮沖で雷撃されて沈没してしまったからである。当時、長男・良は第二高等学校への入学を控えていたために、日本にいて無事であった。その後、平田は終戦間際の同年8月に単身で帰国し、生家に身を寄せた。そして再建されたばかりの日本共産党の書記長に就任

した徳田の媒酌の下で、翌46年に党中央委員・志賀の妹・川本節子と再婚し、二女に恵まれることとなる[64]。

戦後の日本共産党における活動

平田の戦後の活動について見ることにしよう。それは日本共産党の活動と金房村の開拓に二分されるが、まずは党活動から取り上げる。平田は1945年12月に開催された党再建を期した第4回党大会に参加し、党福島地方（県）委員会の初代責任者に就任し、福島県における党組織の再建に取り組んだ[65]。また49年1月に実施された第24回衆議院議員選挙に福島3区から党公認候補として立候補し、翌50年の福島県知事選にも立候補したが、いずれも落選した。福島県知事選からまもなくして「50年問題」が起き、党内を大きく揺るがすことになる。

ここで、「50年問題」について一瞥しておこう。1950年1月、コミンフォルム機関紙が野坂の「占領下平和革命」路線などを批判し、武力革命に踏み切るように示唆した。その結果、日本共産党は、野坂を支持する徳田などの主流派（所感派）とコミンフォルムに同調する志賀や宮本顕治などの反主流派（国際派）に分裂する。さらに同年5月から6月にかけてマッカーサーやGHQによる党中央委員の追放指令が出されるなどした。こうした情勢の中で、徳田などの主流派はコミンフォルムの批判を受容し、地下に潜って非合法活動を展開して、「民主民族解放」をスローガンに武装闘争へと突き進んだ。主流派と反主流派の対立は、55年7月に第6回全国協議会（六全協）で新方針を採択するまで続く[66]。

平田にとって「50年問題」とは、それぞれに信頼を寄せていた結婚媒酌人の徳田と義兄の志賀との争いでもあったせいだろうか、当時「おれは徳田、野坂、志賀をそれぞれ信頼しているんで、まったく動きがとれないんだ」と苦衷を訴えていたという。こうして「50年問題」を機に、平田は積極的な党活動を控えるようになっていく[67]。

金房村の開拓

次いで、金房村の開拓について見ることにしよう。周知のように、戦後GHQの指令の下で農地改革が行なわれ、日本政府により地主の農地が買い上げられて、小作人に安く売り渡された。また引揚者や復員者のために失業率が急上昇したことから、政府によって地主の山林も安値で買い上げられ、失業者に開拓させるという方針がとられることになった。

金房村の開拓の概略についてであるが、1945年10月に摩辰原（大富）に、金房村や近村在住の引揚者、復員者、土地不足の小作人などが集まって開拓を始めた。開拓協同組合がつくられ、組合長には平田が選ばれた。飯崎、金谷、川房、羽倉にも組合ができ、金房開拓団は150戸を数えた。しかし当初は雑木林を所有する地主から、なかなか開拓の承諾が得られなかっ

た。46年11月に自作農特別措置法が成立し、未開墾の土地の買収方法が決定され、47年6月には国や県の調査に基づいて、金房村の260町（約260ヘクタール）の買収が決定された。しかし地主はこれに強く反対し、開拓者との間で深刻な対立に陥り、県当局なども加わって、和解に向けての話し合いが数多く行なわれた。そして48年になってようやく和解が成立した[68)]。

平田は開拓農民から助力を乞われると、先頭に立って地主と対決した。平田がどれほどそれにエネルギーを費やしたかは、次のような当時の雑誌記事の一節からでも想像がつくだろう。「複雑な地主的反抗が執念深くくりかえされ、発展が阻まれてゐる」中で、開拓を「こゝまで引つぱつてきたのは、団長平田良衛氏（兼県農地委員、開拓委員）外の、並々ならぬ努力のたまものである」[69)]。もっとも平田は、地主との係争が解決した翌年と翌々年に、衆議院議員選挙や福島県知事選挙に立候補していることからも明らかなように、まだ自ら開拓を行なうという決意をしていたわけではなかった。平田が金房村摩辰の開拓地に居を移して開拓農民になるのは、「50年問題」が起こった後の1952年3月のことである。

では、なぜ平田は開拓農民になるという決意をしたのだろうか。平田ほどの知識人であれば、プロ科のフラクションの他のメンバーと同様に、上京して知的職業に就くことは不可能ではなかっただろう。新藤によれば、中産階級の家庭出身だった妻・節子やその身内も切に平田の上京を望んでいたということである[70)]。

しかし、平田はついに郷里で自ら開拓を行なうという決断を下すことにした。その動機として、新藤は、「50年問題」をめぐる日本共産党中央における醜い抗争を上京して目の当たりにするよりも、田舎で静かに暮らしたいという「退行した気持」になっていたことを挙げている[71)]。もっともその後、平田は、金房村などが合併して誕生した小高町の町議になったり、町長選に立候補したりしていることから、田舎で静かに暮らしたいという「退行した気持」を動機に挙げるのは腑に落ちないだろう。

筆者は、平田が開拓農民になった動機とは、出獄後に尊徳の思想を換骨奪胎して構想した独自の農民運動の理念を実践に移そうとしたことにあるのではないかと考えている。前述のように、平田は、日本共産党がコミンテルンの方針に盲従して農民から遊離していた状況を改め、党の指導者による農民との親密な交流を通して、農民の現状に即した方針や政策を打ち出すべきだと主張していた。また平田は、党の指導者が農民から信頼を得るためには、文字通り農民と寝食をともにすべきであるとまで主張していた。平田は自ら開拓農民になることにより、当時の農民層の中でも最下層に位置する開拓農民の信頼を博し、開拓農民と親密に交わることを通して、その現状に即した方針や政策を模索しようとしたのではなかろうか。

ここで、平田が開拓農民になって3年余り経った後に発表した論説に触れることにしよう。平田は行政による無駄な公共事業への投資（豪奢な福島県庁舎の建設や只見川の電源開発）を

批判する一方で、開拓農民が相変わらず貧困から抜け出せず、「借金の償かん、税金、医者代などに追われて」いる状況を訴えている。そして行政による経済支援さえ行なわれるのならば、「開拓者はけっして失敗してはおらないと思う」。さらには諸外国と比較して、「わが国ではまだまだ開拓の余地がある」ことから、「農村二、三男の生きる途が全然ないわけではない」としている[72)]。このように平田は開拓農民の意向を汲んだ批判や提言を行なっていたのである。

離党

もっとも、平田のこうした農民運動の理念の実践が、やがて日本共産党員としての立場と相容れないようになるのは必至であっただろう。農民の意向に即した運動を展開しようとすれば、農民の間に根強く残る党に対するアレルギーに対しても、自ずと配慮せざるを得なくなるからである。そしてそれは、平田が1962年4月に小高町長選挙に立候補した際に現実のものとなる（結果は落選)。

平田が立候補した際に、「共産党の公認候補として立候補すべきか、それとも離党して無所属で立候補すべきか大変問題になった」。というのは、平田を後援している「同級生と開拓組合の人々は、どうしても離党して無所属で立候補しなければならないという意見」を声高に叫んでいたからである。思い余って平田は小学校時代の恩師である都甲貞助に相談したところ、都甲が同級生と開拓組合の人々の意見に従うべきだと諭したことから、ついに離党を決意することとなった[73)]。新藤は、当時の平田の心境について、1931年の入党以来、拷問や貧乏に耐えて、党員としての誇りを持してきたことから、「離党はつらく、またさびしいことであった」、しかし「開拓のひとたちを離れて自分はないはずだ」などと「何度も自分にいいきかせた」と描写している[74)]。

さて、離党後の平田は1965年10月に個人誌『農村だより』を発刊し（73年1月に22号で終刊)、同誌に様々な文章を発表するようになるが、ここで農業構造改善事業に関する論評を見ることにしよう。同事業とは、農林省が農業基本法に基づき62年度から着手したものであり、生産性の向上や自立経営農家の育成などを目的としていた。同事業では、稲作における投下労力の低下を機械化によって実現することを謳っていたが、その結果、零細農家を含めて「小型耕転機が殆んどどの農家にも入つております」という状況になった。平田によれば、そうした状況は以下のような結末を招くと予測されるものであった。

> 二町以上、三町以上、というような大農家は、従来自家労力だけでは不足し、特に田植時などには不足した。こういう不足する農家はその不足が解消するかも知れません。しか

し、一町以下、五反以下というような零細農家は、ますへ余剰労力を生ずるでしよう。（中略）もしもこの零細農家をそのまゝにして放置しておくならば、零細農家は没落して土地は大農家に集まるでしよう。そして又彼等は他産業の不足する労力の補充者となるよりほかはない。しかしそれでは農業の近代化、構造改善の大事業が、結果として大農家と他産業の労力補充のため犠牲にはならないだろうか[75]。

実際、平田の周囲においても、上記のような出来事が、開拓農家と旧来の農家との間で度々起こっていた。開拓農家の間では、県・町村当局の指導の下で、やむを得ず離農する場合には、その農地を農地の少ない別の開拓農家に譲渡することが取り決められていた。しかし無理をして小型耕転機などを購入した開拓農家は、「いつのまにかかくれて周辺の（筆者注＝旧来の）農家から借金をする。農地は必ず抵当にとられる」。そしてついに開拓農家が離農すると、「苦心して拓いた農地はいつのまにか周辺の旧農家の手に買いとられてしまった」[76]。平田に言わせれば、まさに農業構造改善事業とは「資本の農村支配が典型的に現われて来た」ものにほかならなかった[77]。

このように平田が開拓農家などの零細農家の立場に立って、農業構造改善事業を批判していることを見れば、離党後もその独自の農民運動の理念を捨て去ることはなかったと言ってよいだろう。1966年3月に平田を取材した朝日新聞福島支局の記者も、「農村かくあるべし、という“定型”を外から持込むのではなく農民の要求、生活感情をくみあげ、整理し方向づけるのが農民運動の正しい姿であるというのが信念である」と記している[78]。

元開拓農民の原発関連企業への再就職

離農した元開拓農民は「他産業の不足する労力の補充者」となるよりほかなかったが、彼等が仮に小高町を含む浜通り地方に留まろうと望んだのならば、どのような選択肢があっただろうか。同地方は戦前と同様に、戦後もしばらくは経済的に困窮状態にあり、農業だけでは生活を維持し得ない開拓農民などは「北海道への出稼、近くの山で木炭焼き、救済工事の土工、田植などの季節的日雇などをして」糊口を凌いでいた[79]。このように同地方には副業として成立し得る産業がほとんどなかったことから、離農した元開拓農民の大半は他地方に移住して、再就職先を求めざるを得なかっただろう。

しかし、福島第一原子力発電所が1967年に着工され、71年に営業運転を開始した後には、浜通り地方の状況に変化が生じるようになった。国からの電源交付金による莫大な財政的支援が大熊町などの原発立地町村になされたのみならず、その隣接町村にも及んだ。また民間企業の活動も活性化し、「原発が来るまでは『福島県のチベット』とさえ言われていた小さな町

（筆者注＝大熊町）の思いがけないところに、実にたくさんの『繁盛記』があった」[80]。大熊町の「繁盛記」は隣接町村へも波及していったことだろう。

当時、双葉地方原発反対同盟委員長として反原発運動の先頭に立っていた岩本忠夫は、以下のように原発が浜通り地方にもたらした功罪について語っている。

> 浜通りに原発が来て確かに交通事故や犯罪が増えた。それに加えて一番の悪影響はそれまでの牧歌的な人間関係が崩れたことです。東京電力が来たことで町は豊かにはなったが、農村構造は崩れ、各農家のだれかしらが原発に働くようになった。それが一つのくさびとなり、東電に縛られて人間関係も何となくぎくしゃくしてきてしまったのです[81]。

元開拓農民も、あるいは岩本と同じように牧歌的な人間関係の崩壊などを嘆いたかもしれない。しかし彼等はその一方で、離農後も引き続き浜通り地方に留まりたいと望んだ際には、かつてに比べればより容易く当地方に再就職先を見つけることができるようになったのである。

６．原発に対する態度

賛否を明らかにせず

さて、平田は原発に対してどのような態度をとっていたのだろうか。その問いに答えるのに先立って、小高町と原発との関係について確認しておこう。1968年1月に福島県知事・木村守江が東北電力浪江・小高原子力発電所の建設構想を表明した。また小高町側も吉田広衛町長時代（66～74年）に原発を誘致する方針を採ることとした[82]。しかし浪江・小高原発は、浪江町の農民・舛倉隆らの反対により長らく着工されずじまいであったところに、原発事故が起こったこともあって、ついに2013年3月に東北電力は建設計画の取り止めを発表するに至った。このように原発問題は小高町に暮らしていた平田にとっても決して他人事だったわけではない。

しかしながら、当時平田は原発に対して賛否の意思を明確にすることはなかった。筆者が、平田と親しく交流していた新藤や甥の良則氏に対して、平田の原発に対する態度について尋ねたところ、両者ともに平田とは一切原発について話し合ったことはなかったと語っている。

ただし、平田は『農村だより』において、同誌の会員にして小高町議でもあった山本重助の反原発・反資本主義の詩を幾編か掲載することはあっても、原発を推進すべきであるとする意見を一切掲載することはなかった。ここで山本の詩の一節を以下に紹介することにしよう。

3
安全性を確める
大事な錠は持たされず
原発できても
百姓開発（よくなる）計画あるじゃなし
（中略）
7
資本家の手を借りて
ダムを造るは危険（あぶない）千万（しごと）
他人の力をあてにせず
百姓こぞって治動し
ダムつくれ
（中略）
9
農業振興整備法
色々花を咲かせておるが
中味は百姓土地を手放す
途ひらく
10
百姓ぼやぼやしておると
頭の先から尻毛まで
すっからかんと
先祖の墓で己の馬鹿に泣いて
悔む……時がくる
11
原発ダム、農振法
一歩あやまればとんな事（原文ママ）
どこを向いても槍先ばかり
これじゃ百姓
思想の武装なしには
一歩もあゆめぬ1972年[83)]

山本の上記の詩は、反原発を除けば、前述のような平田の農業構造改善事業などに対する批判と内容的に重なるところがあると言えるだろう。山本は『農村だより』に詩以外にも、小高町議選に立候補した際の演説文を寄稿するなどしており[84]、平田との関係の深さがうかがわれる。こうしたことを考慮すると、平田はどちらかと言えば、原発推進派よりも山本のような原発反対派に共感を覚えていたものと考えられるだろう。

反原発の旗色を鮮明にしなかった理由

では、なぜ平田は反原発の旗色を鮮明にしなかったのだろうか。

その理由としては、第一に、独自の農民運動の理念を挙げることができるだろう。それは前述のように「農村かくあるべし、という“定型”を外から持込むのではなく農民の要求、生活感情をくみあげ、整理し方向づける」べきだというものであった。当時、浜通り地方の大多数の農民は原発に不安を覚えつつも、莫大な経済的メリットが見込まれることから、原発推進を容認するようになっていた。小高町においても浪江・小高原発に対する「反対運動はほとんどない」状態だった[85]。一方、原発反対派は少数派に止まっており、前出の岩本の双葉地方原発反対同盟のメンバーも社会党系の労働組合員を中心に30人程度に過ぎなかった[86]。平田としても、農民が反原発を要求していない以上、反原発の旗色を鮮明にすることはためらわれたに違いない。

第二に、当時の日本共産党の「原子力の平和利用」という方針の影響を挙げることができるだろう。党は、2011年3月の原発事故の衝撃から、一大方針転換を行なって脱原発運動に合流するようになったが、それまでは戦後一貫して「原子力の平和利用」という方針を掲げて、原発反対派に対して批判的な態度をとってきた[87]。平田は前述のような小高町長選挙にまつわる離党の経緯から見ても、離党後も依然として党の指導部やその打ち出す方針・政策に対して一定程度の信頼を寄せていたものと思われる。それ故に、党の指導部が打ち出した「原子力の平和利用」という方針に対しても、科学的に原発の安全性に対して疑念を突きつけることができなかった以上、山本のように直感的に「安全性を確める　大事な錠は持たされず」などと批判するようなことはためらわれただろう。

第三に、平田の老いを挙げることができるだろう。浜通り地方に福島第一原子力発電所が建設され、営業運転を開始するようになるのは、平田が60代から70代にかけてのことであった。平田は晩年、当時静岡大学の教員であった長男・良の自宅に引き取られ、1976年に死去した。享年74歳であった。平田の60代から70代にかけての文章には、前述のような農業構造改善事業を批判した論評もあったが、その多くは小高町史に関するもの、過去に経験した出来事や出会った人物に関する回想、身辺雑記などであった。こうしたことは平田の精神が老いを迎えて

いたことを意味するであろう。平田は日本社会に新たに浮上した原発問題に取り組むには、すでに年老い過ぎていたのである。

おわりにかえて

最後に、仮に平田が今日存命であったとしたら、原発事故に対してどのように臨んだかということを、平田の思想のロジックを踏まえて推測してみることにしたい。原発は、浜通り地方の貧しい農村社会に対して、安全と引き換えに、そこそこの経済的な豊かさをもたらし、かつての農村社会の矛盾をある程度解消してしまったかのような印象を与えてきた。

しかし、原発はそうした矛盾を単に一時的に覆い隠していただけに過ぎなかったということを、原発事故後に我々は知るところとなる。かつての農村社会の矛盾は形を変え、さらに増幅されて、再び我々の眼前に露わになったようである。前述のように、平田は出獄後に郷里の相馬郡金房村大字小谷の生家に戻ると、村の農民の実際の暮らし振りを観察するようになったが、平田が書き遺した当時の農民の状況と今日我々が目にする福島の原発事故の被災者のそれとの間には、以下のように驚く程の共通性が見出される。

第一に、かつての報徳運動に基づく貧困からの「更生」、並びに昨今の原発事故からの「復興」がともに、人々に対して綱渡り的かつ超人的な努力を要求する一方で、その見返りが全く見合わないということである。平田は生家の西隣に住む岡村さん一家の貧困からの「更生」の努力に「頭が下る」としつつも、以下のように述べている。

> だが一方又、我々は考へなければならない。婆さんの代から今日に至るまで、これ程の努力にも拘らず、その報酬の余りにも少いことである。婆さんの代は夜半の十二時に起きて木炭焼の駄賃取をした。嫁さんは女の子供の指を焼いて、燃やして奮闘した、冬になると山に入り雪の中に立つて朝四時のサイレンをきいた。蚕になると人目をかくれ夜半に起き出して働いた。子供は専修学校に通ふ代りに「家の光」を読んで働かうといふ。而も未だ小作をし、いくらか田を買つて生活に余裕が生じた程度なのである。
>
> 一般の農民に向つて果して岡村さんの努力を強制し得るであらうか、第一体力問題である。岡村さんの家にしたところで万一の病気と又、どんな災禍がないとも限らない、精神的慰安の如きも、も少し考へられなければならない。ともかく、少しでも躓きが生じたら岡村さんの家は危険である[88)]。

一方、昨今の原発事故からの「復興」の努力についての事例は枚挙にいとまがないが、ここ

では福島県須賀川市で農業を営むT氏の事例を紹介することにしよう。T氏は原発事故後まもなくして父親を自死により失いながらも、放射能により汚染された田畑で現在も日々働いている。T氏は除染が一定程度有効であったとしつつも、以下のように朝日新聞の記者に胸の中を語っている。

「だけど、おがしいっしょ。稲は放射能、吸わねくなるかもしんねえよ。でも土にある絶対量は変わってねえんだから。汚染された土の上で、俺たち毎日、朝から晩まで働いてんだよ。将来どうなんのかな、いつか影響出んじゃねえかなって不安だらけだもん」
(中略)
「実際、コメは売れてますよ。外食産業とか病院とか、福島県産とわがんねえところで。表には出ねえだけで、すごい量が動いてんの。うまいから、福島のコメは。粘りと甘みがあって。だから外食産業の人らは、いいみたいです。うまいコメを安く買えて」[89)]

岡本さんとT氏の間には、健康被害の恐れが過労によるものか、それとも放射能によるものかという違いはあるものの、ともにそれだけのリスクを冒して努力しても、見返りが全くリスクに見合わないという共通点がある。

第二に、かつての貧困による生活不安に耐え切れなかった人々、並びに昨今の放射能による健康不安に押し潰された人々がともに、他地域に移住しているということである。平田は郷里の離村者について以下のように書き記している。

貧農の移動、離村は殊に最近激しかつた。先日私は村のポンプ小舎と火見梯子の下を通り過ぎ昭和二年の寄附金一覧表を見た。書き取つて帰り現在居住しない人を数へて見たら十五戸あつた。一戸平均五人と見ても昭和二年以降十年足らずの間に七十五人が離村してしまつた。恐らく家があつても二男三男の離村者を数へたら百名位の離村者があるだらう。約八十戸、四百名のうち百名の離村者である。貧窮のみによる離村者ではなからうが、大部分は貧窮の結果であり、村のうちだけでは生活が出来なくなつたのである。離村先を見ると第一が北海道、第二が都会、其他は樺太、南米、満洲等々である[90)]

一方、昨今の福島県内外の放射能汚染地域からの避難者の事例は数多あるが、ここではある女性の事例を以下に見ることにしよう。

中部地方のある都市で暮らす女性(36)は、以前は福島県田村市で暮らしていた。2011

年3月の東京電力福島第一原発事故から1カ月後、1歳の息子と10歳の娘を連れ、縁のないこの町に避難してきた。

福島の自宅は原発から西に35キロほど離れ、政府の避難指示はなかった。夫は「原発から離れているから大丈夫」と自宅に残ったが、女性は「国のデータは信用できない」と放射能への不安から福島を離れた。

2年前の秋、夫から届いた段ボールには子どもへのお菓子とともに、離婚届が入っていた。夫は「会えない家族に仕送りはできない」と言った。女性は「子どもの健康は守れたと思う。でも家族は壊しちゃった」。離婚したことは、子どもに伝えられずにいる[91)]。

周知のように、こうした母子のみの避難の結果、離婚にまで至ったケースは少なくない。かつての貧困による離村者と比較すると、家族関係などの崩壊を伴っている分だけ、今日の避難者の方がよりいっそう深刻な状況に置かれていると言ってよいだろう。

第三に、かつての貧困の境遇をともにする人々の間でも、また昨今の原発事故の被害を共有する人々の間でも、妬みや嫉みが渦巻いているということである。特に相対的に恵まれた立場にある人々による底辺に置かれた人々への妬みや嫉みが際立っている。平田は開拓農民のKに対する「村の人」の妬みや嫉みを以下のように書き記している。

Kは昭和二十年朝鮮から十六人の家族を引きつれて引揚げて来た。年老えた父と母、十二人の子供、長男は十九才でした。
柱のない木炭小屋同様の笹小屋をつくり、藁とむしろをしいて寝ていました。
開拓のはしめ（原文ママ）の頃の話――
村の人は私に向って非難しました。
「Kは午後三時頃さっさと仕事をやめてしまう。開拓者はぜいたくだ」と。
又或る時、
「Kはスルメを喰いながら開拓をしている。開拓者はぜいたくだ」と。
或る日私は、鍬をふりあげて開墾をしているKのそばに近より、
「K、本当かい？」とたずねました。
Kは明るく笑いました。そして私に見せました。――
それは配給米一人一合（原文ママ）と、麦とフスマ、カボチャとイモの雑炊メシでした、そしていいました。
「十時になると腹がへってやりきれない、喰ってしもう。午後の二時頃になると又腹がペコペコ。わらびの根っ子を集めてあぶってかじる。三時頃になると目がくらんで来る

……」と[92]。

「村の人」すなわち旧来の農民は、故意か否かは定かではないが、Kが空腹の余り午後三時に農作業をやめざるを得ない事情を理解せず、さらにはKが食べていたわらびの根っ子を一方的にスルメと決め付けたのである。

一方、原発事故現場周辺の避難指示区域の元住民に対する区域外の住民の妬みや嫉みの事例は、多々報道されているところである。そうした妬みや嫉みの要因は東京電力の賠償制度にあり、避難指示区域の人は1人月10万円の慰謝料を受け取れるが、区域外は1人総額12万円に限られている。以下にそうした妬みや嫉みに遭遇したある女性の事例を取り上げることにしよう。

> 避難指示が出ている富岡町から県中央部に避難した女性(36)は昨年、地元の母親から浴びせられた一言が忘れられない。息子(5)と放射能を気にせずに無料で遊べる屋内施設に行った時のことだ。
> 「あなたお金あるんだから有料のツアーに行けば」
> 放射能を心配せずに県外で遊ぶ有料のツアーに行けばいいという意味だ。女性は「賠償をもらうと無料の場所で遊んじゃいけないんですか？　ご近所のママたちも放射能への不安は一緒でしょ」と話す[93]。

Kと女性は、一方が開拓農民、他方が避難指示区域の元住民というように、それぞれ貧困な農民層と原発事故の被害者集団の最底辺に置かれている。しかしそれにもかかわらず、両者には、旧来の農民や区域外の住民といった相対的に恵まれた立場にある人々から、言われなき妬みや嫉みを買うという共通点がある。

かつて平田は、報徳運動に基づき「更生」に尽力している「岡村を心服せしめ得るならば、農民は一人残らず我々の側に立つのでは無からうか」と述べていた[94]。また貧困による離村者に深い同情と関心を寄せていた。さらには旧来の農民によるKのような開拓農民に対する言われなき妬みや嫉みに心を痛め、両者の融和を促そうとしてきた。平田はこうして貧しい農民をあまねく糾合して、国家や地主や資本の権力に対して闘争を試みようとしてきた。

仮に平田が今日存命ならば、きっと「復興」に尽力しているT氏のような人々の信頼を勝ち得ようとする一方で、避難者の境遇にも関心と配慮を怠らず、避難指示区域内外の人々の分断を修復しようとすることだろう。そして原発事故の被災者をあまねく糾合して、政府や自治体、東京電力の「棄民」とも形容すべき方針に対して粘り強く抵抗を続けることだろう。今日

我々が平田良衛の抵抗の思想を甦らせなければならない所以である。

注

1）『中日新聞（朝刊）』2013年7月12日付け
2）「福島　フクシマ　FUKUSHIMA：津波被害と原発震災に立ち向かう人々とともに」
http://fukushima20110311.blog.fc2.com/blog-entry-84.html　2016年4月3日最終アクセス
3）平田良衛「その四　開拓組合運動」平田良衛『農人日記』平田良衛を励ます会、1972年（以後、『農人日記』とのみ表記）、196–197頁
4）平田良衛「中野・落合時代」平田良編『追想　平田良衛』一同舎、1978年（以後、『追想　平田良衛』とのみ表記）、3頁
5）大内力『日本の歴史24：ファシズムへの道（改版第2刷）』中央公論新社、2012年、135–137頁
6）平田良衛「大塚金之助先生」『農人日記』82頁
7）佐藤一郎「『プロ科』時代の思い出：前半生を顧みて」『運動史研究』第2号、三一書房、1978年8月、48頁
8）新藤謙『百姓一代：評伝平田良衛』たいまつ社、1977年（以後、『百姓一代』とのみ表記）、106頁
9）『百姓一代』107–108頁
10）前掲、平田良衛「大塚金之助先生」85頁。またその頃、平田は妻・マツとともに西郊消費組合に参加していた（同上、85–86頁）。
11）井汲卓一「平田君と産労」『追想　平田良衛』37頁、39頁
12）同上、38–39頁
13）梅田俊英「プロレタリア科学研究所の活動と『プロレタリア科学』」『研究資料月報』第286号、法政大学大原社会問題研究所、1982年5月、5頁
14）同上、14頁
15）平出禾『プロレタリア文化運動に就ての研究（復刻）』柏書房、1965年、251頁
16）同上、483頁
17）佐藤によれば、1931年7月にコミンテルンによって「政治テーゼ（草案）」が発表されてから2ヶ月近く経った満州事変の直後に、平田から「政治テーゼ（草案）」に関する研究会に誘われ、小椋、大河内、河野もそれに参加していた。そして4回目の研究会が終了した後、「平田君から、実は党の方で、今の状況では、プロ科に対する党の指導が、きわめて不充分にしか行われ得ないので、この研究会を直接党とむすびつきのある組織にして、指導体制を確立したいと思うがどうだろうという提案が出され」たところ、「勿論全員賛成というわけで、忽ち、プロ科内の党フラクションが成立してしまった」。ちなみに佐藤はその時点までは党員ではなかったが、フラクション結成に賛成した時点で、入党手続きもないままに党員になったとのことである（前掲、佐藤一郎「『プロ科』時代の思い出：前半生を顧みて」60–61頁）。
18）前掲、平出禾『プロレタリア文化運動に就ての研究（復刻）』252–253頁
19）栗原幸夫、飛鳥井雅道、池田浩士「座談会・プロ科の運動をめぐって」『運動史研究』第2号、1978年8月、34頁
20）同上、35頁
21）岡田勝定「平田さんと『発達史講座』」『追想　平田良衛』118–120頁。農業問題研究会に参加していた守

屋典郎もまた当時の平田について、「ジミな活動家で、後輩の世話を親身になって見てくれ、指導者でありながら指導者づらをしない尊敬すべき先輩であった」と回想している（守屋典郎「平田良衛君の想い出」『追想　平田良衛』76頁）。

22）「平田兄の思ひで」『プロレタリア科学』第5年第3号（1933年3月号）80頁

23）守屋典郎『社会科学への思索』青木書店、1975年、28頁

24）星野慎一「農業問題研究の任務と方法に就いて」『プロレタリア科学』第2年第1号（1930年1月号）

25）「プロレタリア科学研究所第二回総会」『プロレタリア科学』第2年第6号（1930年6月号）105頁

26）『百姓一代』89頁

27）平田は第2回総会において協同組合研究会の責任者に就任している（前掲、「プロレタリア科学研究所第二回総会」105頁）。

28）平田は1930年度の農業問題研究会の報告を行なっている（「一九三〇年度各研究会活動報告」『プロレタリア科学』第2年第12号（1930年12月号）155–157頁）。

29）前掲、星野慎一「農業問題研究の任務と方法に就いて」184頁

30）前掲、大内力『日本の歴史24：ファシズムへの道（改版第2刷）』472–473頁。日本資本主義論争の後半期になると、二段階革命論を集大成した『日本資本主義発達史講座』が1932年から33年にかけて刊行されるようになった。この刊行に関わった野呂・平野義太郎・山田盛太郎・服部之聡・羽仁五郎らは「講座派」と呼ばれた。一方、「講座派」を激しく批判したのは、向坂逸郎・猪俣・櫛田民蔵・土屋喬雄らであり、彼等も「労農派」と呼ばれた。しかしその多くは雑誌『労農』には関係のない人たちだった（同上、473–474頁）。ちなみに平田は『日本資本主義発達史講座』に執筆することはなかったものの、32年3月下旬に逮捕されるまで、野呂を助けて、計画の草案作りに参加し、関係者の間を取り次ぐなどしていた（平田良衛「『講座』発刊の頃：野呂栄太郎氏のことなど」『農人日記』72頁）。

31）伊藤晃『転向と天皇制：日本共産主義運動の1930年代』勁草書房、1995年、35頁。「解党派」の結成経緯や思想の詳細については同書の第2章を参照。

32）「政治テーゼ（草案）（一九三一・七）」山辺健太郎編・解説『現代史資料14　社会主義運動1』みすず書房、1964年、471頁

33）前掲、伊藤晃『転向と天皇制：日本共産主義運動の1930年代』35頁

34）当時、野呂は「労農派」の櫛田を「彼等解党派の理論的指導者」にほかならないと断定していた（野呂栄太郎「解党派の農業理論批判」『プロレタリア科学』第3年第9号（1931年8月号）93頁）。野呂のこうした断定は、櫛田と「解党派」との間に理論的な同質性が認められるのみならず、「解党派」の浅野や藤井が東大時代から櫛田に師事していたことを理由としていた（長岡新吉『日本資本主義論争の群像（第5刷）』ミネルヴァ書房、1989年、121頁）。もっとも櫛田自身は野呂の断定を「虚構」としており、「解党派及び日本経済研究会には、他の諸団体と同じく二三の知人があり、理論的問題で質問を受けたことはあるが、その活動とは無関係である」旨を弁明していた（櫛田民蔵「河上博士に答ふ：併せて野呂氏へ」『中央公論』1931年11月号、42頁）。

35）平田良衛「猪俣津南雄並びに日本経済研究会の地代論について」『プロレタリア科学』第3年第9号（1931年8月号）89頁。一方、猪俣は平田の批判（平田良衛「農業恐慌と土地所有について」『プロレタリア科学』第2年第9号（1930年9月号）23–24頁）に対して、「高利地代説」の正しさを再度主張している（猪俣津南雄「マルクス主義の前進の為に：批評家十一氏への反批判」『改造』1931年4月特輯、301–302頁）。また猪俣は日本経済研究会に対しても批判を行ない、その思想上の差異の在り処を明らかにしている。日本経済

研究会は「日本の地主は自由民権運動以来都市ブルジョアと共にブルジョアの一翼として活動して来た、政治的にはブルジョアジーと地主の対立は、ブルジョア内部における金融資本の対立と産業資本の対立とえらぶところはない」と分析していた（日本経済研究会「日本経済現実体の分析」『中央公論』1931年3月号、110頁）。そうした日本経済研究会の分析に対して、猪俣は「地主と資本家との本質的差異を抹殺せんとする傾向」であると捉えて、「日本地主が、資本主義的土地所有者ではなくて、地主的土地所有者である限り、いかにブルジョア化しても、×××農民によつて止揚さるべき階級たる性質を失はぬ」と主張していた（前掲、猪俣津南雄「マルクス主義の前進の為に：批評家十一氏への反批判」302–303頁）。

36）前掲、栗原幸夫、飛鳥井雅道、池田浩士「座談会・プロ科の運動をめぐって」33–34頁。「お手本の上に紙をのせてなぞっている感じが、どれも見え見えなんですね」という典型例としては、平田の論説「農業綱領問題研究（一）」（第2年第6号、1930年6月号）を挙げることができる。それは大半が片山潜の論説、コミンテルンの文書、佐野学の論説、レーニンの論説、マルチノフの論説といった「お手本」からの引用によって埋め尽くされている。

37）佐藤一郎「『プロ科』時代を顧みて」『追想　平田良衛』47頁

38）『追想　平田良衛』324頁

39）中野重治「日比谷松本楼」中野重治『中野重治全集　第24巻』筑摩書房、1977年、192頁。平田は1934年夏から冬にかけて一時的に保釈されていたが、再度下獄するという日に、平田のために日比谷松本楼で送別会が催されることとなった。送別会には中野も出席しており、当日の情景や後日談を書き残している（同上、192–193頁）。

40）「暴圧反対と我等の任務」『プロレタリア科学』第4年第7号（1932年5月号）130頁

41）前掲、佐藤一郎「『プロ科』時代の思い出：前半生を顧みて」64頁

42）『百姓一代』112頁

43）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年11月号、日本評論社（以後、『経済評論』はいずれも日本評論社より刊行）、132–133頁

44）同上、133–134頁

45）前掲、梅田俊英「プロレタリア科学研究所の活動と『プロレタリア科学』」19頁

46）平田良衛「二宮尊徳と農民問題」『経済評論』1937年1月号、3–4頁

47）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年7月号、108頁

48）E. H. カー著、塩川伸明訳『ロシア革命：レーニンからスターリンへ、1917–1929年』岩波書店、2000年、256頁

49）詳細については、前掲、長岡新吉『日本資本主義論争の群像（第5刷）』85–86頁

50）前掲、平田良衛「農業恐慌と土地所有について」24頁

51）平田良衛「所謂米価対策に就いて」『プロレタリア科学』第2年第12号（1930年12月号）43頁

52）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年7月号、107頁。報徳仕法（方法）については「行政式仕法」と「結社式仕法」がある。前者は、尊徳が実施した仕法、並びにその門人の富田高慶や斉藤高行らが実施した相馬藩仕法などの幕藩「行政」権力を背景とする仕法を指している。一方後者は、人民が自ら報徳社を結成し、報徳の思想と方法に基づいて実施した仕法を指している。廃藩置県による幕藩体制の崩壊以後は、後者が報徳運動として大きく発展した。また報徳社は、農村が危機的状況に遭遇した時に多く設立される傾向がある。世界恐慌の波及を受けて、農林省に経済更生課が置かれ「農山漁村経済更生計画に関する件」が発表された1932年の翌年以降も、報徳社は急増している。なお報徳社の過半数は静岡県内に集中していた（足

立洋一郎『報徳運動と近代地域社会』御茶の水書房、2014年、 5頁、46–47頁)。

53）平田良衛「二宮尊徳に関する覚書：生活、思想、社会観」『経済評論』1936年12月号、58–61頁

54）前掲、平田良衛「二宮尊徳と農民問題」3–4頁

55）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年10月号、128頁

56）前掲、平田良衛「二宮尊徳と農民問題」 5頁

57）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年10月号、127頁

58）『百姓一代』133頁

59）同上、134–141頁

60）大村英之助「平田良衛さんの映画の時代」『追想　平田良衛』145頁、142頁

61）平田良衛「恩師都甲先生」『農人日記』102頁

62）前掲、佐藤一郎「『プロ科』時代の思い出：前半生を顧みて」53頁

63）平田良衛「一つの思い出　その二：大塚金之助先生」『農村だより』第14号、1970年5月、 2頁

64）『百姓一代』144–149頁、171–172頁、179頁

65）同上、191–196頁

66）雨宮昭一『日本近現代史7　占領と改革』岩波書店、2008年、167–169頁

67）『百姓一代』197頁

68）南相馬市教育委員会小高区地域教育課編『おだかの歴史入門：おだかの歴史　特別編3』南相馬市、2006年、82–83頁

69）『開拓』編集部「苦闘三ヶ年の金房村開拓団を訪ねて」『開拓』第2巻第10号、日本開拓協会、1948年8月、 3頁

70）節子の結婚生活は平田の理想追求の犠牲となったと言えるだろう。小高町議・佐々木清明は節子の没後に、以下のような追悼の辞をしたためている。「爾来今日まで御主人を助け、か弱い鍬とる手に血をにじませ、糞尿にまみれながら家畜の世話をし、身をすりへらしてなれない仕事と取り組んでこられましたが、現実は余りにもきびしく素人農業は赤字をかさますだけで生活の重圧は、か細い女手一つに容赦なくのしかかって来ました。(中略) 家庭を省みず理想社会実現の夢を追う御主人と、きびしい現実の板ばさみとなりつつも悟り切った態度で事に処して来られた貴女の姿が偲ばれました」(平田良衛「農村生活記」『思想の科学（第6次)』第65号、1976年8月、88頁)。

71）『百姓一代』174頁

72）平田良衛「地方財政の危機と農民」『経済評論』1955年9月号、74–76頁、78–79頁

73）前掲、平田良衛「恩師都甲先生」103頁

74）『百姓一代』199頁。平田の義兄・志賀は「五〇年問題で、徳田と私が対立し、その後六全協で党内がもめたので、平田は立場上困ってついに離党した。本意ではなかったが、彼の正義感にその状態があわなかったのだろう」と述べている（志賀義雄「思い出すこといろいろ」『追想　平田良衛』240頁)。

75）「批判　構造改善事業と余剰労力（建設のために)」『農村だより』第3号、1966年6月、 3頁

76）平田良衛「その九　元旦の感想」『農人日記』49頁

77）「編集室より」『農村だより』第12号、1969年11月、 4頁

78）箱島信一「福島の人脈と平田良衛」『農人日記』224頁

79）前掲、平田良衛「地方財政の危機と農民」76頁

80）朝日新聞いわき支局編『原発の現場』朝日ソノラマ、1980年、289頁

81）同上、341頁
82）福島県相馬郡小高町教育委員会編『小高町史』小高町、1975年、373頁
83）山本重助「明けて　芽出度　年頭台より眺むれば」『農村だより』第21号、1972年1月、3頁
84）「編輯室より」『農村だより』第17号、1971年3月、4頁
85）鎌田慧『日本の原発地帯』河出書房新社、1988年、105頁
86）前掲、朝日新聞いわき支局編『原発の現場』334頁
87）詳細については加藤哲郎『日本の社会主義：原爆反対・原発推進の論理』岩波書店、2013年を参照。ただし日本共産党系の日本科学者会議福島支部は、浜通り地方の一般住民による原発反対運動を支援している（中嶋久人『戦後史のなかの福島原発：開発政策と地域社会』大月書店、2014年、151−152頁）。
88）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年10月号、133頁
89）『朝日新聞（朝刊）』2016年2月20日付け。なお記事では実名であるが、本稿ではあえてT氏としている。
90）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年9月号、126頁
91）『朝日新聞（朝刊）』2016年2月23日付け
92）平田良衛「Kの話」『農村だより』第6号、1967年9月、2頁
93）『朝日新聞（朝刊）』2016年2月23日付け
94）平田良衛「農村だより」『経済評論』1936年10月号、133頁

Wessex Tales 試論

吉 井 浩 司 郎

Ⅰ　序論

1888年5月4日に、2巻本で出版された *Wessex Tales* は、ハーディの短編集としては最初のものであった[1)]。この1888年版は、“The Three Strangers”、“The Withered Arm”、“Fellow-Townsmen”、“Interlopers at the Knap”、“The Distracted Preacher”、の5作品で構成されていたが、1896年に “An Imaginative Woman” が追加され、そして、the 1912 Wessex Edition すなわち通称ハーディ小説の決定版において、“An Imaginative Woman” が削除されて、その代わりに、“A Tradition of Eighteen Hundred and Four” と “The Melancholy Hussar of the German Legion” の2作品が追加されて、現在の *Wessex Tales* は7作品で構成されている[2)]。

この短編集を扱うときに我々が最初に直面する困難は、この短編集に関する研究文献の少なさであろう。この短編集を本格的に扱っている研究は、Kristin Brady の *The Short Stories of Thomas Hardy*[3)]、Martin Ray の *Thomas Hardy: A Textual Study of the Short Stories*、そして、Oxford World’s Classics 版の *Wessex Tales* に付された Kathryn R. King による “Introduction” くらいだろう。大多数のハーディ小説の研究者たちはこの短編集についてほんの少し言及するか、あるいは、全く言及していない。要するに、ハーディ小説の研究の中では軽視されたままだ、と言うべきか。J. I. M. Stewart にいたっては、ハーディの短編を “pot boilers”[4)]（金目当てのつまらない作品）と決めつけて、まともに論じるに値しないとしている。

この小論は、ハーディ小説の研究の中で以上のように軽視されているこの短編集をいかに評価できるかを探ろうとするものである。

II　*Wessex Tales* における語りの特徴

ハーディは、*Wessex Tales* なるものを当初から編纂しようとして個々の短編を創作しようとしたのではなく、単発的に、また、作品の舞台もあちこちに点在するという形で個々の作品を創作したのであり、個々の作品が発表されたのも “The Distracted Young Preacher” の1879年4月から “The Melancholy Hussar of the German Legion” の1890年1月にかけてで、発表された雑誌もばらばらである[5)]。また、Kristin Brady が述べているように[6)]、*Wessex Tales* には、貴族階級とか gentry 階級の人々が描かれていないのを除けば、“The Three Strangers” の羊飼いとか職人から “Fellow-Townsmen” の比較的裕福な商人まで、様々な人々が描き出されている。

作品の扱う時代も、“The Melancholy Hussar of the German Legion” の1801年から “Fellow-Townsmen” の1845年とか “Interlopers at the Knap” の19世紀中頃という具合にバラバラである。

個々の短編が単発的に創作されたせいか、個々の短編の形式が様々であり、統一されてはいない。例えば、「1804年の言い伝え」のように三重の時間枠の入れ子構造を持つものがあったり、時間の枠組みにおいて、語り手の現在時制で始まり、語り手の現在時制で終わるという時間の入れ子構造を持っていたり、あるいはまた、third-person narrator が過去の物語を語るという通例の narration を持っていたりと、様々である。

従って、この短編集の語りの特徴を一纏めに論ずることはできないが、しかし、ハーディとおぼしき語り手（≒ハーディ）の語りの特徴を見ていけば、この短編集の特徴を明らかにできるのではないかと思われる。

その語りの特徴を明らかにしようとするとき、まず注目すべきは、語り手の現在から、過去の過ぎ去ったもの（出来事、人物等）に対する語り手のノスタルジックな眺望の眼差しである。それがそれぞれの物語に、物語の構造を与えている。すなわち、語り手のこの眺望の視線が、物語が語り手の現在で始まり、語り手の現在で閉じるという、そして、その中に物語内容が包み込まれているという、時間枠の入れ子構造に反映しているのである。

その最も典型的な物語が “A Tradition of Eighteen Hundred and Four” だろう。語り手（≒ハーディ）の現在（1882年）が物語の最も外側の時間枠を構成し、その中にその語り手（≒ハーディ）が Solomon Selby から1804年の出来事の話を聞いた過去のある夜（“one evening”）のことが盛り込まれ、更にその中に、Solomon Selby の語りの内容が盛り込まれている、という時間枠の三重の入れ子構造をこの物語は持っているのである。それを図示すると次頁の冒頭のようになる。

この語り手の特徴の中で次に注目すべき点は、ウェセックスの各地域に残る過去のエピソードを文字化したいという動機を持っていることである。これは語り手というよりもハーディの動機と言うべきか。そしてここで、*Wessex Tales* の創作の動機として Kristin Brady が述べてい

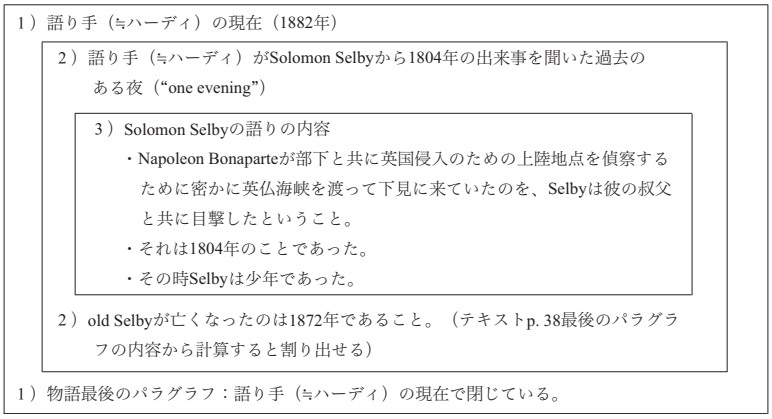

“A Tradition of Eighteen Hundred and Four” における語りの入れ子構造

ることを紹介しておこう。

Wessex Tales の中の短編が書かれた時期は、ハーディが田舎のドーセットと “the contrasting world of London” との間を、住居を行ったり帰ってきたりと度々移していた頃で、この頃ハーディは Dorset の風景と文化とがいかに都会の人々に誤解されているかを認識し、その認識のもと、“The Dorsetshire Labourer”（1883）を制作したのであった。それと同時に、都会の人々は田舎の人々のことを十把ひとからげにして Hodge（田吾作）だと誤解しているが、この誤解を解くべくハーディは、田舎の人々は個々の個性を持ったそれぞれの人物であることを示そうと、事実に基づいたエピソードを創作した、と Kristin Brady は述べているのである[7)]。そして、そのように創作された作品群が、*Wessex Tales* を構成する個々の短編なのである。

このような語り手（≒ハーディ）の姿勢は、物語内容を語るに際して、正確を期するため様々な出典を調査し、その調査内容に依拠して語ることになる。この小論の巻末に表にして明らかにしているように、その中でも最も多くのソースに依拠して語っている “The Melancholy Hussar of the German Legion” に関して紹介するなら、ハーディは以下の 4 種類のソースに依拠しているのである。まず 1）二人のヨーク軽騎兵の処刑を目撃した James Brushrod of Broadmaye が James Selby にその内容を語り、この Selby が the writer（＝ハーディ）に語ってくれたのである。また 2）ハーディは1801年 7 月 6 日号の *The Times* からの切り抜きを添付していたのである。更に 3）ハーディはこの物語の女主人公 Phyllis とおぼしき老婆から直接にこの物語の元となるエピソードを聞いていたのであり、また 4）ハーディ自身でも処刑された二人の軽騎兵が埋葬されている教会の記録簿で確認作業を行っているのである。

このような姿勢を持つ語り手（≒ハーディ）を Samuel Hynes は “parish historian”[8)] と呼び、Kristin Brady は “the pastoral voice”[9)] と呼び、また、Simon Gatrell は “local historian”[10)] と呼んで

いる。

このような姿勢を持つ語り手（≒ハーディ）は、ウェセックスの田舎地方には個性あふれる人々が生きた証を残していることを記録していく。それぞれの話を簡略ながら紹介するとこうである。

第一作目の “The Three Strangers” においては、羊飼い一家の次女の誕生祝いパーティのさなか、見知らぬ客人が三人時間差を置いて雨宿りのために羊飼い一家の家を訪れ、そこで、脱獄してきた死刑囚とその死刑囚を死刑執行のために Casterbridge に行く途中の死刑執行人とが同席することになり、死刑囚は相手の客人が死刑執行人だと分かるが、執行人やその他の招待客たちは一番目の客人が死刑囚だとは知らないという dramatic irony の状況で、三人目の客人が入ってくるなり、あわてふためいて、逃げ出していったことから、その三人目の客人こそ脱獄した死刑囚に違いないということで、その死刑囚と覚しき人物の探索のてんやわんやの茶番劇が繰り広げられる様が描かれている。この短編に関して、Oxford World’s Classics の “Introduction” を書いている Kathryn R. King は、ナポレオン戦争後の時代状況を念頭に置いてこの短編を読めば、家族を養うために家畜泥棒をしたため、死刑に処されることになった挙げ句脱獄した Summers や、死刑執行人が不況のあおりを受けて出身地では仕事がなくて、Casterbridge まで出稼ぎ途中であったことなど、この物語の含意するところの背景まで理解が深まる、としている。

第二作目は、“A Tradition of Eighteen Hundred and Four” で、三重の時間の枠組みを持つ作品であることは既に指摘したが、Napoleon Bonaparte が部下と共に英国侵入のための船の上陸地点を偵察するために密かに英仏海峡を渡って下見に来ていたのを、Selby 爺さんが子供の頃に彼の叔父と共に目撃したということを、これまたハーディと覚しき語り手が彼が子供の頃聞いた、というものである。

第三作目は、“The Melancholy Hussar of the German Legion” で、先ほども指摘したとおり、ハーディが最も多くのソースに依拠しつつ制作した話で、語り手であるハーディが15歳の時に物語の主人公である Phyllis から聞いた内容が語られる。フィリスが恋仲になったドイツの軽騎兵が仲間と共にドイツ軍軽騎兵隊から脱走して母国ドイツに帰ろうとするが首尾悪く逮捕されて銃殺刑に処される話である。これらの三作品はいずれも、語り手の現在から眺望された過去の物語で、語り手の現在時制で物語が閉じている。例えば、“The Three Strangers” を例に取れば、以下が物語最後のパラグラフである。

> The grass has long been green on the graves of Shepherd Fennel and his frugal wife; and the guests who made up the christening-party have mainly followed their entertainers to the tomb; the baby in

whose honour they all had met is a matron in the sere and yellow leaf. But the arrival of the three strangers at the shepherd's that night, and the details connected therewith, is a story as well known as ever in the country about Higher Crowstairs.

March 1883.[11)]

第四作目の "The Withered Arm" は、語り手の現在もなければ、登場人物としての語り手もいない。third-person narrator によって語られる普通の物語である。しかし、語られる内容は普通どころか異常極まりない。そのせいもあって、ハーディはこの作品の序文の中でこの物語にはモデルがいること、そしてそのモデルを知る古老から聞いた話であることを述べている。更に付言すれば、Martin Ray によれば[12)]、その古老は誰あろうハーディの母親 Jemima その人である、という。話の内容は、昔農場主の愛人であった Rhoda Brook はその農場主に花嫁が来るというので、その花嫁に魔法をかけ、腕が萎びていく呪いをかけた。その花嫁は Gertrude といって、その病気を治すには絞首刑にかけられた直後の囚人の首の部分に触れる必要があると白魔術師から教えられ、それを実行した直後にショックのあまりに亡くなるというものである。話の内容があまりにも異常なので、ハーディは序文中で、"for the cure of some eating disease" で、若い頃死刑囚の死体に触れることで体内の血流を逆流させたことのある老婆がまだ存命であった、と話の背景に対する傍証に言及している。

第五作目の "Fellow-Townsmen" は、Port-Bredy という町の Barnet 家と Downe 家のそれぞれの家の主婦がボートの転覆事故に遭遇し、バーネット夫人は助かり、ダウン夫人は亡くなるということで、その後それぞれの残された家族がどうなるかが追跡される物語である。この作品においても、"The Withered Arm" と同様に、third-person narrator によって語られる普通の物語である。

第六作目の "Interlopers at the Knap" は、third-person narrator によって語られ、その語り手の現在時制で始まっているものの、現在時制では閉じてはいない。語られる内容は以下の通り。農場主 Charles Darton は Hintock の酪農家一家の Hall 家の長女 Sally に求婚するが折り悪く上首尾には運ばず、そのホール家で、彼の昔の恋人で、その家の長男と結婚している Helena と出くわし、その長男が病死したことで、結局ダートンはヘレナと結婚する。しかし、やがてそのヘレナも亡くなり、ダートンは再度サリーに求婚するが断られ、サリーは何人かの男性から求婚されるが全て断り、誰とも結婚しないで終わる、という物語である。

この短編集の最後を飾る "The Distracted Preacher" は、19世紀の初期に英国南部一帯でブランデーの密輸入が一大事業として実際行われていたのを題材として、その密輸入に関わる Mrs. Lizzy Newberry と代理牧師の Stockdale との恋愛をからませた物語となっている。但し、

この恋愛物語はフィクションであるという。密輸入に関わった者たちは Lizzy を除いて沿岸警備隊に逮捕されて巡回裁判にかけられ、首謀者の Owlett は国外脱出を遂げ、Lizzy と Stockdale とは結婚して物語は終わっている。この物語では third-person narrator が語り手の現在から1830年代のある年の1月13日のことというふうに過去を振り返る視座から語っていく。そして語り手は最後にこの物語を作成した語り手の現在を “April 1879” と記している。この物語のソースは、ハーディの父の元で40年以上も働いた人で、smugglers の一人でもあった James Selby である。また、ハーディの祖父も密輸入に関わっていたということであるから、この物語はハーディにとって記録として残しておきたいトピックスを扱っているのである。

以上、個々の物語の内容を確認したことから分かるように、この短編集は、ハーディの長編の主要小説と比べて読み応えはないが、しかし、この小論の序論でも述べたように、ハーディはこの選集を2回も作品の入れ替えをして完成しているのであって、相当の思い入れがあったものと思われる。その証拠に、彼の作品のタイトルで “Wessex” という言葉を持つ最初の作品が *Wessex Tales* であり、1912年の決定版での作品の入れ替えによって、Wessex というテーマで一貫性を持つ選集となったのである。

Wessex と言えば、Simon Gatrell によれば、今日のハーディ小説の読者にお馴染みの Wessex の世界は、ハーディが小説を書き始めた頃には、ハーディの頭の中にすら存在していなかった[13]。その Wessex の世界が完成するのは、同じく Simon Gatrell によれば、ハーディ最後の3つの長編小説においてだ[14]、ということだが、その Wessex の世界の完成のプロセスと Wessex をタイトルにもつ *Wessex Tales* とは何らかの関係があるのであって、その観点からこの短編集を評価することができるのではないか、と思われる。そこで、Simon Gatrell が明らかにしていることを次に確認しておきたい。

Ⅲ　Wessex の世界の完成のプロセス

まず、簡略ながらどのようなプロセスで Wessex の世界が完成するのか、Simon Gatrell の論文[15]を要約しておこう。

Wessex という語は、ハーディが取り上げるまでは、中世初期に栄えたイギリス南部にあった Anglo-Saxon の王国の一つの名前に過ぎなかった。それをハーディが Wessex という言葉を発掘し、彼の小説の舞台名として使うようになってから彼の小説の舞台を指すようになった。

今日の読者、批評家が Hardy’s Wessex として知る世界は、ハーディが小説を書き始めたときには彼の想像の中にすら存在していなかったし、Hardy’s Wessex の世界が完成するのは彼の最後の3つの小説の執筆時においてである。いやもっと厳密に言えば、彼の最初の選集1895–96

年版において Hardy's Wessex は完成すると言えるのである。

The Poor Man and the Lady（1868）とか *Desperate Remedies*（1871）、*Under the Greenwood Tree*（1872）を制作していた頃は、ハーディには Wessex という世界を創り上げようという意識はなかったようだ。

また、これらの作品を制作していた頃、ハーディは north Cornwall の彼の未来の妻 Emma Lavinia Gifford に求婚中であった。そんな中、出版者であり編集者である William Tinsley から連載を依頼されたとき、舞台を Cornwall として *A Pair of Blue Eyes*（1873）を制作するのであるが、この作品は、胚のような状態にある Wessex の展開・成長に何ら貢献することはなかった。

Under the Greenwood Tree でもまだ Wessex を創り上げようという考えはなかったようである。しかしハーディは、*Far from the Madding Crowd*（1874）の中で初めて "Wessex" という言葉を使ったのであった。

The Hand of Ethelberta（1875）では Wessex は the equivalent of Dorset であった。

The Return of the Native（1878）で再び Wessex の世界に戻ってくるのであるが、またこの作品の世界は、outside the back-door of Hardy's birthplace であり、この作品の中で Wessex の culture として、the bonfire-making、the mumming、the maypole dancing などが描かれることになる。そしてそのような描写を通して、

> "Wessex grows through such accounts of community and practice, …"[16)]

ということである。

そして、*The Trumpet-Major*（1880）を創作しているあたりで、Wessex に関するハーディの概念が円熟期に入ってきた、という。そして、Wessex の世界を支える理論的根拠が必要になり、それが記録されざる文化の重要性だ、という。物言わぬ、記録されざる人々の織りなす共同体としての Wessex の世界が描き出されているのが *Wessex Tales* の中の短編の一つ "The Three Strangers" だ、と Simon Gatrell は指摘する。

Two on a Tower（1882）と *The Mayor of Casterbridge*（1886）との間には、4 年の歳月があるのだが、その間、ハーディの Wessex に関する理解が更に進展したようである。それは、ハーディが Dochester に戻り、そこで家[17)]を建て、彼の結婚生活で初めて自分の所有する家で落ち着くことになるからである。そしてハーディは Dochester の Wessex 名である Casterbridge に、Egdon Heath に賦与したのと同じような豊かな意味づけをしていくのである。つまり、ハーディが創作したほとんどの小説の世界の首都である Casterbridge を先史時代からローマ時代を経てそれ以降という歴史的な文脈の中に置いて、Casterbridge とその周辺地域との相互関係を

描くことで、Casterbridge をこの地域一帯の中心に据えて、Wessex の世界をより強固なものにしていったのである。そして、

> For the first time in this novel (=*The Mayor of Casterbridge*), also, we observe Hardy acting overtly as local historian for the more accurate information of his readers. (p. 25)

このように *The Mayor*. で初めてハーディは “local historian” として、彼の読者に正確な情報を提供する立場に身を置いているのである。

次に *The Woodlanders*（1887）についてであるが、この作品は、Little Hintock という “enclosed and isolated” の世界が舞台であり、それはハーディの祖母 Betty Swetman の生まれ故郷ではあるものの、Casterbridge を中心とする Wessex の世界の関係作りという文脈から見ると後退のように見えて、ハーディがこのような舞台を選んで作品を創作するというのは驚くべきことだが、しかしこの作品の origin が1870年代のものであって、それが後退のように見える理由であり、ハーディはとにかく早くこの作品を完成させたかったようである。しかしこの作品で明らかなことは、

> There is also in the novel (=*The Woodlanders*) direct and indirect evidence that for Hardy Wessex had still not expanded beyond Dorset, (p. 26)

つまり、Wessex の世界はまだ Dorsetshire と同じ範囲でしかなかったということである。

筆者がこの試論で扱う *Wessex Tales*（1888）について、Simon Gatrell がどのようなことを述べているかを見てみるときが来た。ハーディはそれまでの10年間で各種の雑誌に発表してきた短編を集めて *Wessex Tales* としたのだが、この短編集を纏めるにあたって、Wessex の世界に対するハーディの把握が相当に深まってきたので、それまで出版されている作品に関して変更をする必要性をハーディは初めて感じた、と Simon Gatrell は指摘する。例えば、“Fellow-Townsmen” の舞台は1880年に初めて雑誌に掲載されたときには名前が与えられていなかったが、1888年の *Wessex Tales* の中では、ハーディは Port-Bredy（実名 Bridport）を与えたのである。このことよりももっと重要なのは、“The Distracted Preacher” における地名を Dorset の地名から Wessex の地名に変更した点である。要するに、*Wessex Tales* は、ハーディがそれまで発表してきた作品における Wessex の世界の各地名の統一性を図ろうとするきっかけになった作品だ、と Gatrell は指摘する。

しかしながら、*Wessex Tales* を出版した頃のハーディは、まだ、彼の小説全部が全部 Wessex

novels だとは考えていなかった。しかしハーディのこの考えがまもなく変更することになる。

> Evidently Hardy did not yet consider all his novels Wessex novels, but this would soon change. (p. 26)

すなわち、*Tess of the d'Urvervilles*（1891）の創作で Wessex の世界の範囲が変わる、言い換えれば、拡大する、のである。つまり、ハーディが『テス』の最後のあたりを制作しているときに、彼がそれまで Wessex としてきた地域は Wessex と本来呼ばれるべき地域の一部分に過ぎない、という結論に達した、というのである。方言、風習、環境、歴史、社会に関する限り、Hampshire、Wiltshire、Sommerset、Devon も Wessex と言うべきであって、これらの地域は人工的に Dorset と区切られていただけである、と。そして、Hampshire の州都 Winchester は Wessex 王国の古代の首都であったのである。

Angel と Tess とが Melchester（実名 Salisbury）に歩いていくときに、ハーディは、二人が Upper Wessex と Mid Wessex との国境を横切ったと書いたが、それが、

> This is the earliest indication anywhere of the expansion of Wessex, and the establishment of a wider county-based geographical system for Hardy's fiction. Earliest references to Wessex in the manuscript were to the familiar Dorset-equivalent, and had to be revised, before the novel saw print, to South Wessex. So we can say with some confidence that in September or October of 1890 Hardy first formulated for himself the idea of Wessex as twentieth-century readers have been accustomed to experience it. (p. 27)

と、Simon Gatrell は、20世紀の読者が知る広い Wessex をハーディが初めて公式化したのが1890年の 9 月か10月だろうと特定しているのである。そしてこの広くなった Wessex を Simon Gatrell は彼のこの論文の中で New Wessex と言っているのである。

ハーディは、1892年 9 月、彼の作品の初めての統一版を出版するにあたって、この広くなった Wessex と個々の作品との関係性の統一を図ろうとしたのである。つまり、彼の小説家としての初期の頃、彼の小説の舞台を読者に特定されないようにするために、実際の距離、方角などを小説中では意図的に変更を加えていたのを、この統一版では実際の距離、方角などに戻したり、地名にも統一を図るため変更を加えていった、というのである。『テス』において、Wessex の世界が Simon Gatrell が言うところの "New Wessex" として拡大した結果、*Jude the Obscure*（1895）は、*The Return of the Native* とか *The Mayor of Casterbridge* とかが Wessex novels

という文脈からは Wessex novel とは言えないが、この拡大した “New Wessex” という観点からなら Wessex novel と言うことができるのである。

Simon Gatrell が明らかにしているのは以上ばかりではないが、Wessex の世界が今日の読者が知るようなものになったプロセスのみに限定して、Gatrell が明らかにしている内容を要約すると以上のようになるだろう。

Ⅳ　*Wessex Tales* の持つ意味

前節でどのようなプロセスを経て20世紀の読者が知る広い Wessex が完成していくのかについて Simon Gatrell が明らかにしているところを要約したのだが、その中で Simon Gatrell は、*Wessex Tales* が Wessex の世界の各地名の統一性を図ろうとするきっかけになった作品だと指摘する[18]。実は、この作品はそれだけの意味ではなくてそれ以上の意味を持っていたのである。すなわち、この作品は Wessex の世界が完成する前に制作されたのであり、ハーディが Wessex の世界を完成させようという意識でまとめ上げた作品が *Wessex Tales* であり、この *Wessex Tales* は Wessex という名前に対してハーディが特許権を宣言する書であった、ということである。このことを Martin Ray は、次のように明確に指摘する。

> *Wessex Tales* was Hardy's first use of the term “Wessex” in any of his titles and as such it represents a declaration of his sovereign right to use the name for his fictional landscape. It was probably around this time that he wrote Edward Marston, the publisher, with instructions to ‘use the words “Wessex novels”’ when advertising his work:…[19]

そして、Martin Ray は上掲の引用文中で指摘しているハーディの Edward Marston 宛の手紙の一部しか引用していないので、全てを引用するとこうである。

> 1888
>
> To Edward Marston
>
> Max Gate, Dorchester (1888?)
>
> Dear Mr. Marston,
>
> Could you, whenever advertising my books, use the words “Wessex novels” at the head of the

list? I mean, instead of “By T. H.”, “T. H.’s Wessex novels”, or something of the sort? I find that the name Wessex, wh. I was the first to use in fiction, is getting to be taken up everywhere: & it would be a pity for us to lose the right to it for want of asserting it. It might also be used on paper covers of the novels.

Yours very truly

T. Hardy[20)]

ハーディの上掲の手紙から、Wessex という名前に対するハーディの強い所有欲とイギリス文学史上に自分の小説が “T. H.’s Wessex novels” として記憶されて欲しいという並々ならぬ願望が読み取れることだろう。

注

1）Martin Ray, *Thomas Hardy: A Textual Study of the Short Stories* (Hants: Ashgate Publishing Limited, 1997), p. 3.
2）Kathryn R. King (ed.), *Thomas Hardy Wessex Tales* (Oxford World’s Classics) (Oxford: Oxford University Press, 1991), pp. xxi–xxiv (“Notes on the Text”).
3）Kristin Brady, *The Short Stories of Thomas Hardy* (New York: St. Martin’s Press, 1982).
4）J. I. M. Stewart, *Thomas Hardy* (London: Allen Lane, 1971), p. 147.
5）Richard Little Purdy, *Thomas Hardy: A Bibliographical Study* (Oxford: The Clarendon Press, First Published in 1954, Reprinted in 1968 and 1978). *Wessex Tales* の各短編の初出出版年及び雑誌についての情報はこの研究書による。なお、巻末の「*Wessex Tales* 作品情報テーブル」の「その他」の欄に示す。
6）Kristin Brady, *op. cit*., p. 2.
7）*Loc. cit*.
8）Kathryn R. King (ed.), “Introduction” to *Thomas Hardy Wessex Tales*, p. xx.
9）Kristin Brady, *op. cit*., p. 2.
10）Dale Kramer (ed.), *The Cambridge Companion to Thomas Hardy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999) の中の論文 “2 Wessex” by Simon Gatrell, p. 25.
11）Kathryn R. King (ed.), *op. cit*., pp. 30–31.
12）Martin Ray, *op. cit*., p. 35.
13）Dale Kramer (ed.), *op. cit*., p. 19.
14）*Loc. cit*.
15）Dale Kramer (ed.), *op. cit*., pp. 19–37.
16）*Ibid*., p. 23. この節における Gatrell からの引用は、すべてこの版からであり、以下の引用等はすべて括弧に入れて示す。
17）Max Gate のことであろうと思われる。
18）Dale Kramer (ed.), *op. cit*., p. 26.
19）Martin Ray, *op. cit*., p. 3.
20）Richard Little Purdy and Michael Millgate, eds., *The Collected Letters of Thomas Hardy*, vol. 1 (Oxford: The Clarendon Press, 1978), p. 171.

Wessex Tales 作品情報テーブル

作品名＋登場人物	舞台＋対象年代	その他
“The Three Strangers” ・Shepherd Fennel と Mrs. Fennel 及びパーティの客たち ・Three Strangers 1）脱獄した死刑囚(=Timothy Summers) 2）hangman 3）死刑囚の兄	・Higher Crowstairs（Casterbridge から3マイルと離れていない高原地にある羊飼い一家の cottage。Shottsford と Casterbridge との間にある。） ・時代設定は1820年代か1830年代。	・語り手の現在時制で始まり、語り手の現在時制で終わっている。 ・dramatic irony ・Purdy の情報：*Longman's Magazine* March 1883
“A Tradition of Eighteen Hundred and Four” ・ハーディの語り手 ・Solomon Selby（作中の頼りにならない語り手） ・Selby の叔父（=Job） ・Napoleon Bonaparte と覚しき人物 ・その部下たち	・高原地 ・Lulworth Cove ・時代設定は1804年。	・語りの入れ子構造（外の時間枠は語り手の現在。語り手の現在時制で始まり、語り手の現在時制で終わっている。） ・Purdy の情報：As ‘A Legend of the Year Eighteen Hundred and Four’ in *Harper's Christmas*, December 1882
“The Melancholy Hussar of the German Legion” ・ハーディ自身と覚しき語り手 ・Phyllis ・その父 Dr. Grove ・Humphry Gould ・Matthäus Tina（ドイツ軍軽騎兵） ・その友人 Christoph	・Bincomb Down（Weymouth 近くの高原地）（これは James Brushrod が逃亡した兵士たちが銃殺されるのを目撃した場所である。Martin Ray p. 22 による。） ・時代設定は1801年。	・語り手の現在時制で始まり、語り手の現在時制で終わっている。 ・ハーディ自身と覚しき語り手が Phyllis から直接聞いた話。 ・Purdy の情報：*the British Times and Mirror*, 4 and 11 January 1890
“The Withered Arm” ・Rhoda Brook ・その息子 ・Gertrude ・Farmer Lodge	・Holmstoke にある酪農場 ・Oxford World's Classics 版の “Introduction” は時代設定を1818年から1825年としている。 ・テキスト p. 7の Trendle の話からすると、時代設定は1819年から1825年までとなる。	・語り手の現在もなければ、登場人物としての語り手もいない。third-person narrator によって語られる普通の物語の体裁を取っている。しかし、語られる内容は普通どころか、異常極まりない。 ・語り手の現在時制は p. 59に出てくる。 ・Purdy の情報：*Blackwood Edinburgh Magazine*, January 1888
“Fellow-Townsmen” ・Mr. Barnet ・その妻 ・Mr. Downe ・その妻 ・Miss Savile（Lucy Savile）	・舞台は Port-Bredy ・時代設定は1845年頃	・“The Withered Arm” と同様に third-person narrator による語り。 ・Purdy の情報：the *New Quarterly Magazine* 1880

Christin Brady による情報	Martin Ray による情報
	・ハーディは Timothy Summers とその兄の住んでいる町を Shottsford に変えた（p. 11）。
	・ハーディは1878年と1879年に the British Museum で調査し、それを元にして *The Trumpet-Major* を創作するのだが、この時の調査を利用して、この作品を創作したのである（p. 14）。例えば、1803年11月 2 日付けの the *True Briton* 誌。 ・source として、その他にハーディの父や古老たちから、ナポレオン戦争のこと、ナポレオン軍上陸の恐れがあったこと、また、イギリス軍の軍隊が Weymouth 近くの高原地に野営していたことなどを聞いた。
・ハーディは the origial of Phyllis Grove を知る古老たちから聞いた（p. 3）。 ・ハーディは昔の新聞や教会の記録簿を調べることで、兵士たちの処刑と埋葬についての説明を見つけた。 ・語り手は47才。彼が15才の時に Phyllis 自身から聞いたという設定になっている（実際は、ハーディが15才の時に当の老婦人から聞いたのだという。）	・この物語にはモデルがいる。 ・この物語のソースとして Ray は以下のものを挙げている。 1 ） 2 人のヨーク軽騎兵が処刑されるのを目撃した James Brushrod of Broadmaye が James Selby にその詳細を語り、その Selby が the writer（ハーディ）に語ったのである。 2 ）ハーディは1801年 7 月 6 日号の *The Times* の切り抜きをしていた。 3 ）Phyllis のモデルと覚しき老婆からハーディは話を聞いている。 4 ）ハーディは教会の記録簿で情報を確認している。
・the third-person narrator の存在は、この話の信じがたい内容に対して、語り手の中立性を維持するのに役立っている（p. 21）。 ・Rushy-Pond から Gertrude が Casterbridge の監獄の正面を見る場面は、子供の頃のハーディが望遠鏡を使って、絞首刑を目撃したのを思い出させる（p. 27）。（Life. pp. 32–3）この件に関しては Martin Ray も言及している（pp. 39–40）。 ・Rhoda の息子が18才で絞首刑にかけられた話では、ハーディが父親から聞いた話が利用されている（p. 28）。	・この話のソースはハーディの両親である。 1 ）母親からは conjurors と incubus の影響について。 2 ）父親からは18才の少年の処刑について（実際、父親はその処刑を目撃したという。） ・*Wessex Tales* の1896年版の Preface の中の the aged friend は母親の Jemima だろうという（p. 35）。 ・この話も事実に基づいており、モデルがいるという。
・Christin Brady も時代設定を1845年あたりとしている。	・in the serial では the railway junction の Maiden Newton と Bridport（Port-Bredy）との距離を20マイルとしていたが、ハーディは1888年版において実際の距離に近い a dozen miles に変えている（p. 46）。

作品名＋登場人物	舞台＋対象年代	その他
“Interlopers at the Knap” ・農場主 Charles Darton ・その友人 Japheth Johns ・Sally Hall ・その母 ・Sally の兄 Phillip ・その妻の Helena ・彼らの二人の子供たち	・舞台は Hintock（他に出てくる地名として、Evershead、Chalk Newton、Casterbridge） ・語り手の現在から数年前の時間から始まっている。	・書き出しは語り手の現在時制である。 ・third-person narrator による語り。 ・Purdy の情報：the *English Illustrated Magazine*, May 1884
“The Distracted Preacher” ・Mr. Stockdale（若い代理牧師） ・家主の Lizzy Newberry ・そのいとこ Owlett ・Lizzy の母親 Mrs. Simpkins	・舞台は、Nether-Moynton（他に出てくる地名は Ringsworth、Lulwind Cove、Dagger’s Grave、Shaldon Down、Shaldon、Warm’ell Cross） ・時代設定は1830年代。	・third-person narrator ・ハーディは Swanage（ハーディ・カントリー名では Knollsea）に夫婦で滞在中（1875–6）に宿の主人から密輸入の話を聞いた。 ・作者注が物語の最後に付されていて、モデルたちの実際の顛末が示されている。 ・Purdy の情報：as ‘The Distracted Young Preacher’ in the *New Quarterly Magazine*, April 1879

Christin Brady による情報	Martin Ray による情報
・この作品の時代設定を特定するのは難しいが、登場人物の一人 Darton が *The Mayor of Casterbridge* にも登場していることを考えると、19世紀の中頃のどこかであろうと考えられる（p. 3）。	・ハーディの父親は1839年に結婚する前の晩に Puddletown から Melbury Osmond まで旅をしているが、その旅が利用されて、Charles Darton の旅に反映されているという。ハーディの父の付き添い役は、Jemima の brother-in-law の James Sparks だったという（p. 27）。 ・Sally の家は Melbury Osmond の Jemima の先祖の家がモデルである。 ・舞台は Hintock で、*The Woodlanders* 制作の 2 年前の作品である。 ・Martin Ray も Darton が *The Mayor.* に登場していることを考慮して、この作品の時代設定を19世紀中頃だとしている。
	・この物語のソース 1）James Selby（ハーディの父の元で40年以上も働いた人で、smugglers の一人） 2）ハーディの祖父も smuggling に関わっていた。 3）George Nicholls（この人は a retired coast guard） 4）Captain Joseph Masters（ハーディ夫妻が1875–6年に滞在していた宿の主人） ・時代設定は1830年。 ・ハーディは1830年 8 月 5 日付の the *Dorset County Chronicle* から、Lulworth Cove での smuggling に関わっていた 3 人の男たちに関する裁判記録をメモしていた。その中に Hewlett という男がいて、この人物が Owlett のモデルである。 ・the preacher と Lizzy との恋愛は fiction であるということ。

翻訳

二胡情縁(6)

――二胡少年の夢――

趙　寒陽 著／朱　新建・王　紅梅 訳

第六楽章　中学

私が通っていた中学校は常州市第六中学校であった[1)]。その前身は1925年7月に創立された武進私立芳暉女子中学校で、現在ではすでに常州市田家炳実験中学校と改名されている。私がそこに就学した経緯とは、三人目の二胡の先生に因んだものであった。先生の名前は、儲坤元であった。

私は楊明徳先生のところを卒業して以来、一年余りの間に、適切な先生が見つからないままに自力で練習を続けたが、あまり上達できなかった。その時何人かの音楽好きな仲良し同士が、よく集って「コンサート」を開いた。もちろんそれは音楽ホールで催される正規のコンサートではなく、皆が定期的に集まっては、順番を決めて演奏し、互いに鑑賞し合い、問題点を指摘し合うような集いに限った。

その時わが家はすでに「労働新村」に引っ越していた。引っ越した当初は、そこはまだ非常に荒涼としており、ただ孤独な四棟の建物が道路際に立ち並ぶだけであった。この砂石の道路はひとつの街灯さえなく、向かい側は広い耕地と無縁墓地であった。特に日暮れ後の風が吹く夜になると、本当に鬼火のまたたきを見ることもできたりして、私達には恐ろしくてたまらなかった。

建物の後ろに広い空き地があった。元は建設時に使われる建築材料の置き場であった。夏になると、どの家も早く夕食を済ませ、大人達は竹の寝椅子を運んでいき、子供達は小さな腰掛けを持っていって空き地に集まっては、「読み聞かせ会」或いは「コンサート」の開始を心待ちにしていた。その時代はまだ人々の家にはテレビがなく、ラジオさえ珍しい存在であったた

め、集まって一緒に物語を語らいあったり、二胡の伴奏で歌って楽しんだりするのは、この地域の住民の主な娯楽のイベントになった。ここの空き地も自然に住民達のコミュニティーセンターになったわけである。

毎日のイベントは、いつも前の日の晩までに決められていた。前日の約束では、この日は、「読み聞かせ」のはずだった。しかし時間になっても語り手の姿は現れない。そこでお年寄り達は先に口を開いた。「嫦娥奔月」、「呉剛伐桂」、「聊斎」、「三国」など、津々浦々まで話を広げていく。しかし子供達はその様な話には無関心で、ぴいちくぱあちくと騒がしくなってくる。そこでいらいらしてくる人がついにいつもの語り手担当の人を呼び出しに行く。三十歳ぐらいの大柄の男で、夕飯を食べ終わるのも待たないで引っ張られてくる。彼の姿を見ると、皆が落ち着いてくる。その大きな手で口を拭いては、昨日の続きをひたすら語っていく。どこからそんなに多くの面白い話を聞いてきたか、読んできたかいつも不思議に思った。「梅花党」、「ホームズ」、「一足の刺繍靴」など、その場にいる人皆を夢中にさせてしまう。語り方がうまいのも加わり、ビリビリと緊張感を漂わせる中、子供達も怖くなって一人でオシッコにいってくる勇気もなくなるほどであった。

私達もよく「コンサート」を開いていた。ただし演奏者は固定的ではない。通常私が二胡を、父はハーモニカを担当する。時折笛奏者や琵琶奏者を含め、ほかの二胡奏者やシンガーも誘ってくる。「洪湖水，浪打浪（洪湖の水は、浪打浪）」や「小曲好唱口難開（良い曲の口開きは難しい）」など当時ポピュラーな人気曲をよく演奏した。錫劇の「双推磨（ひき臼を回す二人）」も披露する。時には「紫竹調」を弾いてみると、いつもひとしきりの拍手を博する。今思えば、思い出には笛を得意とする友達の事が刻まれている。彼の年は私より二歳上で、笛の腕前といえば当時では本当に達人だった。私達は互いに慕い合いながら、よく一緒に「コンサート」で腕を磨く仲間だった。私は一度誘われて彼の家を訪ねることがあったが、家中が本当に赤貧洗うがごとしで、座るところもない状況だった。才能溢れる彼の身がおかれている状態を、私は大変不公平に感じ、良い笛を買って彼にプレゼントしたいと衝動的にも思ったが、突然彼のうわさが流れてきて、許されないことを敢行してしまった末学校から退校処分されたと聞いた。その後だんだんと付き合いも疎くなっていった。もう一人歌の上手な女の子もいた。家は水門橋の近くにあるという。我々は彼女の甘美な歌声に魅了され、彼女が「コンサート」に現れると、いつもより十倍ものやる気が出てくる。しかし半年ぐらい経たないうちに彼女はすっかりと姿を見せなくなった。それから聞くところによると彼女はよその地方に嫁いでいったそうだ。私はそれから彼女に一度も再会することはなかった。ただ思い出はずっと心の隅に残っている。このような「コンサート」は今日の音楽ホールで開催されるコンサートと比べてみると、形式的にも意味上においても、また思想や目的においても、同列に論じられるこ

とは無理であろうが、しかし私はいつも子供のころのあの「コンサート」は、一層音楽の本質に近づいているような気がしてならない。あんなに思う存分に音楽を楽しみ、その上我を忘れて音楽に浸かっており、全く功利的なものも伴わないわけである。毎回「コンサート」が終わり、皆次から次へと家に帰る時分、私はいつも一人で空いた敷地内に座ることが好きだった。仰向けになって、空の星を数えては、心の中でさっきまでの緊張感と達成感を思い出しては味わう。その楽しさは飽きないものだった。

家の建物の西端に、張其仁という父の同僚が住んでいた。彼は音楽が大好きで、家に当時では珍しい蓄音機がおいてあった。ビニライト製のレコードで音楽を流す機械で、スピーカーなどの設備も兼備されている。そのすべてが自分で組み立てたものだという。家には78回転盤と33回転盤のレコードアルバムのコレクションも豊富だった。そのオーディオ設備はモノラルのものだったが、当時では、ファナティック級の設備だったと言えよう。特にバイオリン協奏曲の「梁山伯と祝英台」や交響曲の序奏曲「ガーダー・メイリン」は聴いただけで心が打たれて涙ぐんでくるような感動を覚える。それで、私はよくレコードを聴くために彼の家にお邪魔した。彼は私達の「コンサート」にもよく足を運んでくれた。コンサートの終盤にはかならずコメントをつけてくれた。ある日、彼は特別なお客さんを連れてきてくれた。インドネシアからの帰国華僑の方で、同じく音楽が好きだった。彼はわれわれの「コンサート」の後に、満足できていないような様子で、皆が帰った後、わざわざ私に声をかけた。

「君の二胡、腕は確かなものだ。だけど弾いているのは歌曲ばかりだね。何か独奏曲を練習したことはないかい？」

「独奏曲？　私が一人で弾いた曲だからそれは独奏曲なんじゃないの？」私は逆に聞き返した。

「やはり君、まだまだ若いね、これから見聞を広げよう。独奏曲ってね、専ら二胡のために作られた曲のこと。君が弾いていたのは歌を歌う人のために作られた曲。二胡だけのために作った曲じゃないわけ。二胡のプロを目指したければ、独奏曲を練習しなくちゃ！」

二胡に触れてからよく褒め言葉ばかり耳にしてきたためか、華僑からの指摘で心がなにものかに刺されたような感じを覚えた。

「だけど、どなたに教えていただこうかな。いままで二人の二胡の先生について練習してきたけれど、独奏曲なんて話、聞いたことがないもん」

またいい先生に巡り合えればなと願って、私は誠心誠意を持って華僑に尋ねた。

「じゃあね、いい先生を紹介しよう。儲坤元という先生は知らないかな。芳暉女子中学校の数学の先生でね、大学時代、あの有名な二胡演奏家の張鋭先生の姪ごさんと同級生だった関係で、張鋭先生について何年間か二胡の腕を磨いたってことを聞いた。彼の腕前は少なくともこ

の常州市では三本の指に入ることは確かじゃないかな」

それを聞いて、私の心が躍起し、一刻も早くその先生と会えればと願ってやまなかった。

「じゃあ、いますぐその先生のところに連れてってよ」

と促した。

華僑はハッハッと笑い出し、腕時計を目の前まで運んでちらっとみて、

「君はせっかちさんだね。もうすぐ十時だよ。早くても明日になってからにしよう」

と答えた。

今思えば、当時では腕時計のような贅沢品は、やはり多くの「プロレタリア階級」にとって、手が届かないものだった。

「それでは明日、ぜひともよろしくお願いします」

私は行きたい一心の気持ちで頼んだ。

「いいよ、明日晩ご飯のあと、連れて行くから」

と返事してくれた。

ちょうどその時は「文化大革命」の最中で、「革命運動」実施中のため学校も休講連続で、学生達も登校不要で週に一回学校に戻って革命情勢の進み具合を勉強するだけだった。その翌日、私は学校へ行く必要もないし、二胡を練習する気にもなれなかった。ただただお日様が沈む時分を心待ちにしていた。晩ご飯を済ませたら新しい先生に会いにいけるのだという希望に掻きたてられていた。ようやく日が沈む時刻がやってきて、急いで夕飯を食べて出掛けた。華僑も約束の時間通りに姿を現した。二人顔を合わせると、すぐ芳暉女子中学校へと足を向かわせた。

その中学校は父の勤め先の近くにあった。時は「文化大革命」の最中で学校全体が休講中で、私達二人はひっそりと静まり返った校庭内を通路に沿って裏庭まで行った。そこに一列の古い平屋が見えてきた。そこは学校の先生達の宿舎だった。儲先生はこの建物の前後二間の部屋に住んでいて、奥様とお子様がいて、非常に狭い。お客さんが訪ねてくると、座る場所がないからいつも隣にある食堂に移動する。広い食堂には一人もいないから、儲先生の臨時応接間に早変わりした。

子供一人を連れてきた旧友の来訪に、儲先生はとても親切に私達をもてなしてくれた。インドネシアからの帰国華僑が私のことを紹介すると、儲先生は微笑んで言った。

「いや、いや、それは遠い昔のことだったよ。大学時代に張鋭先生について少し二胡を練習したことはあるけど、もう何年間も触っていないから、ほとんど忘れてしまったよ。興味があれば互いに習いましょう」

その時代は皆「謙遜すれば人をして進歩せしめる、傲慢であれば人をして遅らせしめる」と

いう毛沢東主席からいただいた教えを最高の教示として心に刻んだため、会話する二人もいつも、互いに習いましょう、互いに助け合おうと言い合うのであった。

儲先生は私に向かい、

「どうぞ一曲、演奏してみてくれるかい。私も習いたいと思って」とリクエストを出してくれた。

それで私は一番得意としている二曲を弾いてみせた。

それを聴いて儲先生は、

「ん！　なかなかいいね。ほかになにか、二胡の独奏曲でも練習したことはないかい」

と聞いてきた。

「いいえ。二胡の独奏曲とはなにかもわかりません。習ったこともありません」

と私は正直に答えた。

「へぇ、惜しいことに、これらの独奏曲は今やもう禁じられていて、封建主義、ブルジョア主義、修正主義の代物だとか言われて批判されてしまっている。もし誰か演奏し出して紅衛兵[2)]に見つかったら、間違いなく大きなバッシングを受けることになるから、私はもう諦めるしかないと腹を決めたんだよ」

とここまで話すと、儲先生は多少感傷的になってきたようで、心の中ではやはり不平不満が溢れ出そうとしている様子であった。しかしそんなことは当時の幼い私には、理解できようもなかった。

「儲先生、僕を弟子にしてください。どうしても二胡を上達させたいんです」

と私は切にお願いしてみた。

「それでは互いに切磋琢磨し合おうではないか。どうせ学校も休みだから、ここには誰も来ないし、君も来たければ毎日午後ここに来るが良い。一緒に練習しましょう」

と儲先生はにこにこしながらそう話してくれた。宜興方言の訛りもうかがえるが、話し方がとても親切で親しみやすさを感じさせてくれた。

それから、私は毎日午後になると二胡を手にして儲先生のところにレッスンを受けに行った。儲先生はさすがに名人の指導を受けただけあって、その名に恥じないレッスンの進め方や二胡の弾き方を見せてくれる。それこそが二胡の世界を知り尽くした名人のあるべき姿だと思わせしめてくれた。前にお世話になった楊先生より一段とレベルが高いことは言うまでもない。

儲先生は私の二胡を見るや、

「君の二胡はなかなか悪くないが、独奏用の二胡ではない。錫劇伴奏用楽器の中ではメインを務める二胡に過ぎない。ほら、私の独奏用二胡を見てごらん」

と言いながら紫檀の六角筒の二胡を見せてくれた。それは一見して年代が経った古い二胡のようで木の色も元の紫色から黒ばんできた。早速弾いてみると、まろやかで深みがある音色が伝わってきてなかなか手に入らない二胡だと思った。儲先生は毎回その二胡を使ってレッスンをしてくれた。二胡独奏曲の『北京の金太陽』、『子弟兵と百姓』などを教えてくれた。その後、劉天華[3]作曲の二胡作品も教えてくれた。出版された楽譜の教材がなかったため、父はわざわざ硬い厚紙を使って『二胡曲集』を手書きで写してくれた。中には劉天華の代表作品二胡独奏十曲及び阿炳の二胡曲三曲、他に『江河水』などもあった。儲先生のおかげで私の二胡演奏は前より更に上達した実感があった。

それから何ヶ月か過ぎて、学校は授業を再開して革命をすることになった。ちょうど私も小学校を卒業し、中学校をどうするかを考える節目に当っていた。そこへ儲先生は、

「うちの中学校に来ればいい。今年から芳暉女子中から常州市第六中学校と改名されて、男子生徒も受け入れるようになったよ。それに我々の学校を接収管理したのはちょうどお父さんが働いている工場――大成第一工場に所属する工宣隊だ」[4]と薦めてくれた。

文革の期間中、労働者階級は指導者階級とされており、学校や役所などのような上部構造部門はすべて「労働者階級の毛沢東思想宣伝隊」によって接収管理され、学校の経営からカリキュラムの内容まであらゆる仕事は駐在の「工宣隊」の指図を伺わなければならなかった。この第六中学校を接収管理した大成第一工場工宣隊隊長の許寿坤氏が父と仲良しだった。副隊長の董彩珍さんは体が太っている年配のお婆さんで、代々赤貧の農民出身で、ずっと旧社会から苦しみが大きく特権階級への恨みが深い古参労働者であった。

これはまさに最善策ではないか。私も素直に市立第六中学校に進学した。その当時学校も兵隊のような軍事化管理が施され、全校は四つの「連」（中隊）に分けられており、実際には四つの学年であった。一つの中隊はまたそれぞれ四つか五つの「排」（隊）に分けられ、それは四、五のクラスに相当する。私は59名を有する第四中隊第四小隊に編入され、担任の先生は殷宝章先生であった。今までずっと大事に保存してきた当時の全校生徒の名簿を調べてみると、1967年9月に新学年が始まる当時には、常州市第六中学校は24のクラスを擁しており、全校生徒は計1346名も数えられていることが分かった。

学校が始まった後、時間割には国語、数学、物理などの時間が書き込まれているのは確かであるが、勢いすさまじく展開されている「文革」は正にキャンペーンの最中で、正常な教学秩序はなかなか確保できなかった。一学期は二十週間からなっているが、「学工、学農、学軍」[5]という工場での労働体験時間、農村での畑仕事体験時間そして軍隊での訓練時間は合わせて三分の一か半分ぐらいもの学校時間を占めていた。実を言うと、我々子供達は「学工、学農、学軍」の時間を好んでいた。授業を受けなくても済むし工場に、田舎に、そして軍隊にも遊びに

行けるから、今でいうテーマパークに遊びに行くような気分であったろうか。労働や訓練で体力を使うからある程度辛さも伴うが、子供達には面白味が尽きない行事であった。

「学工」とは、学校を接収管理する工場で労働体験をすることである。私達は言うまでもなく、新学期早々から大成第一工場へと派遣された。私達の中隊で計233名の中学生が工場の各部室に配分され、私と顧建一君ら四、五名前後のクラスメートは食堂に配分されたのであった。

大成第一工場の食堂は実に広い。この食堂一つで工場で働く労働者3000人余りの食事を賄うことになっている。私達のタスクは米を研ぐことと野菜を選別することで、董師匠という方が指導に当たってくださった。学生達に技能を伝承し、さらに応援及び指導をしていくことが董師匠の任務であった。師匠は上述した我が学校工宣隊副隊長の董彩珍氏の兄で、妹さんと同じように肥満ぎみの体形で声のトーンが高めのベテラン料理人であった。彼は私達のことをとても可愛がってくださっており、でかいお皿に入った「卵の皿蒸し」が出来上がると、いつもナイフでカットして一人ずつ割り当てて賞味させてくださる。その代わりにもしもだれかが仕事をいい加減にすると、彼にバレたら必ずそのトーンの高い声で怒鳴ってきて、もう二度とあんなに怒られたくないなと決心するようになる。私達は毎朝食堂に着くと、まず董師匠を伺って仕事開始を報告する。その時間には董師匠がいつも紫砂急須を手にしてゆったりのんびりとティータイムを楽しんでいるところであった。そこから私達の中の二人が力を合わせて一つの大きな盥を担いで米を運びに米蔵に向かうのであった。その盥は家族用の風呂桶の大きさはあるのではないか。米蔵に着くと、そこの担当者のおじさんが米の袋を抓みあげてはバシャっと一気に注いでいく。二五キロ詰めの袋を全部投入してもまだ盥の大半にしかすぎず、そこからまた一つ米袋を開けて半分ほどを投入する。その大きな盥一つで三、四十キロ位の米を運ぶことができる。私達二人でそれからヨイショ、ヨイショと息を合わせ、米が目いっぱい入っている盥をとある水槽の方へと運んでいく。水槽の半分ぐらいまで水を注ぐと、盥を水槽の中にいれて長い道具で米をかき混ぜる。暫くしてから水槽の水を流して蛇口を開けてさっきの動作をもう一回繰り返す。その蛇口といえば、消防隊用の蛇口でもそれ位の大きさではないだろうか。何分間の間もなく水槽を全部満たせるものであった。米を研ぎ終わると大きな木製の桶に入れ替えてまた米蔵へ行ってさっきのことを繰り返す。午前中だけで四回ぐらい繰り返さないといけなかった。それで計百五十キロ位の米を研ぐことになったのではなかろうか。それこそ本当に体力が必要とされる力仕事で必ず毎回はあはあと息切れしそうになって体中汗だくになってしまう。やがて米研ぎが終わると次のステップは米を分配することであった。一平方米ぐらいもありそうなでかい蒸篭に整然と百余りものエナメル質の茶碗が並べられてある。私達は計量用の金属コップを使って米を計って入れていく。コップ一つは100g で茶碗一つにつきコップ一杯分の米を入れていく。次にゴム製のホースを取ってきて竜が頭を頷くように一つず

つ茶碗に水を足していく。それこそが大変高度な技が必要とされる仕事で、少しでも水が少ないと出来上がったご飯が硬くなるし、水が多いとご飯が柔らかすぎるようになりがちなのである。私達が来た当初はこの職人任せの仕事だけを師匠がやらせてくださらなかったが、何日か経ってからやっと試しでトライさせてくれるようになった。しかしこの水の量のコントロールはやはりうまくいかず、結局蒸しあがったご飯は硬かったり柔らかかったりする。昼ご飯の時間になったら、さすがにこのご飯の硬さがばらついているのは何故だとクレームをつけに来る社員がいた。そこで董師匠は、

「我々の革命の卵ちゃん達が労働体験にきておるのじゃ。それは革命の後継者を養成するために極めて大事なことじゃないか。何かお気に召さないことがあれば本当に申し訳ございませんがどうぞ大目に見てやってくださいな」

と説明してくれると、皆の不満も静まってあれこれ言わなくなった。

こうして、蒸し茶碗に水を加えたらその蒸籠を釜に載せていき、それからまた二枚目を重ねていき、一回の食事では十数枚かを用意しないといけなかった。この釜は一般家庭で使われている鍋とは断然違うもので、鍋でお湯を沸かして蒸気を作るのではなく、液体を加熱して蒸気を発生させるボイラーという装置に直接つながっており、バルブをねじると水蒸気はぐうぐうと噴き出してきて、我々には本当に珍しくてすごいものに見えた。すこしうっかりしていたら即座にやけどしてしまうので、このバルブを触ることだけは最初から最後まで師匠に許されなかった。必ずご本人がねじることになっていた。

米を研いでご飯を炊く仕事は体力を消耗するもので疲れはするが、あちらこちらと動き回るので私にはそれなりに面白味もあった。しかしこの野菜の不可食部分を除去するという仕事は心からやりたくなかった。野菜といえばホウレンソウやニラ、青菜などがあるが、いつも床に小山のように置かれており、二人で選別仕事に取り組むことになっている。二人は一つの小さい腰掛けに座り込んですべての野菜をやっつけるのに二時間余りも要していた。それは中学生には大変退屈な仕事で、とても忍耐力が鍛えられる仕事であった。それで私はいつも米研ぎの仕事の方に我も我もと走って行く。この工場見習いは基本的に昼間勤務であり、普通は午後三時半になると終了。他には紡績部に派遣された女子中学生もいて、彼女らは中間勤務だといわれ、午後二時から夜十時までの勤務時間であった。二週間の工場見習い期間において同級生達は皆それぞれ違う職場へと派遣され、普段会う機会も少なかったので見習い期間が終わって皆また教室で顔を合わせる時になるとより一層再会の喜びに満たされていて互いに語らいあうものが尽きなかった。

1967年は「文化大革命」の中期に当たっており、学業は実に楽なことであった。当時は「張鉄生式白紙の回答」というような学習ムードが流行っており、学生に対して教師も多くは求め

ず、勉強意欲のある人はたくさん勉強すれば良いし、勉強意欲の無い人はさほど勉強しなくても良い。試験で100点を取れても褒めもされないし、20点でもお説教はされない。

私はクラスでは学級委員でも何でもない平の中学生の一人であったが、成績はいつも85点以上を維持しており、人も正直な性格で誰にも媚びないし誰をもいじめることはない。そのためか私は先生のお気に入りの学生であったが、同級生の中では数人の成績が優秀な人とは気が合っていて仲がよかったが、ほどんどの人には本に没頭するバカまじめの読書虫で仲間外れの印象が強いらしく、よく背後で笑い種にされたり、時には目の前でからかったりもされていた。

こうして二、三週間の授業が進んでいき、今度は秋の収穫の時期がやってくる。学校はまた中学生達を郊外の人民公社に学農[6]へと連れて行く。早朝、皆運動靴を履き、麦藁帽子を被り、お昼の弁当も用意して学校で集合する。整列したらすぐ目的地へと向かう。皆は教室で何週間も籠っていたので、キャンパスを出たら恰も子鳥がやがて森に戻ったような感じで、またアヒルの群みたいに歓声や笑い声が尽きなかった。

生産大隊に着き、隊長さんは皆を水田のほとりまで案内してくれた。一見してここは一面に広がる水田であった。私達の任務は稲を刈ることで、鎌を一本ずつ配られた（この鎌は稲刈り専用で、柄が短く刃に鋸の歯がついている）。最初は少し不慣れなもので、進み具合もゆっくりめだったが、あくまで単純な動作の繰り返しだけなので、すぐに慣れてきた。先生はまたやる気を引き出すために、だれが早く見栄よくできるかを競い合ってみようではないかと呼びかけてきた。見る見るうちに黄金色に立っていた稲が一時間以内で横たわる状態にされていった。皆が汗びっしょりで足も泥塗れになり、腰も丸まってしまうが、気分上々であった。

お昼の時間になり、皆畷道に座り込んで持ってきたお弁当を大変美味しそうに食べている。本当のことを言うと、皆があれだけ美味しそうに食べていたのは、ご飯のおかずが美味しいか否かとは全く関係なく、お腹がペコペコだからだけなのであった。お昼を済ませてすこし休憩したらまた稲刈りを五時まで続けなければいけなかった。一日の仕事が終わり、自分の労働成果を目の前にしては皆が一種の達成感に満たされ、心の中では大喜びであった。川辺に行って手足の泥をきれいに流し、また整列して帰路を辿っていく。当時は町の規模がそれほど大きくなく、郊外の環状道路に向かって四、五十分も歩けばもう一面の野原が目に入ってくる。したがって、私達の「学農」――農作業体験の現場にはいつも徒歩で往復するのであった。

次の日、皆がまたいつも通りに登校し、整列したら「学農」へと徒歩で向かうのであった。今度のタスクは肥料を撒くこと、つまり手で肥料を細かく砕いて均等に撒き散らしていくことであった。その肥料はどのようにしてできたかというと、何ヶ月か前に人民公社の社員達が田んぼの辺に大きい穴を掘り、そこに家々から運んでくるブタ小屋にあったブタの糞、村の便所に蓄えた人間の排泄物、それに取り除いた野菜の不可食部分等をひたすらそのでかい穴に投入

していく。一つ埋まったらまた次の穴を掘っていく。それで数ヶ月の堆積発酵を経て、その穴が品質優良の天然有機肥料の倉庫へと変身していくわけであった。

辛さと汚さの代名詞となり得る畑仕事を嫌うというプチ・ブルジョア思想を打ち破るために、仕事を開始する前にいつも毛沢東主席の最高指示と言われる「一に苦しみを恐れるな、二に死を恐れるな」という決まり文句を暗誦することになっている。それから班長は率先して穴の中に飛び込んでいき、シャベルを使って肥料を掘り出してかごへ詰めていく。かごがいっぱいになったら二人で力を合わせて畦まで運んで行き、一定の間隔をおきながら田んぼに堆積していく。それから残りの人達が手で肥料を細かく砕いてから田んぼにばら撒いていく。ここまでのステップはすべて素手でやり遂げることになっている。もし誰かが手袋を嵌めてやったら、その行為がもうブルジョア思想の芽生えだとされて酷い批判を受けることから免れなくなる。そのため、一日働いたらその後いくら手を洗っても何日間もその臭みが消えないのであった。

一週間の農作業体験は私達の労働意識を高め、労苦を堪忍する風骨を鍛えた上、「誰知盤中餐、粒粒皆辛苦」(「我々が食べているお皿の中にある粒粒の米は、どれだけ苦労して作りだしたものだろうか」）というあの有名な唐詩の一句に含まれる深い意味を味わわせてくれたのであった。

やがて工場研修も農作業体験も終わり、これで安心して学業へとウェイトを置けるかと思いきや、今度は毛沢東思想文芸宣伝隊を結成しようと、「常州市紅衛兵代表大会」が歌や舞踊に長けている隊員を選抜するために市内の小中学校にやってきた。我が六中に至っては、学校はそれを政治任務として扱い、校長先生自らが会議の司会を務め、各担任先生の推薦で上がってきた十数名の学生を選抜試験に指名した。その結果、二人だけが選ばれることになった。その一人が尚志芬さんで、もう一人は私であった。学校はまたわざわざ盛大に歓送会を開き、大輪の赤い花を私達の胸に付け、双桂坊に設けられた「常州市紅代会毛沢東思想宣伝隊」の本部まで見届けてくれた。それから、私は毎日二胡を背負って、「紅代会」に通うことになった。

「紅代会」の毛沢東思想宣伝隊にいる間、毎日リハーサルが行われていた。曲目は他でもなくあくまでも毛沢東思想の宣伝や「文化大革命」を謳歌する内容に関するものばかりであった。形式上には声楽、踊り、器楽による独奏、ミニ合奏、快板書、三言半などの演出があった。時は市内における他の文芸団体がすべて麻痺状態を呈している状況下にあり、この宣伝隊はいわば常州市民が求める文芸活動においては唯一の演出団体となったため、公演日程が常にぎっしりと組み込まれており、演出する先々でいつも熱烈な拍手を浴びるのであった。

公演のプログラムに私の二胡独奏は定番となっていた。演奏する曲目に毛主席語録の歌、『北京の金太陽』などが挙げられる。公演は一つ特筆すべき特徴があった。跪いて演奏しなけ

ればならないというものであった。当時我々は工場や農村、そして部隊に出かけて公演する時、屋外の空き地や広場を舞台に利用する場合がほとんどで、観客が並んで輪を作るように人垣ができた時点でもう腰掛け等もないままの開演となる。それに、演奏を聴いてくださる工場労働者の方々、農作業に従事する方々、そして兵隊の方々に同じプロレタリア階級としての無上の尊敬の意を表すためにも、「紅代会」の責任者は私達に片ひざを地面に付ける姿勢で演奏するよう要求していた。そして服装はいつも緑黄色の軍服で腰にベルトをきつく締め付けている。頭には軍帽をかぶっている。私の番になったらいつも力強くたくましく元気はつらつそうにぱっぱっと人垣でできた輪の真中に出て、左手には二胡を、右手でぱっと軍隊式の敬礼を行なう。と同時に体も左へ右へと一回ずつ軽く回転しなければならない。来場者のすべての方に尊敬の意を表すためであった。続いて司会者が登場し、演奏曲名をアナウンスする。ただし演奏者の名前を観客にアナウンスすることは決してない。自分の名のため、自分の利益のため、というのは典型的なブルジョア階級の思想とされて文革最中の当時では真向から批判する的であるためだ。司会者が去っていき、私は片方の膝を地面につけて半ば跪く姿勢でリズミカルに弓を引き始める。一曲終わるといつも熱烈な拍手を浴び、二回も三回もアンコールを受けることが常であった。私の演奏は工、農、兵の方々より幅広い好評を博したことで、「紅代会」宣伝隊での自分の地位を築き上げたことは言うまでもなかろう。「紅代会」は数回にも亘って私の母校である第六中学校に私の仕事に対するまじめさを表彰する手紙を宛てたほどであった。

私が最も印象深かったのは、常州市羅墅湾軍事用空港での慰問公演の時であった。「八一」建軍節を前にしたある日の午後一時過ぎに、部隊に派遣された車が「常州市紅衛兵代表大会毛沢東思想宣伝隊」本部に到着した。兵士を運送する時に使われる軍事用トラック二台であった。その時私達隊員は全員軍装を纏い、隊長の引率によって列に並んでトラックに乗り込み、整然とした隊形で席に着いた。道中また革命歌謡を歌い続けており、正に意気鷹揚で我々の革命戦闘精神をひけらかす気配も窺わせたのではなかろうか。

羅墅湾軍事用空港に着くと、解放軍の兵士達が列を作って宣伝隊の到着を歓迎し、私達は隊旗の先導に従って入場した。今回は皆ベストを尽くして演出し、戦士達の拍手も非常に熱烈であった。見ている観客の皆が開演前に鑑賞のルールを言い渡されたようで、一曲が終わった途端に、必ず一人の小隊長若しくは中隊長が拍手をリードし、兵士達も直ちに熱烈に加わり、リーダーがとまったら、場内も直ちに静まってくるのであった。

終演後、軍隊指導者の方々が舞台に上がって出演者の皆と親しく握手し、記念写真も一緒に撮ってくださった。それからメークを落として着替えも済んだら、一人の中隊長が我々を食堂まで案内してくださった。食堂の入り口をくぐっていないうちに真向から漂ってくる美味しそうな食事の香気で思わず涎を垂らしそうになった。食堂に入ってみたら白菜入りの湯麺が数個

の大きな盥に盛られて四角いテーブルに置いてあったのがすぐさま目に入った。湯気が立っていて実に美味しそうであった。ゴマ油もたくさん垂らしてあったようで、道理で扉の外までもいい匂いがぷんぷんと伝わってきた。それは私にとって二胡を以て稼いだ初めてのワーキング飯となる。あんなに食欲をそそる美味な物を今まで食べたこともないような極上な味わいで今でも決して忘れることはない。食べながらも心の海は怒涛のように澎湃としていてなかなか静まることはなかった。それから、二胡を生涯の仕事にしようとする決意が一層固まったのであった。

羅墅湾から帰宅した時分はもう夜九時を過ぎていた。しかし波のように激しく揺れ動く気持ちがなかなか静まらなかった。その晩祖母と父に生き生きと道中にみた景色、演出現場の盛況等を一つ一つ分かち合った。特にあの大きい盥に盛られた湯気が立っていて世界一美味しかった白菜入り湯麺の話になると、なおさら感動と興奮を隠せなかった。遅くまで眠れない一晩であった。

宣伝隊ではおよそ一年の時間を過ごしたが、振り返ってみると引き締まった緊張気味の雰囲気のなかではあったが、有意義で愉快な一年でもあったと言えよう。「紅代会」の責任者が、「毛沢東思想文芸宣伝隊」は既に宣伝の任務をすばらしく果たしたので、即日から解散し、各自所属学校に戻って学業を続けるよう宣告した時、皆しみじみと名残を惜しんでいた。女子生徒には涙をこぼした人もいた。私は第六中学校の四中隊四小隊の教室に踏み入った時、先生とクラスメート達は皆起立し拍手をして私の帰りを歓迎した。まるで里帰りした英雄でも歓迎しているようであった。後で聞いて分かったが、私が帰る前に「紅代会」から既に母校の責任者宛てに赤い表彰状が届いたそうだ。

時はすでに中学二年目に入ったが、私はただ一週間だけで皆の教科書の進み具合に追いついた。一回目のテストで平均83点の成績を取れ、一番点数の低かった英語も75点であった。それも正に当時の教科書の進み具合がどれだけゆっくりめであったのかを物語っていよう。数学だけでも例に取って言えば、中学を卒業する時に至っても、結局のところ一元二次方程式の解答法まで学び終わる位であった。

中学二年目の一年間、私は何とか学校で身を入れて二学期までも授業を受けることができた。いつも放課後は儲坤元先生のお家にお邪魔して二胡のレッスンを受けに行くが、通っているうちに、だんだんと儲先生も私の指導に当たって力不足だと感じていることに気付いた。レッスンと言うものの、二人で一曲を弾くなり、四方山話をするなりで一緒に時間を過ごしただけであった。当時第六中学校にもう一方の二胡ができる宗麟という先生がおり、学校の芸術活動の顧問を務めておられた。宗先生ともよく二胡について切磋琢磨する時間を共に楽しんでいた。それこそが忘年の交わりと言えよう。

そして中学の二学期目に私の芸術生涯において計り知れないほど重大な意味を持つ出来事が起きたのであった。それは他でもなく常州市で大変有名な民楽指導者の劉逸安先生に師事するようになったことであった。今振り返ってみると、それは冥々たる運命において必然的に起こり得ることのように思われるが、当時のきっかけというと、また確かに偶然的な機縁に過ぎなかった。

その当時私の家は労働新村に位置していた。この住宅区の前後のスペースは皆空き地であったため、住宅棟の住民が皆そのスペースを有効利用して家々にそれぞれ鶏を十数羽飼育していた。生活食料品が欠乏している当時の時代においては、鶏の飼育は食卓を豊かにする大きな手助けとなっていた。また政府側も住民の自家副業としての鶏やアヒルの飼育が当時食料品供給上の切迫状態に対してある程度の緩和策となり得る考えから、自家飼育を激励する方針であった。それに毎月一世帯毎に「政府供給書」を頼りに市場より低価格で五キロの飼料、若しくは米ぬかか殻粉を購入できるようになっていた。その中極めて経済的に困窮している家庭は殻粉を手に入れてはお粥に煮込んで人間が飲むようにした場合もあったらしい。

ある日曜の午前、私は広化橋にある穀物供給ステーションに飼料を買いに出かけた。橋を渡るところから供給ステーションの入り口にはすでに長蛇の列ができたのが見えた。本当に物質的に欠乏している時代で、この米ぬかや殻粉にしても時間的に後になると手に入らないケースも多々ある。私は一刻も躊躇わずに急ぎ足で駆けつけて列に並んだ。

なんて長い列であったろう。一、二時間も経たないと私の番に回ってこなかったろう。心の中で苛立ってきたところ、どこからか笛や琵琶の音色が伝わってきた。いや、二胡の音色も中に混ざっている。心が一気にそちらの方に惹きつけられていった。列の前を見渡すと少なくとも十数メートルはあったろう。

それで私の次に並んでいる中年の女性に、

「こんにちは。あの、覚えてくださいませんか。私の番がここだとね。ちょっと行ってきたいんですけど、すぐ帰ってくるから、戻ってきてもまたここに立ってもいいですか」

とお願いした。

本当に優しい方で、それにこの礼儀正しい子供にも見えた私を、可愛く思ってくださったか、すぐ納得して、

「分かった。行っていらっしゃい。早く戻ってきてね」

と言ってくれた。

私はすぐに「ありがとう」とお礼をし、あの音楽の元を探って街の向こう側に駆けて行った。

この広化橋が改築された時に一層高さも増し、加えて長い導入橋も増築された関係で、本来

両側に位置している家々が却って橋の下に取り残されたというようなイメージを伺わせている。橋の上から飛んでみると橋下にある家屋の屋根にもひと跳びで行けそうな感じでもあった。まさしくこのような橋の高さよりずいぶん低く並んでいる平屋の一室に、何人かの人が集まっていて合奏していたのだった。戸が閉ざされているものの、美しい楽器の音色が依然として空いている窓から外の世界へと漂っていったのであった。ちょうど私にもお馴染みの曲『紫竹調』の合奏をしていたところで、私が夏の「納涼音楽会」ではよく披露する曲でもあった。私が外で聴いていくうちに、心の中で透き通った泉がすがすがしく湧いてきたような感じがして気持ちがすっきりした。

その曲が終わると、私は扉を叩いてみた。扉が開き、二、三平米の部屋で楽器を手にしている二十歳前後の青年三人が目に入った。入り口に十二、三歳ぐらいの少年が立っているのを見て、

「なんか用？」

といたずらに来られたと勘違いしているかのようで怒り出しそうな口ぶりで聞いてきた。

私は自分が訝しくないよと急いで釈明した。

「あの、こういうことです。私は向かい側の供給ステーションで飼料を買うために並んでいたらこちらから素敵な音楽が聞こえてきたので気になって見に来ただけです。私も二胡ができるのです。さっきの『紫竹調』も弾けます」

それを聞いた三人は半信半疑で、

「君も二胡ができるって？　じゃあ、一曲弾いてごらんよ」

とリクエストしてきた。

「やった！　まさに私の思う壺だ」

と私は心の中で歓声を上げた。人前で二胡を披露する、それこそがわざわざ長蛇の列を抜け出してここまでたどり着いた目的であった。それですこしの躊躇いもなく、私は二胡を奪い取るかのように手に取ってきて『良宵』という一曲を弾いて見せた。

一曲が終わると、青年達は驚いた感を隠せなかった。

「それ、私達よりもうまいじゃないか。お家はどこかい。この近くに君みたいな子がいるなんて全然知らなかったよ」

私はにこっと笑って、

「労働新村に住んでいます」

と答えた。

青年達の内の一人が、

「今晩は時間があるかい。僕の先生のところへ連れて行こうか」

と声をかけてくれた。

二胡の先生をお伺いしに連れて行ってもらえると聞いて、さぞ腕前が大した人物だろうと推測した私は大喜びで快く約束した。

それで三人と別れを告げてまた街の向こう側に戻っていき、順番を約束通りに守ってくれたおばさんにお礼をして、また列に入って並んで順調に飼料を買って持ち帰った。

その後晩ご飯を済まして、私は約束通りに二胡を持って橋の下のあの狭い平屋に行った。ドアは開いたままで、自分の先生のところに連れて行ってくれると約束したあの青年が中でご飯を食べているところだった。そこに現れた私の姿を見てとても親切に部屋に入るよう呼び掛けてくれた。

「一人でここに住んでいるの？」

という私の問いに、彼は

「そうだよ。何年か前に中学を卒業した後、知識青年は農村体験に行くべしという毛主席の呼び掛けで農村に畑仕事に行ったわけ。両親もいなくなり、この平屋だけ残してくれたんだ。そのあと農村から戻ってこられても、仕事にもつけていなくってさ、親の元の仕事先からある程度救助金をもらえるから、それで何とか暮らしている。普段は暇だから琵琶を弾いたりして気が合う仲間何人かと楽器を弄って楽しんでいる」[7]と、身の上の話も明かしてくれた。いかんともすべなしのような口ぶりで語っている。

「じゃ、二胡の先生とは、何とおっしゃいますか。どこに住んでいるのですか」

と私はまた聞き出した。

「先生のお名前は夏志文。すぐそこの橋の下の大工町に住んでいる。もう先生と約束しといたから、後で行こう」と、彼は話しながらご飯をはやく食べはじめた。

晩ご飯を済ませて、私を連れて大工町に向かった。ある庭の入り口辺りに着くと、青年は「夏先生」と大声で呼び出した。

「はい。どうぞお上がりください」

返事と共に、三十代の中年男性が庭から私達を迎えに出てきた。

夏先生は暖かく私達を奥の方に通してくれた。見るとここはかなり年数が経った古い家のようで、北向きであるためか室内は暗かった。壁にはマホガニー製の琵琶が一本かかっている。それが古めかしい家具に映えてさらに来訪客に家主の文化教養の奥深さを誇示しているようであった。

皆席に着き、互いに自己紹介も終わると次は私の演奏を聴いていただく番であった。全く面識もなかった先生を前に演奏するわけで、私はやや緊張して一曲を演奏した。

夏先生は静かに最後まで聴いて、拍手もせずに、否定の言葉もなかった。ちょっと考え込ん

でから夏先生は言った。

「うん、なんて言えばいいんだろう。歳が若いわりにここまで弾けるとは本当に大したもんだ。しかし、私から見れば、どうもどっか足りないような。やはり専門的な訓練を受けていないからかな」

そんなことを聞いて、私は空かさずお願いしてみた。

「それでは夏先生、私を弟子にしてください。先生の指導で専門的な訓練を受けたいです」

すると夏先生はにこっと笑って、

「琵琶なら教えられますけれど、二胡は私には無理ですね。他に二胡の先生をご紹介しましょう。ただしその先生に私も会ったことがない。友達の話では彼はこの常州市の二胡奏者の中では一番だと言われているんです」

腕のいい二胡の先生を紹介してもらえると聞くといつも気ぜわしくなる私は、また空かさずに、

「それはすごい！　じゃ夏先生、今すぐその先生のところへ連れてってください」

それを聞いた夏先生はまたハッハッと笑った。

「君は本当にせっかちですね。今日はもう遅いから明日はどうだい。それにその先生が青山橋に住んでいるので自転車で行っても四十分はかかるんだぞ。じゃ、こうしよう。明日の夕方、早めに晩ご飯を済ませてまたうちに来なさい。それから一緒に向かいましょう」

翌日の夕方、私は晩ご飯を済ませ、父の自転車を漕いで夏先生の家に来た。夏先生はすでにご飯を食べ終わって私を待っているところだった。そこから二人で揃って自転車で青山橋に向って出発した。

私は道が分からないのでひたすら夏先生に付いて前へと進むしかできなかった。紅梅公園に近づくと、真っ暗闇となった森を見て思わず心細くなった。

「遠いなあ。夏先生は私を騙していないよね。いやいや、子供を騙してなんの意味もないね。『犬が呂洞賓にほえる』って、やっぱ先生を信じよう」

私達は少なくとも四十分か五十分ぐらい自転車をこいでいた。やがて青山橋に辿り着いた。劉逸安先生の家はちょうど青山橋に面していて、左も右も店舗なので真ん中だけ住居だと、分かり易かった。

また如何にも古めかしい家であった。門も古風な石臼に支えられている木製のものであった。夏先生は門をノックしてみた。すると門が開いて、少年が一人出てきた。一見して私より三つか四つぐらい上のような感じの少年であった。

「ごめんなさい。ここは、劉逸安さんのお宅ですか」

と夏先生は礼儀正しく尋ねてみた。

「はい。兄は不在で、私は弟です。何かご用がありましたらお伝えしますので」
と少年が答えてくれた。

「実は友達の紹介で来たのですが、劉逸安先生は常州市で二胡が最も上手な方だと聞いていますが、だいぶ前からお伺いできればと思っていましたがちょうど二胡の才能がある生徒を見つけたので」そう言いながら私の方を指さして、

「劉先生の弟子に紹介しようと思って今日はわざわざこの子を連れてきたのです。生憎ご不在ですね」
と惜しげに言い加えた。

「兄はふだんあまり外出しないのですが。大体二胡を弾いているか囲碁を打っているかで家にいる時間の方が多いのです。今日はあいにく用事があって出掛けていったのです。こうしましょう。兄が帰ってきたら今日のことをお伝えしますので、明日また来てもらってもいいですか。家で待つように言っときますので」と、

劉先生の弟が優しく言ってくれた。

夏先生はすこし考えて言った。

「明日は、私が用事で来られないですが、この子だけで来てもいいかな」

「どうぞ、いいですよ。私は劉逸康と言います。必ずお伝えしますので。ところで、お名前をお伺いしてもいいですか」と、劉逸康さんは自己紹介しながら親切に聞いた。

そこへ夏先生は、

「私は夏志文といいます。君は……？」

夏先生はまだ私の名前を聞いてなかった。

「私は趙寒陽といいます。寒冷の寒で、太陽の陽です」と、私は自己紹介した。

「では、あなたは夏志文さんで、彼は趙寒陽ですね。では明日またこの時間に来てくださいね」

劉逸康さんはずっと笑顔で親切に応対してくれた。

私達は劉逸康さんに別れの挨拶をし、また自転車に乗って帰路に立った。夏先生も私もずっと口を閉じたままで自転車を漕ぎながら各々の事について考え込んでいた。遠路遥々訪ねに来たが、劉先生に会えなくて残念な気持ちと、同時に未来への夢も膨らんできた。人間とはやはり明日の希望があるから、生きていけるのではないか。希望がなければ、生きていけないだろう。

翌日私は教室にいながら、夕方師匠に会いに行くことを考えていた。授業も心あらずだった。午後学校から帰宅すると晩ご飯の支度を早くするようにと祖母に催促しながら、今度は師匠の前で自分の見せ所を披露しようとご飯を待っている間も二胡の練習をしていた。前回夏先

生の前での演奏は緊張と準備不足で思う通りに行かなかったため二度と後悔しないようにという思いで胸がいっぱいだった。

午後五時過ぎに、私は晩ご飯を済ませ、二胡を背負って出発した。私一人で町を横切ってあんなに遠い青山橋に行くのに祖母と父はとても心配で、自転車ではどうも覚束ない気がしたらしくほかの方法もないか勧めてきた。それでは歩いていこうと私は覚悟した。若いから使い切れないほどの力だけはある。バスで行くなら一本で行けるが片道で八銭しかかからないにせよ、往復では一角六銭にもなり、それは経済的に豊かではない我々の家族には一日の食事代に値する。

二胡を背負い、私は胸を張って師匠に会いに歩き出した。前途遼遠感が沸き上がった。本当に遠かった。一時間半も歩いてやっと青山橋に到着。流石に息が荒くなった。劉家に着いてノックすると、やはり弟の劉逸康さんが開けてくれた。私を見るとすぐに親切に家に通してくれた。

「よく来たね。兄は大分待っていたよ」

「あ、すみません。今日は歩いてきたのです。一時間半かかりました」

そこへ部屋から一見して二二、三歳の青年が出てきた。背丈がさほど高くない丸い顔だちで質素な身なりをしていた。彼はにこにこしながら、

「兄の劉逸安です。君が趙寒陽君ですね。さあ、どうぞお入りください」

と親切に部屋へ案内してくれた。

「劉先生、初めまして、今日は、夏先生は用事で来られませんので、一人で来ました」

私は言いながら思った。常州市内で二胡の一番の先生というと、三、四十歳であるはずだろう。どうしてこんなに若いのだろう。まるで自分の兄のようだ。

家に入ってみると、壁に窓もなく、昼間でも電気をつけないといけない。唯一換気できる場所は街道に面した門だけだった。奥と外の二部屋だが、家族五人住んでいる。劉逸安先生と両親、弟さんに妹さん。したがって通路にも板ベッドが敷いてあった。居住条件は極めて悪い。

腰を下ろすと、私は自分の二胡歴を簡単に話した。すると劉先生は言った。

「さあ、弾いてみてください」

私はケースから二胡を取り出すと劉先生は受け取ってこう言った。

「これ、戯曲伴奏用の二胡だね」

「はい。そうです。二番目の先生から頂いたのです」

私は真剣に『良宵』と『病中吟』を弾いた。十分に準備してきたつもりでいたので、自分の中ではよくできたと思った。しかし劉先生は聴いて、無表情でしばらく黙っていた。たった一、二分間だけだったが、一年もの歳月が過ぎたような気がした。今まで演奏すると、ほとん

ど拍手や歓声を浴びるが、劉先生が黙っていることは、もしかして気に入らず弟子にしてもらえないかもしれない。

とうとう劉先生は口を開いた。

「自分ではどう思いますか？」

「まあまあできました」上手だったと言うのもなんか恥ずかしい。

「君はすごく二胡が上達したいと思っていますか？」

もちろん、二胡がもっと上手くなりたいから遠路遥々先生に会いにやってきたのだ。そして私は堂々と答えた。

「私は二胡を学び始めた八歳の時から、二胡で飯を食っていく、二胡で出世すると誓っていました。二胡が上達できれば、どんなに辛くてもやります」

「よし！」

劉先生は続けた。

「私も小さい時から二胡を習って、そこから大きな夢を抱いてきました。とにかく音楽学院に入って勉強したかったのです。1967年に高校を卒業して上海音楽学院の入試を受けたら意外にも受かりました。しかし「文化大革命」勃発の影響で上海音楽学院は今期の入学を取り消したんです。こうして私は進学先を失ったまま家にいることになって、あっという間に二年も経ってしまいました。プロレタリア階級に属さない家庭の出身の関係で、今からでは私が夢を叶えるのは到底難しい。なので弟子を一人受け入れて、自分の抱負を伝えて、最終的に夢を実現させたいとずっと思っていたのです」

私は静かに聞いているうちに、劉先生の事を尊敬せずには居られない気持ちになった。先生は水を一口飲んでから続けて言った。

「さっき君が弾いた二曲を聴いたが、君は進む道を間違えているのじゃないかなと正直感じたのです。そのまま学び続けていっても、有名になるどころか、これで食っていくなんてあり得ない。一例を挙げれば、君が弾いた『病中吟』で、外弦の第一ポジションの人差し指と中指の間は、半音か全音か分かるかい」

「ちょっと……分かりません」

劉先生が何気なく言った言葉が、私には耳に轟く落雷のような衝撃だった。八歳から二胡を習い始めてからすでに五、六年経っており、自分の中ではできる限りの努力を払ってきたつもりでいる上、ある一定のレベルまでも達したのではないかと自負しているところでもあった。結局根本的に間違っていると今や言われ、それでこれからは何の希望があるというのか。ここまで思いを巡らして、思わず涙ぐんでしまった。と同時に先生の目の前という状況下にあり、何とか涙をこぼさないように我慢していた。

そして劉先生はまた続けて言った。

「一目で君は将来性がある音楽家の卵だとわかった。正義感があってやる気もある。努力さえすれば、絶対に成功できるはず。信じてくれますか、僕が人を見る目を。あなたが来る前にもう何人かの人から生徒さんを紹介されたけれど、一人も気に入らなかった。僕はそういう人なんです。気に入らなきゃ弟子を受け入れない方がましだと思う。一人でも気に入ったら、持っているものを一つも残すことなく悉く教えるつもりです」

「やり方が間違っている私は、まだやり直せますか」

先ほどの指摘が気になり、私はやはり心配になって確認の意味で聞き返した。

「大丈夫。まだまだ若いから直そうと思えばまだ間に合うと思うよ。ただし君は、入門からやり直す必要がある。それに、私の言う通りにやらなければ……」

先生の顔が少し緩んで、言い続けた。

「さっき君の演奏を聴いて一つのことを考えていてね、君に時間と精力を費やすのに価値があるかどうか。間違ったやり方を根本から直すって、確かに相当の手間がかかるんだぞ。今はもう決めました。試してみようと」

「劉先生、それではこの私を弟子に受け入れてくださるのですね」

受け入れていただけないのではないかと、さっきからずっと心配していた。

「試してみようと言っただけですよ。こうしましょう。まずは、三つのルールを決めましょう。それを全部問題なくクリアできたら、正式に弟子入りの約束をしましょう。一つでもクリアできなければ、もう来なくていいです」

と劉先生は真剣な顔でそう言い放った。

さすがに名声高い先生だけあって、今までの先生とは本当に一筋違うことを実感した。前の先生は一度もあんなに厳しい要求を言い渡すことがなかった。どうした訳か知らないが、これより以前のどの先生よりも若いこの青年の前に立ち、私はまるで偉人を前にしているような気さえした。心の中では尊敬の念でいっぱいで会話を交わすのに恐縮してやまなかった。それで三つの要求どころか、弟子入りが叶えば三十でも三百でもぜひその通りにやり遂げようという思いしかなかった。

それで私ははっきりと答えた。

「劉先生、どうぞおっしゃってください。おっしゃる通りに守らせていただきます」

「よろしい」

そう肯定的に賞賛のお言葉をいただいたのは、今晩はこれで二回目ではなかったろうか。それから先生が続けてその要求を言い渡した。

「それでは第一に、毎週日曜日の午前に必ずレッスンに来ること。風の日も雨の日も関係な

く。できるかい？」

「はい。できます！」

「第二に、必ず私の指定した宿題を完成させること。私が練習しろという曲をしっかりと要求通りに練習してくること。同時に練習してもいいと言わない限りでは、何の曲であろうと一切弾いてはいけないこと。守れるかい？」

「はい。しかし、もし演奏のオファーが来た場合、どうすればいいのですか？」

そのことだけは、私には少し懸念するところがあった。

「暫くは演奏のお誘いが来ても断りなさい。人の前では一切弾かないこと」

「はい。承知しました。その点についてもお約束します」

「第三に、私が授業中に出した要求に三回説明してもその通りに成し遂げられなければ、君は自分ではもう来るのを遠慮しなさい。いいですね」

ここまで来た以上はもう戻る道はない。躊躇してたまるもんか。自分でも自分が先生の要求通りにできない可能性があるとは信じたくない。元々強情っ張りな私は、ここでさらに意地を張り、歯を食いしばって言った。

「はい、おっしゃる通りにやって見せます。先生の要求通りにできなければ、先生の弟子になる資格はないと覚悟しています」

「よし。今日ははじめての面談になるな。今度の日曜日からレッスンを始めよう。君もそれまですこし準備しておきなさい。準備だと言っても、まずは心構えが大事だということだな」

劉先生はそう言い終わると立ち上がった。それを見た私も即座に立ち上がって楽器を片付けて体に背負った。そして家族のお一人一人に「おじさん、おばさん、お兄さん、お姉さん」と呼びながらお辞儀をしてお別れのご挨拶をした。劉先生は私が家の入り口を出るまでずっと見送ってくださった。

外はもう真っ暗になった。街灯に映えながら歩いていると感無量になり、希望か失望かはっきりしないもやもやとする感情で胸がいっぱいになった。今後二胡を手にするこの私の人生はどうなるのだろうか、いや、どう進むべきなのだろうか。この劉先生については到底まだまだ十分な信頼がなく、彼についていけば夢が本当に叶うのだろうか等々、いくら考えても心の中ではやはり疑問符ばかりなので、結論を出すのはまだ早く、今に見てろよと自分で自分に言い聞かせるしかなかった。

家に戻ると、父と祖母は私の帰りを待ちきれなくとても心配そうな様子であった。私は劉先生の家に赴いて弟子入りを頼んだ始終を述べると、父は、

「そんなの、うそだろう。進むべき道を違えたって？　とっても上手じゃないか。最初からやり直すって、今までの苦労は全部無駄だっていうのかい。もう、この先生やめたらどうだ

い」

心細がる私ではあったが、やはりついていって教わりたいと心の中では固く思っていた。良い先生に出会えるチャンスに恵まれるのは、やはり有り難い事だ。夏先生が極力劉逸安先生を推薦してくださった以上、私はそう簡単に諦めるわけにはいかないと思った。

父の話を聞いて、すこし思いを巡らしてこう答えた。

「いいえ。あの劉先生は前の先生三人とも違う感じがする。ちょっと先生について頑張ってみようと思う」

父は私が小さい時から持っている二胡への無二の気持ちを十二分に熟知している。私が自分でやってみたいと言った以上、もう反対の言葉を何も言わなかった。

所詮、これから支払う代価といってもせいぜい私はもっと努力するだけだろう。それ以上の犠牲は何もないからリスクなど全然ない。二胡で有名にならなくても失業する心配もない。その当時中学卒業生にせよ仕事は国によって割り当てられることになっていた。

またたく間に次の日曜日がやってきた。私は朝六時に起床し、洗面と朝食を済ませると、すぐさま二胡を背負って劉先生のお家に向かって出発した。明け方の街頭はとても閑静で子鳥が陽気に囀っている。私は歩きながら小石を拾って、鳥を狙って投げたり道路沿いの木を蹴ったりして歩いていた。まだやはり子供だった。

八時過ぎ頃に、青山橋にある劉先生の家に着いた。劉先生は私が約束通りの時刻に来たと見て、とても喜んだ。私は中へ入り、一通りのご挨拶をしてから腰掛に腰を下ろして姿勢を正して劉先生の講義の開始を待っていた。劉先生は枕元から二胡を一式持ってきた。八角型の筒を有する二胡で、私には初見で、とても好奇心をそそる作りとなっている。劉先生がその二胡を手にして魅力溢れる音色を次から次へと出してくる演奏を聴いては、私は口も心も信服させられた。つい何日か前までにあった先生のことを信頼できるかできまいかとの自分の考えに心が後ろめたくてたまらなくなった。その音色が私に与えた感動が余りにも根強く、今でも心に鮮明に刻んでおり、それからの生涯の演奏においても、ずっと八角筒の二胡を愛用する訳となっている。

レッスン中、先生が、私に弓の持ち方や引き方を含め、右腕をリラックスしてやや下方向きにせよとの正しい姿勢等について、胡弦の持ち方と押さえ方及び正確な指の間隔などについて基本から一つ一つ克明に指導してくださった。

休憩の合間に劉先生は私に1962年に催された「上海の春全中国二胡コンテスト」の盛況や、先生が最も敬服している二胡演奏家の王国潼先生のことや、二胡最新作『三門峡狂想曲』や『豫北述事曲』について色々と話をしてくださった。劉先生のお話を聞き入った私はまるで仙境にでも立ち入ったように夢中になり、先生のお話に酔い痴れていた。

レッスン後、先生は一冊の二胡教材を取り出して私に宿題を言い渡した。音階のことや弓の動かし方、指の押さえ方についての練習用曲目が宿題であった。教材の表紙には『二胡のラジオ講座』張韶著とあり、私が初めて目にした正式に出版された二胡専門の教科書であり、私にとって初めての練習曲集でもあった。

こうして、私の二胡がやがて正規化された訓練の道へと足を踏み入れたのであった。それから私は風であろうと雨であろうと、天気のことを一切気にせずに決まって毎週日曜日の午前、先生のお家にレッスンを受けに行った。いつからか道路沿いの木を数えながら歩くようになり、525本目はかなり樹齢がありそうなヒメツゲの木で、歩道に凹んだ庭に植え付けられている。毎回ここまで数えると、劉先生のお家がもうすぐだと分かり、まるで待ち望んだ曙の光が見えたような気分になり、心の中は喜びに満たされるようになるのであった。

それからの数年の間、私は本当に先生と約束した通りに、酷暑厳冬にかかわらず、風に吹かれようと雨に叩かれようと、一回も授業をさぼったことはなかった。その上完全に先生の言い付け通りに練習を積み重ねていき、先生の出した要求も一度も三回も繰り返させることがなかった。劉先生が当初から言い渡した「取り決め三か条」を、私は自分の変わることのない強い意志と根気強さによって、本当に掛け値なしに断固として実行したのであった。劉先生も自分の約束を忠実に守っており、全精力を傾けて私を指導した。おかげで私の二胡も見る見るうちに自分でも腕が上がったのがよく分かり、それに演奏できる曲目も短期間でその曲数が貯まっていったのであった。我々の第六中学校のある祭日祝いの夕べで私は舞台に上がって、『拉駱駝（駱駝を牽く）』と『山村変了様（変貌した山の村）』を演奏した。儲坤元先生がそれを聴いた後、

「君は確かに軌道に乗ったな！」

とわざわざコメントをくださったのであった。短い言葉ではあったが、中には肯定、称賛、安堵、希望など様々な複雑な心情が織り込まれており、私には大変奥深い感想であった。

早いことに1970年1月に、私の中学三年目第一学期の学期末に際し、常州市革命委員会により常州市文工団の創設が決定され、常州市内にある各中学校から学生を募集する運びとなった。選考グループが我々六中にやってきた時、学校側は各クラスの文芸に積極的である学生達を集めて選抜試験に参加させた。何セットかの選抜を経て、結局二十数名の学生の中から最終的に二人の採用が決められた。一人は尚志芬さんで、もう一人は私であった。

そのことが私の将来に直接影響を与え得るであろうと判断し、慎重に考えなければいけないと家族で考えた。第一に、知識青年の「上山下郷」の政府の呼びかけによって私も中学卒業後に農村に派遣される運命になるであろうことを心配し、第二に、私の「二胡で飯を食っていく」という志も達成できる。父親も再三の考えを重ねた結果、最終的に常州市文工団に入るこ

とに賛成してくれた。私自身にとっては、文工団に入る最大の目的は、プロの二胡の先生より専門的な指導をさらに受けることができるであろうことに尽きている。それで1970年3月に、私と尚志芬さんは卒業する期日を繰り上げて常州市文工団に到着を報告し、入団手続きを済ませた。そして私は中学生活に終止符を打ち、正式に文工団の少年団員になったのであった。

注

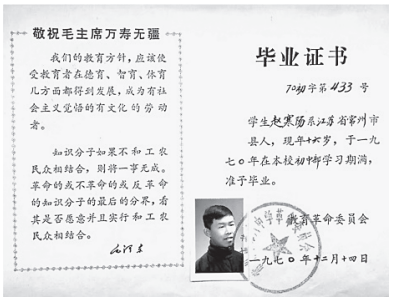

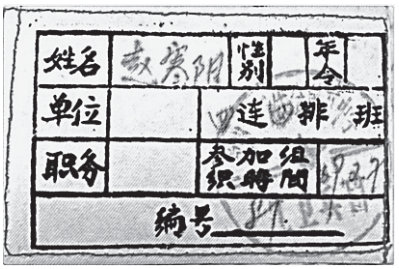

1）初中 chūzhōng　中国では当時、小学 xiǎoxué 5年（同じ小学校に初小 chūxiǎo、高小 gāoxiǎo とある）、中学 zhōngxué 4年（同じ中学に初中、高中 gāozhōng とある）の9年間学校教育を施行していた。

2）红卫兵 hóngwèibīng　紅衛兵、中国文化大革命当時、腕に紅衛兵の腕章をつけて革命運動をする学生達のことを言う。小学校5年生から紅衛兵をやっているのもあり、腕に腕章をつけて紅衛兵をやらないと、いじめられることがあった。

3）刘天华 Liú Tiānhuá（りゅう てんか、1895年2月4日–1932年6月8日）　北京大学二胡教授、二胡独奏曲10曲を残した中国現代二胡の先駆者である。

4）工宣队 Gōngxuānduì（労働者毛沢東思想宣伝隊）　文革当時は、労働者階級はもっとも革命的な階級であり、知識人はブルジョア階級とされ、小学校から大学まですべて労働者の工宣隊によって管理、支配されていた。

5）6）学工 xuégōng、学农 xuénóng、学军 xuéjūn（労働者に学び、農民に学び、軍人に学ぶ）とは、主に学生を指導、管理するために文革後期に行われたものだが、学軍は今でも新入生に対する入学教育として中学から大学まで行われている。

7）插队 chāduì（農村の人民公社の生産隊に編入すること）、知青 zhīqīng（農村に行く小学生以上の卒業生のことを言う）、上山下乡 shàngshānxiàxiāng（山の農山村に行き、辺鄙の農村に行くことを言う）とは、ほぼ1969年頃、文革によって中国の工業や商業などの生産が停止状態になり、学校の卒業生は働く場所がほとんどないため、中国の農村を建設せよ、農民達に読み書きを教えよなどのスローガンのもとに都会から大量の卒業生が広大な農村へ散っていた。それまでは下放 xiàfàng といい、意味がやや違う。下放とは思想改造のために苦しい農村生活を味わい、懲罰という意味も含んでいるが、知青は同じ苦しい農村生活を強いられるが、懲罰の意味はそれほどではない。

原文

原文

第六章　中学

我的初中是在常州市第六中学读的[1)]，这所中学的前身是武进私立芳晖女中，成立于1925年7月，现已更名为常州市田家炳实验中学。我之所以就读于此，原因还在于我的第三任二胡老师——储坤元。

自从我在杨明德老师那儿满师以后，大约有一年多的时间没有找到合适的老师，二胡基本上是靠自学，进步不大。当时我们几个喜爱音乐的哥儿们经常在一起举办“音乐会”。当然，这不是那种在音乐厅举办的正规音乐会，而是大家定期地聚在一起，轮番演奏，互相观摩而已。

当时我家已搬到劳动新村，我们刚搬去的时候，这里还十分地荒凉，只有孤零零的四幢楼房并排地矗立在马路边。这条沙石马路连一盏路灯都没有，对面就是大片的农田和乱坟岗。在天黑风高之夜，还真能看到鬼火荧荧，好不吓煞人也！

楼后有一大片空场地，原先是盖楼房时堆建材用的。每逢夏季，家家都是早早的吃罢晚饭，大人们搬一张竹躺椅，孩子们拎一个小板凳，聚在这个空场上，等待着“故事会”或“音乐会”的开场。因为那个年代人们家中还没有电视机，连收音机都不多见。因此，聚在一起讲故事、拉琴唱歌就成了这一带居民们主要的娱乐活动了，这片空场也就成了居民们的社区活动中心了。

每天的活动，都是隔夜安排好了的。根据昨天之约，今天应该是“故事会”，可主讲者迟迟未到，于是老人们就先讲开了，讲《嫦娥奔月》、《吴刚伐桂》，讲《聊斋》、《三国》，山南海北地谈开去。但孩子们大都不爱听，叽叽喳喳地吵。有人不耐烦了，跑去叫主讲者，这是一个三十岁左右的大汉子，不等他吃完饭，硬是请了来。大家一下子就安静下来，只见他大手将嘴一抹，接着昨天的故事讲下去。也不知他从哪儿听来、看来那么多新奇的故事，什么《梅花党》、《福尔摩斯》、《一只绣花鞋》等等，讲得在场的人如痴如醉，吓得孩子们不敢一个人回家撒尿。

我们也经常开“音乐会”，演奏的人员并不固定，通常是我拉二胡，父亲吹口琴，还时常邀请吹笛子的、弹琵琶的、拉二胡的，以及唱歌的朋友们前来助兴。我们拉《洪湖水，浪打浪》、《小曲好唱口难开》，也拉锡剧《双推磨》，有时也奏上一曲《紫竹调》什么的，引来阵阵的掌声。我有一个吹笛子的朋友，比我大两岁，笛子吹得在当时可谓是高手，我们常在一起开“音乐会”，互相很是敬慕。有一次我应邀去他家，看到他家中真是穷得一无所有，连坐的地方都没有。我实在为他的才能而感到不平，想买一支好笛子送他，可突然听说他犯了错误而被学校开除了，遂渐渐地与他疏远了。还有一个会唱歌的姑娘，家住在水门桥附近。她的声音甜美极了，只要她来参加我们的音乐会，大家的情绪都会比平时高涨十倍。但半年多后，她就不来了，后来听说她嫁到

外地去了，我从此再也没有见过她，只留下了美好的回忆。这种“音乐会”与我们如今在音乐厅举行的音乐会相比，不论在形式、意义上；还是在思想、目的上，都不可相提并论，但我总觉得儿时的“音乐会”更接近于音乐的本原。它是那么快乐，那么尽兴，那么无私，那么完全没有功利的目的。每次故事会或音乐会结束了，大家渐渐散去，我总是喜欢一个人继续呆在空场上，仰面朝天，数着天上的星星，心中回味着方才的紧张与欢乐，其乐无穷。

在我家楼西头住着父亲厂里的一位同事，名叫张其仁。他是一位音乐发烧友，家里有着当时很罕见的唱机，就是那种播放胶木唱片的机器，还有扩音设备、音箱等等，都是自己组装的，还有许多78转的和33转的胶木唱片。虽说是单声道的，但这套音响在当时就算是发烧级的设备了。尤其是小提琴协奏曲《梁山伯与祝英台》、交响序曲《嘎达梅林》，听起来真是催人泪下、动人心魄。为此，我常到他家去听音乐。每逢我们开“音乐会”，他也总是到场，听完后还要点评一番。有一次，他带来一位特殊的听众，是位印尼华侨，也是一位音乐爱好者。他听完“音乐会”，好像觉得不甚满足。等众人散去后，他对我说：你的二胡拉得是不错，但都是些歌曲，你拉过什么独奏曲吗？

“什么是独奏曲呢？我一个人拉的曲子难道不算是独奏曲吗？”我疑惑地问道。

“你啊，还是见识少。独奏曲就是专门为二胡写的曲子，你拉的歌曲是为唱歌的人写的曲子，不是专门为二胡写的。学拉琴，就要学拉独奏曲，才算是正规的学习道路。”这是我学琴后听到的少有的批评意见。

“可谁来教我拉独奏曲呢？以前我的两位老师都不会拉独奏曲。”我真诚地向他请教。

“好，我来给你介绍一位老师，他叫储坤元，是方辉女中的数学老师。他在上大学的时候，曾经和著名二胡演奏家张锐先生的侄女是同学，因此就跟张锐先生学了几年二胡，他的水平我敢说在常州是数一数二的。”

我一听，心中兴奋不已，恨不得马上能见这位储老师，就催着他说：那太好了，你现在就带我去吧。这位先生哈哈一笑，抬起腕上的手表看了看，说：你真是心急，现在都快十点钟了，怎么着也得明天再说吧。要知道，当时能戴上手表的还真不是广大的“无产阶级”呢。

“那明天你一定要带我去啊。”我心里真有点迫不及待。

“好，明天吃过晚饭我带你去。”

因为当时正处在“文革”中停课闹革命的阶段，学生们都不上学了，只是每周一次返校听革命形势教育。第二天，我既不用上学，练琴也练不下去，就盼着太阳早点落山，吃了晚饭好去见老师。好不容易熬到夕阳西下，我草草地吃过晚饭，那位华侨先生果然如约而至。就这样，他将我带到了芳辉女中。

这所中学其实就在我父亲工作的单位附近，因为“文革”停课的原因，学校里显得冷冷清清。我们顺着甬道转到后院，有一排陈旧的平房，住着学校的几位老师。储老师家住着里外两间

平房，家中有储师母和一个孩子，地方很是窄小。来了客人家中坐不下，总是坐到旁边的食堂里去。偌大的餐厅空无一人，倒成了储老师家临时是会客厅了。

储老师见老朋友带了一个孩子来访，很热情地接待了我们。听这位印尼华侨先生介绍完我的情况，储老师笑了一笑，说：唉！那还是多年前上大学时跟张锐先生学过几天，这么多年不拉，我都忘得差不多了，我们还是互相学习吧。那时候人们都牢记毛主席的教导:“虚心使人进步，骄傲使人落后。”所以两人见面，总是说互相学习、互相帮助等等。

储老师又说：你先拉拉看，我也学习学习。我就拉了两首自认为拿手的歌曲，储老师听了说：嗯，蛮不错嘛。你拉过什么二胡独奏曲吗？

“没有，我不知道什么是二胡独奏曲，老师也没有教过我。”我如实地回答。

“唉！可惜这些曲子现在不能拉了，都是封、资、修的大毒草，遭到了批判。谁要是再拉，给红卫兵[2]听到了可能会惹麻烦，所以我索性就不拉琴了。”说到这里，储老师有些伤感，心中似有不平，但小小的我又怎能理解呢？

“储老师，你能收下我这个学生吗？我特别想把二胡学好。”我恳切地请求道。

“我们互相学习吧。现在反正学校也不上课，这里也没人，你愿意来拉琴，每天下午都可以来，我们一起拉吧。”储老师讲话时嘴角总是含着笑，语言中还带着浓重的宜兴口音，显得非常和蔼可亲。

从此，我每天下午都拿着二胡到储老师那儿去学琴。储老师不愧受过名师的指点，是见过大世面的人，讲课、拉琴比起杨老师来，又高明了许多。储老师看过我的二胡后说：你的这把二胡虽然不错，但并不是一把独奏二胡，这是拉锡剧用的主胡。我这儿有一把独奏二胡，你看看。说着，储老师拿出一把紫檀木的六角二胡来。这是一把老琴了，木色已经变得紫里发黑了，一拉起来，声音圆润、醇厚，是把难得的好琴。每次储老师都用这把二胡给我上课，教我拉二胡独奏曲《北京有个金太阳》、《子弟兵和老百姓》等等。后来也教我拉刘天华[3]的二胡作品，没有出版的谱子，父亲专门用硬纸给我抄了一本《二胡曲集》，其中有刘天华先生的十首作品，以及阿炳的三首二胡曲，还有《江河水》等。我在储老师的精心指导下，二胡的演奏水平又有了进一步的提高。

几个月后，学校复课闹革命。我也小学毕业，面临着上中学的问题。储老师就说：上我们这个学校吧，今年起芳辉女中改为常州市六中了，也招男生了，而且接管我们学校的正好是你父亲工作的大成一厂工宣队[4]。

在“文革”中，工人阶级是领导阶级，任何学校、机关等上层建筑单位，都被“工人阶级毛泽东思想宣传队”所接管，一切行政、教学等工作，全部由进驻的工宣队说了算。接管市六中的大成一厂工宣队队长是父亲的好朋友许寿坤；副队长叫董彩珍，是一位胖胖的老太太，一个不折

不扣的三代贫农，在旧社会苦大仇深的老工人。

这大概是最佳的选择了，就这样我义无反顾地进了市六中。当时学校实行军事化管理，全校分成四个连，实际上是四个年级；每个连又各分成四五个排，也就是四五个班。我被编排在四连四排，全班59名同学，班主任是殷宝章老师。从我保存至今的一份全校学生名单中可以看出，在1967年9月份新学年开学时，常州市六中共有初中二十四个班，1346名学生。

开学后，虽然课表上有语文、数学、物理等课程，但由于“文革”运动尚在轰轰烈烈地展开，所以教学仍然很不正常。一个学期二十周，学工、学农、学军[5]大约要占去三分之一到二分之一的时间。其实我们这些孩子们都挺喜欢学工、学农、学军的，就是因为可以不上课，到工厂、农村、部队去玩儿。苦是苦点，但也乐趣无穷。

学工，按照当时的规定是到接管本校的工厂去进行。我们一开学，首先就到大成一厂去学工。全连233名学生被分配到了厂里的各个部门，我和顾建一等四五位同学被分到了食堂。

大成一厂的食堂可大了，担负着全厂三千多工人的吃饭问题。我们的任务是淘米和择菜，由一个董师傅负责传、帮、带。这个董师傅就是我们学校工宣队副队长董彩珍的哥哥，是个胖胖的、说话大嗓门的老师傅。他对我们可好了，每当大盘子的鸡蛋蒸出来，董师傅常常用刀子给我们几个小家伙每人划一块吃。可要是谁的工作干不好，他的大嗓门也必定把我们训得熊熊的。我们每天早上进了食堂，先到董师傅那儿报到，他总是捧着个紫砂茶壶在悠闲地喝着茶。然后我们其中的两个人抬一个大漏盆，差不多有家里洗澡的澡盆那么大，到米库去抬米。米库的师傅搬起一袋子米“哗”的一声倒进去，五十斤米只装了大半盆，又打开一袋倒进去一半，这一盆子米足有七八十斤。我们两个人将它抬到一个大水池边，放上半池子水，再把淘米盆抬进池中，用一个长家伙在里面搅。搅了一会儿，把水放了，再开水龙头洗第二遍。就说这个水龙头，也差不多有消防用的龙头那么大，放一池水只要几分钟。洗完后将米倒入一个大木桶里，再去米库抬第二盆。一上午起码要如此洗上四盆，大约总共有三百多斤米吧。这可是个力气活，每次总要把我们累得浑身大汗、气喘吁吁地。将米洗完后，还要分米。在那些足有一平方米大的蒸屉中，整齐地排列着一百多个金属搪瓷盆。再用一个铁皮小量杯，一杯是二两米，往每一个搪瓷盆中倒一杯。接着拉过一根橡胶水管来，象龙点头似地向搪瓷盆中加水。这是一个技术活，水加少了蒸出来的饭太硬，水加多了饭又太软。刚开始的时候，总是由董师傅干的，过了好几天才由我们来干。可水加得还是不够均匀，因此蒸出来的饭有的硬有的软。到中午开饭时，也有工人来提意见，说这饭怎么这么软硬不好吃啊。这时董师傅就给人解释说：我们的革命小将来学工，这是培养革命接班人的大事情，有什么做得不到的地方请大家多多包涵。这么一说，大家也就不计较了。

就这样，加完一屉抬到灶上，再加一屉，每顿饭总要干它十几屉。蒸饭的灶可不是用锅烧水蒸的，而是直接由锅炉房通过来的蒸汽。一拧阀门，蒸汽就呼呼地喷出来，可厉害啦，一不小心就会被烫着，所以这个阀门董师傅从不许我们动，总是由他来开的。

淘米做饭的活虽然累点，但跑来跑去干得还有点意思，我总不愿意去择菜。要择的菜有菠菜、韭菜、青菜什么的，总是在地上堆成象小山似的一堆，由两个人负责择。一人一张小板凳，一坐就要坐两个多小时，很闷的，所以每天我总是抢着去干淘米的活。学工一般都是上的白天班，到下午三点半就下班了。但也有派到织部车间去学工的女同学，要上中班，即从下午二点到晚上十点。在两周的学工期中，同学们被分配到了各个部门，平时都很少见面。因此，当学工结束后，大家又聚在教室里时，就感到特别地亲切。

1967年正处于“文化大革命”的中期，上学其实是很轻松的，因为当时提倡“张铁生交白卷”式的学习风气，老师对学生从不要求，愿意学就多学点，不愿意学就少学点。考试得100分也不表扬，得20分也不批评。我在班里虽不是班干部，但学习成绩一般都在85分以上，而且为人比较正直，从不拉拢谁，也不挤兑谁。这样，老师都很喜欢我，但在同学中却只有几个学习成绩较好的人和我比较亲近，大部分同学认为我是一个只顾埋头读书的书呆子，而且还不太合群，因此常在背后笑话我，甚至捉弄我。

上了二、三周的课，到了秋收季节了，学校又组织同学们到郊区的人民公社去学农[6]。清早，大家穿上球鞋，戴上草帽，还带了午饭，到学校集合，排队向劳动的地点进发。同学们在教室里憋了几个星期，走出校园时心里有一种小鸟归林的感觉，一路上嘻嘻哈哈，打打闹闹，活像一群小鸭子。

到了生产大队，队长领着大家来到田边。这是一大片水稻田，今天我们的任务是割稻，每人发给一把稻棘（一种短柄的，刃口上带剧齿的镰刀，专用于割稻子）。刚开始的时候，我们的动作不熟练，前进的速度比较慢，但这毕竟是简单的熟练动作，不一会儿大家就都掌握了。老师还号召同学们进行比赛，看谁割得又快又好。眼看着一大片金黄色的稻田，用不了一个小时就全给放倒了。大家虽然弄得满头大汗、满脚烂泥，腰都直不起来，可情绪却十分地高涨。到了中午，各人坐在田梗上，拿出自己带的午饭吃得津津有味。并不是饭菜好，而是真饿了。吃完饭休息了一会儿，接着再干，直到五点钟收工。大家看着自己的劳动成果，心里都十分高兴，到河边洗洗手、洗洗脚，排好队回家。那时城市小，向外环步行四五十分钟，就是一望无际的田野了，所以我们学农都是排着队步行去步行回的。

第二天，大家照常到学校集合，步行去生产大队。今天的任务是撒肥，就是把农家肥用手掰开了，均匀地撒到田里去。这农家肥是怎样沤出来的呢？早在几个月前，社员们就在田边挖一个大坑，把每户猪圈中的猪粪、村里厕所中的人粪，各家择菜择下来的菜根烂叶等等，都往大坑中填。填满一坑再挖一坑，经过几个月的堆积发酵，就成了优质的天然有机肥了。为了打破同学们怕脏怕苦的小资产阶级思想，在干活前先要背诵毛主席“一不怕苦，二不怕死”的最高指示。然后班长带头跳入坑中，用铁锹往筐里装肥。装满一筐由两个同学抬到地头，分开距离堆在田里。然后同学们再用手将肥料掰成小块，撒入田中。这一切过程全是徒手的，如果有人带上手套，即

被认为是小资产阶级思想作怪，是要受到批判的。干一天活，手几天都洗不干净，闻闻还是一股臭臭的味道。

一个星期的学农，提高我们的劳动观念，锻炼了我们吃苦耐劳的品格，还使我们领略到了“谁知盘中餐，粒粒皆辛苦”的深刻内涵。

学工、学农都结束了，该安心读书了吧，可又遇上“常州市红卫兵代表大会”要成立毛泽东思想文艺宣传队，到各中小学挑选能歌善舞的队员。到了我们六中，学校把它当作一项政治任务来完成，校长亲自主持会议，经各班班主任推荐，提名了十几位同学去参加选拔。结果只有两人被选上了，一位是尚志芬，另一位就是我。学校里还专门开了欢送会，给我们俩带上大红花，把我们送到“常州市红代会毛泽东思想宣传队”在双桂坊的队部。从此，我就天天背着一把琴，到“红代会”上班了。

在“红代会”毛泽东思想宣传队，每天都进行排练活动，节目无非是宣传毛泽东思想、颂扬“文化大革命”的内容，形式上有声乐、舞蹈、器乐独奏、小合奏，还有快板书、三句半等等。在当时市里所有的文艺团体都呈瘫痪状态的情况下，这就是全市人民文艺生活中唯一的一支演出队伍了。因此演出的日程排得很满，所到之处都受到热烈的欢迎。

在演出节目单上，我的二胡独奏是一个保留节目，曲目有毛主席语录歌、《北京有个金太阳》等等。而且演出还有一个特点，就是跪姿演奏。因为我们经常到工厂、农村、部队演出，大多是在室外的空场上，观众围成一圈就开演，连坐着演奏的凳子都没有。另外，也是为了表达对广大工农兵观众无比尊敬的无产阶级感情，因此“红代会”领导要求我们在演出时，单腿就地跪下来演奏。我们的演出服常常是一身黄绿色的军装，腰扎皮带，头戴军帽。我上台独奏时，总是步伐矫健，“蹭、蹭、蹭”三步并作二步走到圈子中央，左手持琴，右手一个军礼，身体还要向左右略为旋转，以表示对全场观众的尊敬。接着报幕员上台报曲名，演奏者的名字是不报的，那个年代不能有“要名要利”的资产阶级思想。报完幕，我单腿跪下，铿锵有力地拉将起来，每次演出都搏得了观众们热烈的掌声，常常要返场二三次。我的节目如此受广大工农兵群众的欢迎，也奠定了我在“红代会”宣传队的地位，市“红代会”几次给我所在的六中发表扬信，以表彰我的积极表现。

给我印象最深的一次活动，是去常州罗墅湾军用机场的慰问演出。那是在“八一”建军节的前夕，下午一点多钟，部队派车来到“红代会”毛泽东思想宣传队的队部，那是两辆运兵的卡车。这时我们全体队员身着军装，由队长带领排队上车，坐得整整齐齐，一路上还唱着革命歌曲，真有点招摇过市的味道。

到了罗墅湾军用机场，解放军战士们列队欢迎，我们在队旗的带领下步入会场。这一场大家演得十分卖力，战士们掌声也非常热烈。观众们似乎是在演出前宣布过纪律的，只要节目一完，总有一个排长或连长带头鼓掌，众战士马上热烈地跟上，带头人一停，场内立即安静下来。

演出结束后，首长们上台和演员们亲切握手，然后合影留念。等大家卸完装，有一位连长将我们带到了食堂。还没有跨进门，扑面而来的香气引得我们馋涎欲滴。走进食堂，只见一大盆一大盆的白菜汤面放在方凳子上，热气腾腾地，还浇上了不少香油，怪不得在门外就闻到那么香了。这是我靠二胡演奏“挣”来吃的第一顿饭，是那么香、那么鲜，一边吃着，一边不由得心潮澎湃，更坚定了我想要终生从事二胡演奏的决心。

从罗墅湾回到家里，已是晚上九点多钟了，但激荡的心情却久久不能平静。与奶奶和父亲绘声绘色地谈路上的风景，讲演出的盛况，当说到那一大盆一大盆的、喷香喷香的白菜汤面时，更是激动无比。这一夜，我很晚很晚才睡着。

在宣传队差不多一年的时间，是在紧张、愉快的生活中渡过的。当“红代会”领导宣布“毛泽东思想文艺宣传队”已经出色地完成了宣传任务，自即日起解散，队员们各自回到所在学校继续上学时，大家都还依依不舍，女同学们甚至还流下了眼泪。当我踏进六中四连四排的教室时，老师和同学们都起身鼓掌欢迎，好像迎接英雄归来似的，因为在我回校前，“红代会”的红色表彰信早已送到了校领导的手中。

尽管学校的课程已进入了初二阶段，但只用了一个星期，我就跟上了，第一次测验就得了平均83分，最低的英语也得了75分。可见当时文化课的进度之慢，就说数学吧，我学到初三毕业，也只不过学完了一元二次方程。

初二这一年，我总算在学校安心地读了两个学期的书。平时放了学，三天两头还到储坤元老师那儿去学琴。但渐渐地，发现储老师教我也有些力不从心了，经常不过是两个人在一起拉拉琴、聊聊天而已。当时六中还有一位会拉二胡的老师叫宗麟，负责学校艺术小组的活动，我也常常和他在一起探讨二胡，可谓是忘年之交。

初二的第二学期，在我的艺术生涯中发生了一件举足轻重的事，就是拜常州著名的民乐指导刘逸安为师。现在想来，这是在冥冥之中注定要发生的事情。而事情的发生，却是如此地偶然。

当时我家所在的劳动新村，房前屋后尽是空地，所以家家家户户都养着十几只鸡。在当时经济和供应相对低下的年代来说，这是家庭副食品的主要来源。那时候政府也鼓励居民们养鸡养鸭，以缓解副食品供应的紧张状态。因此，每月每户凭供应本可以低价购到10斤饲料，或是米糠，或是麸皮。也有一些经济困难的家庭，买了麸皮回家就直接熬粥喝了。

一个星期天的上午，我去广化桥的粮食供应处购买饲料。一到桥上，就看见供应处门口排着长长的队伍。那个年代物品特别缺乏，就连这米糠或麸皮，晚去了也是买不到的。我不敢怠慢，赶紧跑过去就站队。

哎呀，这个队真长啊！没有一二个小时可轮不到呢！我心中正在焦急之时，却听到不远处传来笛子和琵琶的声音。不，还有二胡在里面！我的心一下子就被拉了过去。一看前面的队伍起码

还有十几米长，于是就对站在身后的一位中年妇女说：阿姨，我排在这儿啊，一会儿我就回来。那位女同志还真好，看我一个孩子，挺有礼貌的，就说：你去吧，快点回来啊。我谢了一声，就循声到了街对面。原来这座广化桥在改建时加高了，修了长长的引桥，使原先桥两旁的房子大大地低于桥面的高度，站在桥上几乎能跳到房子的屋面上去。就在这些大大低于桥面的平房中，有一户人家聚了几个人在合奏。虽然关着门，但悠扬的音乐声仍袅袅地从开着的窗户中传出来。他们正在拉《紫竹调》，这首乐曲我很熟悉，也经常在夏天乘凉时的音乐会中演奏。我静静地听着，心中恰似甘泉流过，感到清新无比。

一曲终了，我抬手敲了几下门。门开了，只见仅有二三平米的小屋中坐着三个二十岁左右的小青年，手里都拿着乐器。他们见门外站着一个十二三岁的小孩子，以为是顽皮的学生来捣乱，于是没好气地问：你有什么事？我赶忙解释说：噢，是这样，我在对面排队买饲料，听到你们优美的琴声，特来看看，我也会拉二胡，刚才你们拉的《紫竹调》我也会拉的。那几个小青年将信将疑地说：你也会拉二胡？那你来拉一段。哈！我来听的目的就是为了能在人面前拉一段，于是二话不说，拿过二胡就拉了一曲《良宵》。

几个小青年听完后惊讶地说：哟，你拉得比我们还好呢。你在哪儿住？我们怎么一点都不知道你？我笑了笑，说：我住在劳动新村。其中有一位小青年说：你晚上有空吗？我带你去见见我的老师吧。我一听说带我去见他的老师，想来一定是位了不起的高人了，心里很高兴，就痛快地答应了。

告别了三个小青年，回到马路对面，找到帮我看队的阿姨，道了谢，继续排队，顺利地买回了饲料。

傍晚吃过晚饭，我带上二胡，准时来到广化桥下的那间平房门口。门开着，只有那位要带我去见他老师的小青年正在吃饭。见我来了，热情地招呼我进屋。我问道：你一个人住在这儿？他说：是啊，我前几年初中毕业后插队[7]到了农村，现在父母亲都过世了，就给我留下这一间小房子。我从农村回来后，也没有工作，靠父母亲单位上一点救济金生活。平时没事，就弹弹琵琶，和几个朋友玩玩乐器。言语中不由得透露出一丝悲哀的、无可奈何的神情。我又问道：你老师是谁啊？住哪儿？

“我老师叫夏志文，就住在桥下的木匠街上。我们一会儿就去，我已经和他约好了。”他一边说，一边加快了吃饭的速度。

吃完饭，我们一块儿来到木匠街的一个院子门口。他冲里面喊了一声：

“夏老师。”

“噢！请进。”随着声音，一位三十多岁的中年人从院子里迎了出来。

夏老师热情地将我们领进屋。那是一间老房子，背阴的，因此屋里很暗。墙上挂着一把红木琵琶，衬着很陈旧的老家具，似乎在向客人们展示着主人深厚的文化积淀。

众人坐定，互相作过介绍，接下来自然是听我拉琴了。在一位素不相识的老师面前演奏，我心里没底，因此拉得不够自信。夏老师听完，既没有拍手叫好，也没有一口否定，而是沉吟了半晌，才缓缓地说道：嗯，怎么说呢？要说你这么小的年龄能拉到这个水平，也算是不错了。但我听来总感觉到还缺了点什么，到底是没有经过专业的训练啊。我一听，就迫不及待地说：夏老师，我就拜您为师，进行专业训练吧。夏老师笑了笑，说：“我教的是琵琶呀，不会教二胡，不过我可以给你引见一位二胡老师。但这位老师我也没有见过面，据我的朋友讲，他是常州城里拉得最好的二胡老师了。”我向来是急性子，一听说要给我引见一位二胡老师，就迫不及待地说：“太好了！夏老师，您这就带我去吧。”夏老师笑了笑，答道：“哈哈！你还真性急，今天恐怕太晚了。再说这位老师住在青山桥，我们骑车去也得有四十分钟左右的路程呢。这样吧，明天我们早早地吃过晚饭，你到我家来，我带你去。好不好？”

第二天傍晚，我草草地吃过晚饭，骑着父亲的自行车来到夏老师家，夏老师已经吃完饭在等我了。两人骑上车，向青山桥进发。我不认识路，只是跟着夏老师走。当经过红梅公园旁边漆黑的一片小树林时，我不禁害怕起来。心想：怎么这么远啊，这个夏老师不会在骗我吧？又一想，人家骗我一个小孩子干什么呀？别“狗咬吕洞宾，不识好人心”吧。

两人在路上足足骑了有四五十分钟后，终于到了青山桥。刘逸安老师的家就正对着青山桥，左右都是店面，唯独这一个门是住家，所以特别好认。

这也是一处老房子了，户门还是那种老式的、带门臼的木板门。夏老师过去敲了几下门，门开了，走出来一个比我大不了三四岁的小青年。夏老师就问：

“请问这里是不是刘逸安的家？”

“是的，他现在不在家，我是他弟弟，你们有什么事可以跟我说。”开门的小青年答道。

“噢，是这样的。我也是一个朋友介绍的，说刘逸安是常州城里二胡拉得最好的老师，本来早就想来拜访，正好我发现了一个学生，很有这方面的才能。”夏老师说着指了一下我，“今天特地带来，想拜刘逸安为师的。可不巧，他不在家。”夏老师有些惋惜地说。

“我哥哥平时总也不出去的，不是在家拉二胡嘛，就是摆他的围棋子儿，今天刚巧有点事出去了。这样吧，他回来我跟他说一声，你们明天再来，我叫他在家等你们。”刘逸安的弟弟说。

夏老师想了一下，说：

“明天我有点事，来不了，叫这个学生自己来，行吗？”

“行，行。我叫刘逸康，我一定给你转达到。对了，你贵姓啊？”刘逸康一面做着自我介绍，一面很热情地问道。

“我叫夏志文，这位学生叫……？”原来夏老师连我的名字都不知道。

“我叫赵寒阳，寒冷的寒，太阳的阳。”我自报着姓名。

“好，好。你叫夏志文，他叫赵寒阳，我记住了，你们明天还是这个时候来吧。”刘逸康始终

面带微笑地说。

我们辞别了刘逸康，转身上车返回，大家都不说话，默默地蹬着车，各人想着自己的心事。因为远道来而未遇，心中不免有一种淡淡的惆怅，但又带着某种美好的希望。人不就是因为这明天的希望才活着的吗？如果没有了希望，人就活不下去了。

第二天我上学坐在教室里，心中总惦念着晚上要去拜师的事，因此上课都显得有些心不在焉。下午放了学，早早地叫奶奶做饭，自己又练了一会儿琴，准备在老师面前露一手，别再象去夏老师家的那次一样心慌没拉好。

下午五点多钟，我草草地吃完了晚饭，背上二胡就出发了。听说我一个人要穿城去那么远的青山桥，奶奶和父亲不放心让我骑自行车去，那就步行着去吧，反正身上有的是使不完的劲。其实乘一路公交汽车只要化八分钱，就可以从我家门口直达青山桥，但那时候家里的经济条件差，来回一角六分钱，差不多可以吃一天的菜了。

我背着二胡，昂首阔步地踏上了拜师征程，心中有一种任重而道远的感觉。路实在是不近，我差不多步行了一个半小时才到了青山桥，即便是年轻，也有些气喘吁吁了。到了刘家门口，一敲门，仍是刘逸康来开的门，一见是我，便热情地将我迎进屋中，说：

“你来啦，我哥哥都等你半天了。”

“喔，对不起，今天我是步行来的，走了一个半小时才到。”我说着，只见从里屋走出一位二十二三岁的青年人，个子不是很高，圆圆的脸，穿着十分朴素。微笑地对我说：

“我是刘逸安，你就是赵寒阳吧。来，进屋坐吧。”

“刘老师好。今天夏老师有事不能来，我就一个人来了。”我一边说，一边在寻思，要说是常州城里二胡拉得最好的老师，怎么也得要三四十岁了吧，怎么这么年轻？好像是我的哥哥差不多。

进了屋，发现这房子四周没窗子，白天也要开灯，唯一通气的地方就是对着街的户门。里外两间，住着一家五口人：刘逸安老师本人加上他的父母亲、还有一个弟弟、一个妹妹，因此在过道中都搭着板床，居住条件十分艰苦。

两人坐下，我简要地介绍了自己学琴的经过。刘老师就说：来吧，我听你拉拉。我从琴套中拿出二胡，刘老师接过去看了一下，说：你这是一把戏曲二胡啊。我说：是的，这还是我第二任老师送我的礼物呢。接着，我认认真真地拉了《良宵》和《病中吟》。由于做了充分的思想准备，所以自我感觉颇佳。但刘老师听完后，表情严肃地沉思不语。虽然只是短短的一二分钟，可我感觉到仿佛过了一年。因为在平时我只要出去表演，大多是深受赞扬的，而刘老师听后却如此沉思不语，莫非是看不上眼，不肯收我为徒吗？

终于刘老师说话了：

“你觉得拉得怎么样？”

“还行吧。”我不好意思说感觉很好。

“你是不是特别想把二胡拉好呢？”刘老师问道。

这还用问吗？我不是特别想把二胡拉好，还能走这么远的路来拜师吗？于是我坚定地回答：

“我在八岁刚开始学二胡的时候就发誓要吃这碗饭，要拉出名的。只要能把二胡拉好，吃什么苦我都不怕。”

“好！”刘老师赞了一声，继续说：

“我从小学二胡，志向也很大，就是想考音乐学院。在1967年我高中毕业后就报考了上海音乐学院，居然也考上了。但由于‘文化大革命’，上海音乐学院取消了这批考生的入学。就这样我失学在家，一呆就是两年。因为我家庭成份的关系，现在看来要实现我的理想是很困难了。所以我一直想收一个学生，把我的这个理想传下去，最终得以实现。”

我静静地听着，不由得对刘老师肃然起敬起来。刘老师喝了一口水，接着说道：

“刚才我听你拉了两首曲子，觉得你走的路子不对啊，要是这样学下去，是没有希望能吃这碗饭的，更别说能拉出名了。举一个例子，你拉的《病中吟》，外弦上把位一二指之间是半音还是全音啊？”

“我……不知道。”

刘老师低低地几句话，在我听来不亚于平地惊雷，震耳欲聋。自己从八岁开始学习二胡，到现在也有五六年了，我自认为在二胡上是尽了力的，也觉得有了一些水平，原来连根本的路子都走得不对，那还有什么希望呢？想到这里，眼泪都含在眼眶里，只是强忍着，不好意思当着老师的面掉下来。

只听刘老师又说：

“从第一眼看见你，我就感觉到你是个好苗子，人很正，有决心，只要好好努力，一定是可以成功的。我看人是很准的，你信不信？在你之前，已经有几个人给我介绍过学生了，我都没有看上。我这个人就是这样，看不上的宁可不教，看上了的，我会毫无保留地教的。”

“那我的路子走得不对，还能学出来吗？”我不无忧虑地问。

“不要紧，你还小，要改还来得及。但你必须从头学起，按我的要求去练。”刘老师笑了一下，接着说：“刚才你拉完了我一直在想，值不值得在你身上化这么大的功夫。因为要把你的路子改过来，是一个不小的工程。现在我决定要试一下。”

“刘老师，这么说您答应教我了？”我一直担心刘老师不肯收我为徒。

“我说的是试一下。这样吧，我有三个要求，你要是全做到了，我就教你；要有一条做不到，你就不用来了。”刘老师很严肃地说。

高人就是不一样，我以前的三位老师从来就没有这么严肃地对我提过什么要求。不知为什么，在这位比我过去的三位老师都年轻得多的小青年面前，我仿佛是站在一位伟人面前，心中充

满着诚惶诚恐的感觉。别说三个要求，就是三十个，三百个，我也一定照办不误。我恳切地说：

“刘老师，你说吧，我一定做到。”

“好！”刘老师第二次如此赞道，“第一，你每个星期天的上午必须来上课，风雨无阻。能做到吗？”

“能！”

“第二，必须按照我布置的作业、按我的要求去练，我不叫你拉的，一律不要拉。能做到吗？”

“能。可如果要演出怎么办呢？”这一条我有些顾虑。

“暂时不要去演出，也不要拉给别人听。”

“好，这点我也一定做到。”

“第三，我在课上给你提的要求，如果说了三次还做不到，那你自己就别来了。能做到吗？”

既然已经走到这一步了，还有什么可犹豫的呢？我就不信我做不到，我的犟劲也上来了，咬了咬牙说：

“能做到，要是做不到，我就不配当您的学生。”

“好吧，我们今天算见个面，从这个星期天开始正式上课。这几天你准备一下，主要是在思想上做好准备。”刘老师说完站起身来。我一看，也赶紧站起来，收拾了一下乐器，背在身上，向一家“伯伯、伯母、哥哥、姐姐”逐一告别，刘老师将我送出大门。

天完全黑了，我一个人走在路灯下，思绪万千，心里说不上是希望、还是失望；也不知今后学习二胡的路会怎么走、该怎么走；这个刘老师，到底我对他还不是十分地了解，他能把我教出来吗？想想心中实在没底，只能走着瞧了。

回到家里，父亲和奶奶正等得着急，我说了去刘老师家拜师的情况，父亲还说：别故弄玄虚吧，什么路子走得不对，我就觉得你拉得挺好听，要从头学起，以前学的都白费了？算了，还是别去学吧。我虽然心中没底，但还是愿意去学，毕竟找一个好老师不容易，夏老师极力推荐了刘逸安老师，我不能就此错过！我想了一下，对父亲说：不，我感觉到这位刘老师和以前的三位老师都不同，我想去试试。父亲也知道我从小对二胡充满了热爱，既然我想要去试试，他也就不反对了。毕竟除了我付出一些辛苦以外，并不需要付出什么别的代价，也不需要承担什么风险。即使二胡最终没有学成，也绝无失业之忧。因为当时学生中学毕业，就业是由国家包分配的。

转眼到了星期天，我六点多钟就起床了，洗漱早餐完毕，背着二胡就上了路。清晨街上没有多少人，小鸟欢快地鸣叫着。我一路走着，总也闲不住。一会儿拣块小石子打打鸟，一会儿走过去踢一下树，到底还是个孩子啊。

八点多钟，我到了青山桥刘老师家。刘老师见我准时到来，很是高兴。我进了屋，将家中人员一一叫过，就规规矩矩地坐在凳子上等着上课。刘老师从床头拿过一把二胡，我从未见到过这

种八角型琴筒的二胡，不觉大为好奇。听刘老师用这把二胡发出那种极富魅力的声音，我开始心服口服了，心中不禁为前几天还对老师有过不信任的想法而感到深深地内疚。这种声音给了我深刻的印象，以致在我后来的演奏生涯中，一直喜欢用这种八角型琴筒的二胡。

在课上，刘老师教我持弓、运弓的正确方法，要求右臂放松和下沉；还教我规范的持琴和按指动作，以及准确的指距关系，等等。在课间休息时，刘老师给我讲1962年“上海之春全国二胡比赛”的盛况；讲他最敬佩的演奏家王国潼，还有二胡的最新作品《三门峡畅想曲》和《豫北叙事曲》。听得我如痴如醉，如游仙境。下课时，刘老师拿出一本二胡教材给我布置作业，是几条音阶、运弓和按指练习。在教材的封面上印着《二胡广播讲座》、张韶著，这是我看到的第一本正式出版的二胡教材，也是我第一次拉练习曲。

从此，我的二胡学习走上了一条正规训练的道路。每逢星期天的上午，我风雨无阻地到刘老师家上课。不知从哪一次开始，我总是数着路旁的树走到青山桥的。而第525棵是一棵老黄杨树，栽在凹进人行道的一个院子里。每当我数到这棵树的时候，就知道刘老师家快要到了，如同看到了希望的曙光一样，心中充满了欣喜之情。

在此后的几年中，不管是风吹雨打，也不论是严寒酷暑，我真的没有缺过一次课；而且完全遵照刘老师的嘱咐去练习；课上所提的要求也从未让老师说过三次以上，刘老师的“约法三章”我凭着自己的恒心和决心不折不扣地做到了。刘老师也信守了自己的诺言，尽心尽力地教我，使我的二胡水平迅速地提高，很快又积累了一批演出的曲目。在六中的一次节日联欢会上，我上台演奏了《拉骆驼》和《山村变了样》，储坤元老师听后，说：“你上路了。”这短短的四个字，包含着肯定、赞扬、欣慰、希望等复杂的深刻内涵。

1970年1月份，我初三第一学期的期末，常州市革命委员会决定成立常州市文工团，并在全市的中学里招收学员。当招生小组来到市六中时，学校领导组织各班的文艺积极分子参加了考试。经过几轮的选拔，在二十多名学生中最后录取了两个人，仍然一位是尚志芬，另一位就是我。

这件事至关我的前途，不可不慎。父亲一是考虑我中学毕业后可能要“上山下乡”，二是也遂了我“要吃二胡这碗饭”的理想，经过再三考虑，最终同意我进常州市文工团当学员。而我想去文工团的主要目的是：能得到专业剧团二胡老师的指点，以便在演奏水平上取得更大的进步。于是，在70年的3月份，我和尚志芬提前从六中毕业，结束了我的中学生活，正式到常州市文工团报到，当了一名小学员。

資料

明治期以降曹洞宗人物誌（九）

川口高風

はじめに

本稿は「愛知学院大学教養部紀要」第六十三巻第三号（平成二十八年三月）に所収の拙稿「明治期以降曹洞宗人物誌（八）」の続編である。全項の人物誌が完成した時は『近代曹洞宗人名辞典』と題して刊行する予定で、一日も早い完成をめざし精進している。

凡例

［見出し項目］

一、収録人物は明治期以降に宗門の発展に活躍した人物で、その出典は「明教新誌」「宗報」「曹洞宗報」を中心に、明治、大正、昭和期以降に刊行された著作や各種雑誌、新聞などから採取した。

二、見出しの人名は当時用いた旧漢字とした。事歴の本文は新字体を用いたが、旧字体を使用したものもある。

三、見出しの項目はかな見出しを太字で示し、次に漢字を掲げた。

四、かな見出し項目は姓と名の間にダーシを挿入して読みやすくした。

［見出し項目の配列］

一、配列は五十音順の予定であったが、「い」以降は完成した原稿の順序とした。そのため本稿では「と」「わ」の項をとりあげた。

二、同音同字の漢字項目は時代順（没年順）に配列した。

三、同音異字の漢字項目は第一字目の画数の少ないものからの順とした。また、第一字目が同画数の時は第二字以降の画数の少ないものから配列した。

［本文の記述とその順序］

一、本文の記述は敬語、敬称の使用を避けた。

二、収録にあたっては歴住地、号、字、生年月日、父母、誕生地、受業師、本師、学歴、僧堂安居歴、宗門役職歴、社会的職歴、著作類、示寂（没）年月日、行年、参考文献の順とした。不明な場合は記していない。

三、本文は基本的に、編著者が直接、歴住地へ問い合わせを行った返書（調査用紙）にもとづいて執筆した。それ以外に参考とした文献は末尾に掲げた。

四、伝記中の元号の一番最初（初出）に西暦を入れた。ただし、伝記中の生没年には西暦を入れない。

五、寺院の所在地が郡の場合は県を入れ、市の場合は県を省略した。なお、平成の大合併による新市町村名への変更を行っていないものもある。

六、歴住地は歴住の順序通りでないものもあり、何世か不明な場合は記していない。

と

どい-かんぜん　土井寛禅

－明治四十四年（一九一一）

山口市瑞雲寺二十四世。号は大鈍。明治四十四年八月二十六日に示寂した。

どい-せきぜん　土井積善

明治二年（一八六九）－昭和二十二年（一九四七）

黒部市吉祥寺四世、飛弾市徳翁寺。号は行修。明治二年十月十七日に富山県中新川郡南加積村の福島宗吉の五男に生まれる。受業師は大倣円洲、本師は関歇参。大法嶺外、竹内隆道に参随した。明治二十八年（一八九五）から二十九年まで比叡山大学、二十九年から三十一年まで曹洞宗立大学林に学んだ。大本山巡回布教師、富山県宗務所長、宗会議員を務めた。吉祥寺を月法幢地に昇格させ、本堂などを移転再建した。昭和二十二年二月十九日に七十九歳で示寂した。（「歴住位牌誌」）

どい-ぜんかつ　土井漸活

安政四年（一八五七）－大正十一年（一九二二）

山梨県南巨摩郡南明寺四十七世、松阪市妙泉寺十八世、中央市法星院、藤岡市興禅院。号は修学。安政四年三月十八日に尾張国鳴海駅脇本陣の土井弥三右衛門の孫勇吉の三男に生まれた。受業師は慧海漸丈、本師は仏海禅道。十八歳で初めて尾張に行き、明治八年（一八七五）に渡辺實雄、西野石梁、白鳥鼎三、鷹林冷生などの老宿に歴参し、臨済宗の徳源寺の門下にも参随した。その後、法星寺に住持し、二十六年には妙泉寺に住持した後、曹洞中学林学監となり、三十六年には監事を歴任した。公選によって曹洞宗議会議員となっており、その他、両本山布教師も務め、布教伝道に尽くした。大正十一年十一月四日に六十六歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

とうがく-ほうしゅう　洞覚方宗

文化十三年（一八一六）－明治三十六年（一九〇三）

千葉県長生郡全應寺十七世、千葉県長生郡大林寺三十一世、木更津市東泉寺。受業師は正宗、本師は達山。明治三十六年九月二十日に八十七歳で示寂した。

とうしゅう-かつりょう　棟秀活梁

天保四年（一八三三）－明治四十三年（一九一〇）

さいたま市福厳寺十八世、越谷市勝林寺二十二世。天保四年十月八日に越谷市新方の大貫忠蔵の長男に生まれた。本堂改修、庫裡及び蔵などを新築し、寺院環境整備に尽力した。明治四十三年十月十七日に七十八歳で示寂している。（「過去帳」世代記）

とうじょう-ふうれい　東條風鈴

明治二十二年（一八八九）－昭和二十八年（一九五三）

小山市龍昌寺二十六世、南房総市延命寺。栃木県下都賀郡間々田町に生まれる。戦時中に布教師として中国へ渡り伝道している。昭和二十八年十一月四日に六十四歳で示寂した。

とうは－こりん　洞派湖鱗

嘉永元年（一八四八）－昭和四年（一九二九）

高山市栄鏡院、塩尻市長興寺二十二世、号は啄水。本師は洞派量海。嘉永元年一月一日に長野県諏訪郡小川村の牛山五左エ門の二男に生まれる。天治元年（一八六四）、尾州大光院の大薩に参随し、後に尾州護国院の縁三に参随した。高山の旧城跡に保寿寺を建立し、布教伝道に努めた。明治二十六年（一八九三）に長野県第二号宗務教導取締に就任し、地方の教学発揚に尽力した。明治三十五年に高祖大師大遠忌の特派専師に任ぜられる。四十一年一月三十日に本堂、庫裡などが烏有に帰したため、大正二年（一九一三）に庫裡を再建した。昭和四年八月十三日に七十七歳で示寂している。（『曹洞宗名鑑』『長興寺史』『青松山長興禅寺寺史』）

とうは－ぶんじょう　洞派文情

嘉永二年（一八四九）－大正八年（一九一九）

塩尻市興龍寺十九世、塩尻市長興寺二十三世。号は風外。嘉永二年に塩尻市宗賀平出の平出行雄の子として生まれた。受業師、本師は洞派量海。大正八年六月二十日に七十一歳で示寂した。（『青松山長興禅寺寺史』）

とうや－どうりゅう　東谷洞龍

明治三十五年（一九〇二）－平成五年（一九九三）

田村市東円寺十四世。号は大雲。明治三十五年八月十七日に福島県田村郡常葉町関本岡内に生まれる。本師は三村洗耳。常葉高等小学校を卒業した。福島宗務所々会議員、第十教区長、梅花講長、總持寺地方副監院、長松院参禅道場後堂、總持寺大授戒会、御征忌両班寮々監などを務めた。常葉町公民館長、役場戸籍係長、地区防犯協議会副会長、福祉協議会理事、遺族会顧問、交通安全協会顧問、県保護協会員などを務め、茶道教授、華道、盆景家元師範代でもあった。著作として『常葉町史』などを編纂している。平成五年一月十六日に九十二歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』『曹洞宗現勢要覧』）

とおやま－みょうかん　遠山明鑑

明治十二年（一八七九）－昭和二十六年（一九五一）

静岡市法蔵寺十八世。号は大機、楽々斉華翁。受業師、本師は増田瑞明。明治十二年五月二十日に静岡市鷹匠町の遠山景寛の子に生まれた。明治二十三年（一八九〇）、静岡高等小学校入学、三十一年五月に麻布曹洞宗東京高等中学林へ入学、大正十一年（一九二二）には不老閣を新築し、本堂や他の諸堂を改築している。昭和九年（一九三四）五月十五日には、静岡県第一曹洞宗務所長、二十一年三月、曹洞宗宗会議員、方面委員、布教師委員、赤十字社終身社員、遠山流第四世家元で、静岡精華高等女学校の生花教授なども務めた。昭和二十六年二月六日に七十一歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『法蔵寺史』）

とがさわ－りょうじゅん　斗ケ沢良淳

天保元年（一八四一）－明治三十一年（一八九八）

盛岡市長松寺十七世、岩手県紫波郡実相寺七世。号は泰應。盛岡市の斗ケ沢忠之進の三男に生まれる。明治三十一年十月十三日に五十七歳で示寂した。（『過去帳』）

とがの－どうご　栂野道悟

－昭和八年（一九三三）

柏崎市普広寺三十五世、五泉市正雲寺十七世。号は大法。長岡市今朝白町の栂野喜代治の子に生まれる。曹洞宗両大本山布教師、地方布教部委員長を務めた。昭和八年三月二十六日に示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

とき－ずいこう　土岐随孝

弘化二年（一八四五）－昭和四年（一九二九）

福井県三方上中郡正明寺十五世、小浜市福泉寺一世、福井県三方上中郡向陽寺三十八世。号は祖順。弘化二年十二月八日に福井県三方郡三方町三方の榎本小七の四男として生まれる。受業師は珉随、本師は廓峯大然。安政六年（一八五九）夏に空印寺常恒会に入衆し、文久二年（一八六二）より、江戸駒込栴檀学寮に修学した。三年十月一日に浅草の潮江院に安居し、元治元年（一八六四）七月十六日に江戸橋場の総泉寺に安居した。慶応二年（一八六六）二月十日には川越の孝顕寺に安居し、七月二十日には武蔵国大成村の普門院に安居した。明治十四年（一八八二）十一月には曹洞宗第二次議会東京開設につき上京し、翌十五年三月には支局会議々案審議係、庶務及び会計主任を命ぜられ、八月十五日に福井県第七号教会々頭に任命される。十八年五月五日には両本山貫首より護法会係を任命され、二十二年十一月一日より小浜曹洞宗中学林学監に任命された。同年四月、尊皇奉仏各宗大同団委員に任命され、二十三年四月十七日に小浜監獄署教誨師に任命された。二十五年六月二日には福井県第二号支局会計整理員に、七月二十日には革新同盟会委員、七月二十六日には両山協和護持会委員を嘱托された。二十八年二月二十七日には支局会議々員に当選し、三十年十月二十七日に永平寺吉祥講宿坊建築委員、三十一年四月二十五日に仏教婦人会幹事、四月二十八日には支局会議々員、十一月二十日に高祖大師御遠忌営弁に付、翼賛委員を依嘱された。三十四年一月二十八日には支局会議々員に当選し、二月十九日に第三号分局長、八月二日に永平寺より遠敷、大飯両郡特別寄附勧募委員、十二月二十一日には支局請願委員に任命された。三十五年三月二十七日には西有穆山管長より組長を任命され、三十六年十一月二十八日に吉祥講整理委員を嘱托せられた。四十年十一月十五日に宗会議員に当選した。大正三年（一九一四）三月十九日には管長より所長心得に特撰され、また、總持寺貫首より勧募委員長に任命され、四月一日には布教部委員長に就いた。四年十二月五日には福井県福田会小浜支部委員を嘱托され、五年十一月一日より三日まで永平寺の慶弔式礼中に単頭を、七年五月十三日には寺院級階査定会委員を、八年八月四日には地方布教部委員長に当選

している。十年四月二十一、二十二日には、永平寺慶弔式礼中僧堂副都管に命ぜられ、十一年七月二十七日には永平寺大祠堂改築創立会協議員に嘱托された。十二年四月十三日には正明寺住職を辞任し、昭和四年八月二十一日に八十歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』「随孝祖順和尚之履歴概要」）

ときお－そみょう　釈尾祖明

元治元年（一八六四）－昭和十三年（一九三八）

埼玉県南埼玉郡宝光寺十六世、白岡市興善寺二十七世。号は絶方。元治元年三月十日に南埼玉郡菖蒲町の斉藤家に生まれる。受業師は馬場祖中、本師は岡安霊鳳。曹洞宗大学林を卒業し、埼玉県曹洞宗宗務所長を歴任する。昭和十三年十二月十三日に示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

ときやま－ちせん　時山智仙

－昭和六年（一九三一）

横須賀市大松寺二十一世。号は使得。周防国佐波郡藤木邑の山本善次良の四男として生まれる。受業師、本師は却壽。昭和六年十月二十二日に八十四歳で示寂した。

とくたけ－ぶんじ　徳武文爾

明治二十一年（一八八八）－昭和三十九年（一九六四）

盛岡市報恩寺三十五世、長野市乾徳寺、秋田市補陀寺。号は玄秀。明治二十一年九月二十三日に長野県埴科郡西条村の徳武家に生まれる。受業師、本師は小根山随雲。明治四十一年（一九〇八）三月に県立長野中学校を卒業後、大正十二年（一九二三）に乾徳寺に首先住職、昭和四年（一九二九）から十年間補陀寺に晋住し、十六年には總持寺後堂に就任、その後、能登の總持寺祖院の西堂にも就任した。六十二歳にして報恩寺に昇住し、報恩寺僧堂の堂頭となった。他にも名古屋市覚王山日暹寺副住職、同覚王山選仏場主任師家、駒澤大学講師、秋田刑務所特別教誨師、秋田師範学校専攻科講師、東京吉祥寺女子体育専門学校講師、岩手県保護院顧問なども務めた。三十五年三月十七日に周辺の綿工場の出火の飛び火によって本堂などが灰燼に帰した。やがて本堂再建を発願し、見事に達成した。三十九年五月三日に七十六歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』『洞門龍象要覧』『報恩寺概史』）

とくやま－かんぜん　徳山関禅

文政八年（一八二五）－昭和二十六年（一九五一）

東京都道場寺十四世。号は得之。文政八年に防州都濃郡富田土井に生まれた。受業師は雉常、本師は大志道仙。嘉永五年（一八五二）から万延元年（一八六〇）まで東京府下浅草の東岳寺の東泉について漢学などを学ぶ。道場寺に家塾（寺子屋）を開いた。明治二十六年二月二十六日に示寂している。（「當山過去帳世代記」『勝光院史文化財綜合調査報告』『練馬区教育史』資料1　第二巻）

とくやま－どうすい　徳山洞水

明治十六年（一八八三）－昭和三十九年

（一九六四）

平戸市瑞雲寺四十一世。号は雷聞。明治十六年十二月十日に長崎県壱岐郡箱崎村に生まれる。本師は徳山鳳瑞。長崎市晧台寺、天草市東向寺、永平寺の各僧堂に安居する。昭和十一年（一九三六）、永平寺高祖大師報恩授戒会、十二年總持寺御忌の焼香師を務める。管内布教部委員、寺院級階査定会地方調査会員、宗務所会議員を務め、十七年、宗会議員に当選し、参事会員となる。その他、県仏教聯合会郡支部長、大日本宗教連盟県支部北松浦郡分会長、民事特別調停委員などを務めている。昭和三十九年九月二十日に八十二歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』『洞門龍象要覧』）

とくやま‐はくりゅう　徳山博隆

明治四十一年（一九〇八）‐平成五年（一九九三）

佐賀市苗運寺二十二世、佐賀県神埼郡用音寺。号は風外。明治四十一年八月五日に長崎県平戸市鏡川町の徳山洞水の二男として生まれる。受業師は徳山鳳瑞、本師は徳山洞水。日本大学政治学科を卒業し昭和七年（一九三二）より十年まで長崎市晧台寺に安居した。教区長、教化主事、所会議長、布教委員などを務め、民生児童委員、保護司、佐賀郡民生委員会会長、嘉瀬公民館長、佐賀市社会教育主事、郡公民館連絡協議会長、県公民館連合会副会長、九州公民館連合会理事、監事なども務めている。平成五年十二月二十二日に八十七歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』）

とくやま‐ほうずい　徳山鳳瑞

‐

南島原市智性院二世、平戸市瑞雲寺四十世。号は徳山。布教師として活躍し有名であった。瑞雲寺において、多くの弟子を打出し、現在の瑞雲寺の基礎をつくった。（『現代仏教家人名辞典』）

とくやま‐りょうこ　徳山了古

‐明治三十三年（一九〇〇）

富山市徳林寺二十一世、高岡市瑞龍寺二十五世、富山市西光寺。号は閑山。仏慈講を創設し、布教伝道に尽力した。その説教は宗門第一といわれた。明治三十三年三月十日に示寂した。（『洞上高僧月旦』「宗報」第七十九号）

とくやま‐れいのう　徳山霊能

明治二十三年（一八九〇）‐昭和三十五年（一九六〇）

長浜市洞寿院五十一世、長浜市正源寺八世。号は棟岳。岐阜県徳山村に生まれる。昭和二十五年（一九五〇）に正源寺より洞寿院へ転住しており、永平寺の待真を務めた。数十年にわたり仏教青年会の育成に務めており、昭和三十五年十一月三日に洞寿院において七十歳で示寂した。（「傘松」第二七二号）

とざわ‐しゅんどう　戸沢春堂

天保九年（一八三八）‐大正四年（一九一五）

岐阜県安八郡栄春院、岐阜県安八郡光源寺、福井県吉田郡吉峰寺二世、福井市孝顕寺三十二世。号は鉄叟、養巌。天保九年に

大垣藩士戸沢家に生まれた。受業師、本師は鴻雪爪、高岡市の瑞龍寺の橘仙に参随した。永平寺監院を務めており、明治の末期、福井市周辺は絹織物の産地であり、豊川市の妙厳寺より吒枳尼天尊像を勧請して境内に祀った。永平寺貫首選挙に春堂を立てようとした時、春堂の実弟海軍中将（名は不詳）は当時の金額で三万円を選挙運動費用として拈出した。しかし、春堂は立候補せず、「儂は管長にならねばならぬ程の罪は犯していない筈」といい、金銭は受けとらず海軍中将を帰させた。大正四年六月八日に七十九歳で示寂した。（『洞上高僧月旦』「傘松」第四九四号）

としがみ－きんこう　壽上金光

明治九年（一八七六）－昭和二十八年（一九五三）

会津若松市善龍寺十九世。号は靄琳。明治九年一月八日に福島県河沼郡金上村に生まれた。本師は加藤禅隆。福島県第三号宗務支局第九号正幹事、第三号支局開設会議常置委員、宗務支局庶務、第七宗務所第二組長、第七宗務所長、昭和五年（一九三〇）宗会議員、第三宗務所会議員、地方布教部委員長などを務め、地方布教の改善に尽くした。昭和二十八年八月二十九日に七十九歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』『曹洞宗現勢要覧』）

とす－えつざん　鳥栖越山

文政五年（一八二二）－昭和九年（一九三四）

笠間市鳳台院二十六世、東京都昌林寺。文政五年に肥前熊本藩の鳥栖大左衛門尚獄の息子として生まれる。本師は壽山。十四歳の時、長門で壽山に就いて出家、鳳台院に三十年間住職を務め、昌林寺へ転住した。祖父が百十三歳、父が百歳、母が九十五歳という長命者の多い家であったところから、越山自身も百十歳という長命で、長寿の秘訣を語っている。昭和九年三月二十八日に百十歳で示寂した。（「大乗禅」第八巻第三号）

とだ－ぎさん　戸田義参

明治九年（一八七六）－昭和十三年（一九三八）

浜松市西来院二十九世。号は實應。明治九年に豊橋市町畑町の鈴木彦六の三男に生まれる。受業師は武田金牛、本師は戸田昂建。明治二十七年（一八九四）に旧制中学を卒業し、同年より三十年まで新城市の泉龍院に安居し、三十二年より昭和十三年（一九三八）まで西来院住職を務めた。三年、徳川家康公正室築山御前三五〇回忌を営み、御前の生涯を世に紹介する。弟子に實学義鳳、普学萬反、巨海賢隆などがいる。著書に『築山御前考』があり、昭和十三年十一月二十七日に六十二歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

とだ－ごゆう　戸田吾雄

安政五年（一八五八）－昭和四年（一九二九）

徳島市大匠寺、徳島市国分寺十五世、須賀川市長禄寺三十九世。号は獨峰。安政五年九月九日に徳島県海部郡奥浦に浅川廣吉の

三男として生まれた。受業師、本師は戸田惟仙。百谷奇雲、久我環渓、涛聴水らに参随した。明治十四年（一八八一）、曹洞宗専門本校に入学し、卒業後の十五年十一月、山形県第二号専門支校教師、十九年二月、徳島県専門支校教師を務め、二十八年に自坊に曹洞宗僧堂を開設し、二十九年には準師家となる。三十四年に両本山布教師となり、各地を巡教した。三十九年、東北三県が凶作となり、福島県の各宗を代表して救済事業に奔走し、慈善事業にも尽力した。四十三年に福島県各宗連合仏教慈善会を起こし、四十四年三月には師家となり、育英に尽力した。また、福島県第三管内布教部委員長となり、大正四年には宗議会議員となった。昭和四年九月十九日に示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『天桂禅師霊楠陽松庵史』

とだ－ゆうざん　戸田雄山

－

いわき市蘭秀寺二十九世。号は鐵道。福島県磐前郡平町字白銀町の戸田有一の弟である。本師は実山雄道。在住中に裏山の崩壊による本堂の倒壊と焼失があり、本堂の再建を行った。

とどろき－かんじゅ　轟　観樹

－明治八年（一八七五）

長野市大林寺二十二世、大町市大沢寺三十六世。号は大享。長野県北信濃に生まれる。明治四（一八七一）、五年頃、大町市の大沢寺に転住した。八年八月十九日（七月二十七日）に示寂した。（『教導職職員録』）

とどろき－たいりょう　轟　泰量

弘化三年（一八四六）－明治三十五年（一九〇二）

群馬県吾妻郡雲林寺二十六世。号は巨海。弘化三年四月八日に長野県上水内郡大豆嶋村の轟四郎右エ門の二男に生まれる。受業師、本師は無角泰牛。明治三十五年九月八日に五十六歳で示寂した。

とねがわ－もくどう　利根川黙道

安政元年（一八五四）－明治三十八年（一九〇五）

糸魚川市直指院二十七世、糸魚川市長久寺五世。号は孝運。安政元年三月十五日に新潟県西頸城郡能生町大字柱道に生まれる。受業師、本師は高嶽玄龍。明治三十八年一月十六日に示寂した。

とのかい－みほう　殿界美芳

明治二十八年（一八九五）－昭和五十五年（一九八〇）

加古川市長松寺十二世、神戸市勝明寺十四世。号は蘭渓。明治二十八年十一月一日に兵庫県三木市与呂木の殿界喜代太郎の三男に生まれる。受業師、本師は吉津道勇。吉津博涯に参随している。大正五年（一九一六）三月に曹洞宗第三学林を卒業しており、教区長、布教部委員、兵庫県第一宗務所長、県仏教会理事、加古郡仏教会長、方面委員、民生委員、司法保護委員、司法保護司、児童福祉議会役員などを務めた。昭和五十五年四月二十九日に八十五歳で示寂

した。（『洞門龍象要覧』）

とばせ－ほどう　鳥羽瀬保道

明治二十九年（一八九六）－昭和五十七年（一九八二）

熊本県天草郡国照寺十九世、天草市観音寺二十二世、熊本市大慈寺九十五世。号は大活。明治二十九年二月二十二日に熊本県天草郡五和町の鳥羽瀬団次の三男として生まれる。受業師は玄道通外、本師は大孝良運。明治四十五年（一九一二）に熊本県私立精華専科中学を卒業し、大正六年（一九一七）四月から十五年五月まで永平寺で修行した。宗議会議員を務めた後、昭和二十五年（一九五〇）六月には開教師に補任され、北米サンフランシスコ桑港寺に駐在、三十年四月二十五日に北米開教師総監となる。書道弘法流第四十九代家元で、独特の書は雑誌にも紹介され人気を博した。五十七年二月二十四日に八十六歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』「傘松」第四六二号）

とび－えんじゅん　飛　圓順

慶応二年（一八六六）－昭和十五年（一九四〇）

会津若松市常徳寺、喜多方市示現寺四十三世。号は道網。慶応二年十月十日に京都府竹野郡下宇川村の浄土真宗浄念寺の飛礼順の二男に生まれた。受業師は三野全調、本師は北村玄明。但馬の長松寺の秦慧芳に参随し、明治十六年（一八七八）十月に専門支校に入り卒業後、三十五年両本山布教師となり各地を巡回した。四十一年に石川素童に見こまれて永平寺単頭より總持寺再建本部総務として迎えられた。四十一年より大正三年（一九一四）迄、總持寺特派使として全国を巡回し、再建費の勧募に従事し、同年には總持寺副監院、曹洞宗教学部長となった。昭和四年（一九二九）から三年間、京都へ研鑽に出かけたのを機に、南禅寺、紫野の大徳寺、嵯峨の天龍寺など臨済宗の代表的巨刹及び老宿を拝問して禅機の風光に接した。九年には總持寺祥雲閣に後醍醐天皇六百回御遠忌の事務局の総長に任命された。詩偈にも長じており、總持寺西堂であった十五年七月十一日に世寿七十五歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』「傘松」第一五五号「跳龍」第三三一号）

とまつ－こうえん　戸松孝圓

元治元年（一八六四）－昭和十七年（一九四二）

新発田市浄国寺二十四世、新発田市蓮華寺十六世、新潟市洞泉寺。号は大学。元治元年に新潟県豊浦町荒町の戸松市郎兵衛の子として生まれる。明治三十七年（一九〇四）に浄国寺より蓮華寺へ転住し、大正六年（一九一七）に退隠した後、十二年に羽前舩渡村の洞泉寺へ転住した。大正十四年四月、洞泉寺より再度蓮華寺へ転住している。昭和十七年四月一日に七十九歳で示寂した。

とみざわ－ぎちょう　富沢義暢

明治十六年（一八八三）－昭和三十八年（一九六三）

福島県石川郡繁松院。明治十六年七月二日

に福島県相馬郡中村町に生まれる。本師は宮井一邦。明治三十九年（一九〇六）に繁松院住職に就き、宗務所弁務、教区長、級階査定地方委員、宗務所会議員、錬成大会参務、宗務所副所長などを務める。町選挙粛正委員、町振興会委員、司法保護委員、同会常務委員、町常会委員、学務委員、民生委員、青少年補導会副会長、防犯協会会長、公安委員長、成人保護観察所常務委員、司法保護司、成人司法保護司協議会会長などを務める。昭和三十八年五月五日に八十一歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』）

とみざわ－りゅうどう　富沢隆道

明治十一年（一八七八）－昭和四十一年（一九六六）

鴨川市宝壽院十六世、館山市龍淵寺二十二世、南房総市天徳寺十八世。号は興覚。千葉県安房郡三芳村御庄に生まれる。曹洞宗大学林を卒業し、教区長などを務めた。昭和四十一年九月九日に八十八歳で示寂した。

とみた－じつさん　富田実参

－明治四十五年（一九一二）

唐津市恵日寺三十五世、唐津市長得寺十六世。号は活堂。受業師、本師は洞水活山。佐賀第四宗務所所長、道元禅師六百五十回大遠忌の時、永平寺に維那として随喜しており、恵日寺を再建した。明治四十五年二月十九日に五十九歳で示寂した。

とみた－しょうがい　富田象外

－大正二年（一九一三）

熊本市大慈寺八十九世、熊本市静安寺十二世、熊本市鷲林寺二十五世。号は典策。頽廃せる大慈寺の財務を整理し、山門の再建と境内の耕地整理を行い、同寺の財務を鞏固ならしめた。大正二年一月十日に八十一歳で示寂した。（『肥後名僧伝』『東禅寺と現住藤岡恵泉師』）

とみなが－せきりゅう　富永石龍

万延元年（一八六〇）－昭和二十一年（一九四六）

山口県熊毛郡龍泉寺二十世、山口県熊毛郡大泉寺、柳井市湘江庵。号は起雲。万延元年に山口県熊毛郡室積町の富永新三の三男に生まれる。受業師は巨海玄龍、本師は大雄金山。明治十一年（一八七八）に阿川断泥に参随した。十二年に山口県曹洞宗専門支校に掛籍し、十四年に東京曹洞宗専門本校に入学、十七年に卒業した。十八年に永平寺で転衣し、三十五年夏に法幢を建て、四十一年春に龍泉寺を董した。十九年に山口県曹洞宗専門支校教師として教鞭を執り、布教部委員長も務めて布教伝道に尽した。昭和二十一年二月十九日に八十七歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

とみなが－たいほう　富永大芳

天保三年（一八三二）－大正三年（一九一四）

福津市祥雲寺二十六世、福岡県糟屋郡竜興寺十二世、福岡市金狻寺十二世。号は桶道。天保三年一月二日に福岡県企救郡藤崎村の高野種吉の長男に生まれる。受業師、本師は祐国。大正三年十二月十六日に八十三歳で示寂した。

とみなが－どうゆう　富永道雄

明治四十三年（一九一〇）－昭和六十三年（一九八八）

薩摩川内市福昌寺七十三世。号は無覚。明治四十三年十一月十一日に鹿児島県川内市の宝亀観道の四男に生まれる。受業師、本師は大光観道、沢木興道に参随している。駒澤大学を卒業し總持寺僧堂に安居。鹿児島県宗務所長になり、川内市市議会議員を務める。昭和六十三年五月十四日に七十七歳で示寂した。（「傘松」第五三八号）

とみやま－ぜんぽう　富山全鳳

天保十二年（一八四一）－大正四年（一九一五）

東京都永見寺二十六世、東京都玉泉寺二十二世、東京都長竜寺二十世、東京都慈光院二十六世。号は富山（ふざん）。三河で生まれる。本師は葛西泰眠。大正元年（一九一二）に曹洞宗宗会特選議員に任ぜられ、三年頃には東京府曹洞宗第四宗務所長に就く。弟子の富山祖英は『正法眼蔵啓迪』の筆録者である。大正四年十一月二十六日に七十四歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『永見寺法類規則及名簿』）

とみやま－そえい　富山祖英

明治七年（一八七四）－昭和四年（一九二九）

東京都永見寺二十八世、桐生市鳳仙寺二十九世、東京都慈光院二十八世、東京都玉宗寺二十三世。号は俊峯。明治七年五月十五日に生まれる。本師は富山全鳳。西有穆山に参学し、浄土宗の勤息義成、大鹿愍成に唯識を参学する。筆記録に『正法眼蔵啓迪』『坐禅用心記啓迪』『永平家訓私記』などがあり、『正法眼蔵啓迪』は法嗣の樽林皓堂により刊行された。昭和四年二月五日に五十四歳で示寂した。（『正法眼蔵啓迪』序文、『永見寺法類規則及名簿』）

とやま－りゅうせい　外山柳性

明治十二年（一八七九）－昭和三十八年（一九六三）

愛知県知多郡心月斎二十三世。号は恵学。明治十二年四月二十八日に名古屋市南桑名町に生まれる。本師は外山養鄰。早稲田大学英語科を卒業し、宗務所管内布教部委員長、宗務所長、教区長などを務め、昭和九年（一九三四）に宗会議員に特選され、十三年に公選される。十五年に宗制度調査会委員、十九年に永平寺慶弔会副総監、二十一年愛知高等尼学林顧問、二十二年永平寺大遠忌営繕部長、二十四年永平寺顧問、高祖大師大遠忌社会教化運動本部参与を務め、その他に県仏教会知多支会社会教化員、町経済更生委員会委員、知多仏教会理事、仏教聯合会愛知支部理事長、町青年団々長、県社会教育委員、仏教大博覧会相談役なども務めた。昭和三十八年四月二十五日に示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』『洞門龍象要覧』）

とよおか－りょうしん　豊岡良振

文久元年（一八六一）－大正十五年（一九二六）

印西市迎福寺二十二世、印西市円蔵寺二十三世。号は宏学。文久元年七月十三日に千葉県印旛郡木塚村笠神の岩井徳平の長男に

生まれる。受業師、本師は豊岡良瑞。曹洞宗専門支校を経て、曹洞宗大学を卒業し、曹洞宗宗務院主事、千葉県第二宗務所長、公選議員、地方布教部委員長を務め、明治四十三年（一九一〇）より六合村の各宗寺院とともに慈善会を組織し、貧民救助、孝子節婦の表彰、不就学児童の保護、地方布教伝道の改善などを実行した。大正十五年九月十三日に六十六歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』）

とよくに－ぎこう　豊国義孝

慶応元年（一八六五）－昭和二十九年（一九五四）

前橋市長善寺二十六世。号は覚堂。慶応元年二月二十五日に群馬県多野郡下日野の興春寺住職田川義水の長男として生まれた。受業師、本師は豊国洞伝。明治十九年（一八八六）に県知事の認可を得て寺内に済美塾を開き、二十一年には東京の仏教布教師講習で大内青巒を知り、大内主宰の「江湖新聞」記者になる。二十九年には「上州新聞」の記者となり、三十八年には「上野日々新聞」の主筆となる。大正二年（一九一三）「上毛郷土史研究会」を創立し主宰する。五年、「上毛及上毛人」を発行し、昭和二十四年（一九四九）には「上毛百人一首」などを出版する。二十五年に第一回岡崎文化賞を受賞する。二十九年二月四日に世寿八十九歳で示寂した。

とよしま－しゅんがく　豊島俊学

嘉永三年（一八五〇）－昭和四年（一九二九）

五泉市願成寺二十五世、五泉市安養寺二十五世。号は佛山。嘉永三年八月三日に新潟県五泉市羽下の豊島安平の長男に生まれる。受業師、本師は亀山秀桓。曹洞宗大学林を卒業し、豊川市の妙厳寺に安居する。宗務所長を務めるなど徒弟十七人を養成した。大正十四年（一九二五）には願成寺の堂宇が焼失したため、昭和三年に再建し、四年九月十三日に七十八歳で示寂した。

とよた－みょうかん　豊田明貫

安政三年（一八五六）－昭和十三年（一九三八）

徳島県勝浦郡黒松寺七世、徳島市丈六寺二十八世。号は洞玄。安政三年四月二日に阿波国勝浦郡福原村の天児映の三男として生まれる。受業師、本師は洞貫玄道。明治六年（一八七三）に東都合併教院に修学し、九年に駒込吉祥寺越後寮に掛錫。十五年に専門本校に入学し、卒業する。二十九年、『続洞上聯灯録』編纂材料収集委員に任命され、徳島県宗務所長、免囚保護聯合会評議員を務め、その他、阿波国養老院を丈六寺に創設し、阿波仏教救誓会長も務めている。昭和十三年五月三日に八十三歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』「黒松寺歴住世代記」）

とよだ－ほうじゅん　豊田法順

明治三十年（一八九七）－昭和四十八年（一九七三）

山形市耕竜寺三十世、ハワイ禅宗寺五世、つがる市全龍寺二十一世。号は祖庭。明治三十年九月六日に青森県西津軽郡木造町大字蓮川に生まれる。受業師、本師は義学文

悟。曹洞宗大学林を卒業し管内布教師、横浜市西有専修学林教授、大正十五年（一九二六）には米ハワイ布教師、カワイ島禅宗寺を興し、日本学校を経営する。昭和十二年（一九三七）七月に帰国し栴檀中学教授、十八年四月より山形県嘱託として地方青年団や婦人会、その他の各種団体の指導啓発に努めた。昭和四十八年三月十八日に示寂した。（『洞門龍象要覧』）

とりうみ－ぜしょう　鳥海是祥

安政二年（一八五五）－大正十年（一九二一）

角田市長泉寺三十九世、一関市安昌寺二十二世。号は法観。安政二年に仙台藩士遠藤玄眠の子として仙台に生まれる。受業師、本師は鳥海道悟。宮城県第三宗務所長、地方布教部委員などに就任し宗風の顕揚や改善に努めた。大正十年十月五日に六十七歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

とりうみ－どうご　鳥海道悟

天保六年（一八三五）－明治二十七年（一八九四）

角田市長泉寺三十八世、一関市安昌寺二十二世、一関市龍門寺十五世。号は黙庵。陸中下折壁村に生まれる。受業師は玄珠、本師は旭指悦伝。弘化四年（一八四七）に万松寺の洞霊に、嘉永三年（一八五〇）には顕聖寺の禹功に、安政三年（一八五六）には天徳院の奕堂に参随した。五年に駒込栴檀林に入る。明治九年（一八七六）には本堂の再建に取り組み、十五年に完成した。二十四年には本堂向拝の建造に着手しており、学徳兼備の人といわれた。明治二十七年七月三十日に六十歳で示寂した。（「長泉寺中興三十八世黙庵道悟大和尚壱百回忌報恩法要栞」）

わ

わかつき－しゅうどう　若槻修道

明治四十年（一九〇七）－平成十一年（一九九九）

安来市萬松院十四世。号は活禅。明治四十年二月二十六日に島根県能義郡飯梨村に生まれる。本師は若槻歴道。昭和九年（一九三四）駒澤大学仏教学科を卒業し、曹洞宗研究生修了。宗議会議員、飯梨村村長、島根県会議員、島根県共同募金会会長、島根県社会福祉協議会会長、全国社会福祉協議会会長、島根県児童福祉審議会委員長、仏教年鑑編集長、家庭道振興会主事、教育民生部委員長などを務める。著書に『大乗経典の概説』『支那高僧伝』『阿毘達磨六足論の翻訳』がある。平成十一年十月十一日に九十三歳で示寂した。（『日本名刹名僧録』）

わかつき－りゅうでん　若槻隆田

明治元年（一八六八）－昭和二十八年（一九五三）

兵庫県美嚢郡高沢寺二十八世。号は心耕。明治元年三月二十日に長野県上水内郡安茂里村大字小芝見の村田要右衛の三男として生まれた。受業師は櫻井隆光、本師は岸本大能。明治十六年（一八八三）八月より總持寺に安居し、十七年八月から富山県専門

支校に掛籍して卒業、三十一年より哲学館大学の仏教専修科及び漢学専修科を兼修し卒業した。布教師として管内布教に従事し、吉祥講、仏慈講、仏教青年会、仏教婦人会などを設立して組長及び布教部委員、郡内各宗協会評議員を務めた。昭和二十八年六月二十八日に八十八歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

わかばやし－けんりょう　若林憲良

明治三十九年（一九〇六）－平成九年（一九九七）

太田市長運寺二十三世、埼玉県秩父郡長慶寺。明治三十九年五月二十三日に埼玉県比企郡高坂村岩殿の若林照慶の四男として生まれる。受業師、本師は若守義孝。大正十三年（一九二四）三月に埼玉県立熊谷中学校を卒業、昭和七年（一九三二）三月に駒澤大学文学部東洋学科を卒業し、七年四月から十二年三月まで曹洞宗宗務庁に勤務、二十三年四月には太田東保育園を創設して園長に就任、三十年十二月にはなかよし幼稚園を創設し、園長に就任した。曹洞宗群馬県宗務所長、保護司、民生委員、児童委員、調停委員、中学校ＰＴＡ会長、群馬県保護司会副会長、太田保護区保護司会長などを歴任した。五十七年五月三日に太田市功労者表彰を受けた。平成九年六月一日に世寿九十一歳で示寂した。

わかばやし－ぜんこう　若林禅光

文政六年（一八二三）－明治三十五年（一九〇二）

富山市大川寺三十一世、富山市青龍寺。号は日山。文政六年四月三日に富山県上新川郡大山町田畠の金森市兵衛の長男に生まれる。受業師は悟庵大見、本師は天外白龍。明治二十五年四月十日に世寿七十歳で示寂した。

わかぶ－こくえい　若生国栄

慶応元年（一八六五）－昭和十八年（一九四三）

南丹市最福寺、宝塚市楊林寺、丹波市円通寺四十三世、桜川市伝正寺、三田市友松寺。号は形山。慶応元年に摂津国川辺郡富松村の西村六輔の子として生まれる。受業師、本師は鷹尾国丈。明治八年（一八七五）に池田市大広寺の在田彦竜の随意会に安居、十年から漢籍を山田竜斎に学び、十四年心月院の芦浦黙応に随って学ぶ。加古川曹洞宗専門支校を卒業し、曹洞宗大学林を卒業。漢学を三島中洲に学ぶ。二十年島根県支校教師、二十二年京都支校教師、東京錦城中学校講師、高等中学林教授、二十九年台湾軍隊慰問使兼従軍布教使、三十五年曹洞宗宗務院主事を歴任、軍人布教師として布教に励み、韓国布教総監を務めた。三十九年曹洞宗准師家に認可され、円通寺に晋山開堂して雲衲接化に励んだ。四十五年氷上郡各宗協和会長に就任。大正四年（一九一五）永平寺監院に任命され、五年の永平寺慶弔会式においては布教部総轄を務めた。著作は『寒山詩講義』『禅関策進講義』『仏説父母恩重経講話』『禅学正門単刀直入』などがあり、昭和十八年七月二十六日に七十九歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『丹波人物志』）

わかもり－ぎこう　若守義孝

明治九年（一八七六）－昭和三十五年（一九六〇）

熊谷市集福寺二十六世、東京都見性寺二十六世、太田市恵林寺三十一世。号は大典。明治九年十月二十一日に埼玉県大里郡岡部村の若守孝嶽の長男に生まれる。受業師、本師は林石峰。明治三十八年（一九〇五）、東京帝国大学の文科大学哲学科を卒業、三十九年、曹洞宗第四中学林主任教諭、同宗教師検定委員を務め、四十四年八月より大正三年（一九一四）二月までドイツへ留学（ライプチヒ大学・ベルリン大学・イエナ大学で哲学を修める）、帰朝後、曹洞宗大学講師、十四年、駒澤大学教授、十七年には駒澤大学名誉教授となる。大正九年八月十七日に埼玉県曹洞宗第七宗務所管内布教師、十五年四月一日、埼玉県曹洞宗務所管内布教師、昭和十一年（一九三六）に授戒会、二十七年四月、永平寺高祖七百回大遠忌臨時後堂、二十八年には参禅道場師家に任ぜられた。昭和三十五年一月二十六日に世寿八十五歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『曹洞宗現勢要覧』）

わかもり－ぎほう　若守義峰

明治十六年（一八八三）－昭和四十年（一九六五）

深谷市正明寺二十二世。号は大恵。明治十六年十月一日に埼玉県大里郡岡部町岡部の若守孝嶽の二男に生まれる。受業師は中川絶方、本師は若守孝嶽。明治三十年（一八九七）から三十一年まで東京青松寺に安居、三十四年には群馬県富岡中学校を卒業。愛知県香積寺僧堂、新潟県大栄寺僧堂に安居した。昭和九年に農繁期季節保育所を開設し私財を投じて青少年団を結成して指導したことにより大里郡教育会より表彰され、二十四年から三十八年まで埼玉県第一宗務所第十九教区長、所会議員、監査委員を務め、司法保護司、岡部町立岡部小学校初代ＰＴＡ会長を務めた。昭和四十年四月三日に八十二歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』）

わかやま－うんぽう　若山運法

明治三十九年（一九〇六）－平成三年（一九九一）

浜松市玖延寺二十一世、掛川市世楽院三十二世。号は呼山。明治三十九年一月十五日に愛知県海部郡富田村千音寺の若山市松の二男に生まれる。受業師は阿蔵寛宗、本師は阿蔵秀寅。昭和二年（一九二七）に曹洞宗第三中学林を卒業し、七年に駒澤大学文学部東洋科を卒業、同年より十一年まで總持寺に安居した。曹洞宗宗務院書記、宗議会議員、曹洞宗宗務庁社会部長、同財政部長、級階査定委員、曹洞宗会館査定委員、總持寺顧問、審事院長、總持寺財政審議会々長、静岡県仏教会々長などを務めた。また、天竜市教育委員長、市文化協会長、市文化財保護審議会委員長、人権擁護委員、二俣町教育委員長、總持寺学園監事、藤枝学園理事なども務めている。平成三年十一月三日に八十五歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』『曹洞宗現勢要覧』）

わしお－ぜんがく　鷲尾禅岳
－明治三十三年（一九〇〇）
福岡市金龍寺三十二世、宗像市秀圓寺十二世。号は宗亨。本師は朝雲得龍。明治三十三年一月十一日に示寂した。

わじま－たいじゅん　和島泰順
明治十二年（一八七九）－昭和十六年（一九四一）
鶴岡市長徳寺三十九世。号は普門。明治十二年九月四日に生まれ、受業師、本師は観戒泰音。吉峰寺の田中仏心に参随し、方面委員として社会事業に貢献した。昭和十六年五月十四日に六十二歳で示寂している。

わだ－じおん　和田慈穏
弘化三年（一八四六）－大正八年（一九一九）
大田市正寿寺四世、門真市黄梅寺十六世、丹波市瑞光寺、関市龍泰寺四十七世。号は仏国。弘化三年五月二十八日に関市下有知村に生まれる。本師は仏乗慈僊。安政六年（一八五九）八月二十八日に剃髪受具し、明治元年（一八六八）に笠神村の大禅寺の結制で首座を務め、三年正月三十一日に仏乗慈僊の室に入って嗣法した。正寿寺、黄梅寺、瑞光寺を経て三十九年一月十二日に龍泰寺住持となり、同年四月五日に晋山開堂を行った。龍泰寺専門僧堂を開単し、多くの龍象が輩出した。大正二年（一九一三）には龍泰寺を退院したが、その後も師家として大衆の指導に当った。八年十二月二十六日に世寿七十四歳で示寂した。（『美濃国禅雲山龍泰寺史』）

わたなべ－えつうん　渡辺越雲
明治三十年（一八九七）－昭和三十九年（一九六四）
横浜市貴雲寺二十六世。明治三十年五月二日に横浜市港北区岸根町に生まれる。本師は高橋越学。宗務所所会議員、教区長、官内布教師を務め、民生委員、児童委員、赤十字奉仕団岸根町団長、防犯協力会岸根地区会長、市防火協会岸根町会長なども務めている。昭和三十九年十一月十日に六十七歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』）

わたなべ－えりん　渡辺慧麟
慶応二年（一八六六）－昭和三年（一九二八）
山形県最上郡清林寺二十八世、尾花沢市薬師寺十九世。号は仁翁。慶応二年四月二十日に山形県朝日町送橋の渡辺家の二男に生まれる。受業師は斉藤祖亮、本師は後藤文道。吉岡信行、西有穆山に参随している。明治十五年（一八八二）八月に山形県第一号専門支校に入学し、十九年五月に同校を卒業、昭和三年十月十六日に六十三歳で示寂した。

わたなべ－かくうん　渡辺鶴雲
明治八年（一八七五）－昭和二十二年（一九四七）
下関市高林寺十七世、京都市智福院。号は閑外。明治八年九月十五日に大分県宇佐郡四日市町の渡辺武右エ門の三男に生まれる。受業師、本師は溪巌雪橋。明治二十五年（一八九二）から二十八年まで長野県大沢寺に安居、二十九年から三十二年まで堺市紅谷庵に安居、三十六年七月には曹洞宗

大学林第一部第一学年を修業した。自坊に日曜仏教講話を開始し、雑誌「法の都」を発行すること六年、宗門宣揚に努めた。その他、曹洞宗議会議員、管内布教師も務めている。昭和二十二年十一月十日に七十三歳で示寂した。(『曹洞宗名鑑』『現代仏教家人名辞典』『曹洞宗現勢要覧』)

わたなべ-がせん　渡辺畫仙

明治六年(一八七三)-昭和二十年(一九四五)

飯山市常福寺、長野県上高井郡岩松院二十六世。号は大芳、雅号は如是。明治六年四月二十日に長野県下水内郡太田村小境の阿部弥吉の三男として生まれる。本師は天龍畫橋。明治二十六年(一八九三)七月十日曹洞宗大学林に入学、三十年七月二十八日に卒業。總持寺、永平寺に安居、二十八年より茨城県第二十七中学林にて教鞭を執り、三十二年より三十四年まで長野県第五中学林教授及び監督を務めた。三十三年に長野県尼僧学林を創設し、林長を十年間務めた。また両本山布教師、宗議会議員として活躍した。著書に『曹洞宗檀信徒禮佛誦経集並安心起行鈔』があり、『曹洞宗安心問題論纂』において、論説の「宗体の宗用を論ず」と他二篇で安心問題の見解を述べている。昭和二十年三月二十二日に七十二歳で示寂した。(『現代仏教家人名辞典』『仏教年鑑』昭和六年版『宗教年鑑』昭和十四年版)

わたなべ-げっしょう　渡辺月正

明治四十二年(一九〇九)-昭和五十九年(一九八四)

愛西市一心寺十七世、愛西市正泉寺二十三世。号は六窓。明治四十二年九月八日に神奈川県横須賀市若松町に生まれる。受業師、本師は渡辺亮雲。昭和八年(一九三三)に駒澤大学文学部仏教学科を卒業、善篤寺僧堂、覚王山僧堂、永平寺僧堂に安居し、二十一年から二十四年まで覚王山日暹寺僧堂講師を務める。二十九年から三十八年まで管内布教師に任ぜられた。四十四年には愛知県第一宗務所の教化主事を務め、四十五年に永平寺名古屋別院の単頭を経て後堂を務めた。宗外においては仏教会会長、民生委員、村社会福祉協議会理事、保護司、村子供会協議会長、青少年補導員などを務めており、また、新聞などの宗教欄に長期にわたって執筆した。示寂後に永平寺名古屋別院より「贈別院監院」号を贈られた。昭和五十九年十一月九日に七十五歳で示寂した。(『曹洞宗現勢要覧』『八開村史』通史編)

わたなべ-けんがい　渡部賢外

明治二十年(一八八七)-昭和二十六年(一九五一)

北海道空知郡祥雲寺四世、佐渡市高安寺十九世。号は教熙、湘山。明治二十年二月五日に新潟県佐渡郡河原田本町の中堀立省の二男に生まれる。受業師、本師は佐久間全量。伊藤弥太、有田法宗に参随する。明治三十三年(一九〇〇)兵庫県の円通寺認司僧堂に安居、原宣明について漢籍及び宗乗を学んだ。三十九年三月より永平寺に安居し、四十二年には、本山の命により北海道開教の任に当り、四十四年に説教所公設を

許可される。石狩上川、天塩上川の二郡合同仏教伝道会布教員、多寄仏教団の理事、風速尋常高等小学校少年団評議員、名寄町料理屋組合矯風会嘱託講師などに就任し、社会公共事業に従事して功労が多い。昭和十一年（一九三六）五月に祥雲寺先住（三世）が転出した後、寺号公称に努め、二十一年七月に認可を得た。渡辺玄宗禅師を拝請して總持寺の直末となり、二十三年退董し二十六年十一月十一日に示寂した。（『曹洞宗名鑑』『曹洞宗北海道寺院誌』）

わたなべ－げんしゅう　渡辺玄宗

明治二年（一八六九）－昭和三十八年（一九六三）

富山市報恩寺、富山市光厳寺、金沢市大乗寺、總持寺独住十七世。明治二年十月二十五日に新潟県三島郡日吉村に生まれる。受業師、本師は渡辺俊竜。東京哲学館仏教専修科を卒業し、その後比叡山にて天台学を研修。永平寺、可睡斎などに安居、明治四十年（一九〇七）三月より四十五年七月まで鎌倉の臨済宗の円覚寺僧堂に安居した。三十五年報恩寺に首先住職、大正元年（一九一二）に光厳寺住職、昭和二年（一九二七）に大乗寺住職となり、同年から翌三年まで永平寺副監院、四年七月まで永平寺後堂、十七四月より宗機審議会委員、師家、第四専門僧堂長、十八年四月に總持寺西堂、十九年二月に總持寺貫首となる。二十五年に懸案であった師家養成機関を開設し七十余名を実参させた。三十二年に總持寺祖院に隠棲し、三十八年十二月九日に九十五歳で示寂した。（『玄宗禅師を偲びて「無」』『渡辺玄宗禅師記録覚』）

わたなべ－こくえい　渡部国永

明治十八年（一八八五）－昭和三十四年（一九五九）

鶴岡市万福寺十五世、鶴岡市大儀院。号は介守。明治十八年二月二十五日に山形県東田川郡朝日村の渡部国珠の長男として生まれる。受業師、本師は渡部国珠、渉谷元恵に参随する。東洋大学倫理東洋文学科を卒業し、小樽市竜徳寺会計係、宗務所弁務、樺太開教監督部書記、小樽豊川妙厳寺吒枳尼尊天分霊所建設、荘内仏教慈済会評議員、教区長、山形県仏教会支部長、布教委員などを務めた。その他、山形県教化連盟委員、方面委員、民生委員、常務委員、山形県少年教護委員、司法保護委員、保護司なども務めた。昭和二十五年（一九五〇）には多年犯罪予防尽瘁の功績によって感謝状を受けており、三十四年七月九日に七十五歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』）

わたなべ－じつゆう　渡辺実雄

天保十三年（一八四二）－明治三十年（一八九七）

長久手市前能寺、岐阜県不破郡禅幢寺、堺市紅谷庵三世。号は大安。天保十三年三月十五日に周防に生まれる。受業師は実音、本師は頑応俊童。白鳥鼎三に十四年間、久我環溪に十五年間参随した。慶応三年（一八六七）に尾張国の法持寺の鼎三下で立職し、翌年一月には岐阜県禅幢寺の頑応俊童の法を嗣いだ。明治三年（一八七〇）に總持寺で瑞世しており、その後、永平寺の後堂を務め、二十九年には特命監院に就い

た。三十年九月に全国寺院へ「宗祖承陽大師六百五十回忌勧化簿」を出して大遠忌の準備に尽力した。明治三十七年十一月十八日に世寿六十四歳で示寂した。（「菩提樹」第二十三号、「傘松」第四九六号）

わたなべ－しゃくきょう　渡辺石橋

明治十七年（一八八四）－昭和四十一年（一九六六）

高崎市仁叟寺二十九世、高崎市龍源寺二十五世。号は雲巌。明治十七年十月二十二日に群馬県多野郡万場町に生まれる。本師は渡辺海雲。世田ヶ谷中学校を卒業、雙林寺専門僧堂に安居する。後に宗務所級階査定会委員、宗務所長、教区長、教区指導員、宗会議員を務め、その他、日野村小学校、多胡小学校の教師を務め、多野郡各宗協会理事、庶務保護主任、同副会長、会長、司法保護委員長、全日本司法保護連盟評議員、司法保護常務委員、少年教護委員、仏教連合会支部理事、同常務理事、県融和会顧問、多野郡教員会評議員、方面委員、裁判調停委員、民生委員顧問なども務めた。昭和四十一年二月三日に八十三歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』）

わたなべ－じゃくたん　渡辺寂潭

－明治三十九年（一九〇六）

氷見市延暦寺十七世、氷見市観音寺開山。号は卍龍。本師は仰山泰栄。富山県尼僧学林の創設者で總持寺副監院を務めた。明治三十九年五月十五日に示寂した。（「明教新誌」第一六八四号）

わたなべ－しゅうこう　渡辺周孔

－明治三十年（一八九七）

田原市伝法寺二十二世。号は丘鳳。愛知県渥美郡田原町萱町の渡辺長五郎の子に生まれる。明治三十年十一月二十三日に七十七歳で示寂した。

わたなべ－しゅうみょう　渡辺秀苗

－昭和十四年（一九三九）

長野県下高井郡泉龍寺二十世。号は全性。長野県飯山市山岸比賀野家に生まれる。本師は一角童麟。曹洞宗大学を卒業し帰山後には泉龍寺の本堂庫裡、衆寮を再建した。昭和十四年四月三日に六十七歳で示寂した。

わたなべ－しゅんりゅう　渡辺俊龍

天保三年（一八三二）－明治三十七年（一九〇四）

富山市光厳寺四十一世、長野県下高井郡泉龍寺十八世、長野県下高井郡宝勝寺。号は月潭。天保三年十一月二十六日に上野国多胡郡小暮村の渡辺寅松の二男に生まれる。受業師、本師は興山画龍。弘化二年（一八四五）宝積寺道錦の常恒会に安居し、嘉永三年に吉祥寺に安居し、無学愚禅に参随。明治七年（一八七四）五月、長野県曹洞宗務支局教導副取締、十二月に長野中教院視察出仕、八年、東京神道諸宗大教院録事見習出仕、九年六月長野県第一号曹洞宗専門支校教師、十七年説教講習員、十八年十二月長野県第一号曹洞宗務支局管理者教導取締、二十四年四月より曹洞宗議会議員、二十五年三月より長野県第一号曹洞宗録所長を務めた。三十七年九月五日に七十三歳で

示寂した。（『水月音容』『洞門現時』二十五哲）

わたなべ－しんりゅう　渡辺眞龍

明治三十九年（一九〇六）－平成七年（一九九五）

東京都宗清寺二十九世。号は大淵。明治三十九年九月十七日に生まれた。駒澤大学文学部仏教学科を卒業し、宗務院書記、同教学部主事を務め、世田谷中学に就職し高等学校学監に就く。平成七年五月十二日に八十八歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』）

わたなべ－せいがん　渡部清巖

明治三年（一八七〇）－昭和三十六年（一九六一）

出雲市神光寺三十六世、出雲市文珠院、出雲市薬師寺。号は天庵。明治三年二月二十五日に島根県仁多郡横田町八川の藤原家に生まれる。受業師、本師は渡部露庵。明治二十一年（一八八八）に曹洞宗専門支校を卒業し、二十三年に曹洞宗高等中学林に入学、その後大学林に学んだ。東京都の長谷寺に安居し、二十六年に文珠院住職となる。三十年、島根県簸川郡荒木村小学校訓導、三十三年八月東京各宗協立慈育小学校長に招聘され、三十五年に薬師寺に住職し、三十九年に神光寺三十六世となった。四十年より育児感化事業である松江家庭学院杵築の支部長となって以来、宗務所長、布教部委員長なども務めている。昭和三十六年一月二十八日に九十二歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』「不老」第十七号）

わたなべ－ぜしょう　渡辺是笑

慶応元年（一八六五）－昭和二十年（一九四五）

新潟県南蒲原郡東龍寺二十世、五泉市正音寺十九世、新発田市禅定寺二十四世。号は黙拳。慶応元年九月二十日に新潟県中蒲原郡亀田町の渡辺家に生まれた。受業師、本師は溝口大善。明治十六年（一八八三）、溝口大善の常恒会にて立職し、十七年に溝口大善の室に入って嗣法、二十二年に曹洞宗大学林を卒業し、二十三年に正音寺において結制初会、その後、禅定寺住職を経て、大正十三年（一九二四）に東龍寺に住職する。同年、總持寺貫首新井石禅を戒師に拝請して報恩授戒会を務める。昭和二十年四月二十五日に世寿八十歳で示寂した。（『東龍寺寺報』第六号）

わたなべ－せっこう　渡部説康

大正十一年（一九二二）－平成十年（一九九八）

出雲市神光寺三十七世。大正十一年八月三十一日に島根県簸川郡大社町に生まれた。本師は渡部清巖、駒澤大学文学部東洋学科を卒業して大洞院僧堂に安居。布教教化審議会委員、級階査定委員、島根県第二宗務所管内布教師、雲国両山会顧問、宗議会議員などを務めた。その他、大社町仏教会々長、保護司、大社町史編纂協力委員、大社町社会福祉協議会評議員なども務めている。平成十年八月十二日に七十五歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』「宗報」第七五七号「傘松」第六六〇号）

わたなべ－ぜんかい　渡辺禅戒

－明治二十八年（一八九五）

東松山市萬松寺二十世、山梨市信盛院。号は慧溢。神奈川県高座郡松林字赤羽に生まれる。末派総代委員として宗門の政務、事務に尽力された。明治二十八年十月四日に世寿五十一歳で示寂した。（『洞上高僧月旦』）

わたなべ－そがく　渡辺祖嶽

－明治四十四年（一九一一）

豊田市永沢寺三十世。号は任宗。尾張国名古屋大津町の渡辺教治の子として生まれる。本師は大棟任梁。明治八年（一八七五）七月二十三日に永沢寺の住職となり、十八年に本堂などの再建に着手し、四十四年十月六日に示寂した。（「能本山上申書」）

わたなべ－たいげん　渡辺太源

安政五年（一八五八）－明治二十六年（一八九三）

加古川市万福寺十三世。号は本光。安政五年三月十一日に兵庫県加古川市志方町東町の竹中弥左衛門の二男に生まれる。受業師、本師は渡辺大疑。明治五年（一八七二）より十五年迄慈眼寺僧堂に安居、明治二十六年旧三月二日に三十五歳で示寂した。

わたなべ－たいじょう　渡辺泰城

弘化三年（一八四六）－明治四十二年（一九〇九）

日進市薬師寺、日進市龍谷寺、小牧市正眼寺四十三世。号は瑞巌。弘化三年七月十五日に愛知県の渡辺秋綱の子として生まれる。受業師は千忠、本師は千峰。文久二年（一八六二）夏、見性寺玄峰の下に安居、同年八月、精明寺の良儀の下に安居する。明治元年（一八六八）冬、龍谷寺の良傳下に安居、四年五月に總持寺で転衣、二十五年二月、在田彦龍とともに曹洞宗より總持寺の独立と末派分割を總持寺に建言する。その後、安達達淳とともに曹洞宗革新会の顧問となる。能山分離を計り、二十六年十二月に正眼寺住職を罷免されたが、二十七年十二月三十一日には宗内紛争が終結し、罷免は解かれた。明治四十二年九月七日に示寂している。（『洞門現時二十五哲』）

わたなべ－たんざん　渡辺丹山

明治二十四年（一八九一）－昭和十七年（一九四二）

新潟県岩船郡雲泉寺二十六世。号は月峰。明治二十四年十二月十日に新潟県中蒲原郡越岡村字大迎の後藤長吉の長男として生まれる。その後、中蒲原郡大江山村字大淵の渡辺良太郎の養子となる。本師は土屋貫道。大栄寺専門僧堂に安居した。昭和十七年十二月十日に五十三歳で示寂した。

わたなべ－ばいゆう　渡辺楳雄

明治二十六年（一八九三）－昭和五十三年（一九七八）

江津市福応寺二十三世。明治二十六年二月九日に島根県邑智郡市山村大字江尾の渡辺辨龍の長男として生まれる。受業師、本師は渡辺辨龍。大正十二年（一九二三）、東京帝国大学大学院の印度哲学科を修了し、駒澤大学教授、東洋大学教授、立正大学教授、南方派遣司政官、文部省嘱託文部省事務官、鶴見女子大学学長、總持学園長を務める。同年十月、東洋大学教授、十三年曹

洞宗大学講師、十四年より昭和十七年まで駒澤大学教授。十五年四月より昭和三年（一九二八）三月まで、宗命により印度哲学研究のため欧州留学、二十四年六月より三十一年まで文部事務官の「宗務担当」を務めた。三十一年十二月に日本大学教授、三十二年四月には千葉大学講師、三十六年四月より三十八年九月まで日本大学大学院教授、四十三年四月より四十四年三月まで北日本学院大学教授、副学長、四十四年四月より五十一年十月まで總持学園長、鶴見女子大学長、同短期大学長、同高等学校校長、同中学校長、三松幼稚園長などを務めた。常済大師六百五十回大遠忌中には臨時西堂を務め、五十三年四月には總持寺西堂となり、總持学園名誉学園長となった。著作は『佛陀教説の外従』『雑阿含経、雑尼柯耶の研究』『佛陀の教説』『小乗佛教』『根本佛教の精神』『有部阿毘達磨論の研究』『法華経を中心としての大乗経典の研究』『お釈迦様とそのみ教え』『ある老佛教学究の記録』『東南アジアの民族と宗教おぼえ帳』『上代インド佛教思想史』などがあり、五十三年四月十八日に八十五歳で示寂した。（『洞門龍象要覧』「跳龍」第三五九号、『大亀山福応寺史』）

わたなべ－はくぜん　渡辺白禅

天保二年（一八三一）－明治二十五年（一八九二）

江津市福応寺二十世、江津市日笠寺十一世。号は無得。天保二年五月三日に島根県邑智郡谷住郷村の本原忠三郎の二男に生まれる。受業師、本師は禅峯良門。嘉永二年（一八四九）三月より安政三年（一八五六）まで敦賀の永建寺に安居し、甘雨為霖に随身する。権少講義、江尾小学校教員、宗務副取締などを務めた。明治二十五年二月六日に六十二歳で示寂した。（『桜江町史』『大亀山福応寺史』）

わたなべ－ひゃくじゅん　渡辺百淳

－昭和六年（一九三一）

大田市円光寺二十六世、大田市瑞巌寺十八世。号は古道。島根県那賀郡江津の髙嶋家に生まれる。受業師は滴水百流、本師は百納玄秀。円光寺の本堂を建立し再中興となり、總持寺再建本部に勤務した。昭和六年一月二十二日に五十九歳で示寂した。

わたなべ－ふざん　渡辺斧山

－明治三十年（一八九七）

丹波市興禅寺十一世、丹波市普蔵寺十六世、丹波市（春日町）観音寺、丹波市（青垣町）観音寺。号は響應。兵庫県多可郡鳥間村に生まれる。明治二十九（三十）年十月六日に六十四歳で示寂した。

わたなべ－べんしゅう　渡辺辨宗

明治五年（一八七二）－昭和二十年（一九四五）

彦根市長松院二十五世、奈良県吉野郡運川寺、松阪市桑源寺、八王子市永昌院。号は大應。明治五年三月十五日に福井県永平寺町に生まれる。受業師、本師は石川素童。昭和二十年一月十三日に示寂した。

わたなべ－りょううん　渡辺亮雲

慶応三年（一八六七）－昭和十二年（一

九三七）

小田原市福厳寺、小田原市香林寺、愛西市一心寺十六世、町田市大泉寺三十七世。号は大景、赤水道人とも称した。慶応三年に愛知県八開村鵜多須の横井家の三男として生まれる。受業師、本師は渡辺悦雲。永平寺に安居する。福厳寺に初住した後、香林寺へ移る。明治三十三年（一九〇〇）十二月五日に大泉寺へ転住、その後、一心寺に転住した。昭和十二年十二月二十九（三十）日に七十二歳で示寂した。（『現代仏教家人名辞典』）

わたなべ－りょうこう　渡辺良光

明治十七年（一八八四）－昭和四十年（一九六五）

小牧市長林寺十世。号は看山。明治十七年八月六日に海部郡佐織村に生まれる。第三中学林副学監、宗務院書記、宗務院人事部長秘書兼任、宗務所賛事、宗務所長、教区長、代表教区長、曹洞宗総動員道府県錬成大会総務を務める。その他に方面委員を務め、西春日井郡仏教会長、戦完遂軍人援護調査委員、金銭債務調停委員、司法保護委員、借地借家小作商事金銭債務臨時鉱害民事特別調停委員、児童福祉審議会委員などを務めた。昭和四十年六月二十四日に八十二歳で示寂した。（『曹洞宗現勢要覧』）

わたなべ－れいじゅん　渡辺霊潤

－明治三十七年（一九〇四）

福井県大飯郡海元寺二十七世、小浜市妙徳寺三十一世、福井県大飯郡仏燈寺三世。号は法霖。福井県三方郡三方町世久見の渡辺市左エ門の子に生まれる。明治三十七年一月二日に示寂した。（『面山和尚法孫系譜幷門人考』）

わたらい－げんこう　渡会元孝

－昭和三年（一九二八）

函館市高岸寺二世、酒田市光岩寺。号は戒雲。山形県酒田市に生まれる。昭和三年十月八日に四十二歳で示寂した。

わたらい－じょうこう　渡会定孝

嘉永三年（一八五〇）－明治三十二年（一八九九）

福島県田村郡太桂寺、酒田市光岩寺三十世、鶴岡市石門院七世、鶴岡市宝円寺十一世、鶴岡市太春院二十九世、函館市大竜寺二世、函館市高岸寺、鶴岡市福寿寺十八世、鶴岡市少林院十二世。号は全提。嘉永三年五月六日に鶴岡町の渡会佐忠の三男として生まれる。受業師、本師は渡会卍定。慶応元年（一八六五）より瑞龍寺の織田雪巌、天徳院の諸嶽奕堂、祇陀寺の絶三、大乗寺の田中佛心らに参随。二年夏、卍定の会にて立身、四年六月二十八日に嗣法する。八月、太桂寺に首先住職し、十一月一日、永平寺にて転衣、十一月二十五日に参内して御綸旨を拝受する。明治二年（一八六九）一月、東京の栴檀林に入学し、翌春、師命によって鶴岡へ帰り、四年四月、石門院に転住した。五年十一月十五日、宝円寺に転じ、七年十一月四日に太春院に転住、八年十月八日、光岩寺に転じて、経蔵、庫裡などを再建する。十五年七月、再び志を発して東京の大学林で学び、十九年二月には函館の椴法華村の新地に一宇を建

立し、恵雲山大竜寺と公称した。尻岸内村にも新寺を建立し、東雲山高岸寺と称した。二十年には北見礼文利尻等の奥地まで足を運び布教している。二十二年秋、光岩寺に帰ったが、二十七年七月の酒田地震によって堂宇が破損し修復した。二十九年九月六日には少林院に転じ、三十二年六月、福寿寺に転住して九月二十日に五十一歳で示寂した。（松本十郎記「承陽第三十五祖全提定孝禅師伝」）

わたらい－だいこう　渡会大孝

明治十六年（一八八三）－昭和四年（一九二九）

酒田市光岩寺三十三世、鶴岡市福寿寺十九世。号は卍正。明治十六年二月三日に鶴岡町二百人町渡会の渡会定孝の長男として生まれる。受業師は渡会定孝、本師は百瀬徳倫。掾山月窓、山本法泉、新井石禅、福山黙堂、陸鉞巌、佐々木珍龍らに随侍する。明治三十八年（一九〇五）一月二十六日より最乗寺の石川素童に随侍し、四十二年に光岩寺に晋住する。昭和四年一月十日に四十七歳で示寂した。（「釈氏八十七代卍正大孝大和尚行歴」）

資料

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

――天台宗・真言宗（古義、新義）・浄土宗・日蓮宗――

川口高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると、失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のとった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事をとり出して考察してみたい。本稿では天台宗、真言宗（古義、新義）、浄土宗、日蓮宗の機関誌をとりあげてみる。

天台宗の機関誌は天台宗務庁文書課より発行された「四明餘霞」である。明治三十三年三月二十四日発行の第一四七号に雪巓学士の「釈尊遺骨発見に就て全国僧侶に勧む」が掲載されて以来、同三十八年十二月二十日発行の第二二八号に「本願寺は貳万円を日暹寺に寄附するに至らん」がある。

古義真言宗の機関誌は伝燈会（京都市下京区八條町第一番戸）より発行された「伝燈」である。明治三十三年三月二十八日発行の第二一〇号に「仏骨頒賜に就て暹羅駐在公使の書面」が掲載されて以来、同三十六年六月十三日の第二八七号に「覚王殿敷地問題彙報」があり、覚王殿の敷地争いを報告している。「伝燈」は第二八七号で廃刊されたが、その後は「六大新報」（京都三哲通大宮東入第一番戸　六大新報社発行）が機関誌となり、仏骨に関しては「雑報」に報告されている。

新義真言宗は、明治二十二年七月に布教と興学の振興のために組織された振教会（東京小石川区大塚坂下町）より「密厳教報」を機関誌として発行した。仏骨に関しては、明治三十三年三月十二日発行の第二五一号に「大聖釈迦の遺骨及び遺物の発見」が掲載されて以来、八月十二日の第二六一号の「暹羅なる日本寺の創立」で、曹洞宗の僧侶遠藤龍眠が盤谷府に護暹山日本寺の創立を発表している。しかし、九月十二日発行の第二六二号で「密厳教

報」は廃刊された。そのため真言宗豊山派では、「加持世界」を機関誌として加持世界社（東京府北豊島郡高田村二百九番地）より発行した。明治三十三年十月十日発行の第一号には、「大菩提会」が掲載されている。しかし、同三十七年以後の仏骨に関する記事は日露戦争のためほとんどなく、「戦時だより」が多くみえる。

一方、真言宗智山派は、機関誌として明治三十四年三月二十一日に「智嶺新報」第一号を智嶺新報社（東京市芝区愛宕町一丁目四番地）より発刊した。第二号（四月二十一日発行）に「拝膽会」が掲載されて以来、第三十一号（明治三十六年九月二十一日発行）で「覚王殿と同盟宗派会」が発表されている。

浄土宗の機関誌「浄土教報」は浄土教報社（東京小石川表町百五番地）より発行されており、明治三十三年三月十五日発行の第三九〇号に稲垣満次郎の書面である「仏骨の発見」が掲載されて以来、同三十七年十二月十一日発行の第六二一号で「妙心寺事件の予審決定」までが教界近況として報告されている。

日蓮宗の「日宗新報」は日宗新報社（東京府荏原郡池上村大字下池上十六番地）より発行されたもので、明治三十三年三月二十八日発行の第七三六号に「仏舎利の奉安所に就て」が掲載されて以来、同三十七年二月一日の第八七六号に大石養淳の「仏骨奉置所覚王山日暹寺同盟住職ニ就テ」が掲載されている。

なお、翻刻にあたり、仮名遣いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

（天台宗）「四明餘霞」

釈尊遺骨発見に就て全国僧侶に勧む〔明治33年3月24日　第一四七号〕

雪巓学士

今回釈尊遺骨発見に於て吾が見る所にては、僧侶は必ず仏骨奉迎委員を派遣せざる可らず。仏骨が仏教に何等の価値あるやは姑らく措き、其の分与が日本公使の尽力に依れりといひ、暹羅国王の特志に依れりといふのみにて、冷々看過すべきに非ざるを知る。公使の願求して得たる所、国民に於て多少注意を表するは順序の然るべきもの、稲垣某一個人の事とするは太だ陋且つ国王新たに仏骨を得、之を各仏教国に頒つは、教界の慶事とすべく、緬甸錫蘭の仏徒既に奉迎式を挙げ日本の僧侶の之に増して奉迎式を挙ぐべきは、数の免れざる所ならん。我が日本の僧侶は仏教を念とすると共に、又た国家を念とすべく、随ひて教義に関して種種の議論有とも、少くも国交際よりして奉迎式を行はんことを欲すべし。十三宗の協同は容易ならぬど、日本の仏教を表示する丈けの奉迎委員を選出するは決して難からじ、費用とて東本願寺の宗教案反対に費しし総額の幾分に過ぎざるべし。財ある宗派が財を恃みて他を侮ること無く、財ある宗派が財なきに僻みて他を誣ることと無く、財あるは財を給し、人あるは人を給し、和楽の間に事を運ばんこと最も望ましく、多くも掛らぬ費用の負担に就き紛々擾々甲撃ち乙排するは、時に或国家の体面に関する莫しとせず、高僧善知識特に此に労するの必要あり。たゞ僧侶の慣習として口を奉迎に籍り頻りに布施に募りて己れの腹を肥すが如きある、則ち大に非、檀徒に於て亦た斯る欺瞞に罹らざらんやう用意せざる能はず仏骨奉迎委員の派遣すべきや則ち然り、而も又た其の外に聖物審査委員を派遣せざるべからず。厳密に言へば奉迎委員に先だちて審査委員を派遣すべき筈なるも、かくては暹羅国王の賜与に対し聊か穏かならざるの嫌あるが故に、国王の希望のまゝ奉迎委員を遣はし、此と同時に審査委員を印度に遣はすべし。我国芸術盛んならざるも、濫りに外国人の意見を信せざるべからざる程にもあらず、今回の仏骨は昔日の仏骨と違ひ頗ぶる確かなるに似たれど、外国にも種々の人物あり、偽物贋物を製作する者少からず、ウヰルヘルムテルの弓は俵藤太の弓より怪しきに、麗々と博物館に飾らるゝ世の中、歌洲とて油断も透も有つたものにあらず、尤も今回の事は正確に調査せられたるに相違なけれども、ペップ氏が発見せしといふは其所有地内の事にして邪摧せば随分邪摧するを得ん。欧人は仏骨を有り難く思はずして、発見ありたりて之が真偽を決定するに熱心ならず、大抵に纏りたる説ならば其の儘に為し置くべし。さればとて茲にペップ氏及びホイー氏を疑はんことには非ず、たゞ毫末疑ふ可らずとするも、他教の者は兎に角、仏徒に在りては此の二人の保證のみにて安心するは、軽卒に失する莫からず。暹羅、緬甸、錫蘭は外国人の意見を信ずる外なからんも、我が日本の学術は此の若き者と日を同くして語り

難たし。此等の人民の黙々として聴従する所、我に於て審査委員を派し特に審査に従事せしむるは、啻に我国の体面を重んずる所以のみならず、些事といへども、又た東洋の為めに侮を禦ぐの一端なり。我国決して審査に適當なる人を缺かず、例せば坪井正五郎氏の若きに嘱託するを得、亦た可ならずや。氏にして応せずんば尚ほ他に人あるべし。発見人は信用すべきとも、一応我より審査委員を派し、之を立合はしむるは事の當を得る者なり。要するに僧侶は暹羅国王の仏骨分与に接し、仏骨奉迎委員を派遣し、同時に聖物審査委員を派遣すべし。其の数に至りては、奉迎委員は多々益々弁じ、審査委員は二三人にて足らん。

●妙心寺に於ける各宗委員会〔明治33年3月24日　第一四七号〕

各宗派委員会は去三日より京都妙心寺中龍泉庵に開きしに、出席者は廿九名にして午前は種々協議ありて本議開会に到らず。午後二時に到りて本議を開たり。此日番外として七宗委員の出席せるは薗光轍（天台宗）田村豊亮（日蓮宗）和田円什（大谷派）前田誠節（臨済宗）土宜法龍（真言宗）等にて議長を選挙せしに、日野法雷師議長に、藤貫宗師副議長に當選し、夫より土宜委員より去月妙心寺会議後、東京に於ける運動の模様を詳細に報告し、宗教法案否決に尽力せし三浦子爵へ岩村日轟師（日蓮宗管長）謝辞を述べ、貴族院議員百廿一名へは田村豊亮師（日蓮宗委員）巡訪シテ謝辞を述べたる次第を報告し、夫より総代七管長の内本派本願寺管長は既に提携を断ちたることなれば、総代管長をも辞すべき旨申達ありたれば、以来は六宗管長にて諸事を処弁せざるべからざることなりたる事。又各宗委員協議の為め宗議所を常設する事は未だ其運に至らず、然に日一日必要に迫りあれば是非共設立を冀望す事、又近頃政府の意向は宗派の合同を成可為さしめずして四分五裂の姿に分れ〳〵となるを望み居れる様子ありされば、各宗派大に猛省して分離などせざることに確盟をなさゞるべからず。此点に於ては特に注意を望む事等を述べ、夫れより今回宗教法案に対して、先づ一段落を見るに到りしを以て、総代管長は其総代の責を辞退の申立あり。次で六宗委員も同様辞退を申出たりと報告し、是に於て大谷派の松岡委員は宗教法案に対する運動に付て始終一貫せんことを委托したるものなれば、今日一段とは申し難し。依て是は是非第十五議会まで継続あらんことを望みしに、同意者多数ありしも確定に至らず。夫より休憩更に再び開議、昨年六月より本年二月に至る九ヶ月間諸費収支決算の報告を為さんと議長宣告せしは、仏光寺派の有馬、大谷派の土屋二師、報告に先ち議長指名五名の委員にて決算を調査するの動議を提出し、賛成者多数にて之に決し、夫より有馬師外四名より左の建議案を出せりと。

一宗教法案に関し将来の方針を確定する為め、更に各宗派管長会議を開設する事

附各宗派管長会開設の時期は総代各宗管長に一任する事

●釈尊遺骨の発見〔明治33年3月24日　第一四七号〕

釈尊降誕の地カピラヴツを距る数哩、ピプラハワニ地主ペッペ氏なるものあり。数年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発堀せば何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之れが発堀に従事せんか。ペッペ氏の熱心遂に空しからず。地下二十呎にして仏教史に一新時期を画すべき一大発見を為すに至り。又其発堀せし品々は（一）石櫃一個（二）水晶及蠟石瓶二個、中一個は記銘あり（三）遺骨及灰（四）塗灰及木皿破片（五）宝石其他装飾物の多量等にして、ペッペ氏は直に之をばチノ収税官ラマサンカー氏ペッペ氏の書を領するや、氏は更に熱心なる仏教学者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物なるは釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明かにせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌 pioneer 博士ホエイ氏の論文あり。又ロイヤル、アチアチツク、ソサイチーの報告にペッピ氏の聖物発見に関する記事あり。就て見らるべし、ペッピ氏は斯く聖骨を一己の私宝と為すを惜み、悉く之を英政府に奉納し、其他印度緬甸暹羅錫蘭等世界の仏教徒に分与せんことを欲し、今回稲垣公使は之を暹羅皇帝に奏聞し、本邦仏教徒にも其一部を分与されんことを懇請せられしが、同帝は大に喜で之を許されたりと。今稲垣公使より我日本仏教各宗管長宛に左の書簡を贈られりたり。時観欄を参観せらるべし。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に互りて尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗すべきあり。此等南北両仏教の一致を計り、数億万の信徒を凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく、仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を発輝すべし。仏教徒の天職亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にして世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして諸氏等先達の責任亦是にあることと信候。而かして小生は、今諸氏と共に仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ピルラハラに於てペッピ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各佛教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下亦右聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候仰も、聖遺物なるものゝ如何に教徒の熱信を昂かめ渇仰を加るかは今更呶々を要せさる処

に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金龕中基督磔刑の古釘が常に善男善女をして随喜の涙を堕さしむるが如き、或はクリミヤの大戦亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し、或は独帝ゼルサレムに巡し拝ひしが如き、所謂聖地聖物なるものゝ如き欧米基督教の国民に渇仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。今回の事実に仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り以て、世界仏教徒の惰眠に鞭ち仏界一振の盛挙に出てられんこと熱望に不堪候。

當国王陛下が我国仏教界に対し聖物御贈与の聖旨に出てられたること、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我国よりの派遣委員に対しては謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是れ亦外務大臣の通知に接し申候、但し陛下の聖旨特に之を或一宗派に贈るにあらずして、我国仏教徒全体に賜ふものに御座候。
右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より可成高徳博学にして英語を能くする仁数名を委員に御撰ひ相成至急御派遣相成度候。　敬具

明治三十二年二月　日

右暹羅国盤谷府日本帝国公使館

稲垣満次郎

天台宗管長殿宛

仏骨奉迎使の渡暹〔明治33年5月24日　第一四九号〕

仏骨奉迎の件に付、客月京都妙心寺内各宗協会に於ては、別項に録する如く決議されたるは、吾曹の深く諸士に対し鳴謝する所なり。今回仏骨奉迎に関し、或る無責任の論者も種々の論駁を鳴らして非難攻撃を加ふるもの少からざれども、兎に角今回の出来事は日本公使の尽力に依れりと云ひ、暹羅国王の特志に依れりと云ふのみにても、冷々看過に附すべからざるを知るに足る。宜しく礼を以て之を奉迎し供養するは、是所謂日本仏教徒が二千有余年来仏陀の洪恩に報謝するの追思孝順の一端なり。今回各宗の推薦に依り奉迎正使大谷光演其他数名の諸士は、本月下旬を以て発途に上らんとす。吾曹は茲に諸士の無事帰朝せられんことを祈る、次に

仏骨奉安の場所

に就ても種々論するものありて、未だ確定したる場所なしと雖も、先づ仏骨の神聖を保ち、且亦各宗派に渉りて縁故の深き、殊に各宗祖師出身の淵源たる比叡の霊山に安置し奉るは、最も適當ならんと云ふは、今日社会の輿望なりと云ふ。果たして輿論の問ふ処何れに帰するか、且らく記し得て其佳報を竢たん。今京都市長内貴氏の談話として世に発表せる処を聞くに、曰く、仏骨は霊骨なり宜く之を霊地に埋葬せざるべからず。今全国に於て最も深く且遠く仏祖に縁故ある霊地と云へば、比叡山又は高野山なるが、野山は叡山に比し稍々僻在し、単に真言宗一派のみの霊地なれば、余が公平の考へには叡山を以て最も適當とす。其歴史に富

み各宗中最も古く殊に山城江州一帯を瞰下し、茲に仏骨が安置しありと云へば、信仰の点に於ても大に宜しく、又仏骨奉迎を紹介せし稲垣公使の意も同様なれば、旁々同山を適當とす云々。此は局外漢の意見として且しく参考までに掲くおくのみ。

●仏骨奉迎に関する決議（明治33年5月24日　第一四九号）

仏骨奉迎に付、予て京都に於て開会せらる各宗委員の決議は左の如しと。

◉釈尊御遺形奉迎協議案（決議案）

第一項　帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国に派遣せしむる事

但宗派は真言、臨済、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む

第二項　奉迎使は互選を定て正使一員を置くことを得

第三項　各宗派は暹羅国王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事

第四項　各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事

但物品の価格は合て一千円を程度とす。物品の撰挙は奉迎使の協定に一任すべし

第五項　各宗派毎に奉迎一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱しむべき事

但選定の姓名住所は本日より五日以内に通知せられたし

第六項　釈尊御遺形仮奉置所及奉迎事務所を設置する事

但京都市下京区妙法院前町妙法院とす

第七項　奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし

第八項　奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し

一金一万円奉迎使派遣費、内金千円奉呈物品購入費、同七千円奉迎使往復費、同二千円奉迎使予備費、以上費目は奉迎使に推選せられたる宗派にて之を協議し一時立替ふべし

第九項　御遺形仏事式典は大略左の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事

一上陸会長崎に於て之を行ふ。一奉迎会京都に於て之を行ふ、一仮安置会同上、一拝迎会沿道各所に於て之を行ふ、一拝随会仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項　奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し宗派会議に提出すべき事

一塔廟建設の件、一同上建設地選定の件、一右費用に関する件

第十一項　奉迎使に推選したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事

●特別協議案（議決）

釈尊御遺形を奉迎し及之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝国仏教会を設立すべきこと同会組織方法等は之を宗派管長会議に提出議決を求むべし。

●釈尊奉迎事務所の送別会〔明治33年5月24日　第一四九号〕

去十八日午前十時より妙法院の同事務所に於て、同院門跡村田事務総理を始め常任委員主となり、去る二十二日暹国へ発途せらるゝ奉迎正使大谷光演師、奉迎使前田誠節、藤島了穏、日置黙仙の諸師、随行文学博士南條文雄、台湾布教監督石川馨、録事大学義実、文学士藤岡勝二、栗本医学士、用掛松見得聞、承事浅井兼実、通弁山本安太郎外三上諦音、上村観光、忽滑谷快天、大谷家々従飼田辰一、尾崎英吉、下間頼信の一行を招き、送別の祝筵を開き席上村田総理左の祝詞を述べられ、前田氏之が答辞を成し終て、午後一時頃散会せられたり。

送各宗諸師之暹羅国奉迎釈尊霊骨序

暹羅国駐在公使稲垣君、以状、牒吾国仏教各宗管長、曰客年二月印度人別氏発迦毘羅城附近古墳、得遺骨殉賓及拡銘、以古文記之、仏教博士保氏考證其事、以為釈尊荼毘後其遺裔之所築古墳、英国印度政府乃分其霊骨殉賓於本国及暹羅国、暹王陛下、虔礼甚厚、領之緬甸及錫倫島又以吾帝国仏法尤盛、将貽其一分於吾国仏教各宗、使外務大臣伝旨於我、是無前之盛事、蓋仏法興隆之兆也、其宜協各宗之力以奉迎之於是、各宗相謀設委員、推予総理其事、乃簡各宗派諸師、以奉迎之、発有期、相共設斉以餞之、余乃告之曰吾本師釈迦文仏之聖徳遐邈固無論耳、仏法東漸上下帰依、名僧高徳相踵輩出、渡洋蹈海冒険排難以輝仏日、潤法雨者、史不絶書、然其概止於漢土、遠及印度者寥々寡聞、當時交通不便跡使之然耳、今則万里一瞬、四海比隣、窮欧米、巡宇内、指不遑屈、而至功徳如古名僧者則無聞、蓋有之、我未知之、是豈無故而然哉、夫暹羅雖小、世界旧邦、而為我与国、国王陛下以吾国奉仏教、特頒霊骨、盛旨之所在可知矣、今諸師以各宗簡撰、當霊骨奉迎之事、万里飛航以赴其地、其職也栄、其任也重矣、余聞暹国、上自王室、下至衆庶、無不帰仏、其僧侶持律厳正、戒行尤堅其所執雖小乗、而比之吾国現状、豈其無忸怩乎哉、是尤所當深慮也、夫世界宗教仏法為大、宗義深奥高妙、信徒多殆占宇内人口之四分、而不幸、基本国早衰、大乗妙旨専存於我、是世界仏教者所向許也、而察其実則内顧而疚者頗多、其振刷興隆之任、果是誰之責耶、今釈尊遺蹟顕於印度、暹王陛下、特貽其霊骨於我国、安知非大聖之霊、陰隲其挙、以然乎哉、実可謂仏法中興機矣、諸師能幹其事、以奉迎于此、内之各宗和衷協済、対霊骨如対聖身、虔誠修勤、各務其當務、為其可為、外之大放修教光明、布大乗妙理於彼土、以振刷興隆吾宗、使仏日重輝、法雨永潤、豈非一大美事哉、若夫空失此機無克有為、則豈独負暹王之盛旨哉、辱帝国之体面哉、其奉対大聖霊骨、復何顔拈念珠、披袈裟、以周旋於其間哉、故余以此挙、卜我国仏教興廃隆替之運也、嗚呼諸師往矣勉旃、我刮眸以待其還、

維時明治三十三年五月十八日

釈尊霊骨奉迎事務総理

妙法院門跡大僧正　村田寂順

送奉迎釈尊遺形各宗諸師渡暹

南　台　寂　順

奉迎万里渡南洋　霊物東来是吉祥　預祝諸師回錫処
扶桑仏日更生光」鉄輪截海乱涛開　万里虔迎亦壮哉
大聖似追東漸約　更分霊骨渡洋来」暹王頒贈仏遺形
欣喜奉迎双樹霊　大白牛車容彼土　報恩須布一乗経」

●天台宗よりの暹帝に献上品〔明治33年5月24日　第一四九号〕

今回仏骨奉迎の為め各宗より渡暹せらるゝに付、各宗派に於ても夫々適當の物品或は土産を準備し暹羅皇帝並に其他王室へも献上せらるゝに付、本宗にては盛門三井三山合同して堂塔名藍数十個所を大なる写真に撮り、之を美麗なる帙入仕立と為し（縁由を英訳にして添へたり）献上することに纏り製本の上、右渡暹せらる奉迎使に委托し之が献上の手続を請はれたりと。

●大菩提会の近況〔明治34年3月24日　第一五九号〕

同会なる京都本部にては去月廿日各宗委員会の決議に基き、各宗派より二名或は四名つゝの委員を推選し、都合五十名の委員が全国に遊説する由。釈尊遺形拝瞻会は四月八日より廿八日まで二週間拝胆会を営み計画なり。

●覚王殿建立地に就て〔明治35年7月24日　第一七五号〕

大菩提会本部にては来月下旬各宗派管長会を開き、覚王殿建立地調査委員より京都、東京、三方原の三地方に於ける調査の結果を報告し、且つ愛知県仏教徒より請願せる名古屋附近に建立の件等に付き協議する筈なるが、暹羅国駐剳稲垣公使は此程大菩提会愛知支部へ左の書面を送りたる由。

本年四月廿八日附貴翰拝誦、陳ば覚王殿建立地の撰定に付ては各宗各派意見を異にし、或は東西両京の申或は三方原等各自地方の便利を主眼として其地点を争ひ其弊の及ぶ処堂々たる各宗管長会議の神聖尊厳をすら毀傷するに立り候事は、時々各新聞雑誌上にて承知仕□歎大息罷在候次第に有之候生等局外の眼を以て公平に之を観察するに、斯の如きは和合忍辱を第一とすべき仏教徒不作応の行為なるのみならず。抑も又暹羅国王陛下が釈尊の遺骨を日本全国各派仏教徒一統に対して平等に贈与あらせれたる叡慮に背反するものにして、之を一昨年奉迎使渡暹羅の當時各宗派管長の連署を以て、

前略尚又御遺骨奉迎後、永遠護持□致旨儀に付ては暹羅国王陛下の叡慮に背反し、或は閣下の御懇念を空しくするが如き儀は、誓て致不申候云々と。

誓言せられたる真意に照鑑するに、爾後本件に対する各宗各派仏教徒の言動徒らに自尊排他を是れ事とし、為に二星霜の久しきに渉りて土地の撰定すら未だ其目的を達する能はざるが如きは、前記誓言と相容れざるの形跡あるを免れず。是生等が深く以て遺憾としたる処に有之。殊に本年九十月の交、暹羅国皇太殿下御来朝の儀も確定し、両国政府に於ても夫々準備進行中なる時機に當り、翻りて我仏教徒の現情を見れば実に前述の如き

次第なるに付き、生等は窃に苦心焦慮に不堪置在候折柄、愛知県に於ても有望なる覚王殿建立地撰定相成同盟会の一大団体組織せられ、地を東西両京の中央仏教有縁の地なる名古屋市附近に相して、釈尊の御遺骨を奉安して以て内は仏教各宗の融和統合を謀り、外は暹羅国王陛下の叡慮に副はんとするの目的を以て、各位も熱心御尽力の趣にて右御企画の趣旨に賛成可致旨御懇情に預り候処、右は平素の宿志と全く一致せる御企図にして、此際一日も早く奉安地決定の上堂塔建立の準備に着手方必要なる折柄、茲に満腔賛成の意を表し申候。

又本件御運動の模様、逐一陛下へ及奏聞候処、殊の外御満足に被思召候旨

御綸旨有之候ニ付段此御迎知申上候、又陛下より御寄進御予約相成候件に付、準備整頓次第御通知相成度拝復。

●覚王殿建立の催促〔明治35年8月24日　第一七六号〕

暹羅国皇帝より仏骨を分贈せられし以来既に二ヶ年を経るも、未だ覚王殿建立に至らず。同帝には時々稲垣公使に向て御下問ある趣きにて、両三日前同公使より真宗各派管長に対し、速かに建立の運びに尽力せられたき旨依頼し来りし由。

●各宗派管長会議〔明治35年8月24日　第一七六号〕

大菩提会にては覚王殿建設地撰定の件に付き、急に各宗派管長会議を開くの必要あるを以て、去月下旬同会本部に於て、其日時及会場等に関し協議せしが、八月中旬は盂蘭盆会にて各寺院多忙なれば、同月下旬を以て開会することと為したり。会場は例の如く妙心寺内龍泉庵の予定なりと聞く。

●覚王殿奉安地確定〔明治35年10月24日　第一七八号〕

久しく各宗派間に於て覚王殿奉安地に付て競争したるが、遂に名古屋説に確定したり。

●暹羅公使と菩提会〔明治35年10月24日　第一七八号〕

新任日本駐在暹羅公使ラージャー氏は、去る廿三日附を以て日本仏教諸管長に宛て、下記の書面を覚王殿土地選定委員会へ送り来れり。「拝啓茲に謹でフラジナラジの名を以て知られたる釈尊聖像の臘製縮小の模型を日本仏教団体に呈上仕候。此御像は暹羅国に於ては最も神聖なる物に御座候。幸に此些少なる贈物を受納せられ、之を一昨年我暹羅国王陛下より諸氏へ御下賜相成たる釈尊御遺形と共に、近々諸氏の御建立相成るやに承り候殿堂内に御安置被下候はゞ、拙者満足不過之候。」

●政務局長と覚王殿〔明治35年10月24日　第一七八号〕

外務省政務局長より、去月十六日附を以て各宗派管長委員会に早く奉安地の決定を促せし由なるが、其書面の写は左の如し。

拝啓陳ば、来る十二月暹羅皇太子御来朝可被遊候に就ては、先年同国国王陛下より御贈与に相成候。釈尊御遺形は速かに各宗

管長各座下に於て適當の地所御選定の上御奉安相成、同陛下に対し満足を与へられ候様希望致候、此段得貴意候。　敬具

●各宗派会監会〔明治35年11月24日　第一七九号〕

同会は去五日、妙法院に開会前田誠節氏仮議長として正副議長を選挙したるに、議長に華園澤称師、副議長に土宜法龍師當選し、暫時休憩後、土宜師議長席に着き議案を配布したり。議案第一号本年一月各宗派会議に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認するの件、同第二号正副会長の辞任を認容し、更らに改選の上三日間内に新旧事務の引継を為す件、同第三号釈尊御遺形は十一月十五日名古屋市に奉遷するの件、同第四号御遺形奉遷に関する諸般の事務は大菩提会の新役員に於て担任する件、同第五号大菩提会本部は諸般の事務を整頓し御遺形奉遷と共に名古屋市に移転するの件、同第六号各宗派に於て門末一般に本年十一月十五日付を以つて大菩提会事業を翼賛すべき旨諭達を発する件、同第七号御遺形奉送迎は各宗管長以下各宗派當路者挙て之に従事する件等にて、何れも多少の質問ありしも読会を省略し午後四時議了し、夫より村田、前田正副会長其他理事の辞表を承認し、新菩提会の正副会長の選挙に就て瑞岳惟陶師の動議にて協議会に於て決定せし通り会長に大谷光演師、副会長に日置黙仙師推選し、部長六名は曹洞宗一人、大谷派一人、日蓮宗一人、妙心寺派一人、真言宗一人、天台宗及真盛派一人を各其の宗派に於て選定し届出づることとし、理事六名の中三名を僧侶し、三名は俗人より出し、評議員九名は部長を出さゞる宗派に於て選出し届出づることとなり、尚ほ引続き決議事項実行の上凝議を為したり。

●仏教家渡暹の建議〔明治35年11月24日　第一七九号〕

前項記載の大菩提会会監会各宗派会へ村田寂順師より提出したる（各宗派管長宛建議の要旨左の如し。

建　議

明治三十三年六月、世界唯一独立仏教国大暹羅王陛下至仁博愛の　聖旨に依り、億載難遭なる釈迦大覚王尊の御遺形を我邦仏教徒一般に頒賜し給ひて南北仏教の一致を図り、二十世紀文化上の一大光明を発輝すべし有形無形に広大円満の仁□を蒙れり。斯る宏洪なる恩波に浴したる大日本国四千万の緇素は、何等の事を以て海嶽の優恩に報拝奉る可きかを慮り賜、苴に安んずる能はざる所なり。右に付ては御遺形奉迎の後、再び各宗派を代表して使節を派遣し、暹王陛下并に皇后陛下の恩風に対し土物を貢し謝敬陳べき奉る可きをも之を延緩し、幸に仏教図書館御建設に付、稲垣公使の勧奨に□り各宗派所依経論書籍を貢献せし宗派の多に至りしも、之を以て未だ報効の誼に當つるに足らざるに、慚愧の至に堪へざるなり。熟々惟るに暹羅国は、王公貴族を始信教の純厚なる先ず必づ授戒伝道するの後ち、始て王位又は大臣の位に就かせらるゝの制規にして崇道信教に至誠なるは、印度支那日本現今宗教界の比に非ざるは霄壌も啻ならずと雖も、憾らくは所弘の経典純ら小

乗教にして、未だ大乗教の芽苗無きに抱□に堪へざる所なり。是則同一仏教者として之を膜外に顧みざるに忍びざるや。尚ほ今や恩充ち報屈するに當り、我国各宗派中より学識に富める英語を能くする者二三名を選抜渡暹せしめ、新たに大乗仏教の種因を植芸し、仏出世の本懐を三千載の今に暹羅国に扶宣し、一乗の法雨を以て普く三草二木に潤沢せしむるを得ば、事簡にして功績の理外に多からんことは識者の議を待たるべし。幸に不日暹羅国
皇太子殿下我国観光の為め来啓せらるゝを聞く。冀くは各宗派を代表し謁を乞て丹衷を上稟し親しく命令を奉け、従前遅延に属せる大日本国仏教者全体の感恩謝敬を表彰するの端緒を発かれんことを切望して歇まず、虔で各宗派管長猊座下に涜告し大議の明裁を乞ふ。

●菩提会事務引継〔明治35年11月24日　第一七九号〕

大菩提会の新旧正副会長外役員の事務引続は、去八日菩提会本部に於て受渡しを為せし由。又会計事務は、今後は僧侶は直接に取扱はず、俗人をして担當せしむる筈なるが、右に付本部なる会計諸帳簿は、近日名古屋市より同地の各銀行員一名づゝ来京して之れが整理を為し引継を受くる都合なりと云ふ。

●仏骨奉遷彙報〔明治35年11月24日　第一七九号〕

宗教界の一問題たりし釈尊遺形を奉安すべき覚王殿建設事件は、今般各宗派会に於て名古屋に建設することに決議纏りたるに付、本月十四日午後二時より妙法院なる仏骨仮奉安殿に於て村田前会長導師となり、共同各宗派の法要を修行せり。その次第は第一皷鑿衣、第二皷列衆、第三皷昇殿にて、夫より職衆着座し、次に導師登壇し、導師は三礼如来瞑次に法則、次に始経普門品、次に六種回向、次に導師下礼出殿、次に職衆出殿にて午後三時半終れり。参列者は各宗派管長代理者及□派の重役にて俗人の参拝者も七八十名ありと。▲翌十五日前八時、七条発臨時別仕立の列車にて名古屋に向ふ筈にて、同日前六時妙法院出門にて、何れも各宗派の浄侶二百有余名は腕車にて七条まで見送をなせり。霊骨は別の唐枢に納めて各宗派管長が護持し、輦轂は貨物列車に載する筈なりと。▲七条より名古屋に至る各停車場には、何れも各宗派の浄侶信者は奉迎を為し、既に列車にて名古屋に到達するや、満地の参拝人は絡繹として停車場の内外に蝟集せし其数幾十万なるを知らず。該地新聞にて詳細なるも今其一班を紹介せんに。▲午後一時四十分御遺形櫃、六角宝輿、其他附属物を奉載せる臨時汽車は笹島駅へ安着し、便乗の奉迎委員も同時に到着したり。之ら先き暹羅国公使フテヤーロジャーナプヘバンド氏は米国文学士、佐藤毅青山市長と馬車を駆つて笹島停車場に来り。後藤書記官亦同駅に待受け、大菩提会本部中村勝契、土宜法龍の両師、協賛会の服部幹事長、加藤、白石、谷口の諸氏を始めとし、各役員奉迎員各公職、新聞記者百余名はプラットホム東側に整列して出迎ひたり。而して同列車には奉送者なる各宗管長門跡、各管長代理村田

前会長、前田前副会長、日置副会長、各宗執事、随行員人夫二百余名便乗したり。斯くて宝輿は各宗僧侶整列の中を白衣の仕丁十数名にて之を舁き、プラツトホームを出で一先づ笹島仮奉安所に奉置せられたり。此間始終烟花を放揚し中天溌々の声ありし。▲笹島御発輿宝輿は暫時仮奉安所に奉置せられしが、其間に既記の行列の順序により警官並に各人行列の斡旋にて数万の参拝者を排し、辛うして伍列を作し順次に繰り出しつゝ初めぬ。▲笹島、万松寺間の行列は未曽有の盛観にして、行列に加はりし四十余の仏教団体講中、各宗僧侶、官吏、公職者、奉迎員等其数無慮二万余人、行列の延長二十余町に亘れり。匠工組合員二百余名揃の菅笠を戴き、礼服着用して先払に立ち、次に空也堂道士異様の法衣に鉦、瓢などを携へ、空也念仏を唱へつゝ練り行き、當日の一異彩を示し夫より大谷派中学生、仏教各団体夫々一定の装束にて附随し、各宗規定の法衣を纏ひ、次で各宗管長、同代理、村田前菩提会々長腕車にて之れに従ひ、暹羅公使は佐藤、青山二氏同乗馬車にて之に次ぎ、小林倫□氏の率ゆる奏楽一隊は慶雲楽を奏しつゝ之に次ぎ、花車一輌金襴仏旗一旒、唐櫃、四天王旗之に次ぎ、茲に宝輿（御遺形）を奉じ、奉迎旗之れに次げり。而して大谷新門主は柳橋迄徒歩にて列に在り、夫れより腕車にて日置菩提会副会長奉迎使各宗本山僧侶、同重役及地方取締、仏教有志団体奉迎者等を導けり。▲宝輿仮奉安殿に入る。　別項所載の順路を経て、午後四時頃漸く行列の先頭は仮奉安殿なる裏門前町万松寺に到着せしが、さしもに多数の行列者を同境内に入場せしめんこと能はざるより同寺に着したる行列者は、逐次門外に退かしめしも着輿の際には、尚ほ境内僧侶を以て充ち同寺の堂上堂下は殆んど余地を見さりし、斯くて宝輿は設けられたる同寺本堂正面の仏堂に舁据ゑられ暹羅公使、大谷新法主、村田前会長、日置師、其他一同参拝焼香を了つて午後五時半頃何れも退場したり。

▲京都より御送として宝輿に随従せし重なる人は、左の如し。

妙法院門跡、融通念仏宗管長清涼得善、西山派管長清水範空、日置、前田、藤島の三奉迎使、妙心寺派管長代理池田沢州、同本山代表釈等顧、同執事青山□完、日蓮宗管長代理川合日辰、東福寺管長代理、泉宗瑋、林秦□、黄檗宗管長代理、鈴木恵眼、大徳寺管長代理、小堀宗長、相国寺管長代理牧野宜厚、建仁寺管長代理後藤文宸、大谷派管長代理堅田勝増、曹洞宗管長代理福山黙童、興正寺管長代理三原俊栄、天台宗管長代理高木習道、木村観順、時宗管長代理加納法順、仏光寺管長代理物部長寛、仏光寺管長代理足利義三、華厳宗執事筒井寛量、其他菩提会評議員役員其他各宗派の役員等二百余名なり。▲十五日より向ふ一週間仮奉安殿に於て参拝結縁の為開扉を行ひ、法会中地方各宗派輪輿交替を以て供養法要を執行せりことゝて、先最初天台宗の當番にて初日は前会長たりし村田大僧正の御導師にて、其他本庁より奉送せし役員地方諸寺院数十名の出仕にて法華三昧の法会を営みたり。

●暹羅皇太子殿下妙法院へ御成〔明治36年1月24日　第一八一号〕

我国に御来朝せらる暹羅国皇太子殿下の一行には、本月三日京都ホテルを御出門にて妙法院に成らせらる其摸様を聞くに、同院門内には緑門を造り、国旗を高く掲げ紅灯を蛸釣し、之れが両側には大森府知事、高木警部長、内貴市長、藤本参事官、西村商業会議所会頭、村田妙法院門跡を始め各宗管長門跡等奉迎し、夫より同院御便殿に充てたる御座に於て御休憩あらせられ、同十一時村田門跡の先導にて震殿内陣に入御（同殿には、曾て暹羅国帝王より仏骨と共に給はりし金像釈尊の摸型を安置せり。仏殿南面に設けたる御座に着座せらるゝや、震殿前の土上には空也堂の僧侶十余名念仏踊りを為し、村田門跡は上表文を朗読す。（此時参列者一同立礼）畢りて吉田佐吉氏は上表文を英訳して朗読し、殿下には左の御答辞遊ばされたり。

今日は懇請に由て此の盛なる式に臨み、日本仏教各宗高徳に面会し、殊に前の大菩提会長より我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは深く感謝する所なり。帰国の上父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存ずるなり。冀くば同一宗教なる日暹両国も親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して教を弘められんことを云々。

次で仏前に進み、御焼香御跪拝あらせられ便殿に御復座あり。此間空也堂の念仏絶へず、最も殊勝に思はれたりき、次に便殿に於て各宗管長門跡并に重なる役員等に拝謁を仰付けられ、尚ほ村田門跡に対しては渡辺式部官の通話にて丁寧なる御挨拶あり。同十一時四十八分妙法院を御出発、三十三間堂へ立寄らせられたり。村田門跡の上表文は左の如し。

恭惟

大暹羅国皇帝陛下叡聖文武明徳淵穆篤敬二三宝一大重二仏法一親愛之弘延及一大日本国忝レ分二賜印度発掘釈尊霊骨及相伝釈尊金像於我国仏教徒一

皇后陛下寄二賜貝葉聖教及親製金玉織成錦袱一我国各宗相共専使奉迎仮奉二安於我平安妙法院門跡宸殿一設日本大菩提会一将下建二営覚王殿一安二置霊骨一益宣二仏徳輝中慧日上而各宗会議之所レ決定二地於愛知県一遂奉二遷霊骨金像及附属賜品一畢寂順心事仏知天知今復何言因摸二鋳其金像奉一安吾宸殿一永以為二紀念一夙夜奉事且欲下衆人瞻礼弥広中結縁上也区々之事以汚二　聖聴一者欲下窃陛下総慧照中知此事上也今也

大暹羅国皇太子殿下東邦巡遊幸辱レ臨二尺　恩顔一欣喜何勝益祈二両国交親仏法弘通　大聖恩徳無レ窮也別福普賢延命尊者是我門跡之先世尭恕親王之所レ画也夫吾門跡者日本天台之名刹伝教大師之所レ創

後白河法皇実為二中興祖一故号曰二門跡一世々皇族為二法親王一以住レ之至二明治維新一焉尭恕法親王者

後水尾天皇第八皇子夙入二台門一実為二天台座主一妙法院宮第三十五世門主一修二業於叡嶽一二十余年学徳双高興二隆寺門一著述等身事詳二于行業記一我宗祖伝教大師開二創比叡山一為二王城鎮護一従レ是　歴朝崇信尤厚恒例勅二本院法親王一修二普賢延命大法一以祈二

玉体　安穏宝祚延長ニ此画像乃為ニ勅願修法ニ所画也因今新加ニ装
裱ニ奉レ献以祝下祷
大暹羅国皇帝陛下
皇后陛下
皇太子殿下福徳円満宝寿万歳上一以奉レ謝ニ聖思菖分一ニ一以為ニ
南北仏教交通之端ニ是非ニ独寂順之志ニ実所以レ表ニ我国仏教徒之衷
情ニ也冒ニ瀆尊厳ニ無レ任ニ屏営之至ニ
大日本帝国明治三十六年一月三日
釈尊御遺形奉迎事務総理兼日本大菩提会前会長
前天台座主妙法院門跡大僧正村田寂順
誠惶誠恐稽首　和南

次て、去る十日京都滞在の暹羅皇太子殿下、御旅館京都ホテルより妙法院門跡村田寂順を御召しに相成り、同師は即刻来殿せられし処、殿下は親しく御面謁京都滞在中配慮せし旨奇特御挨拶あり。紀念として銀の花瓶二個及同殿下の御写真自ら御署名あつて下賜せられ、続て又専使を以て殿下の各随従の名刺を持たせ、最後の出立の御挨拶ありたり。

●覚王殿敷地登記に就て〔明治36年6月24日　第一八六号〕

大覚王殿敷地は、愈々名古屋市附近なる月見坂附近と決定したるに、就ては十二万四千坪余の大区域を日本大菩提会の所有に登記せざるを得ず。然るに日本大菩提会の組織は、此登記を受るに就て、未だ其例なき事にて普通の法人体や個人とは其趣を異にするより、一時先づ仮登記を為すの止むを得ざりしものありし由なれど、頃日種々其筋に向ても問合す所ありて、頗る好都合の方法を研究せし趣なれば、不日に愈々本登記を経ることゝなるべしと云ふ。

●稲垣公使と覚王殿〔明治36年8月24日　第一八八号〕

京都と争ひて名古屋に迎へ皈りし仏骨は、之を納むべき覚王殿の成らざる為、万松寺内なる一院に仮に安置しあるが、夫の拾参万六千円の出金問題尚解決せず。帰朝以来此事に奔走し居たる稲垣暹羅公使、再び名古屋に抵りて右の処分を協議せん筈なりしに、前田誠節使差支ありて来らざりし為、公使は日置黙仙師及び加藤重三郎（市会議長）と共に京都に入り、村田寂順、前田誠節師等と会見し負債始末の処分（稲垣公使は為に刑事被告人を出すも已むを得ずとの説を持せりと）を協議せし由なるが、何分先立金の無き相談なれば、結局纏まらざりしよしにて、稲垣公使は今日神戸出帆の芝罘丸にて清国漫遊の途に就き日置、加藤氏は已に名古屋に帰れり。尤も覚王殿新設に熱心なる吉田禄在氏は、四面楚歌の声に屈したれば加藤市会議長之に代るべく、一説には京都に対する問題解決し、名古屋市民の一致する上は東京某銀行に於て仏骨を担保に貸金なすべしとの内議ありと。

◉日暹寺創立許可と制規〔明治36年10月24日　第一九〇号〕

日暹寺創立請願は意外に捗り、今日の摸様にては四五日中に許可

の沙汰あるべき摸様なり。従つて當名古屋に開く同盟各宗派会は、意外に早く開くやも知れず、京都に於ける同盟宗派たる大谷派本願寺を初め各本山にては、同会には概して管長代理を出席せしむるよし。又日暹寺の宗制寺法とも云ふべき制規なるものと聞くに左の如し。

制　規

暹羅国皇帝陛下より釈尊御遺形并びに御尊像を本邦仏教徒に頒貽せられたるに付、大聖世尊の洪□に報じ寄贈、皇帝陛下の叡旨に答へ宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め創立せられたる寺院にして、天台宗、天台宗門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨済宗妙心寺派、臨済宗建長寺派、臨済宗円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華厳宗、真言律宗に属する者なるを以て関係宗派商議の上、左の条々を協定し之を覚王山日暹寺の制規とす。

第一条　日暹寺住職は其任期を一ヶ年とし、左の順序に従ひ関係宗派管長順次之を任命するものとす。

天台宗座主　三　津　玄　深
天台宗寺門派長吏　直　林　寛　良
天台宗真盛派管長　石　山　覚　湛
真言宗長者　長　宥　匡
浄土宗西山派管長　勝　川　相　善
臨済宗妙心寺派管長　関　実　叢
臨済宗建長寺派管長　釈　宗　演
臨済宗円覚寺派管長　釈　宗　演
曹洞宗管長　森　田　悟　由
真宗大谷派管長　大　谷　光　瑩
真宗高田派管長　常　盤　井　尭　熙
真宗興正寺派管長　華　園　沢　称
真宗仏光寺派管長　渋谷微妙定院
真宗出雲路派管長　藤　善　聴
真宗誠照寺派管長　二　条　秀　源
真宗三門徒派管長　平　光　円
真宗山本派管長　藤　原　善　住
日蓮宗管長　浜　日　運
時宗管長　河　野　宏　通
融通念仏宗管長　清　涼　得　善
法相宗管長　秦　行　純
華厳宗管長　佐　保　山　普　円
真言律宗管長　佐　伯　泓　澄

但し、任命すべき當番宗派の管長にして欠員又は事故の為めに任命すること能はざる時は、逓次次番を當番とす。

第二条　日暹寺輪番住職は執事一名、理事二名として庶務を処理せしむ共、任期は一ヶ年とす。

但し、理事一名は関係宗派の評議員会之を選任し、其期を

三ヶ年とす。

第三条　日暹寺信徒の互選により信徒総代十名を置く。

第四条　日暹寺は関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織す。其任期は三ヶ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす。

評議員会に提出すべき事項

一、財産管理の方法

二、毎年度の収支予算

第五条　評議員会は顧問三名を関係各宗派管長の中より撰出し、其任期は三ヶ年とす。

第六条　輪番職に毎年四月一日に交代し、新住をして日暹寺を統管すべし。

第七条　日暹寺輪番住職は評議員の決議を経て関係管長の許可を得るに非されば、負債を起し其他財産上の処分を為す事を得ず。

第八条　日暹寺輪番住職は毎月其収支決算書を調製して関係宗派管長に報告すべし。

第九条　當番宗派管長は輪番住職中、事務の請願文書の往復等に奥書するの義務を有す。

第十条　日暹寺執事は輪番住職に依り撰任せられ、其旨を承け寺門の内外の事務を執行す。

第十一条　日暹寺理事二名の内、一名は輪番住職之を任命し関係宗派評議員より撰出す。

第十二条　日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し寺門外護の義を有す。

第十三条　日暹寺顧問は寺門の内外を協商して財法二途の円満を計る責任を有す。

第十四条　日暹寺職員は寺産明細帳并びに仏具什器の台帳を設備し、混乱なく引継を了するの責任を有す。

第十五条　日暹寺輪番住職并びに職員違規あるに際しては、在籍宗派の規定に拠り當該宗派管長懲戒処分を為すものとす。

第十六条　制規は評議員三分の二以上の賛成を得て関係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変書するを得ず。

●各宗派管長より暹国皇帝への上奏（明治36年11月24日　第一九一号）

稲垣公使帰任に付、同盟各宗派管長よりは、同公使に托して左の奏状を呈したり。それにつき、此の英訳をも添へ出されしが、昨年来菩提会より暹国への送付の英文は総べて本宗の長谷宝秀師の手にて作くられ、差し出し来り居りしが、此度は時日切迫に付、稲垣公使が帰航船中にて訳文を作り添出さるる由。

大日本仏教各宗管長等仏陀照鑑の下に謹で一書を裁し、大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光栄を有す。去る明治三十三年六月十五日恩頒を忝うせし釈迦牟尼仏御遺形并に金像仏を奉安の為め、今回尾張国名古屋市附近田代村の勝地を撰て奉安殿を建築

する事に決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覚王山日暹寺と称し奉安護持し、永く
貴国皇帝陛下の恩頒□慶を不朽に伝へ以て、仏教□宗派及び信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くば閣下、此意を諒し貴国皇帝陛下に下名等の摯実なる誠意を執奏せられんことを希望の至りに堪へず。茲に下名等□謹んで
大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、併て閣下に対し満腔の敬を表す。
大日本明治三十六年十月十九日

天台宗座主以下連名

大暹羅国皇帝陛下

宮内大臣閣下

●覚王山日暹寺住職〔明治36年11月24日　第一九一号〕

同寺住職は最初に天台座主兼任することに内定し居れども、現座主三津玄深師は本月満期にて大阪四天王寺の吉田源應師其後を襲ふ事となり居るに付、同師座主に就職すると同時に、日暹寺住職兼任の許可を内務省へ申請する都合なりと。

●日暹寺住職更代〔明治37年8月24日　第二〇〇号〕

覚王山日暹寺住職なる本宗座主大僧正猊下には寺規に従ひ、去る四月中御辞職に相成たるも、後住者に付き各宗派間の交渉に非常の日限を要せしが、今回其順位なる本宗真盛派管長大僧正石山覚堪師が去月御就任に相成たる由。而して仏骨の名古屋へ、移転已来幾多紛擾の為、奉安殿の建築に着手するを得ざりしが、今回愈愛知郡田代村八事山に覚王殿を建設する事に決し、去十五日地鎮祭を執行し引続き建築に着手し、来る十一月十一日迄に落成を告げ、十五日移転式を挙行せん予定なりと謂ふ。

●妙心寺派管長遷化〔明治37年10月24日　第二〇二号〕

臨済の巨刹華園妙心寺に於ては、先々月前田誠節、釈等顧氏が寺班金費消事件に付き、一派の大紛擾を起し、遂に二氏をして刑事問題に訴へ、目下紛議中なる事は京阪新聞に屢次報道する処なるが、折も悪しく管長関実叢師には、去る廿一日午前六時腎臓病に因して急性脳充血を起され、忽然遷寂せられたりと。吾曹は同派の為め深く哀悼の意を表する也。然して一派の紛擾も臨時議会を召衆して前後の策を講じられたれば鎮静に皈したりと。然るに前田、釈の両氏は、例の大菩提会負債問題に関し種々込入たる問題を惹起して、容易に終局を告ぐるに到らざる由。仏門のため痛嘆の極みにこそ。

○日暹寺仏骨奉安会〔明治37年11月24日　第二〇三号〕

先年来、兎角の風評断へざりし覚王山日暹寺の建立及び仏骨遷座は、いよ〳〵去る十五日を以て挙行せられたり。これより先撰地の有志者並に関係者は、非常の苦心奔走の結果、名古屋市を東北に去る一里許りなる田代村月見坂に地を下し、本堂書院玄関庫裡

凡て四棟中にも、本堂は九間に五間の建築にて可なり。宏荘に落成せしかば同日午前九時三十分、従来の仮奉安殿名古屋市裏門前町万松寺出発の筈なりしが、降雨の為十時三十分を以て出発、左記行列順にて新殿へ着、同県知事並に参事官等臨席していと厳重なる奉安の式を執行し、殊に暹羅国公使は當日該式に列して祝詞を朗読し、其他参列員の祝詞知事の答辞等あり。當日遷座の行列員は無慮一万余拝観の群衆堵の如く非常の賑わひなりしと云ふ。希くは此の機を外づさず勇奮一番内容の整理を得て、再び余りに芳んばしからざる風聞を耳する無くんば幸なり。

釈尊御遺形遷座之次第

明治三十七年十一月十三日御送遷式執行（午後一時ヨリ）

同十四日覚王山日暹寺上棟式執行　（午後一時ヨリ）

奉遷順序

同十五日午前九時三十分仮道場御発輿正午日暹寺御着

（但し雨天順延）

御　通　路

御道筋ハ名古屋市裏門前町万松寺ヲ出テ門前町　末広町　鉄砲町　玉屋町　本町ヲ東ニ曲リ　京町　中市場町　石町　鍋屋町　代官町　筒井町　東矢場町ヲ経テ　愛知郡千種町字池ノ内及ビ池下ヨリ蝮池ノ西堤ヲ南行シテ田代村字月見坂ニ出テ正門ニ入リ御本殿ニ着

行　列

○先払○天童子○二十五菩薩○六金色旗○空也講○各宗尼僧○各宗学校生徒○奉遷紀念会々員○各宗派寺院○臨済宗各派○黄檗宗　○日蓮宗　各派○真言宗各派　○天台宗各派　○真宗各派　○曹洞宗　○浄土宗各派　○暹羅国公使　○楽師　○前住職　○仏旗　○宝輿　○旗　○現住職　○奉迎使　○各宗本山住職　○各宗取締　○官公吏　○名誉職員　○各新聞記者　○菩提会々員　○御花講員　○御仏供講員　○菩提講員

一参列ノ僧侶ハ其宗派規定ノ正服ヲ着用シ、俗人ハ礼服ヲ着用ノコト

一参列者ハ靴又ハ草履ヲ用イ凡テ徒歩トス

但、礼帽ノ外套並ニ傘ヲ用ユルコヲ許サス

一行列ハ凡テ二列トス

各宗法要日割

十一月十五日　天台宗各派　　同十六日　浄土宗各派

同　十七日　臨済宗各派　黄檗宗　同十八日　真言宗各派

同　十九日　真宗各派　　同二十日　曹洞宗

同　廿一日　日蓮宗各派

但シ、毎日午後一時ヨリ法要　天童子　音楽入

覚　王　山　日　暹　寺

○妙心寺の差押

〔明治37年12月24日　第二〇四号〕

二万八千円の元金に九千六百円の違約金、之れに高歩の利子を加へて合計金三万九千円を請求額として妙心寺に談判を持込みたる大橋銀行は、遂に本月二日より三日に掛け、執達吏田中恭次郎、

渡辺幸明の二名を送りて差押を為し、京都博物館出陳の宝物数点をも差押を為したりと云ふ。

○前田誠節、釈等顧〔明治37年12月24日　第二〇四号〕

別項の如く妙心寺は有体財産の差押を蒙むりたるが、此の乱脈を生ぜしめたる前田、釈等の人々は客月二十二日京都地方裁判所に於て予審終結し重罪公判に付する旨を宣告されたるも、三日以内抗告も為さず愈々公判に付さるゝことゝなりたる由。罪名は私印盗用公私文書偽造行使詐欺取財なりと。

●妙心寺対銀行事件の落着〔明治38年9月10日　第二二一号〕

妙心寺対銀行事件の落着せる大体の条件と云ふを聞くに、

妙心寺より前田、釈両人に対する刑事々件に付帯して、四十九京都両銀行に係る公債證書返還請求の私訴は取下る事▲妙心寺は前田、釈両人に由り、拾万円債務の担保として両銀行が占有し居る公債證書取戻請求の権利を抛棄し、両銀行は金参万弐千円を妙心寺に交付すること▲妙心寺は右の対償として、同寺より菩提会へ貸付の債権中金参万弐千円と其利息をも無保證にて両銀行に譲渡すこと▲両銀行は金拾万円に対する利息を請求せず、妙心寺は両銀行占有の公債證書全部の利札の返還を請求せざる事。

此外片山茂三郎への債務に就ても解決したるが、右等の件は目下久留米に帰錫中の東海管長へ報告の為、古川大航師出張中に付、其報告済み次第発表する筈なりと。

●日暹寺と大菩提会〔明治38年11月15日　第二二五号〕

日暹寺と大菩提会とは全く別物なりとて、此の程同寺住職の次番たる真言宗管長へ宛、同寺関係者より差出したりと云ふ書面は、

日本大菩提会は、各宗派に於て覚王山日暹寺創立已前に組織せられ、其目的は御遺形奉安にあるも、日暹寺創立の現時にあつて、覚王山日暹寺は日本大菩提会と全く別種にして何等関係を有せず候条、此段得き意候也。

覚王山日暹寺住職
大僧正　石山覚湛
右寺執事
僧正　中村勝契
右寺信徒総代
吉田禄在
同
加藤重三郎
同
三輪常七

●本願寺は弐万円を日暹寺に寄附するに至らん〔明治38年12月20日　第二二八号〕

日暹寺建立に就ては暹羅国との関係上、外務内務の當局者は特別

の保護を為し破格的に建立されたるより、今日も内務當局は其の保護に尤も注意を作し居る由なるが、此の程本願寺派管長上京の節、宗教局長ら彼の弐万円寄附の事如何とありしに、其は自分の欧行中の事に就き、更に取調べんとて退きしが、其后菅了法師を以て當初の主意は各宗共同上京都に建設の所存にて寄附を申出しも、其後名古屋の有志が建設するとのことより等閑になり居るも已に建設も済みしことに付、何分の協議を内局の者と遂げ取り計らひ致すべしと答へて西帰せりと。

（古義真言宗）「伝燈」

●仏骨頒賜に就て暹羅駐在公使の書面〔明治33年3月28日　第二一〇号〕

今回暹羅国盤谷府駐剳本邦公使稲垣満次郎氏より本邦の仏教各宗派へ釈迦仏の遺骨及び遺物を暹羅国王より本邦仏教徒へ頒賜せらる旨を申越されたり。本宗にても既に其の書に接したるが、其の文中に、今回の事たる実に南北仏教を一致せしめ仏教の光明を宇内に発揮せしむべき好機なり云々の語あり。我が仏教徒たるもの奮励一番稲垣公使の語を事実に見る様致したきものなり。左に全文を掲げて読者に紹介せん。

各位倍々御清適為邦家大賀候、小生熟々世界宗教界の大勢を察するに、仏、回基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後印度より支那日本に亘りて尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗ずべきあり。此等南北両仏教の一致を計り数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るべからざる者あり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく。仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を発揮すべし。仏教徒の天職亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にして、諸氏等先達の責任亦是にあることゝ信候。

而かして、小生は今諸氏と共に仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ビルラハラに於て、ペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（遺物発見の記事別紙御参照相成度候）をは仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し當国王陛下亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には、錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下亦聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるものゝ如何に教徒の熱信を昂かめ渇仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金合龕中、基督磔刑の古釘が常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を落さしむるが如き、或はクリミヤの大戦亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し、或は独帝ゼルサレムに巡拝し給ひしが如き所謂聖地聖物なるものゝ如何に欧米基督教国の民に渇仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実に仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち仏界一振の盛挙に出られんこと熱望に不堪候。

當国王陛下が我国仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦よりの派遣委員に対しては、謁見等の御厚待をも賜はるべき旨是れ亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずして我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より可成高徳博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御撰び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月　　日

在暹羅国盤谷府日本帝国公使館　稲垣満次郎

○聖物発見の由来

釈尊降誕の地カピラヴツを距る数哩ピプラハワに、地主ペツペ氏なるものあり。数年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発掘せば何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之か発掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからず。地下二十呎にして仏教史に一新時期を画すべき一大発見を為すに至りぬ。其発掘せし品々は（一）石櫃一個（二）水晶及蝋石瓶二個中、一個は記銘あり。（三）遺骨及遺灰（四）塗灰及木皿の破片（五）宝石其他装飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスチの収税官ラマ、サンカー氏に報じ、且つ添ふるに蝋石瓶の銘文を以てせり「サンカー氏ペツペ」氏の書を領するや、氏は更に之を熱心なる仏教学者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明

かにせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌 Pioneer に博士ホヱイ氏の論文あり。又ロイヤル、アヂアチツク、ソサイチーの報告書にペツペ氏の聖物発見に関する記事あり。就て見らるべし。

●各宗委員会〔明治33年4月28日　第二一二号〕

洛西妙心寺に三たび開会せし宗教委員会は、去二十日を以て結了し、仏骨を迎ふる為め、諸般の準備を協定し東宮御慶事奉祝の事を決したり。奉迎協議案、特別協議案、（仏骨塔廟建築及び地所買入の件）帝国仏教会設立の件を議定し、次に　皇太子殿下御慶事奉祝献上品協議案を議決し、其委員には議長より稲葉元厚（妙心寺派）小林栄運（真言宗）土屋観山（大谷派）名和渕海（本願寺派）河野良心（時宗）の五師を指名し、尚ほ仏骨奉迎事務所を大仏妙法院に設け、追て常務員の確定するまで前記五名の委員に事務を依托することゝせしが、可決せられたる諸案左の如し。

●釈尊御遺形奉迎協議案

第一項　帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国へ派遣せしむる事。但し宗教は真言、臨済、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む◉第二項　奉迎使は互選を以て正使一員を置くことを得◉第三項　各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事◉第四項　各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千円を程度とし、物品の撰択は奉迎使の協定に一任すべし◉第五項各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所は本日より五日以内に通知せられたし◉第六項　釈尊御遺形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす◉第七項　奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事、前項の費用は一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし◉第八項　奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金壱万円	奉迎使派遣費
内金千円	奉呈物品購入費
金七千円	奉迎使往復費
金弐千円	奉迎使予備費

以上費目は、奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替ふべし

第九項　御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協議すべき事

一上陸会	長崎に於て之を行ふ
一奉迎会	京都に於て之を行ふ
一仮安置会	同上
一拝迎会	沿道各所に於て之を行ふ
一拝瞻会	仮安置の後、期日を定め之を行ふ

第十項　奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し、宗派会議に提出し決定すべき事
一塗廟建設の件
一同上建設地撰定の件
一右費に関する件
第十一項　奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事
○特別協議案
一皇太子殿下御慶事に付、各宗派奉祝献品を為し管長連署総代を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事。但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し、献納物品の撰択及之れに関する諸般の事項を委托する事。
○特別協議案
一釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝国仏教会を設立し同会組織方法等は之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

●仏骨安置の地〔明治33年4月28日　第二一二号〕
京都内貴市長は説をなし曰く、仏骨は霊骨なり。宜しく之を霊地に埋葬せざるべからず。今全国に於て最も深く且つ遠く仏祖に縁故ある霊地といへば、比叡山又は高野山なるが、高野山は叡山に比しやゝ僻在し、単に真言宗一派のみの霊地なれば、余が公平の考へには、叡山を以て最も適當とす。其歴史に富る宗派中にて、最も古く殊に山城江州一帯を瞰下し、こゝに仏骨が安置しありといへば、信仰の点に於ても大に宜しく、また仏骨奉迎を照会せし稲垣公使の意も同様なれば、旁々同山を適當とす。云々

●仏骨奉迎使〔明治33年5月13日　第二一三号〕
各宗派の仏骨奉迎使は七名の筈なりしが、浄土宗にては右奉迎に対し、各宗派と提挈を断んとの議ある由にて、目下委員中にて交渉中なるが、目下既に定まり居るは、大谷派新門主大谷光演師を始め臨済宗前田誠節、本願寺派藤島了穏、曹洞宗日置黙仙の諸師なりと。尚ほ真言宗は都合に依り奉迎使を出ざることに決したり。

●高楠博士の仏骨談〔明治33年5月13日　第二一三号〕
△仏骨崇拝の起源　仏教の開祖たる釈迦牟尼の入滅に関しては、従来東洋の仏教者間に於ては種々年代上の異説あれども、輓近欧米に於ける言語学者及比較宗教学者等の史的考證によれば、耶蘇紀元前第五世紀を以て、最も其正確なる年代を認定せり。偖て釈尊が印度倶尸那伽羅なる沙羅双樹の林間に於て入滅するや、當時の仏教徒は孰も教祖追慕の哀情に沈みし中にも、摩掲陀国の阿闍世王、毘沙離国リツチビ種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅割波のブリヤ王、羅摩邑の拘利耶王、吠率奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、倶尸那迦羅の摩羅王等の八人は、各信教上の由緒を具して釈尊遺骨の分配を請求に及びしが、其分配の方法に付き議論

定まらざりしかば、遂に婆羅門の徒盧那なるものに命じて、遺骨を右の八人に対し平等に分配せしめたり。而して彼等八人は、其遺骨を恭しく受取りて各其地方に持ち帰り、壮麗なる塔を建てゝ之を納め、月を定めて盛大なる祝礼供養を営みたり。然るに徒盧那は遺骨分配の役目に當りしとは云へ、遺骨は既に彼の八人に分与し終りしにより、止を得ず分配の時遺骨を納めたる空甕を乞ひ持ち帰れり、其時畢鉢羅邑の孔雀王と云へる人遅れて会せしも、遺骨は既に去りて跡なかりしかば、唯火葬後に残りし灰と炭を納めて帰り、同じく塔を建てゝ厚く供養したりと云ふ。故に右の如く釈尊の遺骨及び遺物は十箇所に分たれり。以上の史的事実は巴利語の大涅槃経の結末に出で、尚ほ漢訳の経典にては仏所行讃経、有部雑律等にも散見せり。（尚ほ詳細は、同博士の目下編纂中なる巴文学教科書にある由）

△仏骨塔の変革　其後二百余年を経て、彼の印度を一統して帝国政治を施し、大に博愛主義を唱道して仏教の伝播に尽したる阿育王の時代に當り、同王は右十箇所の仏骨塔を発掘し、再び諸州に新塔を建てゝ之を祭らしめたり。是れ非常なる仏骨塔の変革なりしが、其中一二の塔は堅牢にして、遂に発掘する能はざりしかば、當時の伝説にては地下竜王の守護なりとて、一層尊崇するに至りしと云ふ。

△當時の問題たる仏骨の由来　一昨年中、印度ピプラーフパより一箇の瓶を発掘せしが、此甕に伴ひたる刻文は僅に二行許のものなれども、刻文の意味は此甕中の物体は正に仏の遺骨に相違なしとあり。（此碑文の解釈に就ては、同博士近日の言語学雑誌に其解釈を掲ぐる由）昨年に至り、右甕中の遺骨を三分して其一部は英国倫敦の博物館に納め、其一部をカルカツタ博物館に蔵め、其一部は世界唯一の仏教王たる暹羅国王に贈与したり。此暹羅国王の受領せしものこそ、曩に稲垣公使の斡旋により我国仏教徒へ分与するの運びとなり、現今仏界の大事件となりしものなり。

△南北仏教協同研究の好機　仏骨なるものは前陳の史的事実に依り、既に二千四百余年の歳月を経過したるものなれば、其真偽を云々するは寧ろ吾人の領分外なりと思ふ。我国仏教徒の仏骨奉迎が、果して仏教上に利益を与るや否やは別問題なれども、従来仏教者が史的研究を粗略にする余り、斯の如き明白なる史実あるにも係らず、世上の非難に対して一言も論明する能はざるは、仏界学術の衰頽せるを證するものにして歎ずるの外なし。今回は我日本仏教の代表者として、真宗大谷派新法主及び南條博士が仏骨奉迎使として暹羅に向ふ由なれば、之によりて我仏教徒が聊なりとも暹羅日本間の交通を親密にし、進みて東洋教徒の聯合を図り、南北仏教協同研究の好機を迎へ、新に世界宗教研究上に貢献する所あらんこと切に希望に堪へざるなりと云々。

●奉迎使の出発（明治33年5月28日　第二一四号）

各宗派の仏骨奉迎使は、弥よ去廿二日午後一時七条発列車にて出発したり。右に付き、各宗本山の見送人を始め両本願寺妙心寺派西山派真言宗高等中学林等の各学校生徒続々停車場に集りしが、

正使たる大谷派新門主は馬車にて、其他は人力車にて午後一時停車場に着し、楼上休憩所に於て見送人の送辞を受け、一時二十四分の発車時刻と為るや、新門主は南條文学博士以下十一名を随へ副使藤島了穏、日置黙仙、前田誠節の三師と共に列車に乗込み神戸へ向け出発せり。同列車にて神戸まで見送りたるは一等客四十五人、二等客百七十人、三等客二百四十人にして、各宗派総代土屋観山、後藤禅提二師及大谷派総代石川舜台師は門司港まで見送したり。又當日七条停車場へは伏見宮御使三木家従、久邇宮御使鳥居小路家従、賀陽宮御使小久保家従、九条公爵使者八木家従、本派本願寺法主代大谷尊由、服部執行、小田顧問其他各局長、村田門跡其他各宗派執事、高崎知事、川越大尉、大谷派諸講中、各宗信徒等一万余人見送り、午前十一時頃より停車場南手の畑地に於て煙火を打揚げ、停車場構内にては楽隊の奏楽ありたり。尚ほ奉迎使より暹羅国王へ献上の物品は、各宗派全体より献上する物品は左の如し。

一金地芝山入花生　一　対
　白斜子袋入茶色紐にて結び相筐に納め、之を復柾縦の函に入る
一平目蒔絵巻煙草函　一　個
　白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め、之を復柾縦の函に入る
一真美大観　甲乙二冊
　紙本絹表紙上等桐文庫に納め、之を又柾縦の函に入る
又同国大臣僧正稲垣公使等への贈品は左の如し

一七宝藤模様花生　一　対
一同古代模様花生　一　対
一古銅象嵌花立　一　対
一古金襴二十五条袈裟　一　肩
　右袈裟包は縮緬紅白昼夜仕立、函は島桐外箱付
一真美大観並製　五部甲乙十冊

尚ほ霊骨奉迎事務総理村田寂順師の奉迎の序を得たれども、時勢不向きの長き漢文なれば、掲載したればとて読む者少きを以て見合すことゝは為しぬ。漢字排斥の声高き今日に在て、漢文で書くとは何たる没分暁ぞ。ちと考へてもらいたし

●大菩提会の差押へと鴨東銀行（明治34年12月13日　第二五一号）

鴨東銀行は大菩提会に対し、参万円の債権を有し居れるが、同行が先きに休業の止むを得ざるに至りし際、大菩提会に返金を請求したるも同会にては容易に弁済せず、然るに同債務に就て連帯義務を有する菩提会の理事は、何れも各宗派に於て高僧と目せらるゝ人々なれば厳酷なる所為に出るも宜しからずとて、銀行にては可成穏當の態度に出でしも、大菩提会にては、或は十日或は二十日の猶予を求め遷延日を送るのみにて、一向結局のつくべくも見えざれば、鴨東銀行は同会へ執達吏を差向け同会に存在する仏骨を除くの外の器具其他一切を差押へ、尚ほ同会の責任ある大菩提会の前理事長にして、現任会長たる妙法院住職村田寂順師を始め外前理事一同に対し公正證書に依りて差押へを為したり。勿論

妙法院の如き村田師の私有財産中袈裟法衣其他儀式に用ゐるものを除きて悉く差押へを執行したるも、宝物什器等寺院に属するものは一切差押へず。尚遠隔の地にあるものに対しては差押への手続中なるが、其後當地有力者の中間に入りて仲裁の労を取りたる結果、多分示談纏らん模様なりと。

●菩提会に宛たる暹羅公使の書翰〔明治33年1月13日　第二五三号〕

十月二十八日附を以て、菩提会に宛て在暹公使稲垣満次郎氏より各宗派管長猊座下に対し、暹羅国王陛下へ各宗派の仏書類献納の謝辞及未贈呈の分督促書翰到達したるよし。

本年十月二十八日盤谷府発同十二
月十三日午後十時到達在暹羅国稲
垣日本公使より来翰写

謹啓時下秋冷之砌、各位益御健祥奉賀候、然者日本仏教各宗派より献納相成候仏書類の内、天台宗同真盛派臨済宗各派浄土宗西山派真宗仏光寺派黄檗宗華厳宗法相宗真言宗智積院等の分接到に付、

當国王陛下へ謁見の上、献上方取計申候処、陛下には最も御満足に　思召され、右各宗派の厚意を謝すとの　御言葉を賜り候、右各宗派へ一々御挨拶も不申上候得共、貴師より可然御伝声被下度候、尚其他各宗より献上の分は一日も早く　寄贈相成度、希望の至に不堪候、

次に、貴師等の御尽力に由り大菩提会財政整理も其緒に就き候趣、新聞紙上に相見欣賀の至りに奉存候。聖骨奉体の件に付ては申上る迄も無之候得共、當国王陛下之御厚意に背かざる様、此上の御尽力本邦　宗教界の為め幾重にも御願申上候、乍末毫時下寒冷折角御自愛専一に是祈、艸々不具

十月二十八日

在暹大日本公使　稲垣満次郎

釈尊御遺形奉安事務総理
妙法院門跡　村田寂順殿榻下

●各宗派管長会議〔明治35年1月28日　第二五四号〕

去十八日正午より洛西妙心寺内龍泉庵に開きたり。高木天竜寺管長を始め各宗管長又は其代理者及委員総数三十二名出席し、前田誠節師仮議長となり番外席には和田円什、中村勝繁外各宗教制度調査委員の諸氏着席し、諒照寺派管長二条秀源師は議長、前田師副議長に當選し、先づ一昨年十月以来宗教制度調査模様の報告あり。夫より委員の起草案を議すべき筈なりしが、各員一読の上右草案は飽迄仏教宗派は公法人たるべしとの精神を有し居るものなりと。當日の出席者は左の如し。

天竜寺派管長高木竜渕　誠照寺派管長二条秀源　相国寺派管長中原東岳　大谷派管長代理石川舜台　西山派管長代理青井俊法
法相宗管長代理松田弘学　天台座主代理彦阪湛照　建仁寺派管長代理瑞岳惟陶　東福寺管長代理林泰嶺　仏光寺派管長代理奥

博愛　日蓮宗管長代理池上日普　誠照寺派委員出雲寺派山元派三門徒派各管長代理学井覚道　曹洞宗管長代理弘津説三　華厳宗管長代理筒井寛聖　妙心寺派管長代理前田誠節　西山派委員吉良亀峰　時宗委員河野良心　黄檗宗管長代理鈴木恵眼　高田派委員日野法雷　大谷派委員松岡秀雄　同今井竜城　同土屋観山　相国寺委員伊藤貫宗　妙心寺委員永井智嶺　日蓮宗委員津田日厚　天竜寺委員高木台岳　相国寺派委員伊藤宗徳　融通念仏宗委員清原賢静　真言律宗委員植村悟竜　西山派委員光慈賢大谷派委員渥美契縁　興正寺派管長代理布施興勝

翌十九日の劈頭委員会の結果として、左の如く報告せり。

一本案を以て政府に交渉を為す事

一今期議会に於て両院議員中より宗教法案を提出したる場合に於て、其法案が本案と同旨趣なれば是れに賛成し、然らざれば之れが否決に努むる事

次に政府其他に向て交渉等の任に當らしめん為め、議長の指名を以て委員を撰定するに決し、議長は左の七師を指名したり。

日蓮宗　津田日厚　天台宗　中村勝契
西山派　霊群諦全　真言宗　土宜法竜
曹洞宗　弘津説三　大谷派　渥美契縁
妙心寺派　前田誠節

右にて一旦休憩の後再び開会、西山派前管長久田大僧正遷化に付き吊詞を送る事并に七宗派管長に総代管長を依頼する事を決議し午後五時散会、之れにて宗教制度に関する管長会議結了せしが、前記七名の委員は近日申合の上東上する筈なりと。

●菩提会

去十九日より洛西妙心寺内龍泉庵に於て大日本菩提会の同盟各宗会を開き、二条秀源師以下管長及委員二十九名出席、本部よりは村田会長以下理事出席し、村田師より昨年来の経過を報告し第一号議案を配布せしに、夫の覚王殿建設地に就き異論起りしが、遂に七名の交渉委員を設けて協和する事となり、左の諸項を決議して午後四時十分閉会せり。

第一条　御遺形奉安地は京都に仮定す▲第二条　奉安地撰定に関する諸般の事件は会長以下本部委員之を取扱ふべし▲第三条　奉安地は京都市及附近郡の中に就きて第二条の手続に依て之を撰定し宗派会を開き決定すべし▲第四条　奉安地は成べく信者の喜捨を受べし▲第五条　奉安地は境域一所にして凡十町方とす。但選定の都合により本案の町歩を二箇所又は三箇所に分つも妨げなし。

第一号議案は交渉委員の調査を否決し、左の如く修正可決したり。

御遺形奉安地撰定は七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る四月十三日まで聯合各宗派会監会議に報告し協賛を求むる事。

而して七名の委員を選挙するに際し、宗教法案交渉委員渥美契縁師外六名、即ち七名の委員に尚二名を増加して九名の委員とし京都、東京、三方原の三地方につき利害適否の調査を托することなり、これにて第一号議案の一段落を告げ、夫より左の第二号議案

を議せしに異議なく原案に可決せり。

第二号議案

第一条　法要期日は、例年四月十三日より十九日迄一七日間とす

第二条　法要修行は、期日中各別に各宗派管長方御親修あるべし

第三条　法要修行出席の宗派順次は、本部に於て之れを定め當該宗派の承諾を請ふべし

第四条　法要修行の経費は、本部より之れを支出す

夫より夜に入りて三、四、五、六、七、八の議案を附議したるが、三号四号は他日に回はし、其他は二三読会を省略して議了し、午後十時閉会式を行ひたり。議了議案左の如し

第五号議案　会計法

第六号議案　日本大菩提会本部決算報告

第七号議案　日本大菩提会本部会計歳入歳出予算

第八号議案

会　則

第四章第五条一項より四項迄の各項評議員会とあるを「本会の推薦に依る」と改む

同第六条　但随喜会員には證票のみを交付すと追加

同第九条　第四項の次へ

一顧問　若干人

顧問は必要の場合に於て各部の事務に協商せしむの一項を追加

同第六条第十条第三項の次へ

一諮問は緇素を論せず、本会外に就き本会事業進行の為め必要の場合之れを托する一項追加、同第十一条但書再選を再任と改む

議長指名の七名委員は、左の如くなりし

日蓮宗　津田日厚　大谷派　渥美契縁　建仁寺派　瑞岳惟陶

曹洞宗　弘津説三　天台宗　彦坂湛照　高田派　日野法雷

妙心寺派　稲葉元厚

●大菩提会の負債皆済〔明治35年3月13日　第二五七号〕

同会が鴨東銀行より借入れたる三万円の負債残額壱万五千円は、去二月が返済期限なりしかば是非皆済され度しと迫られ漸く都合出来、去月二十五日花見小路の万花園に双方会見の上、元金壱万五千円に四百五拾円の利子を附して返済したり。

●大菩提会の始末〔明治35年3月28日　第二五八号〕

東京、京都、遠州と位置あらそひの喧ましかりしも、過般の東京の委員会の協議にては、東京は第一の好位置なるも、設計の案確然立ち難く、遠州は長谷川貴族院議員の熱心なるも全国信者の気受け充分ならず、京都は既に仏舎利奉迎以来奉安の地にして、大概の信者は京都永鎮の見込にて、既に寄附金も五拾余万円の記帳に上り、鴨東銀行等の八万円借金は或る有力家にて取替へ返却

し、随て京都市協賛会よりも凡そ弐拾万円は募集し得られ、土地も寄附の交渉粗ぼ纏まり居るとの理事者より報告に付、三ケ所の中には先づ京都を奉安地としての調査に委員三名を設け、地所、負債、寄附及京都市協賛会との関係を調査し、愈々理事者の言の如く相違なしと決定せば、来月の各宗管長会に提出し京都に確定する由、然るに此節に至り、名古屋市にて亦復奉安運動者出で騒ぎ居る趣きに付、當局者は迷惑し居るとのこと、何分醜聞のみ多き大菩提会なれば、早く大菩提会を大煩悩界に陥入れしめざる様致さるゝが仏家の義務ならんと思ふなり。

●管長会議の延期〔明治35年4月28日　第二六〇号〕

大菩提会本部にては拝瞻会に引続き、各宗派管長（名誉会監）会議を開く筈なりしが、猶調査未了の件もあるを以て、来五月中旬に延期せり。

●覚王殿と讃仏殿の図面〔明治35年4月28日　第二六〇号〕

日本大菩提会にては一昨年来夫の覚王殿及び讃仏殿の図面調製中なりしが、既に其設計並に図面の調製を了へ過日本部へ送り来り、各宗管長、本山住職、門跡等の閲覧に供したり、覚王殿は三重塔にして高さ地盤より百四十五尺（八軒四方）二重迄は方形、三重の勾欄より円形（屋根は角形）造りとし、其正面より延長百六十一尺の周縁を経て讃仏殿に至るものにて、同殿は高さ百二十尺の二重屋根（大谷派本願寺太子堂の式）間口二十五間、奥行二間にて孰れも朱塗と為し、頗る壮観なれば、明年の勧業博覧会に出品すべしと。

●仏骨安置問題〔明治35年4月28日　第二六〇号〕

名古屋に於ける夫の仏骨安置処選定期成同盟会は、各宗管長会議開会の期日切迫の事とて、此際委員数名を京都に出張運動せしむる事に決し、十六日午後小栗富三郎、長谷川百太郎外数氏出張せり。又同会にては寄附募集勧誘の為、同日常務委員二十名を嘱託し、其事務所を元商業学校内に移転せり。尚大日本菩提会にては、覚王殿建築費として愛知、岐阜、三重、静岡の四県下にて参百万円を募集する筈にて、同会愛知支部にては同盟会と提携して此際募集に着手する事に決定せりとぞ。

●暹羅国皇太子の御来遊〔明治35年4月28日　第二六〇号〕

目下英国御留学中なる暹羅皇太子殿下には、来八月頃本邦に御来遊相成るべき御予定の由、此程其筋に御通知相成りたり。仏教信仰国の皇太子の来朝は勢ひ我邦仏教徒の歓迎を怠らざる所なる可し。

●大菩提会彙報〔明治35年5月13日　第二六一号〕

覚王殿建築設計明細図は既報の如く出来したるも、其建設位置は未だ決定せず。過般来名古屋地方にては同地に建設せんとて期成同盟会を組織し、頻りに運動し居れども、本殿建設位置を定むる

は、菩提会の死活問題とも云ふべき重要事件なれば、今尚何等の評議をなさず、追て開くべき各宗管長会議に於て東京、名古屋、京都の中、何れに決定するやを協議する筈なるが、仮令其位置の決定するも、今後両三年を経ざれば工事に着手する運びには至るまじとの事なり。右に付名誉会員（各宗管長）会議を本月中旬迄には是非開会する筈なりと。理事長小栗憲一師は本会趣旨演説の為め、特派講師として各地方へ出張する都合なりしも、同師は過般来本山（大谷派）内局紛擾の為め出張を見合せ居たるが、早や該紛紜も一段落を告げたるに依り、一両日中に岐阜地方へ向け出張する由。

●暹羅と日本〔明治35年6月28日　第二六四号〕

暹羅皇帝陛下は遠からず我国御来遊の筈なるが、其節陛下は同国皇太子妃に我皇族の姫君御一方を懇望せん思召ありと暹羅『フリープレツス』は報ず。

●暹羅伝来の仏遺形〔明治35年6月28日　第二六四号〕

方今京都にて奉安も略定し覚王殿（奉安の塔）の図面も今一両月の間に竣成すべければ、其上同盟各宗派管長会議にて決定次第建築に着手すべし。又客年東京各宗有志者より仏遺形を輦下に奉迎し拝瞻会を執行せんとしたれと都合ありて延引せしが、同盟各宗派に於ては愈々之が実行を容認し、目下日本大菩提会の役員東京に出張準備中なり。

●暹羅国皇太子殿下〔明治36年1月13日　第二七七号〕

暹羅国皇太子殿下の一行は、去三日午前十時三十分旅館京都ホテルを御出門妙法院へ成らせらる。同院勅使門内には緑門を造り国旗を高く掲げ紅灯を蛸釣し、之れが両側には大森府知事、高木警部長、内貴市長、藤本参事官、西村商業会議所会頭、村田妙法院門跡を始め各宗管長門跡等奉迎し、夫より同院御便殿に充てたる御座に於て御休憩あらせられ、同十一時村田門跡の先導にて震殿内陣に入御（同殿には曽て暹羅国帝王より仏骨と共に給はりし金像釈尊の模形を安置せり）、仏殿南面に設けたる御座に着かせらるゝや、震殿前の土上には空也堂の僧侶十余名念仏踊りを為し、村田門跡は上表文を朗読す。（此時参列者一同立礼）畢りて吉田佐吉氏は上表文を英訳して朗読し、殿下には左の御答辞遊ばされたり。

今日は懇請に由て此の盛なる式に臨み、日本仏教各宗高徳に面会し殊に前の大菩提会長より我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは深く感謝する所なり。帰国の上父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存ずるなり。冀くは同一宗教なる日暹両国の親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して教を弘められんことを。云々

次で仏前に進み、御焼香御跪拝あらせられ便殿に御復座あり。此間空也堂の念仏絶えず最と殊勝に思はれたりき。次に便殿に於て各宗管長門跡并に重なる役員等には拝謁を仰付けられ、尚ほ村田門跡に対しては、渡辺式部官の通話にて叮嚀なる御挨拶あり。同

十一時四十八分妙法院を御出発、三十三間堂へ立寄らせられたり。

●覚王殿建設地の決定〔明治36年1月13日　第二七七号〕

覚王殿建設地は愛知郡田代村附近に決定したるを以て、地主は地所の登記に就て協議中なる由。

●大菩提会の近況〔明治36年1月13日　第二七七号〕

日本大菩提会愛知協賛会は、組織當時会長に深野同県知事を推薦したりしも内務省の訓令あればとて之を辞したるを以て、更に徳川侯爵を会長に、吉田禄在氏を副会頭に推したるが、侯爵は未だ会長を承認せず。事業は総て吉田副会頭の専断に出し者から、平素吉田氏と善からざる同地の有力者は、顧問の嘱托をすら辞退したる程にて同会の信用高まらざれば、少額の寄附者の外は容易に出金を承諾せず。随て寄附金募集に着手以来、既に数旬に渉るも応募額極めて少数にして吉田、服部、小栗の三氏が保證したる拾参万六千余円の菩提会負債の如き、昨年末迄に僅に参万六千円許を仕払ひたる迄にて、残金は十二月廿五日頃迄に仕払ふべき約束なるにも拘らず、契約書中寄附金を以て仕払ふ云々とあるを楯とし容易に仕払ひをなさゞれば、債権者側にても非常に迷惑し居れりと。又暹羅皇太子殿下に随行して入洛したる日置大菩提会副会長は、同殿下御帰国の際は菩提会を代表して長崎港迄御見送り申上る筈なりと。

▲暹羅皇帝の勅語〔明治36年1月13日　第二七七号〕

暹羅皇帝は、同国に於ける仏教徒の首長として此程僧職に就くに當り、勅語を発して曰く、朕の忠良なる臣民は何人と雖も職の為に信仰を有するが如く外見を装はざらんことを望む。信仰は深思熟考の後確に其信条を実践したることを知るに非ざれば、有する能はざるものなり。朕は帝国の僧侶が有する信仰は此の如きものなることを信ず云々と、我邦の僧侶に斯かる信仰を有する人果して幾人あるか疑はし。

●大菩提会の各宗派委員会〔明治36年1月28日　第二七八号〕

同会は去る十日午後四時より京都市麩屋町柊屋別荘に開会、日置菩提会副会長、丹羽同理事及び委員青山（妙心寺派）上島（相国寺派）土宜（真言宗）木曽（大谷派）三原（真宗各派）河野（時宗派）霊群（西山派）の諸師出席、覚王殿建設地は副会長の手に於て候補地を調査して委員会に提出し、委員会に於て選定の上菩提会に通告すること、菩提会の負債は、客年七月九月両度に名古屋派の責任者服部小十郎、吉田禄在、小栗富次郎の三氏より提出したる契約書に基き、委員会の名義にて大菩提会を経由し責任を全うすべきことを通告すること、日置副会長より提出したる菩提会々則改正案（僧侶聯合組織）は之に賛同し、各宗派に通知して同意を求むることの三件を決議し同九時頃散会したり。右負債に関する通告書は翌日発送し、会則改正案は翌々日夫々発送したり。

●暹羅の黄金仏〔明治36年1月28日　第二七八号〕

過般旗艦浅間が暹羅寄泊の際、磐谷府の霊場ワツサケ寺主たる皇族大僧正タンマ、ターナー、チャリヤ師より乗組の小笠原中佐へ贈呈ありし丈六寸余宝石入黄金仏（釈尊法衣の小切と伝ふるもの数種並に貝多羅経数葉を添へ）は、其後中佐より大阪高津中寺町円妙寺住職深川観察師に贈りたるに付、過日同寺に於て普く公衆に観覧せしめしよし。

●暹羅皇太子の日本観〔明治36年1月28日　第二七八号〕

暹羅皇太子殿下には、愈々去十四日長崎出発帰国の途に就く筈なるが、殿下御滞在中の観察は極めて微細なる点にまで及ぼし、我国文物の進歩を痛く御称讃遊ばされ、法制に軍事に教育衛生に皆模範とするに足るが、中にも美術は殆んど日本国民の天性とも見るべく、特に日本貴婦人令嬢の風俗の優美なる殆んど世界に冠たるべしと迄称せられ、御帰国の上は妃殿下以下宮中の女官にも時々此風俗を学ばしむべしとて、宮内省御用達玉宝堂飯塚伊兵衛より帯地帯止簪櫛笄指環袋物類三百余点を買上げ、更に名古屋御滞在中同堂主を招き、国王及王族等への御土産として花瓶其他数多の御買上品ありしと云へば、殿下御帰国後の暹羅上流社会には啻に法制軍事教育上のみならず、風俗上にも大に日本風を加味せられ、自ら貿易の発達を促がし延て両国の交際を益々親厚ならしむべしと云へり。

●覚王殿負債問題〔明治36年2月28日　第二八〇号〕

京都派に対し五十日以内に支払ふべき筈なる夫の仏骨身受金残部の償却問題は、其後各派に於て百方調達中なりしが、竟に其途に窮し前田誠節、釈等顧、豊田心静の各師等来りて談判の結果千円と千八百円の二口を調達し、残部約十一万円は寄附の勧募を待ち、更に支弁する外なしとて泣き分れとなれる由。

●覚王殿敷地問題〔明治36年2月28日　第二八〇号〕

同問題に就き、菩提会より愛知協賛会に対して左の通牒及び十三件調査事項に添ふるに、土地請願書類を以てしたるより愛知協賛会は其通牒に基き踏査する事となれりと云ふ。

拝啓、釈尊御遺形奉安地は本部に於て至急選定仕度に付き、左の目的に依り本年二月十四日限り御調査相成度、此段土地請願書を相添へ及御依頼候也。

追て名古屋市附近の奉安地は、予て土地選定比較調査委員の決議に基き、奉安地と名古屋市との距離一里以内の寄附地に限り居り候間、其寄附地のみを御調査被成下度候

日本大菩提会副会長　日置黙仙印

日本大菩提会愛知協賛会副会長

吉田禄在殿

調査事項

第一、奉安地請願の書類完全なるや否や

第二、請願地と名古屋市境界との距離

第三、愛知県庁所在地と請願地との距離
第四、諸官衙及陸地関係者異議の有無
第五、土地雅俗
第六、建設地寄附者姓名及反別字等関係役場の證明を取らしむる事
第七、寄附地に対し寄附者より直ちに登記の手続きを為さしむる事
第八、飲用水其他水利の如何
第九、奉安地迄の荷物運搬百貫目に対する費用の額
第十、荷物運搬の便不便
第十一、道路の便不便
第十二、全国信徒参詣の便不便
第十三、名古屋将来の膨脹の関係

▲暹羅日本寺院〔明治36年3月13日　第二八一号〕

暹羅日本寺院の設置計画は、仏骨奉迎の當時稲垣公使が日本仏教各宗に提出せし三個条件の一にして、日本寺院が各宗共同組織によりて輪番方法にせんとは、其當初よりの定議なりしと云ふ。

▲暹羅の僧侶〔明治36年3月13日　第二八一号〕

暹羅の僧侶の托鉢時は、極早朝暫時に一定し居りて、其外は托鉢に出づる事なし。又一般の民家には、早朝に必ず僧侶に与ふるものとして、食物を準備して待ち、又中には家の入口に供へおく者あり。僧侶は直径一尺余の金属製の丸き入物を胸に掛け居り、汁の外一切の食物を皆其内に入れ、満つれば寺院に帰り、読経して後一回及び午後一回都合二回の食事とす。故に暹羅の僧侶は、多くは自身にて炊事を為す事なしと。

●暹羅皇子御来遊の噂〔明治36年3月28日　第二八二号〕

先般御来遊ありたる暹羅国皇太子ワジラウツド親王殿下の御実弟は、目下露京に御留学中なるが、近々御帰国の筈にて其御途次日本に御来遊あり、大阪博覧会をも御覧あるべしとなり。

●暹羅の文部大臣と菩提会〔明治36年3月28日　第二八二号〕

暹羅一国の宗教行政を支配する同国文部大臣侯爵バスカラヴオグセー氏は、頃日三井物産合名会社参事福井国太郎氏が社用を帯び同国に渡航したる際、同氏に托して覚王殿建設用材運搬方法并に其費額等予算見積書提供の事及菩提会刻下の形勢等詳報すべき旨、詳しく認めたる一書を日置副会長に致されたる趣にて、菩提会にては其意を了して不日右に関する集会を開くべしといふ。

●仏教大会と印度教徒〔明治36年3月28日　第二八二号〕

五月一日より本邦にて、東洋仏教聯合大会を開くべき旨印度某新聞に広告したる者あり。同地方の僧侶にして此大会に出席したしとて、在盂買の三井物産会社支店長間島与喜氏を介して妙法院の村田寂順師へ申込み来りしも、此大会は既記の通り遂に開かざる

事となりしに付、直に其趣を回答せりと。

●暹羅国文部大臣と菩提会〔明治36年4月28日　第二八四号〕

暹羅一国の宗教行政を支配する同国文部大臣侯爵バスカラヴオグセー氏は、頃日三井物産合名会社参事福井国太郎氏が社用を帯び、同国に渡航したる際、同氏に托して覚王殿建設用材運搬方法并に其費額等予算見積書提供の事及菩提会刻下の形勢等詳報すべき旨、詳しく認めたる一書を日置副会長に致されたる趣にて、菩提会にては其意を了して不日、右に関する集会を開くべしと云ふ。

●覚王殿敷地決定〔明治36年4月28日　第二八四号〕

覚王殿敷地問題に付ては、爾来菩提会本部に於て種々調査中なりしが、此程の各宗敷地撰定委員会に於て愈愛知県愛知郡田代村字月見坂に決定したる由。

●稲垣公使の暹羅談〔明治36年4月28日　第二八四号〕

稲垣暹羅駐剳全権公使は、去十八日午後京都市商業会議所に於ける招待会席上に於て、約二時間以上例の長広舌を揮ひたるが其大要左の如し。

▲暹羅の国情　日本人は暹羅とさへ云へば、直に一小貧弱国の如く思惟するも、其面積の上より見るも実に二十五万方里を有し米穀其他の物産あると同時に、国民も亦存外富有なり。上海シンガポール辺の人々すら暹羅と云へば、地獄の如き土地なりと信じ居る者の如きも、実際同国に於て最高温度を示す三四月頃にても九十四五度以上に登りし事なく、之を上海、シンガポール等に比すれば却て健康地なり。

▲仏骨問題と同国民の感情　暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは、日本に対しては非常の厚意なりしなり。然るに、之に対する日本の処置は非常の不始末にして、今尚ほ十分の奉安所すら出来ざるは実に遺憾なり。唯だ幸にして、此内部の失体も同国民の間には未だ十分に知れ渡らず、格別感情を害し居る程の事もあらず、殊に同国人の性質として、決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とても之が為め両国の交際上に関係を及ぼすなど云ふ事あらざる可し。全体仏骨は壱万円にても弐万円にても、唯だ奉安所さへ出来れば夫にて十分なり。然るに、日本の仏徒は唯だ徒らに前後の思慮もなく大計画をなせし為め、斯の如き失体を演ずるに至れり。

▲日本と暹羅　暹羅の本邦に親み、且厚からんとするは今更言ふを要せずと雖も、昨年日英同盟の締結ありてより一層本邦を重視するに至り、加ふるに皇太子殿下の本邦に御遊歴遊ばされし際、上下挙つて殿下の御聡明を頌し奉り、我帝室に於かせられても款待を尽されたるを以て、皇帝陛下を始め奉り、皇太子殿下には殊の外御満足に思召され、皇帝陛下には特に我国風の宮殿を御造営あらんとし、御庭園も亦我国振りに作らせ玉はん御事となり、皇太子殿下も同様の御思召あり、日ならず良材を蒐めて此の工事を

起されんとす。皇后陛下は又御手許金を賜はりて、男四名、女四名、都合八名に本邦留学を命じ玉ひ、英語に巧みなるものを選抜する御思召を以て、御選択中の所已に其選に預りたるもの八名あり。就ては余と同船にて来朝せん筈なりしも、都合により次の船便に延ばしたるが、右は孰れも美術工芸を修業せしめらるゝものに係り、其成績を御覧じたる上にて、引続き留学生を御差遣あるべきやも計られずと申す。

▲暹羅の仏教　暹羅仏教の我仏教に異れる点は、仏僧の戒を守る事、其国教として君主以下之に帰依し、冠婚葬祭必ず仏僧の与らざる事なき、二点也。即ち仏教を国教とするは、世界暹国のみ也。されば印度政府が仏骨を発見したる時、之を暹羅国王に捧献したるは至當の処置にして、仏教盛んなる我国に其一部を頒与せられたるも又必然の結果なるべし。

▲結論　暹羅と我国とは人種を同くし宗教を同じくし、感情上に於て両国の間は漆膠も啻ならざる也。近時此度合の増したるは更に喜ぶべき事也。京都市の如き仏骨に於て同国に因縁あり、又美術工芸の淵藪として大に同国人の注目を惹くべし。京都人たるもの奮励一番、両国間の親情を更に親密ならしむるに努めずして、夫れ可ならんや。

●大菩提会各宗派会〔明治36年5月28日　第二八六号〕

日本大菩提会にては、来二十九日、稲垣暹羅国公使の歓迎会を名古屋前津東陽館に開き、翌三十、三十一の両日、菩提会本部に於て各宗派会を開くことに決し、

総委員長中村勝契、原案草起委員佐竹法津、宇都宮恵鐘、会議々員大野美恵丸、高木義答、接待委員長谷川観石、丹羽円、書記糸井達巌、貫沢全隆の諸氏

任命せられ、各宗派議案は九項ある由にて、目下委員にて起草中なるが、其重なるものは、

大谷光演師の同会長辞任を是認し、補欠選挙の件▲覚王殿設計図案の件▲菩提会々計報告同会庶務の報告

等にて、過日それ〴〵各宗派に向け通牒したるが、列席委員は約百名にて菩提会の各宗派会なれば、実際の費用は総て同会にて負担すべく、之がため目下各委員にて準備中なり。又覚王殿選定敷地なる愛知郡田代村月見阪の地鎮祭は、未だ仮登記のみにて、今月末迄には本登記の手順に運ぶべければ、来六月一日、各宗派管長僧侶等の来会を機とし、選定報告式の名の下に地鎮祭を挙行することに決し、是亦準備中なりと。

●覚王殿敷地問題彙報〔明治36年6月13日　第二八七号〕

▲覚王殿敷地争　名古屋に移されたる釈尊遺形奉安の覚王殿の敷地候補地十一ケ所ありて競争し、就中八事山（十万坪）、月見坂（十三万坪）の両所の争ひ甚しく、此程土地選定委員と菩提会重役との会合に於て月見坂に議決したるに、八事山派は之に服せず、飽まで更に各宗派会を開き決議を明かにすべしと主張し、四五日前より委員二名は京都に入り運動せしめ居るも、京都各本山

は既に名古屋に決議せし以上、敷地に就ては彼是言ふべきにあらずとて取り合はず、特に名古屋に於て宗派会を開くとしても遥々京都より出席するものなかるべしとのことなり。

▲覚王殿敷地登記に就て　大覚王殿敷地は愈々名古屋市附近なる月見坂附近と決定したるに就ては、十二万四千坪余の大区域を日本大菩提会の所有に登記せざるを得ず、然るに日本大菩提会の組織は此登記を受るに就て、未だ其例なき事にて、普通の法人体や個人とは其趣を異にするより、一時先づ仮登記を為すの止むを得ざりしものありし由なれど、頃日種々其筋に向ても問合す所ありて、頗る好都合の方法を研究せし趣なれば、不日に愈々本登記を経ることゝなるべしと云ふ。

▲覚王殿敷地と各管長　本年四月十二日、京都縄手古門前下る旅館赤万屋方に於て、各宗派の覚王殿敷地選定委員集合の結果、愛知県月見坂を以て覚王殿敷地と決定し、同月十七日発表したるより愛知県民中に反対の声高く延て、各宗派の内にも其地の不適当なるを唱へ、今や同県下に於ては紛擾を醸しつゝありと。就ては名古屋の伊藤彦七氏其他有志者、過日来京都に滞在し、各宗派の重なる僧侶を歴訪して、頻りに現菩提会役員の行動に就て訴ふる処あり。尚管長に向つて陳情書を差出す抔熱心に奔走しつゝあり、各宗派の内には既に現菩提会役員の行動に快からざる向もある折柄なれば、或は早晩各宗派会開会の上に於て議論の起る事あるも測られずと云ふ。今右陳情書の大要を聞くに、

大菩提会刻下の現状は、会務次第に振はず、仏骨の名古屋に奉還後は正副会長あるも事に臨んで会務を見ず、代理者の名あるも其実なく、全会の職権は中村勝契一人の掌裡に領せられ、而して中村勝契は又少壮者たる宇都宮恵鐘、大野美恵丸、丹羽円、長谷川観石等に擁せられつゝあるが上に夫の吉田禄在に慊らず、其一派の団体にして大菩提会全部を押領し、勝契以下少壮者輩は皆其一派の頤使する処にして、菩提会其物は禄在一派の専有物となり、今や各宗派の菩提会にあらずして、禄在一派の菩提会たるの観あり。元来名古屋奉還の当時は、覚王殿建設敷地寄附出願者は実に十一箇所あり。菩提会に於ては十分適当の地を採用すべき筈なるに、現菩提会執務者は禄在一派と通牒して隠密の間に種々の不徳を行ひ、殺風景の混地を採り以て敷地と定め、大に公衆の謗を招致し不信を買へり。大菩提会の監督者たる各管長は、至急此等の行動に就て厳密なる調査を遂げ、以て革新を計られざれば前途益憂慮する処あらん云々。

▲稲垣暹羅公使の談　覚王殿の問題は吾輩の直接に関係はない事だが、釈尊の遺形を日本に請ひ受けたのは、吾輩と暹羅皇帝陛下との間で成立つたことだから、昨年のやうな紛紜が出来ると汗顔の至りで迷惑千万です。名古屋でも又此頃土地の選定について紛擾を起して居るさうだが、既に決定した後であるから無益の沙汰だと思ふ。第一彼の土地は売り付けるのではなく寄附するのだ。月見坂四十余町歩、坪にすれば十二三万坪を無代で寄附するのだ。だから反対派の謂ふやうな収賄の贈賄のといふやうな消息が此間に潜まれやうとは吾輩は信ぜられない。且つ吾輩の見る所で

は月見坂派の連中は何れも真面目にやツて居る。或は吾輩が欺くらかされて居るかも知れぬが、唯見た所では、確実だと思ふ。ソコデ彼の月見坂だが、愛知県庁を距る凡そ一里許の所にある高地で、池も三ケ所あり、雲を突くやうな老松が蠢々として生ひ繁つて居る。実に覚王殿建設地としては最上の地だと思ふ。のみならず覚王殿が成工した暁は無上の良公園地です。覚王殿の面向ですか、サア吾輩は遢羅の方を向て建てるのが上策だらうと信ずるのです云々。

（古義真言宗）「六大新報」

●覚王殿と同盟宗派会〔明治36年9月6日　第六号〕

大菩提会にては覚王殿建設に関し、同盟宗派会を本月下旬、若くは来る十月上旬、京都に開きて仏骨安置の為め、覚王山日遢寺を建築し予算五拾万円の内弐拾五万円を名古屋に於て負担し、弐拾五万円を全国に広く勧財することとせん筈にて、之が顧問には井上伯を推挙することとなりたる由。

●臨済宗各派と日遢寺〔明治36年9月6日　第六号〕

名古屋に於て仏骨の始末を付くる一策として日遢寺を設立せんとの計画ある由は、別項の如し、右に付京都臨済黄檗各派の管長は、去月二十八日建仁寺に於て、右問題に関し協議を開き、其結果左の決議をなせり。

一、日遢寺創立諸般の件は、客年十月十三日各宗派会議に決定せし第五号議案及同年十一月五日会議に決定せし第五号議案、其他之に関聯せし諸般の契約を実行なしたる上、之を処理すべきを至當とす。

一、前項の実行を為さゞる以前に於ては、日遢寺創立諸般の手続に対し、連署調印すべきことは之を謝絶す。

右の主意を約言すれば、彼の仏骨を奉迎せし大菩提会の負債処分に付、名古屋派は之を負担決裁し、其上にて名古屋に覚王殿を建

設せんとの予約をなせるに今日に至り、負債は其侭になし。更に日暹寺なる者を建てんとするは、頗る勝手ケ間敷所置なるに付、前記各派は右負債決済の上ならでは、日暹寺の建立に同意せずと云ふに在る由。

●勅額下賜請願〔明治36年9月13日　第七号〕

覚王山日暹寺創建に付ては、今月下旬又は十月上旬、京都に於て各宗派会を開き、同寺建立発企請願を其筋に差出す筈なるが、猶ほ同寺に対し覚王山日暹寺の勅額御下賜を宮内大臣へ請願せんとする筈なりと。

●内務省の局課廃合説〔明治36年9月13日　第七号〕

内務省に於ける局課廃合中宗教、神社両局の合併は殆ど事実となれるが、尚衛生局を廃して警保局に衛生課を置かんとの議も起り居る由。

●日暹寺創建の近報〔明治36年9月13日　第七号〕

同盟各宗派は同意調印なりしも、臨済各派（京都）及黄檗宗の不同意を唱へ行き悩みの体なりしが、去る七日妙法院門跡に於て、日置、渥美、前田、土宜、村田の諸師協議の末、日暹寺創立に関する事情粗々融通して、臨済等の協議は前田氏主となりて纏とむることに定まり。同夜日置氏は、此の決議を以て神戸市西村家に滞在する稲垣公使の許に到りて公使の同意を得、又前田師は本月十日、更に臨済各派の再会議を開らきて同意調印を得ることになれり。是れにて同盟各宗派の連印は調ひしにつき、此の上は本願寺派の調印を成る可くならば得ることにし、弥よ〳〵日暹寺建立の願書は、愛知県知事へ近日進達することとなる可し。進達すれば速かに許可あるべき手筈につき、続いて本月下旬若しくは来月上旬頃に各宗派会を開らき、稲垣公使は必らず出席し、自己が抱負と各宗派管長への請求とを充分陳述せんとの意気込の由。（九日稿）

●日暹寺の所属地〔明治36年9月13日　第七号〕

彼の月見坂に於いて、十二万六千余坪の寄附地は、現今有る者等六人の共有に仮登記しあるも、日暹寺許可の上は、直ちに同寺所有に登記すべきにつき、同寺は巨額の地主となり、其の中境内地には一万余坪を取り、他は所有地と為し置くとか。而して其の所有地中には、今後名古屋市の水道布設を営む時は必らず水源地となるべき地所三万余坪を含むにつき、此の際は一坪拾円の価額にはドン〳〵同市より買収すべければ、是れにても参拾万円の所得とならん。依ては新寺許可の上は、一時には六ケしきも現今の借財を償却するは、何れの方面よりも誠に易々たることゝ有る人は云へり。

●大菩提会〔明治36年9月13日　第七号〕

新寺許可の上は、万般の事務は日暹寺にて扱ふゆゑに、大菩提会

は自然消滅とならんが、彼の会にて造くりし拾余万円の借金は消滅するものにあらず。然らば、此の所置を如何するやは困難なる問題にて、臨済各派が新寺建立願書に連印を拒みしも全くこれあるがためなり。然るに此の問題は、去る七日の妙法院会にて解決され稲垣公使も不同意なきにつき、此の後穏當に落着す可し。最も彼の借金に関しては、加藤重三郎、吉田佐吉の二氏稲垣公使の内意を承け調査を為しつゝあるにつき、更に何分の報道を聞くことあらん。

●寺院所属山林の濫伐を禁ず〔明治36年9月13日　第七号〕

近時寺院の山林を荒らすこと各地に多く、吾人は大いに憂慮せしが其の筋にても同感と見え、内務省宗教局長は此の程左の申告を各管長に達したり。

宗甲第二三号

寺ニ於テ其所有山林ヲ処分スル場合ハ、其土地タルト又ハ立木ノミナルトヲ問ハズ。共ニ明治六年太政官布告第二百四十九号、同九年教部省第三号達及、同十二年七月本省達乙第三十九号但書等ニ依リ、予メ地方庁ノ認可ヲ受クヘキハ勿論ノ義ニ有之。然ルニ明治三十二年法律第九十九号国有土地森林原野下戻法ニヨリ、山林ノ下戻ヲ受ケタル寺ニシテ右地方庁認可ノ手続ヲ経ズ檀ニ処分スルモノ有之哉ノ聞有之如。此ハ独リ該下戻法制定ノ精神ニ戻リ、寺永遠ノ利益ヲ損スルノ処アルノミナラス、法規及規定ニ違反スルモノニシテ住職ノ職責上不問ニ付シ難キ筋ニ有之候条、其宗派内寺院住職ニ対シ心得違無之様厳重注意ヲ加ヘ、且ツ如上ノ行為アルモノニ対シテハ相當ノ処分相成ベク命ニ依リ此段申進候也。

明治三十六年八月二十日

内務省宗務局長斯波淳六郎

管　長　宛

●日暹寺の建立〔明治36年9月20日　第八号〕

去る十五日臨済各派は調印のこととなり、本派本願寺は元より同盟外なれば、調印せざるも、建立後弐万円の寄附は予約あれば建立に異議なきこと明白なり。依て最早同盟宗派丈けは調印済となりたる次第に付、本日頃は名古屋知事へ願書を差出したるならん、日置師は過日来京都にありて奔走し居られしが、今は東京にて奔走し居らるゝ由

●本派本願寺の暴慢〔明治36年9月20日　第八号〕

日暹寺建立に就いては、内務省にても既に大菩提会を離れての挙なるに付、本派本願寺は御遺形奉迎者の一人なれば、賛同して発起人となるは無論なる可しとの見込なりし、又各宗派にても、暹羅国王陛下の叡慮に対し本願寺は無論同意のことならんと察し、日置氏より左の如き鄭重なる書面を出せしに対し、此程後項の如き書面を本派本願寺より返書ありたる由

謹啓

残暑尚未収候　猊下益々健勝ニ被為渡候条、奉賀陳ハ先年暹羅皇帝陛下ヨリ釈尊御遺形ヲ日本仏教徒へ御頒胎相成候節ハ、貴宗派ヨリ藤島了穏殿御差遣ニ相成當時暹羅皇帝陛下ヨリハ荘重ナル御待遇モ被為在候御事モ有之候ノミナラズ、教主世尊ニ対スル衷情ヨリスルニ一日モ速ニ御奉安其処ヲ得セシムルハ教主ニ対シ国王ニ尽スベキ一大責任ト奉存候。特ニ暹国皇太子殿下ハ曩ニ猊下御訪問相成候事モ有之、又稲垣公使ヨリ日暹両国ノ将来ノ厚誼ニモ影響スル所尠カラザル趣モ陳情被致居候事モ伝聞致居候。且猊下ニ被為於テモ日暹両国々際ノ如何ト彼我仏教ノ連鎖ニ至リテハ、夙ニ御懸念ノ御事ト奉存候。就テハ御遺形御奉安所トシテ這回覚王山日暹寺創建ノ事ニ決シ各宗管長猊下ノ御調印ヲ請ヒ候ニ付、過日貴宗派執行藤井皆立殿迄詳細ナル事情陳述致置候ヘハ、同人ヨリ既ニ上陳ノ事ト奉存候。速ニ御調印被成下度及御依頼候。敬具

八月二十日

日置黙仙

大谷光瑞殿

本願寺派よりの回答

拝啓日暹寺創建願書に対し、弊山へ同意調印可致旨御請求相成候処、御承知之通御遺形奉安殿建設の件に付ては、予てより御同盟各宗派之御経営に係る義にして弊山は従来関係不致義に候へば、過日申述候通御請求に難応候条、此段及御回答候也

但、到底御同盟各宗派に於て御経営難相成事情も有之候へば、追て弊山に引請奉安所を建設し御崇敬の義を尽すべく候へ共、此場合に於ては従来の行掛上他宗派合同之義は御断致候外無之、此段添て申進候

此の書面は如何に暴慢なるや、各宗派を侮蔑するは別問題とするも、暹羅国王陛下が、日本仏教の全体へ御贈与ありたる叡慮を無視し、実に無礼極まる書面と云ふべきなり、且つ狡猾にも日本仏教各宗派が、本願寺派へ依頼せざることの知れ切たるより斯くも、弊山一手限りにて引請ん抔と痩我慢を公然言明する等柔和穏順を以て体とすべき僧侶、殊に一派本山の高僧（位置上）としての品位は全く零にして、其の所為は全く投機師の標本と云ふも可なるなり、本派本願寺も既に末路と云ふ可きなり。（孤憤生投）

●日暹寺創立賛成者（明治36年9月20日　第八号）

覚王山日暹寺創立に同意調印したるもの左の如し

天台座主三津玄深、天台宗寺門派長吏直林寛良、同宗真盛派管長石山覚湛、真言宗長者長宥匡、浄土宗西山派管長勝川勝善、臨済宗建長寺派管長釈宗演、同宗円覚寺派管長釈宗演、曹洞宗管長森田悟由、真宗大谷派管長大谷光瑩、同興正寺派管長華園沢称、同仏光寺派管長渋谷微妙定院、同出雲教派管長藤善聴、同誠照寺派管長二条秀源、同三門徒派管長平光円、同山元派管長藤原善住、時宗派管長河野寮阿、融通念仏宗管長清涼得善、法相宗管長秦行純、華厳宗管長佐保山普円、真言律宗管長佐伯泓澄

未だ調印出来ざるは、真宗本派本願寺派真宗木辺派同高田派、并に京都臨済宗七派近江臨済宗永源寺派黄檗宗及び日蓮宗の十宗派なるよし。

●各宗派会議〔明治36年10月4日　第十号〕

各宗派会は、京都に於て今月末又は来月上旬開会し日暹寺創立に就て協議すべき旨既記せしが、猶聞く所に依れば日暹寺創立に対して賛同調印せしは、昨年八月建仁寺に於ける管長会にて概して名古屋に賛同せし宗派にして、調印せざる宗派は概して京都にあれば、宗派会を京都に開く理由薄弱なりとて内務省が日暹寺創立を許可するや、直ちに名古屋に於て開設することと予定されたる由。而して右は遅くも来月十日までに開会し稲垣公使帰暹までに決議を為す見込の由にて、其の議案の二三は左の如し。

月見坂土地寄附受納の件、日暹寺制規、評議員会規則、日暹寺創立勧募規程、日暹寺建立設計及予算、顧問、輪番、執事各職制

●日暹寺創立承認書〔明治36年10月4日　第十号〕

日暹寺創立発企出願に付ては、三十六宗派の悉く連署するにあらざれば、内務省に於て詮議の運びに到り難きを以て、前日来日置菩提会副会長は京都、名古屋及び東京名古屋間に数回の往返を重ね、最後の運動として黄檗宗并に在京都臨済六派近江永源寺派等を歴訪し種々交渉せしも、右は本山に於て去月廿二日附回答の如く連署せざるを以て、日置副会長は万止むを得ず右八本山に対して同盟連署宗派の行為に異議なきの書面を差出され度くさすれば、之を添附して願書を差出すべしと懇請せしより、八本山管長は即ち之に調印し、去月廿六日午後五時を以て建仁寺久昌院に於て日置副会長へ渡し、是れにて大菩提会対八本山の事は一段落を告げたり。惟ふに此間、種々入組みたる事情之れあることならんが、特に臨済各派は他の大宗派に対し権利上多少不賛成の向ありしを以て、今日まで斯くゴテ〳〵せしならん。其の承認書は左の如し。

△日暹寺創立出願に付承認書

一今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也

右

明治三十六年九月二十六日

黄檗宗管長　佐伯　蓬山㊞
臨済宗東福寺派管長　済門　敬沖㊞
同　建仁寺派管長　竹田　嘿雷㊞
同　相国寺派管長　中原　東岳㊞
同　南禅寺派管長　豊田　毒湛㊞
同　大徳寺派管長　菅　広州㊞
同　永源寺派管長　久松　琢宗㊞
同　天竜寺派管長　高木　竜渕㊞

同盟各宗派管長猊下御中

●日暹寺創立彙報〔明治36年10月4日　第十号〕

日暹寺創立請願書に調印せざる臨済七派黄檗宗各管長は別項の如く同寺創立承認の書面を差出したるが、大菩提会にては本派本願寺の連署せざるに関しては承認書を求めず、同寺よりの回答書を添へて内務省へ差出す由。▲日蓮宗にては臨済各派調印せば調印を為すべしとのことなりしに、臨済宗の鎌倉建長、円覚二派、京都の妙心寺派調印せしに付遂に調印することと為りたるよしにて、三十三派中非調印は真宗本派、同木辺派、黄檗宗、臨済七派の都合十一宗派なりと。▲日置副会頭は去月廿六日某所に於て、日暹寺創立調印同盟宗派重役と協議する処あり。廿七日午前七時五十六分京都発列車にて名古屋に帰りしが、日暹寺創立請願書及非調印宗派の添付書を携へ東上し、稲垣公使其他と協議を経て内務省に出願するよしなり。▲日暹寺創立許可の上は、第一着手として名古屋月見坂の地十万坪の寄附を受くることとなるべしといふ。▲本派は同寺建築の上は、弐万円丈の寄附を為す約成りし由。▲臨済各派にて菩提会の借金を引受くるとか云事は無根の事実にして、他の各宗派に於ても固より該会の借金を宗派にて支払ふなどを同意し居らざる趣なり。

●日暹寺創立許可と制規〔明治36年10月18日　第十一号〕

日暹寺創立請願は意外に捗り、今日の模様にては四、五日中に許可の沙汰あるべき模様なりと東上中の日置師より内報あり。従て名古屋に開く同盟各宗派会は意外に早く開くやも知れず、京都に於ける同盟宗派たる大谷派本願寺を初め、各本山にては同会には概して管長代理を出席せしむるよし。又日暹寺の宗制寺法とも云ふべき制規なるものを聞くに左の如し。

制　規

暹羅国皇帝陛下より、釈尊御遺形并に御尊像を本邦仏教徒に頒貽せられたるに付、大聖世尊の洪恩に報じ寄贈皇帝陛下の叡旨に答へ、宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め、創立せられたる寺院にして天台宗、天台宗寺門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨済宗妙心寺派、臨済宗建長寺派、臨済宗円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華厳宗、真言律宗に属する者なるを以て関係宗派商議の上、左の条々を協定し之を覚王山日暹寺の制規とす。

第一条　日暹寺住職は其任期を一ケ年とし、左の順序に従ひ関係宗派管長順次之を任命するものとす

天台宗座主　三津玄津
天台宗寺門派長吏　直林寛良
天台宗真盛派管長　石山覚湛
真言宗長者　長宥匡
浄土宗西山派管長　勝川相善
臨済宗妙心寺派管長　関実叢
臨済宗建長寺派管長　釈崇演

臨済宗円覚寺派管長　釈　宗演
曹洞宗管長　森田悟由
真宗大谷派管長　大谷光瑩
真宗高田派管長　常磐井尭熙
真宗興正寺派管長　華園沢称
真宗仏光寺派管長　渋谷微妙定院
真宗出雲路派管長　藤善聴
真宗誠照寺派管長　二条秀源
真宗三門徒派管長　平光円
真宗山元派管長　漆原善住
日蓮宗管長　浜日運
時宗管長　河野察竜
融通念仏宗管長　清涼得善
法相宗管長　秦行純
華厳宗管長　佐保山晋円
真言律宗管長　佐伯泓澄

但任命すべき當番宗派の管長にして、欠員又は事故の為めに任命すること能はざる時は次番を當番とす

第二条　日暹寺輪番住職は、執事一名理事二名をして庶務を処理せしむ。其任期は一ケ年とす。

但し、理事一名は関係宗派の評議員会之を選任し、其任期を三ケ年とす

第三条　日暹寺信徒の互選により、信徒総代十名を置く

第四条　日暹寺は関係宗派一千ケ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織す。其任期は三ケ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす

評議員会に提出すべき事項

一財産管理の方法

二毎年度の収支予算

第五条　評議員会は、顧問三名を関係各宗派管長の中より選出し、其任期は三ケ年とす。

第六条　輪番職は毎年四月一日に交代し、新住をして日暹寺を統管すべし。

第七条　日暹寺輪番住職は、評議員の決議を経て関係管長の許可を得るに非ざれば負債を起し、其他財産上の処分を為す事を得ず。

第八条　日暹寺輪番住職は毎月其収支決算書を調製して、関係宗派管長に報告すべし。

第九条　當番宗派管長は、輪番住職中事務の請願文書の往復等に奥書するの義務を有す。

第十条　日暹寺執事は輪番住職に依り選任せられ、其旨を承け寺門の内外の事務を執行す。

第十一条　日暹寺理事二名の内、一名は輪番住職之を任命し、関係宗派評議員より選出す。

第十二条　日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し、寺門外

護の義務を有す。

第十三条　日暹寺顧問は寺門の内外と協商して、財法二途の円満を計る責任を有す。

第十四条　日暹寺職員は、寺産明細帳并に仏具什器の台帳を設備し、違乱なく引継を了するの責任を有す。

第十五条　日暹寺輪番住職并に職員違規あるに際しては、在籍宗派の規定に拠り、當該宗派管長懲戒処分を為すものとす。

第十六条　制規は、評議員会三分の二以上の賛成を得て、関係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変更するを得ず。

●日暹寺創立願　同盟二十三宗派管長記名調印の願書及副書は信徒総代調印の上、菩提会副会長日置黙仙氏より深野愛知県知事を経て内務大臣に差出したるを以て、去る四日日置氏東上許可を待ちつゝあり。右許可の上は名古屋に於て同盟宗派会を開くことゝし、稲垣公使も出席し意見を述ぶる由、新寺創立願に添へたる明細帳及び建築予算は左の如し。

明　細　帳

尾張国愛知郡田代村　覚王山　日　暹　寺

一、本尊　釈迦牟尼仏　一、開創　明治三十六年中聯合各宗派協同開創

一、由緒　明治卅三年中、暹羅国王陛下より本邦仏徒へ御頒貽せられたる。印度涅波羅領藍毘尼国園の西南五里余の地に於て、英人ペツペ氏の発掘せる八大舎利塔中第五塔に奉安せる釈尊御遺形の一分と同、王室伝来の降魔形の金製坐像を奉安護持する為め、浄地を卜して聯合各宗派の建設するものなり。

一、境内地　一万二千六百坪　一、境外所有地　十万七百七十坪　一、信徒　十万五千人　一、管轄庁距離　三十五町三十二間

収支予算　▲菩提門（七間、四間）一万五千円▲外周土塀六千二百二十五円▲西北院（四間）五万四千円▲同周囲塀　三千三百円▲同唐門（三間、一間）二千四百円▲参拝堂（十一間、八間）八万八千円▲本堂（十五間、十二間）十八万円▲回廊（二間、三十五間）一万五百円▲客殿（五間、五十間）三万三千七百五十円▲事務所（十間、二十五間）四万三千七百五十円▲庫裡（八間、十六間）一万九千二百円▲厠（二ヶ所）四百八十円▲物置納屋（四間、十六間）一千二百八十円▲諸雑費及予備金、四万二千百十五円▲合計五十万円

一金五十万円、寄附金総高　内金廿二万五千円、愛知県下現在寄附申込高、明治卅六年六月より三十七年末月迄収入、金二十七万五千円同三十八年より同三ヶ年間、各府県寄附募集高

●日暹寺創立の認可（明治36年10月25日　第十二号）

名古屋市に建立する覚王山日暹寺創立の出願は、内務省宗務局にて願書調査の結果所轄地方庁を経て認可の指令を下したり。同願書に調印せる宗派は天台宗、同寺門派、同真盛派、真言宗、浄土宗、西山派、臨済宗妙心寺派同建長寺派、同円覚寺派、曹洞宗、

真宗大谷派、同高田派、同興正寺派、同仏光寺派、同出雲寺派、同誠照寺派、同三門徒派、同山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華厳宗、真言律宗にして日暹寺は右廿三宗派に属するものなり。同寺の寺法としては、前号所載の通り制則十六個条を定め、住職は任期を一ケ年とし、前記天台宗座主乃至真言律宗管長の順序を以て任命し、其下に執事一名、理事二名を置て庶務を処理せしめ、又信徒互選に依り信徒総代十名を置く外、関係宗派一千ケ寺に一名の割合を以て評議員を選出し評議員会を組織し、財産管理の方法及び毎年度の収支予算を協定せしめ、尚ほ同会に顧問三名を関係宗派管長の中より選出し、顧問は寺門の内外を協商して財法二途の円満を計らしむるに在り。該制規は宗教局に於て調査中なるが、遠からず認可せらるべく関係各宗派は、近日當市に宗教会を開きて創立事務を進行する筈なりと。

●日暹寺創立準備会〔明治36年10月25日　第十二号〕

別項所載の如く、十二日附を以て其筋より許可ありたる覚王山日暹寺創立願認可書は、既に愛知県庁より出願者に交附せし由に付、来る十九日稲垣公使帰任の途次来名を待つて、同市の各寺院住職及び愛知協賛会幹事賛助員等は七ツ寺明治館に於て、創立準備に関する協議会を開き、同公使にも臨席を請ふ筈なりと。

●認可指令文〔明治36年10月25日　第十二号〕

日本大菩提会副会長日置黙仙代理、同会理事佐竹法津師は、去十九日午前八時愛知郡役所へ出頭、兼て出願中の日暹寺創建許可の指令を受取たり。（指令左の如し）

愛知県指令一第六二二四号

愛知県田代村日暹寺創建発起人
延暦寺住職三津玄深外二十五名

明治三十六年九月十八日付願日暹寺創建の件許可す

但し、創建の上は其旨速に届出づべし

明治三十六年十月十六日

愛知県知事　深野　一三

●覚王山日暹寺の近状〔明治36年11月1日　第十三号〕

去る十六日附を以て新寺建立の許可を得たるは既報の如く、就いては去る十七日稲垣公使は京都市に来りて、各宗派管長等に対して自己の意見を陳べ、翌十八日名古屋市に往いて、同地に於ける仏教団体の各種を集め一場の演説を為したり、彼れ是れ以て同地の人気は頗ぶる奮興し居ると云ふ。

●各宗派管長より暹国皇帝への上奏〔明治36年11月1日　第十三号〕

稲垣公使帰任に付、同盟各宗派管長よりは、同公使に托して左の奏状を呈したり。それにつき、此の英訳をも添へ出されしが、昨年来菩提会より暹国への送付の英文は、総べて本宗の長谷宝秀師の手にて作くられ、差し出し来り居りしが、此度は時日切迫に

付、稲垣公使が帰航船中にて訳文を作り添出さるる由。

大日本仏教各宗管長等、仏陀照鑑の下に謹で一書を裁し、大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光栄を有す。去る明治三十三年六月十五日、恩頒を忝うせし釈迦牟尼仏御遺形并に金像仏を奉安の為め、今回尾張国名古屋市附近田代村の勝地を撰て奉安殿を建築する事に決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覚王山日暹寺と称し奉安護持し、永く

貴国皇帝陛下の恩頒の慶を不朽に伝へ、以て仏教各宗派及び信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くば閣下此意を諒し、貴国皇帝陛下に下名等の摯実なる誠意を執奏せられんことを希望の至りに堪へず、茲に下名等は謹で

大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、併て閣下に対し満腔の敬意を表す。

大日本明治三十六年十月十九日

天台宗座主以下連名

大暹羅国皇帝陛下

宮内大臣閣下

●日暹寺建築地建標祝賀会〔明治36年11月1日　第十三号〕

去る二十五日、愛知県愛知郡田代村月見阪にて、覚王寺建築地建標式を執行せり。此の日、天朗らかに気温かに幾百の参拝者は広ろき該地所に充満し、非常なる賑はひなりし由、式衆は午前九時に裏門前町の大菩提会より出で、数台の車に百味の供物を載せて百余名の稚児に之を曳かしめ、日置副会長、中村理事を始め各宗取締諸師及び市内随喜の寺院は倶に雁行して、知事代理其他の公職員を始め数百の世話人を従へ式場に参集し、建標前に此の供物を列らべ、日置師の発音にて般若心経を唱へ祈願をなし、式後余興として、念仏踊、詠歌踊、煙火、角力、剣舞、等は所々に催ふされ、酒、餅、すし、等の接待は彼此に施こされ、近来になき愉快なる祝賀会なりしと、其の際日置師の朗読せし祝文は左の如し。

大日本明治三十六年十月二十五日、愛知県愛知郡田代村字月見阪に覚王山日暹寺建築地の標を建つ。恭く惟るに、霊気の鐘放大地清く山川草木自ら潤沢す、此の地曩に各宗委員踏査撰定の時に當たり、蟄竜昇天の瑞あり以て衆目を驚かしたり。爾後区々の世評ありと雖も、宛転今日に至りて実に此の挙を見る、蓋し奇遇と云ふべし、然れ共荊棘尚ほ路に横り、鉏斧拈提其の人を待つゝあり、憶ふに　大聖釈迦牟尼如来在世の時、帝釈一茎草を拈して地上に挿で曰、梵刹建立し畢りぬと、今此の機縁に撞着して感転た余あり、記して以て天龍□を推し法輪常に転ずるの時を竣つ、謹しんで祝す。

●日暹寺の住職〔明治36年11月1日　第十三号〕

此の度内務大臣の認可せし、同寺の制規によれば、最初の住職は天台宗座主たる人の順なるに付、日置師は前条建標式を畢へ、直に出立して京都に来り、二十六日は、村田、長等の門跡を訪問

し、各宗の當局者と小集を為して諸般を打ち合せ、二十七日朝大阪天王寺に赴きたり。其は同寺住職吉田源応師は、此度天台宗座主となられたるに付、日暹寺最初住職に請待の為めなり、無論同師は諾されしものならん、然らば日暹寺の為めには至極適當の人材を得しものに付、是れより百事着々進むべきものと信ぜり。但し明年四月が交代期なれば、吾人は吉田師の住職期間の甚だ短かきを惜しむなり。

●日暹寺の経営〔明治36年11月1日　第十三号〕

彼の京都借財は猶ほ皆済に至らざれど、加藤、吉田両弁護士の調査は頗ぶる進みたり。又弁償は、過る十八日稲垣公使の演説にて、名古屋人民も了諾して異議なきに到りたる有る一種の方法を以て、日置師より村田、前田等の諸師に交渉中なるが、此れ等諸師も粗々了諾の由に付き、各宗委員も異議なかるべし、然らば、此の負債方面の最後の解決は愈々近きにあらん、さて是れさへ片附れば次ぎは建築の方法なるが、其は予ての設計に基き、東京、名古屋の両市に於て、先づ十名宛の委員を置き、此の二十名を建築の幹部委員とし、是れにて諸般の事務を統括分担して経営さるゝ見込の由、二十名中東京の分にて既に確定されしは、日本銀行副総裁高橋是清、三井物産会社理事益田孝の両氏にて此の両氏より他の八名を推挙さるゝ順序となり居れり、名古屋の分は未だ一名も定まり居らざるが、東京の高橋、益田の両氏と対等さるべき身分財産を有する某々は是非とも登庸すべき見込の由、最も名古屋の分も、去る二十二日迄は大いに話しは進み居りしも、同夕の急電にて松方伯爵が名古屋より帰東されしより少し手間取り居るとのこと。又此の度の件は、日、暹両国間に於ける交際上重大の関係を永遠に有する問題なるに付、松方伯爵は過日来陰に陽に頗ぶる尽力し居らるゝ趣。

●同寺の寄附募集〔明治36年11月1日　第十三号〕

従前菩提会にて着手し居る分も追ひ〳〵同一寄附となすべきも、目今名古屋の仏教団が計画し居る予定方法は三種に設けあり。其は孰れ住職も定まり、前条の委員及び日暹寺執事等の定まりし上にて、決定発表さるゝならんが三法の中何れに定まるとも、従前の方法に比しては頗ぶる経験を経たる方法なるにつき、信用さるべきものなりと云ふ。又彼の十二万余坪の日暹寺地所は、住職出来次第直に登録さるゝ由。

●各宗派会議〔明治36年11月15日　第十五号〕

日暹寺創立に関する各宗派会議は、弥々来る十二月一日を以て名古屋大菩提会本部に於て開くことゝなりしを以て、日暹寺創立同盟宗派管長并に同盟各本山重役出席あり度旨日置大菩提会副会長より夫々通知したり。議案の重なるは日暹寺、制規細則日暹寺住職輪番及び執事重役規則、菩提会事務を日暹寺創立本部へ引継の事等なり。

●日暹寺住職赴任〔明治36年11月29日　第十七号〕

今回創建許可を得たる覚王山日暹寺住職は、同寺制規第一条に依り、同盟二十三宗派管長の輪番を以て、一年間宛就職すべく第一番は天台宗座主なるを以て吉田源応師は去十九日名古屋に到り仏舎利仮奉安の青松寺に入りたる趣き、大菩提会副会長日暹寺創建発願人委員日置黙仙師より京都各宗派管長へ通知ありたり。吉田師は自今延暦寺本坊、大菩提会本部并に天王寺の三ケ所へ、一ケ月に一度宛は登堂すべきを以て中々多端なるべしと、日暹寺住職は実際旅費交際費を要する少からざるをを以て、大宗派として金融自在の管長にあらざれば就任するに困難なるべしと。

●管長及重役会〔明治36年11月29日　第十七号〕

日暹寺住職として天台宗座主吉田源応僧正赴任せしに就ては、左の諸件を議する為め、各宗派管長及び重役会を来る十二月二日より名古屋市曹洞宗万松寺に開会する旨、日置大菩提会副会長より大谷派本願寺を初め各宗派管長へ通達ありたり。

一日暹寺建築及将来擁護に関する件
一大日本菩提会事務整理に関する件

●日暹寺勅額願〔明治36年12月6日　第十八号〕

日暹寺創立に付ては、国際上の関係かた〴〵日暹の号に依り勅額下賜請願を為すこととなり、創立発願同盟宗派管長より宮内大臣へ差出したるが、此頃に到り受理せし趣同省より通達ありたるよし

●各宗派管長会議（第一日）〔明治36年12月6日　第十八号〕

既記の如く、覚王山日暹寺創設に関する同盟各宗派管長会議は、去二日午後三時より名古屋市裏門前町万松寺内なる日本大菩提会本部に於て開かれたり。當日の出席者は、

▲曹洞宗管長代理日置黙仙▲時宗管長代理河野良心▲妙心寺管長代理前田誠節▲興正寺代理三原俊栄▲天台宗委員木村観順▲妙心寺派委員釈等顧▲高田派委員長岡大仁▲大谷派委員関地良成▲妙心寺派委員青山宗寛▲浄土宗西山派委員長谷川観石▲曹洞宗委員大仏補教▲高田派委員安藤諦徴▲天台宗委員大久保良俊

の十三師にして、大菩提会の中村勝契師始め四名番外説明委員となり、先づ会長の推選を行ひしに、前田誠節師當選し左の議題に付議事を開く筈なりしも、當日は出席者少なかりし為め、議事は三日より開始することゝなり散会せり。而して二日は、一同々地愛知郡田代村字月見坂なる日暹寺建設敷地の検分をなしたり。

第一号　日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創建の事及寄附金募集の事務を担任するものとす。

但、覚王山日暹寺と日本大菩提会との会計を別途にする事。

第二号　日本大菩提会々則改正の件
第三号　日暹寺制改正の件

第四号　日暹寺施行法案
第五号　日暹寺住職晋山に関する件

●名古屋の各宗派会〔明治36年12月13日　第十九号〕

日暹寺建築、其の維持并に大菩提会整理の案件を以て、去る二日より名古屋仮覚王殿なる万松寺に於て、各宗派会議を開きつゝあることは既報の如くなるが、同会議は秘密会議にて一切傍聴を許さゞるも、聞く所によれば出席者甚だ少なくして、日暹寺創立発願同盟宗派（二十一宗派）の半数に及ばず。即ち大谷派、天台宗、妙心寺派、時宗、興正寺派、曹洞宗、西山派、高田派の代表者の出席せるのみにて、出席宗派は僅に八宗派なれば議事の要領を得るに難く、加ふるに名古屋派の者は、彼の菩提会の旧負債支払ひに付て殆ど対岸火災視の様子なれば、今回の召集にて出席せし宗派の委員は頗る不快の念を抱き、名古屋にして最初の契約通り負債の支払ひを為さゞれば仏骨を京都に復座するの決議を為さんとて、此旨同盟宗派へ通牒し出席を求めしより、去五日天台宗真盛派、奈良の法相宗、同華厳宗、真宗誠照寺派の四宗派が特に出席する旨を回答し、去六日以後の宗派会議は二十一宗派に対する十二宗派となり過半数となりたるが、同会議は之れより復又大紛擾を生ずべしとなり、議案は左の如し。

○第一号議案　日本大菩提会と日暹寺の関係

一、日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創立の事業及寄附金募集の事務を担任するものとす。

一、覚王山日暹寺と日本大菩提会とは、会計を別途にする事。

○第二号議案　日本大菩提会々則改正案

第一条中名古屋市を「日暹寺内」とす。▲第三条第一項中殿字を削り、「山日暹寺」の四字を入る。▲第四条中殿宇を削り「山日暹寺」の四字とし、次行「会」の字を「資」に改む。第五条「ス」字を削り、「し総て日暹寺信徒とす」と改む。▲第八条第一号「会長は、日暹寺住職之に當る」と改む。▲第十一条「一奉仕部」の四字を削る。第十四条「評議員会は、日暹寺制規に依り選出せられたる評議員を以て之を組織す」と改む。

○第三号議案　日暹寺制規施行法案

第二条　但書所定理事薦挙の件▲第十条、第十一条に規定する処の、住職の選任すべき執事、理事にして若し他宗派内より選出したる場合は、所属宗派管長の同意を求むべし。

○第四号議案　日暹寺制規改正案

第四条　日暹寺評議員は各宗派寺院住職以上の僧侶中に就き、其員数は宗派末寺数に応じて、左に記載の割合を以て之を定め、関係各宗派管長各別に任命せらるゝものとす。但し評議員の任期は三年とす。

五千ケ寺以上の末寺を有する宗派二人
五千ケ寺以下の末寺を有する宗派一人

第五条　評議員会は、毎年三月之れを開く。▲評議員会規程

は、別に之を定む。▲第六条評議員会に提出すべき事項、左の如し。

寺産管理の方法▲毎年度会計収支予算▲其他日暹寺住職に於て必要と認むる事項

第七条　会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとす。

現行第五条を第八条とし、以下条を順次繰下ぐ。

○第五号議案　同

第三条　日暹寺信徒総代は當番住職之を選任し、該信徒の所属宗派へ通知すべし。▲第八条「月字」を「年字」に改む。

○第六号議案　日暹寺住職の晋山式に関する経費予算案

●名古屋に於る各宗派会議〔明治36年12月20日　第二十号〕

本月二日より、名古屋市万松寺内の日本大菩提会本部に於て開かれたる各宗派管長会議の議案は、

第一号　日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創建の事及寄附金募集の事務を担任するものとす。但、覚王山日暹寺と日暹寺菩提会との会計を別途にする事。

第二号　日本大菩提会々則改正の件

第三号　日暹寺制規施行法案

第四号　日暹寺制規改正案

第五号　日暹寺住職晋山に関する件

等なりしが、内部にて紛紜のありし為め出席者少なく、今日も流会、明日も休会とて、二日より七日に至る六日間に漸やく二日間開会せしのみ。肝腎の議案は、僅に大菩提会々則改正案と、日暹寺住職晋山に関する件のみを議して閉会を告げたり。而して其会議の内容を記せば、実に嘔吐を催ふすべき程の始末にて、一言以て之を評すれば、今回の宗派会議は唯小田原評定に終りたりと云ふの外なし。扨は旧菩提会長村田師及び副会長前田師同会計主任豊田師より、仏骨を名古屋に遷移する上は、金拾参万六千参拾九円八拾弐銭八厘の支払を要するが為め、既に昨三十五年九月の各宗派会議に於て之を可決し、名古屋より之を償還する事となりたるを以て、當時名古屋派は百方苦心の上金弐万五千円を返却したるに、其後紛擾を醸したる為め、遂に覚王殿建設の計画を廃して日暹寺建設となりしは一般の熟知する所にして、今回の宗派会議にては此等の難問題を解決すると同時に、日暹寺創立其他の方法をも講ずることゝなり、会務及び総勘定の報告ありたるが、今其総勘定の実額を閲すれば菩提会内部の如何に乱脈せるかを知ると共に、其負債の巨額なるには何人も一驚を喫するならん試みに左に掲ぐれば、

拾参万六千参拾九円八拾弐銭八厘

三十五年九月各宗派会にて決定

壱万弐百七拾円参拾銭　昨年十月より本年十一月に至る新債

四百四拾九円拾五銭参拾壱厘　名古屋に引継の際不足額

壱万五千七百参拾五円参拾銭

昨年十二月より本年十一月に至る利子支払額

七千五百七拾五円
　昨年十二月より本年十一月に至る借換金手数料
壱万五千円　　未　済　利　子
合計拾七万壱千五百六拾九円七拾弐銭九厘
　内弐万六千円　　支　　払
差引今後返却の分は、金拾四万六千五百六十九円七拾弐銭九厘あり。是れ當初の負債額拾参万余円を急に返却せざりし為め、利子嵩みて前記の如き始末となりたる次第なるも、此等の償却方法に就ては何等の要領を得るなく、煎じ詰むれば旧副会長前田誠節師が大菩提会々則改正の結果新副会長となり、之れより手を大菩提会内に延ばして、旧債の償却を速かならしめんとせしに過ぎず。而して副会長を二名となすに付ては、一二の反対あり。日置黙仙師の如きは、當時岐阜地方に赴き居りて、帰名すれば既に内部に於て副会長増加に決し居るを覚知し、会議半ばにして憤然伊勢地方に旅行せるが如き、会議の内部は実に奇々怪々の至にして不体裁を極めぬ。日暹寺創立の前途も亦、覚束なき哉因みに記す。去七日結了の後、会務を整理する為め従来一名なりし副会長を二名として、日置黙仙師の外新に前田誠節師選挙され、尚ほ委員五名を選びて同会々計の整理を行ふことゝなり、遂には菩提会と日暹寺と分離の傾向を生じつゝあるものゝ如し。

●仏骨差押〔明治36年12月27日　第二十一号〕

名古屋なる仮覚王殿万松寺に安置せる仏骨は、同殿の借家料七百余円停滞のため、万松寺住職吉川義直師は、去十六日之が差押を名古屋区裁判所に申請したりといふ。今其詳報を聞くに、菩提会の内情は現今の仮安置所万松寺は関係者より、徳川家を説き口約を以て一箇月六拾円にて借受けたるものなるに、其借料を支払はざるのみならず、正式取定の手続も為さゞるより末寺及び信徒総代協議の上、其責任ある吉田禄在氏に再三迫り、尚又日置黙仙師に交渉せしも共に要領を得ず。因て過日開ける各宗管長会議に事情を具申したるが、是亦埒明かざるより、遂に法類総代近藤得昇氏に全権を委任し、當地弁護士岡田芳蔵氏を代人として、執達吏金子健太郎氏より左の書類を送達せり。

従来認められたる万松寺堂宇貸借の契約は、之を解除す。若し引続き御使用相成るに於ては、来る二十一日迄に改め契約の締約を望む。万一同日迄に契約成立せざるに於ては、御使用成らざるものと承知す。

　　住　職　吉川　義道
　訴訟代理人　岡田　芳蔵

明治三十六年十二月十五日

　日暹寺住職吉田源応殿

即ち右書面に対し、被告吉田師が異議の申立を為すや否やは知れざれども、若し其手続なきに於ては、二十二日より仏骨は他に立退かざるべからざる事となるべく、同時に仮処分として、家賃七百弐拾円の延滞のため、仏骨は執達吏の手に差押へらるゝに至るならんかと云ふ。（二十日報）

●仏骨立退の訴訟〔明治37年1月3日　第二十二号〕

仏骨が一昨年十一月名古屋に移されし以来、募集せる覚王殿建設の寄附金は今日迄の入帳壱万余円に及べるも、悉く費消し果したれば、曩日帰朝の稲垣暹羅公使も見兼ねて内務省に交渉し、覚王山日暹寺とは為したりしが是とて実際は異名同体の菩提会の掌管する所なれば、関係は依然と存続し不始末重なるのみにて、遂に去歳十一月下旬の如きは些の入金もなく薪炭の料にも窮し、岐阜瓦町野須新兵衛氏より参千円の高利を借入れて其日を過せる次第なれば、仮安置の堂宇使用料の延滞せりと云ふも其筈にて、偖は茲に仏骨立退の訴訟起らん事とはなれるなり。左に万松寺住職等より各宗管長に出せる、詳なる顛末書を掲ぐ。

謹で各宗派管長猊下及び高僧諸大徳に訴ふ

各宗派管長猊下及び諸大徳は、三冬の始め當市裏門前町万松寺の一宇に御来会在らせらるゝを聞く時に臨んで、万松寺と日本大菩提会との間に於ける過去現在の事態に就て、聊か不肖共の所思所感を開陳して御尊慮を煩はさんと欲す。抑々万松寺は名古屋市内の巨刹と称するも微禄少檀、其伽藍は大破損を生じ、後来は僅かに一箇月金参拾有余円の家屋賃貸料及び地料臨時法会等より生ずる信施を以て堂宇を支持し、三宝供養の途を支へ居たり。然に幸にして客年十一月、日本大菩提会愛知協賛の需めに応じ、借受人に於て殿堂修繕等をなす或る条件の下に於て殿堂全部を貸与し、之と同時に仮本堂を建設し、本尊を始め其他仏像仏具を奉遷し、住職及び詰合の衆僧は従来貸入れありたる一小家屋に移住し、是迄執行し来りし総ての法会も中止し、且臨時信徒の法会も廃止同様に帰し、現在三宝供養堂宇修繕の資料としては、目下殿堂貸入料の外殆と収納の途を絶せり。茲を以て當春以来、数回日本大菩提会に対し貸入料の要求をなしたり。然るに大菩提会は言を左右に託し、一箇年金弐百円の貸入料に締約しあるが如くに謂ひなし、且つ該金すら納付せず、凡万松寺の過去現在の財政に徴し一箇年金弐百円にて、三宝供養を始め百般の費途を支ふる事の能ふるや否是又御照鑑を仰度加、之一部の修繕を要求したるも之すら応ぜず、或は又恣に万松寺門頭に覚王山日暹寺と大書したる門札を掛け、且裏門前町日暹寺と記したる仏供米袋を信徒一般に配布し、殆んど万松寺をして自然消滅をなしたるが如きの感を喚起令しめたり。凡万松寺に因あり縁ある者、右の事実を見聞して心に快しとする者あらんや。殊に又日暹寺へ万松寺殿堂を貸与するに於ては、法規として其筋々の認可を要するは無論の事に付、去十一月二十四日日置副会長に宛て其筋へ出願する書面を送付し、借入者の署名調印の取計ひを要めたるも、未だ今日に至るも何等の回答を為さず、太だ不始末の行為と謂はざるを得ず。但し万松寺現在殿堂の形体門札の如きは、最早や諸大宗師の眼球に触れたる事と信ず。前陳の始末なるも、万松寺は飲泣容忍して今日に至れり。以上の次第に付、賢明なる各宗派管長猊下及び諸大宗師は事態御賢察成し下され、左の条件の下に於て御賛成を仰ぎ度事に候。恐惶謹言

一金七百弐拾円也　　一箇年貸入料
此　内　訳
一金弐百円　　建物営繕料
一金参拾円　　地租并に課税
一金四百九拾円　　家賃并に地料及臨時法要等の年度寺納金減収額の補充并に火災保険料支払

明治三十六年十二月五日

万松寺住職　吉川　義道
長松院住職末寺総代　松浦　祖英
浄源寺住職法類総代　近藤　得昇
他に檀家信徒町総代六名連署

日暹寺同盟各宗派管長殿

右の陳情書は昨年の宗派会議に提出したるものにて、一方には直接當事者吉田禄在氏并に日暹寺住職吉田源応師に交渉したるも、孰れも要領を得ざりしを以て弁護士岡田芳三氏を訴訟代理人とし、去歳十二月十五日附を以て従前の約定解除と、更に契約締結の催告状を発し、一週間の期限を示して執達吏金子健次郎氏より住職吉田師に送達したり。然るに二十二日迄は何等の回答なきを以て、更に岡田弁護士より仏骨立退の訴訟を名古屋地方裁判所に提起する事となれる由なるが、同時に先づ以て吉田禄在氏に支払命令を発し、家賃の請求に及ぶ筈なりと云ふ。然れば訴訟の成行にして立退の判決を与へられんには、茲に仏骨は忽ち無宿となり、執達吏の仮処分にも遭ふに至るべきなりア、。

●大菩提会彙報〔明治37年2月7日　第二十七号〕

大菩提会負債整理実行委員は、客年十一月以来京都に於て二回委員会を開きしも、一向に要領を得ずと。▲同委員の一人大谷派の関地良成氏は、寺務改正の際帰休せりしも後任者は未だ定まらず。▲同委員三原俊栄師は菩提会副会長前田誠節師とゝもに過日當地出発し、名古屋に到りし由。▲日暹寺住職たる吉田源応師は、昨年十一月以来大阪に在りしが、来る八日京都に立寄り、村田門跡を訪ひて名古屋に到ると。▲日暹寺の仮本堂は、月見阪に工費壱万弐千円を以て新築とすることとなり、形式は妙法院宸殿を摸したるものなりと。

●菩提会の悲境〔明治37年3月13日　第三十二号〕

覚王山日暹寺建築募集の為め、各宗派管長の調印請求中の処、大谷派本山は委任状の不完全を口実にして拒抗する処となり、其他の本山は、時節柄不穏當の挙動なりとて忠告的の下に味まく謝絶さるゝ処より、菩提会の悲境は益々其度を進めつゝ有りと云ふ。

◉正　　誤〔明治37年3月20日　第三十三号〕

貴社「六大新報」第三十二号に菩提会の悲境と題し、日暹寺建築募集の件に関し各宗派管長の調印云々とあるは全く誤報にて、該寺建築募集の件は、曩に各宗派管長より連署出願せしも、既に同寺は住職選定相成りしに付、住職より更に出願致すべしと其筋より内命有之。依て同寺より同盟各宗派管長へ、曩の願書の連署を

取消、日暹寺住職吉田源応にて単独出願する旨通知を受けし外何等の報知なし、関係者の迷惑尠なからざるにより、此の全文を掲げ正誤相成度候也。

明治三十七年三月十五日

土　宜　法　竜㊞

●日暹寺と菩提会〔明治37年4月24日　第三十八号〕

日暹寺創立事業に付ては、客年末名古屋の各宗派会の結果、日置嘿仙師は日暹寺創立事業、前田誠節師は大菩提会事業を分任することとしたるも、時局の為に各事業は中止の姿となり、負債拾参万六千円の整理委員として宗派会より選定せし天台宗の中村勝契、浄土宗西山派の長谷川観石、興正寺派の三原俊栄、大谷派関地良成及び前田誠節の諸師会合するも要領を得ざりしが、此程来大谷派を除き各委員名古屋に会合し両事業に対し、左の協定を為したる由。

一日暹寺仮本堂は大仏妙法院宸殿を模造し、愛知県愛知郡月見坂に予算壱万七千円を以て建築する事。

但し月見坂十二万坪の寄附地は、既に六万余坪登記を了り其余漸次登記手続中の事。

一大菩提会負債整理に付ては、債権者中時局の為に強て督促を為さゞる示談整たるも、此内止を得ざる分は名古屋に於て調金し漸次支払ふ事。

●名古屋の覚王殿建築〔明治37年8月14日　第五十四号〕

暹羅より迎来りし以後、京都にて日本大菩提会が奉仕したりし仏骨は、一昨年名古屋市裏門前町万松寺に遷し、次いで愛知郡田代村に覚王殿を建築するに決し、覚王山日暹寺なる者を新設したるが、其頃より住職となりし天台座主吉田源応師は、別規によりて職を去りて、新たに真盛派管長石山覚湛師、之れが住職となると同時に、大菩提会副会長前田誠節師が、日暹寺に謀らず同寺敷地として愛知郡八事山裏に十三万坪の地を寄附したる一事あり。是れ必竟、日暹寺が其名のみにして其実なきが故なれば、此際速に仮殿にても建築すべしとて、已に去月十五日地鎮祭を行ひたり。十月中には落成の都合なりと。

●日暹寺住職交代と仏骨遷座〔明治37年8月21日　第五十五号〕

名古屋なる覚王山日暹寺の住職は、立教開宗の新古に依りて順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、今月は満期に付、遞次番たる天台宗真盛派管長石山覚湛師交代就任することと為りたり。又月見阪十万坪の地は既に登記済みとなり仮覚王殿の工事中なるが、去る十五日盂蘭盆会を以て地鎮式を行ひ、十一月十五日は京都より名古屋に遷座の日なるを以て、紀念の為め同日万松寺仮殿より新築月見阪仮覚王殿に遷座することとなりたる由。

●妙心寺の基金費消事件〔明治37年9月4日　第五十七号〕

臨済五山の一名刹洛西花園妙心寺は、各山中堂塔伽藍の完備せると門末信徒の一致結合せるとを以て、比較的寺門の隆盛を誇りし一派の本山なりしが、最近十年以来仝派の怪僧前田誠節氏が次第に勢力を振ひ、一山の事務を其の掌裡に収めたるより、左しも鞏固なりし仝寺の基礎も茲に漸く動揺を初め、別項の如く遂に今回の大破綻を見るに至りしこそ遺憾なれ。事の起原は、蓋し一朝一夕の事に非ず。委敷記述せんには数日の紙上を費さゞる可らずと云へども、前後の枝葉を捨て一言其の要領を記せば、前田氏が仝寺の会計主任釈等顧等と協謀して、仝寺の基本金弐拾万円を私に費消したりと云ふに在り。而して前田氏等が如何にして、又何事の為めに此の如き大金を費消したるかを説明せんには彼の菩提会と前田氏等との関係を説かざる可らず。菩提会が當初の予期に反して、失敗に失敗を重ねたる末生じたる拾五万円余の負債の過半は前田氏の細工にて、等顧の名義を以て全く妙心寺の基金を流用したるものなりと。尤も前田氏も最初より悪意を以て為したる事には非ざる可く、菩提会の苦境を一時救済し、頓て寄附金を以て返済の心算なりしならんも事多く、意の如くならず寄附金は集らず貸した金は回収出来ず、一度二度と引出したる金は積り〳〵て、折角門末の浄財を募集したる仝寺の基本金弐拾万円は、何時の間にか煙りとなりて飛散するに至りしなり。今日迄既に発覚せんとして、辛ふじて弥縫したる事再三に止まらず、云ふはゞ一山の大事とも云ふ可き斯程の事を、前田氏等の怪腕に遮られて今日迄何人も救済整理せず、殆ど不問に附し置きたるは如何にも不思議と云ふ可く、此点より云へば、独り前田、釈等二三のみを咎むべからずと云ふものありと。

●妙心寺事件と村田寂順師〔明治37年9月11日　第五十八号〕

花園妙心寺に於ける這回の拾壱万円事件端なくも暴露するや、妙法院門跡村田寂順師を始として、各宗派の為興正寺大徳寺、大谷派本願寺等続々妙心寺見舞をなし、時局の事もあり、且は成可く穏便に事を処せられ度き旨を関妙心寺管長迄申入れたる由なるが、妙心寺に於ては好意は謝する処なれど、事此に至りたる以上は本山の命脈にも関することとて、最早一通りの挨拶のみにては如何とも処置し難しといひ居れりと。菩提会長村田寂順師は此事に関して非常に心痛を為し、此際菩提会に関係ある三十三宗派（浄土宗鎮西派、本派本願寺並に日蓮宗の或る別派を除くの外）の協議会を開き、以て前田師が菩提会の為めに融通せる金円に対する善後策を講ずるを以て至當となし、取敢えず菩提会財務整理実行委員興正派三原俊栄、西山派長谷川観石の両師に至急に整理を処置せられたき旨を通じたり。今同委員の意嚮を聞くに、前田師が菩提会の為めに妙心寺の寺班金を融通したるは、前田師自働的の行為にて各宗管長の借受けたるものにあらず、而も今日の如き時局にては、各宗派共自己の経営さへ出来難き仕義なれば、ヨシ多少の義理は存するにもせよ、金銭上の相談は到底纏るべくもあらず。各宗管長会議の事も、村田師の言としては如何にも然る

べきことなれど、実際に於て良果を収むること能はざるは、火を覩るよりも明なり。加之ならず、前田師が一箇人にて私消したるものならば、格別唯相當の手続を経ずして菩提会に融通したるに過ぎざる以上は、妙心寺も其旨を了して戦争終局し、菩提会の活動する時機迄前田師の処分を猶予し、師をして依然菩提会の為めに働かしむるに若かずと云ふに在るものゝ如し。

●前田誠節師の談〔明治37年9月11日　第五十八号〕

妙心寺議事前田誠節師は、今回の事件発生後は自坊に退き、謹慎して本山の下命を待ち居るとの事なるが、一昨日或知人の訪問に接して語りたる談話は左の如し。

実は自分の処置の宜しきを得ざるより事此に至りたるものにて、一は妙心寺に対して、他は一般宗教界に対して誠に恐縮の至りなれど、唯寺班金をば手続を経ずして菩提会に融通したるのみにて、他に一点の疚ましき事もなければ胸中は光風霽月の如く、毫も安んぜざる所なし。去れば寺班金の処置に當を得ざる廉ありとして職務を免せらるゝも、或は僧位を褫奪さるゝも、そは固より管長の命の侭に謹んで服従する決心なり。然るに聞く処に依れば妙心寺教務本所は、刑事被告人を以て予を見るとの風説あり。寺内の秩序を紊したりとて、寺内の法度に照して管長の責罰を受くるは固より、僧侶の本分として致方もなきことなれども、事苟も社会の公安を害したる刑事被告人を以て自分を法廷に迄引出さんとするに至つては、僧侶の地位を離れ、日本臣民として飽く迄関管長と争ひ、以て汚名を雪ぐ覚悟なり云々。

妙心寺事件に就て〔明治37年9月25日　第六十号〕

勢　外

臨済宗妙心寺派の議事前田誠節、釈等顧の両師は、去十六日を以て京都府地方裁判所検事局の起訴する所と為り、公私文書偽造行使、私印盗用、詐欺取財の数罪の下に検挙を被むり、今や刑事被告人として予審廷に廻はされ、未決監に収容せらるゝに至れり。前田誠節師は従来、妙心寺派の枢機を握り、一派の重鎮として尊敬せられ、且つ各宗派の間に在ても敏腕家として夙に仏教界に知られたり。設令ひ高僧碩徳と謂ふ可らざれども、人物名士として世の尊敬を受けし身が、一朝縲紲の辱を受くるに至ては人誰れか意外の感なからざらんや、

聞く処に依れば、這般事件の破裂を来たせし原因は、妙心寺派の教学基本財産たる寺班元金を、正當の手続を経由せずして前田、釈等の手に依て叨りに日本大菩提会に融通せしに起れりと。

惟ふに、菩提会の窮迫と妙心寺派内部に於ける前田師等の反対党の訐発とに依り、事は意外の辺に爆発せしものゝ如し。

罪の有無は勿論、今日は予審中に属すれば、之を知るに由なしと雖も、暗黒なる社会の光明と為り、腐敗せる俗界の塩類と為るべき宗教家中の大立者にして、国法の検挙を受け、世間の法庭を煩し、延ひて教界全体に汗点を印せしに至ては、確かに仏祖に対し

奉り大罪を犯せし罪と謂ふ可し。

世に位置あり名望ある人にして往々意外の罪悪ありて、偶々法網にかゝり、天下の視聴を驚かす事あり。官吏、弁護士、銀行会社の重役等が拘引せらるゝ事は、毎度新聞紙上に現はるゝ所ならずや、是に因て之を観れば、罪は社会の上下に行はれつゝあることを知ると同時に、叨りに人を信頼すべからざる事を知らざる可らず、罪悪は常に錦繍裡に包まれ、醜行は多く金殿裡に行はる。嗟呼混濁なる哉現社会、誰れか立て廓清の大任を負ふ者ぞ、正義の念に富める青年宗教家よ、ジョンブライトの所謂『正を履んで怖れず』てふ自信の念を養ひ、以て腐敗混濁せる現社会と奮戦苦闘するの決心を為せ。

●菩提会の善後策〔明治37年9月25日　第六十号〕

菩提会の事業は漸く緒に就き、着々進行中の処たま〳〵副会長前田に係る妙心寺事件の起るあり為めに一頓挫を来さんとするの模様あるに付、菩提会側に於ては之が善後策に付寄り〳〵相談中なりしが、同会副会長（二名の副会長あり）たる日置黙仙師は、遠州可睡斎より昨今中にも着京の通知ありたるに依り、着京の上前菩提会長村田寂順、実行委員長谷川観石、三原俊栄其他の諸師会合協議する筈なりと。

●妙心寺事件の起訴（前田誠節、釈等顧の入檻）〔明治37年9月25日　第六十号〕

妙心寺事件は伊藤検事主任取調の結果、十六日夜深更に至りて愈々前田、釈両名を起訴するに決し、仝夜予審判事の令状を執行するに至りたるこそ、返す返すも憂たてき限りなれ。其の模様を記さんに、同夜山川検事正は午後八時再び出庁して本件に関する取調をなし、伊藤検事も之に参加して深更に及び、遂に起訴と決して成田予審判事より令状を発したり。是に於て前田釈両名は、附添人力車に乗じ一旦中立売署に至り、同署内に一夜を明し、昨朝更に検事局に送られたり。而して前田誠節（六五十）釈等顧（一四十）に対する罪名は、私印盗用、私公文書偽造行使、詐欺取財なりと云ふ。尤も之が予審取調は浅見予審判事担当の筈なるも、仝判事は當日城南地方に出張中なりしより、宿直の成田判事より令状を発せしなりと。十七日は浅見予審判事両名を予審廷に喚出して一応の訊問をなしたる後、其まゝ未決監に収容したり。同事件の内容に就ては既報の事実と大差なきを以て、是れより以上を記さん事は予審中に属するを以て為し能はず。因に前田誠節は、葛野郡花園村字花園七十一番の住にて、等顧は仝春光院住職なりと云ふ。

●妙心寺管長顧問会〔明治37年9月25日　第六十号〕

愈々二十日午後三時より開会し、関管長を初め今山貞山師外顧問の人々並に参加を命ぜられし、向其他役員等夫々出席し、諮問案

に対して種々説明を請ふ所ありて、左の二問題を決定したりと。

一、花園学校存廃の件は従来の如く存置し、益す学業を勧め、経費に於ては本山の経費の許す限り節減し得るものは成べく減費する事。

二、北海道並に台湾布教に補助し来りし費用は全廃し、唯保護を与ふる事に止め自由の方針を取らしむる事。

右の外債券債務に関する事、其他諮問事項は引続き二十一日開会決定する事として、散会したるは午後五時過なりき。

●妙心寺と菩提会〔明治37年10月2日　第六十一号〕

妙心寺にては、大菩提会に立替たる五万円（借主村田寂順、前田誠節、釈等顧）を村田氏に向つて催促すべしとのことなるが、右に就て村田師側の意見を聞くに、抑も本件の起因は去る三十五年に在り。同年十一月仏骨の名古屋に奉遷するに先ち、同十月建仁寺に開きたる各宗派会に於て第一の問題となりしは、仏骨名古屋に移遷の運動非常にして、遂に大菩提会に於ける負債拾参万六千余円と仏骨と引替にて名古屋に移遷のことゝなり、小栗富次郎、服部小十郎、吉田禄在等三氏調印したるも、仏骨京都出発の砌、此の運びに到らざるを以て、右拾参万六千余円は曹洞宗の弘津説三、日蓮宗の津田日厚、真言宗の土宜法竜三委員、責任を以て負債を償却せんことを誓約したるを以て、大菩提会職員も異議を唱へざることとなりて、仏骨は名古屋に移遷のこととなりし次第なるを、幾度催促するも茫苒今日に到るまで僅少の部分の外償却せず。又大菩提会なるもの、組織は法人にあらず。又従来の寺院としても取扱はれざるものなれば、其負債の記名人たる旧菩提会職員は個人の債務の如くになりて、頗る迷惑しつゝあるなり。然れども事実個人の債務にあらざれば、同盟各宗派に向て請求し、同盟宗派は名古屋に仏骨奉遷の當初に遡り、名古屋の有志者に請求せざるべからず。兎に角妙心寺が今日の如くなりては、何時旧菩提会職員に向ひて負債償却を請求するやも知るべからざれば、此際同盟宗派に於て、何とか善後策を講せざるべからずと云へり。

●前田釈両師の罷免〔明治37年10月2日　第六十一号〕

妙心寺本山は夫の前田釈両師に対し左の誡諭状を発表したり

本派議事　前田　誠節

右本派基本財産たる寺班元金の全部及本山蓄積の保存金を濫用し、遂に本山をして不慮の悲境に陥らしめたり。

抑も、議事の職責たる法令の厳正と秩序の整粛を保全し、本派役員の首班として管長補佐の重任を尽すを以て本務とす爾るを、自ら不正の行為をなして本派の体面を汚辱し、患害を将来に貽すが如きは、蓋し恕すべからざるの主点とす。

依て本派役員服務規程に問ひ、同規程第十条に明示する有心故造を以て論じ、當役を罷免す。

本派執事　釈　等顧

右本派基本財産たる寺班元金の全部及本山蓄積の保存金を濫用し、遂に本山をして不慮の悲境に陥らしめたり。

抑も、会計部主任執事の職責たる本派綱目法則及教令の定むる所に従ひ、誠心誠意理財の一点に尽瘁するを以て本務とす爾るを、之に反し却て不正の行為をなして、本派の体面を汚辱し、患害を将来に貽すが如きは、蓋し恕すべきの余地なきものとす。

依て本派役員服務規程に問ひ、同規程第十条に明示する有心故造を以て論じ、當役を罷免す。

●菩提会の紛紜と暹羅国王〔明治37年10月16日　第六十三号〕

前田誠節等の刑事被告事件に関聯して、妙心寺は菩提会長たる妙法院門跡に向て五万円の貸金を催促したるが、妙法院に於ては、此義務を各宗派管長の分担すべきものとするは勿論、各宗派は名古屋に向つて再び義務履行の請求を為すに至るべき順序なるも、名古屋とて當初予定通りの成績を挙げたらば兎も角、失敗続きの今日容易に承認せざるべく、結局此方面にも又々裁判沙汰を見るに至るべきか。右に付、前田派に属する或者は曰く、今や妙心寺派に其人なく、菩提会に人物なし。而して本山は衰微し、菩提会は滅亡して仏骨奉安の場所なく、遂に雨露に晒すの不幸に陥らんも知る可らず、勢ひ茲に至れば群小の徒、或は状を具して暹羅国王に哀願する如き失態を現はさずとも限らず。若し去る事もあらば、當時の関係者たる稲垣公使等の不名誉は云ふに足らず。実に日本仏教の恥辱にして、従て我国の面目に関する事少小にあらず、其事一に這回の前田等が被告事件に繋れり云々と、亦一理ある説なり。

●村田寂順師の飛檄〔明治37年10月16日　第六十三号〕

妙法院門跡村田寂順師は此程、前御遺形奉安事務総理兼日本大菩提会長の肩書を以て、「衷曲粛啓」と題する四六版二十六頁より成れる長文を綴り、各宗派管長に配布せり。篇中の要旨は、大菩提会の失敗に終りたる顛末を細叙したるものにて結局、前田、釈等の疑獄に言及し、五箇年に渡り拾数万円の負債を為し、今更各宗派の分担償却を願ふの所存、毫も之れあるなし。此上は天理に依り正道に基き、徐々償却の道を講ずるの一途あるのみ。其れには一日も早く各宗派会を開き、名古屋期成同盟会総代吉田禄在、小栗富次郎、服部小十郎等が當時の比較調査委員に対して為したる契約書の、右委員中曹洞宗弘津説三師の保管に係り居るものゝ回収を促し、更に委員を選みて名古屋派に交渉して焦眉の急を救ひ、各宗派の信用を回復し奉安殿の建築を速成して、同盟の誓願を永遠に貫徹せられたし云々と切言せるが、猶ほ文中左の言の如きは最も注目すべき。

却説三回宗派会の決議実行せざるが為め、旧職員より督促したる結果、現菩提会副会長日置黙仙師前会長寂順起対し、金拾壱万六千参拾九円八拾弐銭五厘の約束手形を領掌したるも、是亦実行なきにつき、速に起訴すべき旨は他の奨思ありと雖も、苟くも慈悲忍辱を旨とする仏弟子にして、さる行為をなすに忍んやと抑制し居候。然れども、現に妙心寺に於ては山内両住職を

告発入獄せしめたる以上は、随て旧菩提会々長以下に係り、何時財産差押に及訴あらんも測り難し云々。

●臨時各宗派会開催に付て〔明治37年10月16日　第六十三号〕

妙法院門跡村田寂順師は旧菩提会債務に付、同盟宗派管長及び重なる役員に移檄したること別項の如くなるが、其後各宗派管長等より臨時宗派会開催の意見に同情を表するもの多く、大谷派は何時にても委員を出すと申込み、浄土宗西山派は大宗派の尽力あるあらば管長も委員も出席すべしと申込み、臨済各派も委員を出すべしといひ、永源寺派管長芦津実全師は一昨日、妙法院に来りて可及的尽力すべきを約し、融通念仏宗管長清涼得善師も昨日妙法院に来り尽力を約し、真宗誠照寺派管長二条秀源師は書面を以て、何時にても管長出席すべきを申越したるよしなるが、宗派会を開催するには管長三名以上の発起者を要し、且曹洞宗、日蓮宗、真言宗の大宗派にして未だ何等の回答なき故、宗派会の開会は容易に運ばざるものゝ如しと云ふ。

●大菩提会と各宗派〔明治37年10月23日　第六十四号〕

村田妙法院門跡は、此際各宗派会議を開き、仏骨を名古屋に移せし當時の契約に基き、名古屋派に拾参万六千円を要求し、之を以て菩提会の妙心寺に対する債務を償還し、以て妙心寺事件を解決せんとの議あるも、大菩提会実行委員等は既に本年二月を以て、名古屋派委員と拾参万六千円の契約金は五万円に軽減し、既に受渡済みなる参万八千円を差引き、残額壱万弐千円の現金にて全く此問題の落着す可しとの契約書を作製せる事は既記の如くなるが、元来昨年の各宗派会議にて実行委員を選定せし當時の委員の権限条件は、

第一　財務整理の事
第二　日暹寺前途経営の事
第三　菩提会革新の事

其他一二件にて決して名古屋派の契約金を軽減、而も拾参万六千円を五万円に軽減するなど云ふ権限を与へしにあらず。然るに委員等は、如何に眼前小口債務の整理に窮すればとて、菩提会債務整理の目的すら定めず、敢て猥りに斯る契約をなすは実に不都合なり。委員等が斯の如き契約をなせし者、想ふに全く名古屋派に買収されし為めならんとて、一派の人々は頻りに憤激し居るよしなれば、何れ各宗派間の一問題たるならんとの事なり。

●菩提会の帳簿押収〔明治37年10月30日　第六十五号〕

目下公私文書偽造私印盗用、詐欺取財事件にて拘禁中なる日本菩提会副長前田誠節外一名の予審進行の結果、京都地方裁判所より名古屋地方裁判所へ向け、日本菩提会本部の諸帳簿押収方を嘱托あり。数日前名古屋地方裁判所の判検事は、同市裏門前町の万松寺内なる同会本部へ出張して、一切の諸帳簿を押収したり。火は終に菩提会に移れり。

●仏骨疑獄起らん〔明治37年10月30日　第六十五号〕

右に就き同帳簿は、名古屋に夫の覚王殿建立の名義の下に集めたる寄附金の支途、覚王殿敷地寄附等に関する者なれば、仔細に検査せば、関係僧侶俗人等にも刑事問題を惹起すに至らんかと云ふ。

●関妙心寺派管長寂す〔明治37年10月30日　第六十五号〕

洛西花園妙心寺管長関実叢師は、予て心臓病に罹り、小方丈に於て療養中の処、薬石効なく二十一日午前六時、正坐合掌して遷化せり。享年五十六、嗚呼悲矣。

●仏骨奉遷式〔明治37年11月13日　第六十七号〕

仏教各宗派会の決議により、愛知県愛知郡田代村字月見阪の約十二万七千坪を敷地と為したる覚王山日暹寺は一昨年、仏骨を京都より市内裏門前町万松寺内に奉遷したる已来、寄附金等予期に反し殆んど皆無にして、其の工事建設等何時着手せらるゝや計られず、各種の浮説其間に流布するに至りたるより、市会議長加藤重三郎、代議士服部小十郎等同寺信徒総代、大に奔走尽力する所あり。本年九月七日に至り、前記の敷地に仮覚王殿を建設する事と為り、直に起工し十月十五日立柱式を行ひたるが、荒壁及瓦葺等も既に了りたるを以て、愈々来る十五日を期し奉遷式を挙行する筈なりと云ふ。當日午前九時卅分、万松寺出門行列は左の如くにして、

先払、六金色旗、空也講、各宗学校生徒、奉還紀念会員、各宗寺院、音楽、前住職（大阪四天王寺住職天台宗座主吉田天応師）仏旗、宝輿、旗、現住職（真盛派管長石山覚湛師）奉迎使、各宗本山住職及代理、各宗取締、暹羅国公使、官公吏、名誉職員、新聞記者、菩提講員、御茶講、御仏世講、各宗講中、各団体、各宗尼僧、御詠歌団体、一般随喜会員

参列の僧侶は其宗派規定の正服を着用し、俗人は礼服を着用したりと。

●妙心寺の前田、釈両人処分〔明治37年11月20日　第六十八号〕

妙心寺派の三関管長事務取扱は十二日前田誠節、釈等顧の両名に対し、擯斥処分を行ひ僧籍を褫奪したるが、聞く処によれば両人の刑事被告事件は既に予審終結し、浅見判事より伊藤検事の意見を求め居れるよしなれば、十四日頃決定書の発表あるべく、又両人の住職寺たる龍泉庵および春光院は、一切の財産と共に本山に引取りたるよし。

●妙法院門跡審問を受く〔明治37年11月20日　第六十八号〕

大日本菩提会に関し、妙心寺前田釈等の詐欺取財被告事件に関し、妙法院門跡村田寂順大僧正は召喚を受けたるも、病気にて出廷する能はざるにつき、浅見予審判事は其病床に就き、臨時予審廷を妙法院門跡に開き審問せり。

●妙心寺派宗匠会〔明治37年11月20日　第六十八号〕

紛擾中に没了し、去つて未だ出頭の機会を得ざる禅妙心寺派は、此程中原鄧州師の発起を以て宗匠会なるものを開き、去七日を以て左の決議を為し、管長事務取扱の許に迄提出したれば、来年度開会の同派議会を待つて、協賛を求むる筈なりと云ふ。

一　管長の選挙法は従来の公選法を廃し、各本派専門道場の師家を以て互選する事。

二　各専門道場の師家を以て顧問とす。

三　議会は本山紀綱寮の旧例に依り、四本庵の住職を評席とし、衆議を以て定むるものとす。

四　普通学は、適宜に公立学校へ入るを可とす。

五　専門道場は、甲乙なく一定たる事。

●覚王殿と暹羅公使〔明治37年11月27日　第六十九号〕

仏骨遷坐式に参列せし暹羅公使は、今後建設す可き仏骨奉安の正殿に限りて暹羅式を用ひる事とせば、自分は此趣を自国の陛下に伝奏し、陛下の御助成を仰ぐ事に尽力す可しとて、賛同を慫慂したりとの伝説あり。

●仏教各宗派会開期に就て〔明治37年11月20日　第六十八号〕

各宗派管長会議再燃説に就て、天台宗に於ても前座主の意思を継承して発起管長たることの同意を得たれば、果して成立の運びに至らば、之が発起管長としては天台宗山岡観澄、興正寺派管長花園沢称、永源寺派管長芦津実全、融通念仏宗管長清涼得善、真宗誠照寺派管長二条秀源、真宗高田派専修寺管長常盤井尭熙の諸師たるべく、是等諸師の名義を以て、他の各宗派に対し開会のことを通牒する準備中なりと云ふ。尚開会期日及会場につき聞く処によれば、会場は妙法院に取極めたるも、開期は右発起管長の調印、其の他各宗派に向て通牒の為めにも多少の時日を要することなれば、各宗派即ち発起管長以外の二十有七派には各特使を派して同意を求むるにしても、本月末、若しくは来月初めに至らざれば開会し難かるべしと云ふ。愈々開会の上は、前田誠節釈等顧等疑獄事件の根元に遡り、一挙して菩提会対妙心寺事件の解決を見るべしと。

●妙心寺彙報（新負債三万五千円）〔明治37年11月27日　第六十九号〕

妙心寺本山に於ては、今度金三万五千円を大阪の某氏より借入るゝに付、同寺什物『山水屏風、伝相阿弥の筆』一双外十七点を担保として、債権者の許へ差送るの事としたるが、重宝とある事なれば、住職事務取扱三関天慧師より京都府知事に向ひ成規を許可を請願したるが、府庁に於ては目下内務大臣に申請中なり。▲予て報道したる宗匠会の発起人南天坊中原鄧州師は、特赦施行に関する上申書を三関管長事務取扱に差出せり。其要に関管長遷化の廉に依り前田、釈の特赦を行ひ、且告訴を取下げ又従来多数の懲戒処分を受けたる僧侶に対し、同様特赦を行へば故管長の追悼

の意ともなるべしと云へりと。▲告訴取下★前田、釈等の疑獄事件は最早や予審終結に近きたれば、大菩提会の関係、若しくは前田釈等に因縁あるものより、三原管長事務取扱に対し告訴取下げの上申をなし、或は村田妙法院門跡、西本願寺藤島了穏師等より仲裁を申込むものあるも、三原師は前管長が提起したる告訴は、既に司法官の手に移りて今や予審中に属し、告訴の取下げに依つて公訴権の消滅すべき筈なく、苟も一派総攬の任に當るものは、この際最も公明正大なる終局を結ばざれば、三千有余の門末に対して申訳なき次第なりと。右に就き昨今法曹界にては、斯る告訴取下は検事の起訴以前ならば一考を要するの価値あるも、今日に於ては到底不可能の事なるべし。然れども告訴者願下を希望するの真意あるに於ては、公判上、或は被告の為利益となる事少からざるべければ、告訴願下の事は全く其等の目的に出でたるものならんと云へり。又両被告人に対し保釈を申請する者あれども、裁判所は未だ之を許さゞる由。

●妙心寺事件の予審決定〔明治37年12月4日　第七十号〕

宗教界近来の一問題として世間の視聴を聳動したる、妙心寺前議事前田誠節仝会計部長釈等顧等の疑獄事件は屢々記載の如く、予て當地方裁判所浅見予審判事の担當にて審理中の処、愈々去る二十五日を以て予審終結し、該決定書は去る廿八日を以て掛り検事及各被告等に送達したるが、被告前田、釈、片山、樺井の四名は私印盗用公私文書偽造行使詐欺取財として、當地方裁判所の重軽罪公判に付し、又尾木は偽證罪として、石田は罪證隠蔽及偽證罪として、何れも仝裁判所軽罪公判に移されたり。尤も前田以下三名は、重罪の決定に対して抗告するや否や未定なりと。

●前田師獄中の作〔明治37年12月4日　第七十号〕

妙心寺事件にて監獄に在る前田誠節師の、差入を請求したるは楞厳経と韻譜なりとの事なるが、師は諸々の差入物又は慰問状を発したる人々に対して端書を以て挨拶状を出しつゝありと。其去る十日、妙法院村田寂順師へ送りたる端書に左の一詩あり。

孤囚不弔世無親。語話難交雖有隣。惟有蒼空一輪月。分光夜々照愁人。

村田師は次韻して、左の如く申送りたる由。

遥迎聖骨大非親。興教併期国善隣。豈料現身沈奈落。夢通寒夜鉄窓人。

又前田師は去る十五日を以て、菩提会副会長日置嘿仙師に左の如く申送りたる由。

小生は九月十六日（拘引の日）、全死了矣以後は、幽霊と思召被下度候。此頃は差入物否御供物に預り難有奉謝候。又もや娑婆へ蘇生も致候はゞ、御面会可仕候。

かねてきく三悪道を目前に
　試す時こそ今は来にけれ

●文秀女王殿下と妙心寺〔明治37年12月11日　第七十一号〕

伏見文秀女王殿下には、妙心寺派訴訟事件の成行を心痛せられつゝありしが、去月三十日、井坊家従をして妙心寺に抵り、『等しく三衣清浄の身を以て、徒に阿堵物のため、世間の法律にまで依らざるべからざる争ひを為し、延いて仏教界の恥辱を千歳に貽すが如きは、仏家としてあるまじき事なるのみならず、縦令此事が果断の処置に出でたるものならばとて、却て後世禍乱の俑を残すのみ。』の旨を最と懇に伝へしめられたるも、何分目下同派管長事務取扱不在中の事なれば、一応役僧等まで申入れ、同家従は退出したりとぞ。

●妙心寺差押らる〔明治37年12月11日　第七十一号〕

妙心寺にては前田釈等の被告事件発生以来、事務愈々紊乱し、彼の大橋銀行に対する負債の如きも、今以て返済の運びに至らず。同行代表者大橋与市氏は、屡々同寺に督促するも返済せざるより、終に去る一日大橋氏は、執行力ある公正證書を以て執達吏田中恭次郎、渡島幸明の二氏と共に同寺に至り、曩に府知事の許可を得て、同行に質権ある同寺有体動産（国宝を除く）を差押へんとせしに、異議の訴訟を京都地方裁判所に提起し、同時に来る十日、執行の予定なる差押物件競売取消の申請を為したるが、右に対し同裁判所民事部に於ては、同寺より供託金一千円を提出せば、該競売取消の決定を与ふることとしたり。

●妙心寺国法担保の認可〔明治37年12月11日　第七十一号〕

妙心寺が大橋銀行返済に充當するの目的を以て、其の借入金三万五千円に対し、仝寺に保存せる国宝を担保とするの請願を其筋に為したるが、右は今回其筋の認可を得たりと云ふ。然れども、該国宝なるものは価格に於て画然たる鑑別を附し難ければ、之れに対して貸金を諾する者なく、是れには差當り苦心し居る由。

●妙心寺派管長選挙〔明治37年12月11日　第七十一号〕

各教区教務所取締は明年一月三十日限り投票を取纏め、二月十日迄に教務本所に送達し、本山にては同二十日開票することに決したりと。

●大菩提会の債務に就て〔明治37年12月18日　第七十二号〕

大菩提会に属する各宗派管長会発起委員会に於て、興正寺派及び天台宗より一名宛の交渉委員を出だし、過日来五万参千円の債務に就き妙心寺に交渉中なりしが、妙心寺に於ても、一時は妙法院を差押へんとの意気込を以て強硬なる態度を示し居たるも、何分、法律上村田寂順師個人の債務にして、到底妙法院を差押ふるの効力なく、且妙心寺と村田師との間に於て、今日円満を欠く如き事ありては双方の不利益なれば、何とかして円満なる交渉を重ね、法律的交渉を避くる方可なるべしとの事より、妙心寺派に於ても、成るべく各宗派の事情を察し、又一方各宗派に於ても、此際精々醵金し、妙心寺に対する債務弁償に力めんとの事にして、

先づ各宗派会を開く事なく、今日迄の経過及び将来の方針を管長発起委員会に於て規定し、各宗派管長に照会する事となりたりと云ふ。

●臨時各宗派会〔明治37年12月25日　第七十三号〕

妙心寺の債権の為に、菩提会に於て臨時各宗派を開く議あることは既報の如くなるが、諸々協議の末、此際仮令宗派会を召集するも出席者少なかるべきを以て、回覧を以て議案を送附し、各宗派の意見を求むることとし、天台宗委員大久保良俊、真盛派委員安原戒忍、興正寺派委員三原俊栄、高田派委員藤井聞正、融通宗委員清原賢静の五名の連署を以て、十五日仏骨奉迎當初同盟宗派管長へ左記議案を送附し、廿一日までに回答あり度き旨通知したりと。

臨時各宗派会議案
日本大菩提会則改正案

第一条　日暹寺内にの下、「本部事務取扱所を京都市に」の十二字を加ふ。

第八条　第一号会長は日暹寺住職に當る、とあるを「会長は各宗派管長又は門跡及本山住職中に就き各宗派に於て之を推薦す」に改む。

第十一条　一勧奨部の下、「一庶務部」の四字を加ふ

第十七条　中六を「八」に改め、廿とあるを「十」に改む。

此案に依れば、菩提会は一昨三十五年十一月仏骨と共に名古屋に移り、京都には支部又は出張所もなく、債務弁償に甚だ不便なるを以て、京都に同本部事務取扱所を設け以て、京阪并に関西地方に於て同会拡張、即ち会員募集の事務を開設し、且つ会長は日暹寺住職に限ることとなり居るを、同盟宗派管長又は門跡及び本山住職中より推薦し、以て債務の処置をつけんと云ふに在り。而して右議案につき臨済一派の意見を聞くに、議案の趣旨は、無一文にて京都に菩提会事務所を設け会務を拡張せんと云ふに在るが、斯くては又々、第二の負債問題を見るに至るべく事に益なくし却て害あり、左れば、此際各宗派は五万円償却の責務を負ふとの決心を為し、幾分出金し、一方は妙心寺に対して五万円を参万円位に負けて貰ひ、之と同時に菩提会を解散すべきなり。斯くせば一切の葛藤を絶ち得べし、異日又菩提会を再興する必要あるときには、何時にても再興し得べきなりと。

●妙法院差押へらる〔明治37年12月25日　第七十三号〕

妙心寺及び東本願寺の両本山は、既に債権者に有体財産差押を受けつゝあるが、尚天台宗一派なる京都大仏妙法院も、此程名古屋の債権者より、有体動産に対し仮差押を受けたり。

●妙心寺事件の公判〔明治37年12月25日　第七十三号〕

妙心寺前田、釈等の公判は、京都地方裁判所第二部に属する事となり、裁判長は成田判事、陪席は三宅、富島の両判事にて、来月二十四日開廷の事に決定せり。

◎石川舜台〔明治38年1月1日　第七十四号〕

石川舜台、前田誠節、村田門跡、われ其三人者の何れの一人にも恩怨なし。只何となく、石川に対しては往生際の悪き人物よと思ひ、前田に対しては、流石は禅的修養の著はれたる処ありと思ひ、村田門跡に対しては、御気の毒と思ふの外ぞなき。

●妙心寺事件公判下調〔明治38年1月1日　第七十四号〕

妙心寺事件に就き、曩に予審決定し重罪公判に移されたる前田誠節、釈等顧、片山茂三郎、樺井保親等四名は、既報の如く旧臘廿日午後公判下調べを受けたるが、被告人等は大体に就ては予審決定書を認むるも、重罪に係る管長委任状偽造の点に就ては、全く管長の承諾を得たるものに相違なしと主張し、且つ一個人の利得の為めに為したるものにあらずと申立、片山、樺井等は、委任状は真正のものとして公正證書を作成せしものなり、又周旋料は周旋者尾木久保より送り来りしものにして、此方より強請して受領したるものにあらずと申立てし由。

●妙心寺事件の弁論期日〔明治38年1月15日　第七十六号〕

洛西妙心寺より、大橋銀行頭取大橋文市氏に対する、帝国博物館寄托物品差押取消の抗告と、差押物全部に対する強制執行異議の訴訟の口頭弁論は、来る十六日當地方裁判所にて開廷せらる由。

●臨時各宗派会議に就て〔明治38年1月29日　第七十八号〕

臨時各宗派会議は愈々其議熟し、本月下旬か遅くも来月初旬を以て開会さるべき筈にて、各関係者は過般来頻りに奔走しつゝあり、旧臘十二日発起委員大久保良俊（天台宗）安原戒忍（天台宗真盛派）三原俊栄（興正寺派）藤井聞正（高田派）清原賢静（融通念仏宗）等の五師連署を以て、菩提会に干係ある各宗派管長等を宛て、左記の書面を発したり。

拝啓予て御承知の通、日本大菩提会負債未償却之件に付ては、當事者たる前会長妙法院門跡村田寂順大僧正は、目下非常御迷惑之境遇に有之、就は各宗派会を開催し、御協議仕度存候得共、時局に際し国家宗門多事之折柄に候得者、御会合之義は相見合せ、列記之通臨時各宗派会議案として及御移牒候条、本月廿日迄に當妙法院門跡へ向け御賛否の程御回報に与り度、此断乍略儀以書面得貴意度如斯に御座候。艸々敬具

（副　記）

臨時各宗派会議案

日本大菩提会則改正案

第一条　日暹寺内二ノ下、「本部事務取扱所を京都市に」の十二字を加ふ。

第八条　第一号会長は日暹寺住職に當るゝあるを、「会長は各宗派管長又は門跡及び本山住職中に就き、各宗派に於て之を推薦す。」とに改む。

第十一条　一勧奨部の下、「一庶務部」の四字を加ふ。

第十七条　中六を「八」に改め、廿とあるを「十」の字に改む。

然るに、右の書面及副記を受領したる管長中、該書面が余りに簡単に過ぎて意味明瞭ならず、随つて俄に賛否を決し難しとて、折返し反問し来りしものもありしより、此際更に人を派し、口頭にて説明せしめ、十分意志を疏通せしむるの必要ありとて、夫々遊説中なる由。

第二号議案

第一　日本大菩提会整理の必要に依り、妙法院門跡村田大僧正を本会々長に推薦す。

第二　従来日本大菩提会に対する債務は本会に於て処理し、返済方法を定むること。

第三　吉田山は間接本会の所有なれば、地主へ交渉し時価相当に売却し、債務弁償に充つる事。

第四　日本大菩提会々長は日暹寺住職依頼に応じ、同寺経営上利益と認むる点に於て交渉を遂げ、同一の方針を採る事。

第五　協定書に対する金額は、或る期間を定め、該委員に於て責任を帯び実行する事。

第六　臨時宗派会に要する経費は、日本大菩提会より支出する事。

右内容は非常に秘密に為し居るが、吉田山の売却を発表せば、之を目的にして債権者の八釜敷言出すべく、且つ村田師会長の事は名古屋側にて異議あるべく、旁々秘密に附し居れりと。

●大菩提会と真言宗聯合法務所〔明治38年2月5日　第七十九号〕

昨年十二月十二日付にて発起委員五名より、日本大菩提会会則改正案を添へ、聯合長者へ移牒せられしに、聯合法務所より、同十六日付本所は真言宗各派分離後の聯合事務所なるに付、大菩提会の事務取扱の儀は行届難しとの主意にて、入会を辞し改正案も返戻されたり。然るに本月廿一日頃にか、発起員なる三原師法務所へ来られ、別に何等の困難は来さゞる故ゑ引き続き入会し呉れとの懇談ありし由なるが、折節土宜師は栂尾へ帰り居られしにつき、小川師が面談されしも、何等決定に到らざりし趣。尤も土宜師は宗教法案の各宗派委員辺にて、奉安地土地選定委員に挙げられ其の事に従はれしも、大菩提会には何等の関係者にあらざるゆゑ、入会の件は交渉難からんとのこと。

●日暹寺と各宗派〔明治38年2月5日　第七十九号〕

菩提会と日暹寺は今後いよ〳〵各別となり、菩提会は畢竟日暹寺擁護者の地位に立ち、一の特別団体となる者ならん。就ては此の団体は、団体の関係者にて組織し、日暹寺は日暹寺建立の際、連署して内務省へ出願せし宗派にて、交代住職し御遺形を奉安し往くものならん。但し此の日暹寺は何宗と云ふべきや、本尊既に釈尊の御遺形ゆゑ、釈迦宗とでも称すべきか。それにつき真宗の有る派にては、若し此の寺に真宗の管長輪番住職するとせば、一向専念弥陀仏の宗意に背くとて、異論をひそ〳〵唱へ居る者もあるとか、窮屈なる宗旨より云へば、個様の説もあり得べきことなり。

●大菩提会と吉田山〔明治38年2月5日　第七十九号〕

本紙前号に掲げし臨時各宗派議案第二号第三条に、「吉田山は間接本会の所有なれば」とあるに付、有る人は菩提会は名古屋有志者へ同会の借金を引き継ぐ際、財産の総べてをも引き継ぎしが、其の節掛ゝる間接所有の財産ありとは聞かず、且つ彼の吉田山は、日吉全識なる者より奉安地に寄付すと申し出でたる箇所なり。然るに、今此の地を菩提会が間接所有すと云ふは誠に不思議なり。是より想ひ廻せは、彼の名護屋の有志と菩提会との間に借金の引き継上種々のごたごたを生じ、傍観者より歯切れの悪しきを訝ぶからしめしことは、何にか一種不可言の神機あるゆゑならんと眉を顰めて云へり。

●羅漢揮毫宣誓式〔明治38年2月26日　第八十二号〕

鈴木松年氏は、去る十四日名古屋なる覚王山松年羅漢会々員の出迎を受け名古屋に至りたるが、停車場には同会員数十名揃の提灯にて花々しく出迎へ、同夜は金直旅館に一泊、翌十五日午前覚王山日暹寺涅槃会に参列し、午後仏前に揮毫宣誓の式を了りしが為めに三百名余の参詣者ありしと、氏は翌朝仏前に於て、襖に勁風中の老松を揮毫し、之に松声弾般若と題し、尚ほ二十五葉の半截に仏陀に因みある花卉を揮毫し、之を仏前に供へたる後会員に頒ちたる由、因みに松年羅漢会規定は左の如しと。

一覚王山松年羅漢会へ入会せらるゝ方は、会費金拾円申込みに相添へ申込まるべし。

一入会者には、羅漢尊像（尺五絹本）一葉を頒与せり。

一五百枚の絵画は数回に頒ち、申込順番に従ひ、抽籤法にて御渡可申候。

一抽籤の会場時日は、其都度御通知可致候。

一本会事務所は、名古屋市下長者町一丁目三輪常七方に置く。

一表装は抽籤後二ケ月間に出来せしめられ度。猶表具の御依頼は名古屋市内又は其附近にて被命度、特に御注意致置候。五百枚完成の上、日暹寺に於て展覧し、羅漢供養執行可致候。

●妙心寺派管長選挙〔明治38年2月26日　第八十二号〕

前田一輩の疑獄起りてより、俄然鼎沸の混乱を来せし妙心寺派は、更らに実叢老漢の暴卒ありてより、一山の光景は宛ながら法滅の悲惨を呈せしかば、爾来候補管長の問題は、情実纏綿の裡に束縛されて兎角の評判さへ伝へられしが、今回挙行せし選挙の結果は、兼ねて候補者として嘖高かりし東海猷禅老漢當選に決したれば、本山よりは管長顧問稲葉元厚氏専使として、師が現住地たる筑後梅林寺に出張す可しと云ば、久しく宗主を失ひし同派も、茲に漸く法統の継続者を見る運に至れり。

●大菩提会長改撰〔明治38年3月12日　第八十四号〕

日暹寺住職を会長と日置、前田の両氏を副会長と仰ぎ居りし同会は、此の程規則を改正し、妙法院村田門跡を会長としせしが、副会長以下は未定の由。

●同会の負債件〔明治38年3月12日　第八十四号〕

此は如何に成り居るやは、一向判明せざるも、村田師会長とならるゝに就ては、弥よ〳〵会務を拡張して、今日迄同会と約束ある寄附金は、どし〳〵募集の見込の由なるが、時局柄六かしからんとは、一般会衆の評なり。

●妙心寺の刑事問題〔明治38年3月12日　第八十四号〕

過般来数回の公判を開らき、江木衷、菊池武夫等の有名なる弁護士迄来りて弁護に勉め居らるゝが、被告人中前田誠節氏は、弁舌爽快に事理明晰に、滔々陳述する状は各弁護士をして、流石は禅家の俠僧と一驚を吃せしむる由、とんだ名誉と云ふべし。但し無罪とは成り難からんとのこと。

●日暹会〔明治38年3月12日　第八十四号〕

日置黙仙師は一月以来、東京に上りて、大隈伯、杉子、等と計り同会設立に運動し居らるゝ由なるが、会長の未定なるより、はか〴〵しき運びに到らざるも、朝野共人気は悪からざる趣、何にしても日暹寺の為めには、何にか擁護の団体の設立は望ましきことにぞある。

●真言宗と大菩提会〔明治38年3月19日　第八十五号〕

此の程、同会より会長撰定の通知ありしも、矢張り無関係の回答をせられたり。それ故ゑ、理事も出さゞる趣、又副会長は未定と聞き居りしが、矢はり日置氏が副会長を持ち居らるゝに決定したりとか。

●菩提会〔明治38年4月9日　第八十八号〕

現在の負債拾八万円中、妙心寺の債権拾四万円あるも、今日にては之が利子すら支払はれざれば、仏骨はヤハリ名古屋に置き、独り菩提会のみ再び京都に移して、村田寂順師を会長として整理を計ることに決せりと。

●妙心寺派管長就職〔明治38年4月9日　第八十八号〕

臨済宗妙心寺派管長欠員の所、後任として福岡県久留米市梅林寺住職東海猷禅師就職の義、三月廿三日内務省より認可したり。

●妙心寺事件判決〔明治38年4月9日　第八十八号〕

妙心寺元議事前田誠節、同元会計部長釈等顧、公證人樺井保親、元四十九銀行重役片山茂三郎、金銭周旋業尾木久保、釈等顧の執事石田尚徳六名に係る公私文書偽造詐欺取財手形偽造偽證罪の被告事件は、三月廿八日午前十一時京都地方裁判所において開廷し、何れも罪状の酌量すべきものありとし、通じて二等を軽減し、誠節は重禁錮三年監視六ケ月、等顧は重禁錮二年六ケ月監視六ケ月、保親、茂三郎は各重禁錮二年監視六ケ月、尾木は重禁錮三ケ月罰金拾円、尚徳は拘留六日に処せられ、又妙心寺より附帯の私訴なる四十九、京都両銀行に対し担保公債額面各五万円の取

戻請求は、原告の敗訴に帰したり。前田等は何れも此の判決に服せず、控訴の申立をなすべしと。

●大菩提会の改革〔明治38年4月30日　第九十一号〕

天台、真盛、融通念仏、高田、興正寺の各管長は夫の大菩提会が名古屋に本部を移したる以来、僅に日暹寺を建立したるも前田事件のため世の信用を失し、全く活動の途なき姿に陥りたるを以て、今回更に聯合三十二派の同意を得て、村田妙法院門跡を会長に推し、京都に本部を設けて事業の拡張日暹寺の維持、并に負債の整理を講ずることゝし、過日より仮事務所を妙法院に設け、勧奨部長に青山宗完、庶務部長に三原俊栄、会計部長に中村勝契諸師を選任したり。

●菩提役会員打合会〔明治38年5月7日　第九十二号〕

菩提会は各宗派委員会の決議により、会長を村田寂順師、副会長を日置黙仙師となし、同時に旧職員、本部并に支部役員、并に特派使等を総べて罷免し、同時に会長より庶務部長に三原俊栄（興正）、勧奨部長に青山宗完（臨済）、会計部長に中村勝契（天台）の三師を選挙したるが、名古屋の本部よりは、右菩提会に関する器具並に書類等着したるに付、中村会計部長は過日妙法院に出頭して事務の打合せを為したり。但し今回の役員は、総べて無報酬なりと。

●妙心寺事件控訴の公判〔明治38年5月21日　第九十四号〕

妙心寺事件の前田誠節、釈等顧、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保は先に第一審判決に服せず控訴せしが、来る二十九日、大阪控訴院に於て公判開廷ある由。

●妙心寺議会〔明治38年5月28日　第九十五号〕

去二十二日より一週日を期して開会す。議長に玉林祖音師副議長に八橋紹温師を選び、次で管長出席宣示をなし了りて、議会の諸役員を選挙して此の日は散会せり。予算収入額は二万九千五百余円、同派綱目改正案は臨時会へとして附議せられ、管長選挙例に年齢五十歳以上のものとありしを、事理に精通したる者と改めし。外諸役員に関する規定を改正し、其の選挙を末寺一般の意志に任すことゝせる等、其の重なるものなれば、大体に於て議会は賛成を与ふべしといへり。

●石川舜台師除名せらる〔明治38年6月18日　第九十八号〕

大谷派本願寺にては、去十二日審問会を開き、審問長石川馨、検務長纐纈丸両師等立会審理の結果、前寺務総長石川舜台師に対し、欠席の侭左の如く決定を与へ、同師は僧籍及び旌彰を褫奪せられたり。

決定書

富山県西砺波郡石動町道林寺前住職

石川舜台

其方儀、本山在職中執務の方針を誤り、不応為の事を敢てし秩序を紊り、宗門を汚辱し、派内の安寧を障害したる事実、明瞭なりとす。

右は黜罰例施行細則第卅七条に該當する行為なるを以て、宗制寺法第八十七条第二項に依り除名に処す。

明治三十八年六月十三日

審　問　会

右の決定書にある石川師の非行といふに就ては、別段これ〳〵といふ事実を指摘せず、単に石川内局時代における一切の施設を非認して、厳重なる最後の処分を断行したるものなるが、聞く所によれば右は十五日より財政問題に関して開会する臨時評議員会議に対する政略上、旧弊刷新の実を示し、以て評議員会の同情を得、目下の難局を切抜けんとするの意に出でたるものなりと。

●釈尊の骨〔明治38年6月25日　第九十九号〕

世界無比の我大日本帝国の皇威は海外に限なく光輝し、政事、宗教、学術、総て一層進歩を謀り、益々隆盛の基を開き、国民たるの本分を尽す事に講究熱心せざるべからざる至極大切の時代にも拘はらず、去る三十三年の五月頃であつたが、楽天的なる仏教各宗の僧侶は数十万の大金を擲て遥々暹羅国に渡航し、釈尊の骨を頂戴して我国に帰朝するや、実に奉迎の準備仰々しく華美な事をして當時世人を驚かし、其勢ひを以て之れを安置する殿堂を造営せんとて各宗派の会議を屢々開き、菩提会なるを組織して檀信徒の喜捨金募集に運動をなせしも、素より真に祖師を敬仰する主意に出でずして、仏教の挽回策、所謂営利的心から議決した仕事であるから遂に失敗に帰し、今では奉迎費の負債の為に紛擾の種子となつて困難して居るのみならず、之れが導火線となつて某本山に飛火がついて法廷沙汰を仰き、罪人を醸成して世人の笑ひを求めたるなど、仏法の末世とは云へ悲しむべき現状である。或人洒落に曰く、

釈尊の骨が坊主の喉に立ち

●日暹寺住職に付て〔明治38年7月9日　第一〇一号〕

日暹寺は仏骨歓迎同盟宗派管長の一ケ年交代にて住職たる筈なるが、最初天台座主たりし大阪四天王寺吉田源応師就任し、昨年四月を以て天台宗真盛派管長（西教寺）石山覚湛師と交代し、今年四月真言宗聯合総裁と交代する筈なるが、老体を以て辞退せしに、其次番何れも謙遜辞退に依り、未だ交代行はれず石山師継続し居るも、同師は次番の交代を促しつゝありて、今日は有名無実の姿なり。因て菩提会副会長たりし日置黙仙師は日暹寺住職輪番制規を改正し、一ケ年交代を三年交番とし、又輪番住職は管長又は其宗派の重望者とし、其の當番宗派管長に特選せしめん事となすべしとの意見なる由。右は次番が曹洞宗管長なれば、同管長の特選にて日置師自ら當選せん内意にて、密かに此議を成立せしめんと運動しつゝありと。

●菩提会の事〔明治38年7月16日　第一〇二号〕

同会は過般、其の事務所を名古屋より再び京都に引戻し妙法院に置き、従来の不弊を一掃して真面目に会の拡張を計るべしとの宣言を為したるも、其実何等の改革刷新も無く、相変らず一部の野心家が私利私慾を充たすの道具と為り居れるは驚くの外なし。▲先頃同会の会計部長にて日暹寺の執事を兼ねたる中村勝契なるもの、九州地方に仏像の出開帳をすることとなり、拝瞻会なる名目にて愈々名古屋出発の間際に九州の招待有志者より仏像借入料として、金壱千円を送り来たり。其幾分は日暹寺に入りたるも、大部分は勝契一行の旅費として着服したりと。▲九州に於ける拝瞻会の純益金千八百余円ありしは確かなる事実なるに、勝契等は之を秘密にし、表面は損失なりと吹聴して一文も出さぬのみか、此程帰会の上、結局草臥儲に過ぎざりしとの報告を為したりと。▲妙法院の事務所には、勝契の妾の親に當る野中某なる老人を有給書記に採用して拾参円を給し居り、必要の会計帳簿は野中一人の手に委して何人にも示さず云々とて、同会の現状に憤慨し居るものあり。

●日暹会の成立〔明治38年8月13日　第一〇六号〕

同会は一時杉子爵を会長に仰ぎ、東浜間の豪商某々氏を幹事とし組織されんとしつゝありしが、都合により此度弥よ〳〵久我侯爵を会長とし会の組織完成せしにつき、遠からずして発表の手続きに到るならんと云ふ。尤も此の事に関しては、日置黙仙師は曹洞宗管長の候補者をも辞退し献身的に尽力され、為めに暹羅国駐在稲垣公使及び大隈伯爵の如きは非常に感動され、大いに同情を表し居られる由。ドーカ菩提会、若しくは興隆会等の如きに到らざる様、偏へに希ふことにぞある。

●日暹寺住職〔明治38年8月20日　第一〇七号〕

現住職なる天台宗真盛派管長は此の程、同寺住職満期に付、後任者を制規上の順序により、創立者にて前真言宗管長なる長勧修寺門跡へ、就任方土宜師を経て真言宗管長へ通牒し越されし由なるが、該制規の當方にこれなきより、目今取り寄せ中にて、其の上何分の決定に至たるべき筈、其れ迄該通牒書は土宜師の許に滞り居る趣。尤も該制規は内務大臣の認可を経しものにて、日暹寺に限る特殊の宗制とも寺法とも云ふべき性質のものなる由。

●日暹寺の成立と各宗派〔明治38年10月22日　第一一六号〕

同寺の制規により、今般は真言宗より撰任すべき當番なることは、本誌に於て曩に記し置きしが、未だ確定に到らざる由なり。それにつき、御遺形奉迎に遡りては、各宗共其の原因を知らざる人多きに見ゆるに付、明治三十三年日本十三宗三十三派にて奉請せし際の大概を左に紹介せん。

明治三十三年二月十二日付にて、日本公使在暹羅国の稲垣氏は、日本各宗管長へ左の書面を贈れり。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候、

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、基、所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に亘りて、尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗すべきあり、此等南北両仏教の一致を計り、数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく、仏教如斯にして、二十世紀文化の上に一大光明を発揮すべし。仏教徒の天職亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして諸氏等先進の責任、亦是にあることゝ信候。

而して小生は、今諸氏と共に、仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は、同国ピツプラワに於てペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰、其他の遺物（発見の記事別項御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下、亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下、亦た聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり、小生の指して以て仏教一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるものゝ如何に、教徒の熱信を昂かめ渇仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける、黄金龕中基督磔刑の古釘が、常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を堕さしむるが如き、或は「クリミヤ」の大戦、亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き、所謂聖地聖物なるものゝ如何に、欧米基督教国の民に渇仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実は、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく、此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち、仏界一振の盛事に出でられん事、熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より派遣委員に対して、御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より、可成高徳博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御選び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅国盤谷日本帝国公使館

稲　垣　満　次　郎

（各宗派管長宛）（各通）

右の書を得て、其の年の四月七日各宗派会を開らき、終に十三宗三十三派にて奉請することに決し、同年五月二十二日出発、大谷光演、藤島了穏、日置黙仙、前田誠節の四師を、奉迎使として暹羅国へ赴かしめたり。其の節各宗より渡せし委任状は、左の如し。

大日本帝国仏教各宗派管長は、大聖世尊御遺形の為め、真宗大谷派新門跡大谷光演を正奉迎使に、真宗本願寺派藤島了穏、臨済宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙を奉請使に選挙し、仏教各宗派の代表たることを委任す。

明治三十三年五月

（天台座主を首座とし、真言律宗管長を末尾とし、十三宗三十三派の管長連署し、真言宗は第四位にて原心猛師連署し居らるゝなり。）

右の手続きにて同年六月十四日、暹羅国王陛下より親授在らせられ、其の親授式の盛大にして、且つ勅語の御懇切なるは他日機を得て紹介せんが、其を奉受して帰朝し、同年七月廿日より三ケ日間奉迎法会を行し、原管長も参列せられたり。爾来十三宗三十三派の奉持する処となりしが、其の後大菩提会設立につき、本願寺派は護持会設立の事故により同会設立に反し、左の書面を出されたり。

今般各宗派管長会議に於て、大菩提会を組織し会員を募集し、釈尊御遺形の殿堂建設等の事業企画可相成段、議決有之処、本派に於ては殿堂建設の儀は無論賛成に付、右費用の内へ、本派より金弐万円寄附可致候、乍去大菩提会組織の儀は、断然同意難致候条、此段申進候也

明治三十三年六月十日

真宗本願寺派管長代理　近　松　尊　定

奉迎事務総理　村　田　寂　順殿

此の如くにて、本願寺派は大菩提会と反対せり。其の後、御遺形は名古屋有志より奉請して、内務省の特別制度の下に、十三宗三十三派兼帯宗の日暹寺は建立されたり。随て寺制も特種のものにて、而して同寺は全く大菩提会は別立なり。今日の大菩提会は日暹寺外護の有志会にて、大菩提会に浄財の余剰あらば同寺へ寄附するも、日暹寺は別に維持法を設けて、少しも大菩提会に依らずして、独立の方法立ち居ると云ふ。

●本願寺は弐万円を日暹寺へ寄附〔明治38年10月22日　第一一六号〕

本願寺は弐万円を日暹寺へ寄附するに到らん。日暹寺建立に就ては、暹羅国との関係上、外務、内務の當局者は特別の保護を為し、破格的に建立されたるより、今日も内務の當局者は、其の保護に尤も注意を作し居るなり。されば、此程本願寺派管長の上京に因み、宗教局長より彼の弐万円寄附のこと如何んと話されしに、其は自分の欧行中のことに付、更に取り調べんとて退ぞかれしが、其の後ち東京築地輪番菅了法師を以て、當初の主意は各宗共同上、京都に建設の所存にて寄附を申出しも、其の後名古屋の

有志が建設するとのことより、等閑となり居るも、既に建設も済しことにつき、何分の協議を内局の者と遂げ取り計らひ致す可しと答へて、西帰せられし由。

●暹羅国王陛下より御遺形の親授式〔明治38年10月29日　第一一七号〕

前号に約し置きたる、彼の盛式を奉迎紀要中より、左に抜抄せん。

六月十四日午後三時、宮中より公式の馬車三輌、公使館に来る。此に於て正使、公使并に南條氏（文雄博士）は第一に、藤島師は第二に、前田、日置の両師は第三に、其他随行僧侶六名の馬車三輌を別に随へて、四時宮門に入り、第二中門にて下車す。近衛兵左右に整列して捧銃の礼を為し、軍楽隊楽を奏して之を迎ふ。直に各省大臣の出迎を受けて階を登り、休憩室に入る。諸大臣高等官の挨拶あり、此に待つこと半時許、宮内大臣に導かれて、一同列を正して謁見所に入る。やがて国王陛下出御あり、一同敬礼終るや、教部大臣、一々奉迎使を国王陛下に紹介す。先づ大谷正使は、左の表文を朗読す。

大日本帝国仏教各宗派を代表したる、真宗大谷派大谷光演、真宗本願寺派藤島了穏、臨済宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙謹て言す。

大暹羅国王陛下、聖徳天の如く高く、仁沢地の如く闊し。爰に優渥なる聖慮を降し、釈迦大覚世尊の遺形を、我日本帝国某等仏教者に頒与し給ふに依り、各宗派管長は光演を奉迎正使に、了穏、誠節、黙仙を奉迎使に選用し、遺形奉受の任を嘱托せり。光演等、此任に膺り聖明に咫尺し、玉体の清爽なるを拝するを得たり。何の栄か之に加へんや。伏して望む、陛下外護の力を増隆し給ひ、十善の資を保有し給はんことを。光演等、誠恐誠懼の至りに堪へず。

右捧読終るや。国王陛下は左の意を以て、暹羅語にて御答辞を賜はり、教部大臣之を英訳し、南條師、次で日本語に通訳し、之を奉迎使に伝ふ。

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんが為めに、始めて此国に来れる日本仏教徒の奉迎使を見ることは、朕の喜ぶ所なり。且つ日本は暹羅よりは遠隔の国にして、制度も習慣も、或る場合に於ては、異同なきに非らざれども、尚同一宗教を信ずる所の同教国なることを信認することに於て、朕が満心の歓喜と満足の感情とを以て、刺激せられたる熱心の程を領解ありたきことなり。

朕は仏教の先導者にして保護者なることを認承せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき、幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本仏教徒へ、此神聖にして真実なる遺形の分配をせざりしことは、彼等が其一分を得んことを希望すべしとは、朕の認識せざりし所なりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本に安置し、巡拝者をして其便を得しめんとする彼等の願を信認せし上は、之を

頒与することは朕の甚だ喜ぶ所なり。奉迎使の此国に来り、且つ普通協同の利益の為に開明の事業に倦怠なき尽力の程は、朕の嘉賞する所なり。日本仏教徒が海外仏教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は、日本仏教の益々隆盛に赴かんことは、朕の最切望する所なり。

一同敬礼を終るや、陛下は玉座を立ちて公使の前に進ませられ、公使、奉迎正使、藤島、前田、日置の奉迎使に日本仏教に就て種々御下問あらせられ、清談少時にして握手の礼を作し玉ふ。是にて一同退出して控所に復る。

●日暹寺と大菩提会〔明治38年11月5日　第一一八号〕

日暹寺と大菩提会とは全く其の組織の格別なることは、毎度本紙に記したることなるが、此の程日暹寺関係者より、左の答書を真言宗管長へ宛差出されし由。

日本大菩提会は、各宗派に於て覚王山日暹寺創立已前に組織せられ、其目的は御遺形奉安にあるも、日暹寺創立の現時にあつては、覚王山日暹寺は日本大菩提会を全く別種にして何等関係を有せず候条、此段得貴意候也。

明治三十八年八月廿六日

覚王山日暹寺住職

大僧正　石　山　覚　湛㊞

右　寺　執　事

僧　正　中　村　勝　契㊞

右寺信徒総代

吉　田　禄　在㊞

同

加　藤　重三郎㊞

同

三　輪　常　七㊞

●村田寂順師の遷化〔明治38年11月5日　第一一八号〕

天台宗妙法院門跡村田寂順師は突然脳溢血症に罹り、去月二十九日午後六時遷化せしが、之より先き危篤の急電聞召され、有栖川宮、北白川宮、中山一位局より御見舞御下賜品の電報、九条老公、大隈伯、渡辺内蔵頭等よりも見舞電報あり。猶ほ天台座主山岡観澄、粟田青蓮院、大原三千院、宗務庁吉沢総務、其他府下天台宗寺院総代等、数日前より大仏方広寺に詰切り居りしが、目下俘虜収容所に充られ居るを以て、方広寺に於て一先づ密葬し、追て本葬儀は同院収容の俘虜も大底来る十一月中旬には引払ふ予定なるに依り、十二月十日同院内に於て行ひ、三十三間堂前興徳院内の墓所に埋葬することとなりし由。

●故村田妙法院門跡の葬儀〔明治38年12月17日　第一二四号〕

故妙法院門跡前天台座主慈修身院大僧正村田寂順師の葬儀は、十日午前十時より妙法院内宸殿に於て執行せられたり。葬儀は天台一門の所謂宗葬にて、頗る荘厳なりしが、先づ一番鐘にて導師山

岡観澄師并大衆集会所来着。二番鐘、導師緋色法衣に七条の袈裟を帯び、大衆は白服に五条の袈裟を帯び、斯くて三番鐘、即ち午前九時半、先づ大衆会葬者一同入堂、次に導師、次に回智讃、次に導師登壇。次に大衆着座。次に座讃、次に法則、次に五大願、次に九条錫杖、次に賦鑿畢て、導師下壇仮座に着く。是れより龕前の作法ありて、喪主二尊院権僧正貴志寂忍師、宗務庁代表者吉沢義道、本山代表者門跡事務担当末寺総代、法類総代猶父清水谷伯爵実家村田氏、其他順次龕前に焼香をなし、夫より愈出棺となり高張、松明、先駆、生花、蝋燭、香炉、洒水瓶、花籠、大衆、高張を先きにして、霊柩には宗務庁及本山役僧法類遺弟及親族左右を守護し、次に天蓋、鼻高、喪主遺子、其他葬儀係等の列順にて、三十三間堂前なる興徳院に埋葬せり。午後一時の當日の会葬者は賀陽宮御使小藤孝行、久迩宮御使星野、伊藤侯爵代大森鍾一、木戸侯爵代大覚寺派管長高幢竜暢、其他各宗管長并に代理者末寺総代府庁各事務官荘林助役、上下京区長等約一千余名にて、伏見収容所の俘虜将校大機関士ミレウスキー、少尉補オーデル、同チヤキン、少尉ドウイボーウスキー、大尉ペリカン、中佐クロスの五名も会葬せり。尚ほ當日は宮内省御使として、中川主殿助代寺西主殿属をして参向御香華料御下賜あらせられしよし。

●妙心寺事件と一音事件公判〔明治38年12月17日　第一二四号〕

真言宗高野派末寺たる下京区松原西洞院西入一音寺住職泉秀明より、前住前田隆諦寺田亮通退去に関する訴訟は京都地方裁判所に於て現住泉秀明の勝訴となりしを不服とし、大阪控訴院に控訴し、来る十八日公判なりと。又妙心寺派前田誠節釈等顧外数名の控訴公判は来る十五日なりと。

●妙心寺事件の裁判〔明治38年12月24日　第一二五号〕

教界堕落の一現象として現はれたる、京都妙心寺事件の被告前田誠節、釈等顧の二僧は、曩日に京都地方裁判所に於て公判の結果、前田三年釈二年の重禁錮に処せらるべき宣告ありしが、大阪控訴院に控告して、去十五日午前更に二僧共、同じく重禁錮一年六ケ月監視六ケ月の刑を宣告せられたり。其罪名は公私文書偽造犯にて、何れにしても法衣を纏ひたる身には此上もなき恥辱なり。

●マニラ市の仏教寺院〔明治39年2月4日　第一三一号〕

曹洞宗の少壮布教家遠藤竜眠氏は、去三十六年三月馬来半島よりの帰路、比律賓群島のマニラ市に立寄り、遂に此地に滞留して開教の企を立て爾来三星霜、種々の苦心を重ねしが、漸く内外幾多の帰信を得て、今は同市マンカリカ街に八間四面の殿堂を新築し、徳光山南天寺と称するに至り、教勢頗る盛なりと。

●前田誠節氏の公判〔明治39年3月4日　第一三五号〕

妙心寺事件に就て、手形偽造行使の罪名の下にある前田誠節氏は、大阪の奥戸善三郎、東京の井本常治両弁護士を以て大審院へ

上告中なるが、去月八日より公判開廷の為め十数箇条の不服を申請しつゝあれば、昨今に該判決を見る筈なりと云ふ。

●日暹寺黄金仏の出開帳〔明治39年4月15日　第一四一号〕

来る五月一日より二十日迄信州長野市に、二十一日より三十日迄越後高田町に、六月一日より十日迄同新潟市に、十一日より廿日迄佐渡島に、右の日割を以て、名古屋市日暹寺の黄金仏釈迦如来の尊像は、北国信者の懇請により、出張開扉を修行せらるゝと云ふ。さて、此の尊像の由来を聞くに、元と暹羅皇帝陛下の御持念仏、全身御長け三尺余の純金座像の釈迦如来にて、又其の白毫は最上の「ダイヤモンド」をはめ奉り、実に世界無比の宝玉なりと聞く。然るに、暹羅皇帝陛下が日本仏教徒へ仏舎利御分与の御紀念仏として、日本仏教徒へ此の尊像を御贈与遊ばされ、乃ち日暹寺仏舎利の前置仏として奉安する霊尊なり。而して又仏舎利も此の尊像と同時に、何れ奉拝の結縁を為すことと信ず。実に我が仏教徒は、三千年の往昔出現遊ばされし、仏世尊に値ひ奉る思ひを為し、参拝の因縁を悦こばれたきことにぞある。但し世の新聞紙によりては、此の開帳を種々に批難する向きなきにあらざるも、一時世に悪評ありし時代のことはいざ知らず、現今の日暹寺は各派管長にて輪次住職をなされ、又日置黙仙、中村勝契等の諸大徳にて如法奉仕し居られ、又同寺の信徒総代には名望の諸氏之れに任じ居らるゝ次第にて、決して前日の悪評ありし時代観を以て、今日の情況を批評すべきものにあらずと有る人は云へり。さもありなん、吾人は実に然かあらんことを希ふことにぞある。因みに名古屋日暹寺境内は立派なる公園なるに付、諸種運動会等日々同境内の一部に行なはれ、春来は日々大群参にて、実に名古屋地方の一大本山と唱へ居ると云ふ。就ては信者の一同は、一日も早く仮堂を真実の本堂に建築し替へたしと意気込み居る趣、暹羅皇帝陛下も此の消息を聞こし召し玉はゞ、定めて御満足に叡慮あらせらるゝことと覚へり。

●暹羅皇族御来遊〔明治39年4月29日　第一四三号〕

暹羅皇族ナコンチヤス殿下は今般大観兵式参観の為め御来航、二十二日長崎に着港相成りたり、殿下は同国皇帝陛下の庶子にして現皇太子殿下の異母弟に當り、同国陸軍総司令官の職を帯び居れりといふ。

●故村田寂順師と国師号〔明治39年6月10日　第一四八号〕

妙法院前門主故村田寂順大僧正の生前の功労に対し、其筋にては是に国師号を賜はるべき内議、略ぼ確定せりとの説あり。

●大菩提会と妙心寺〔明治39年7月29日　第一五五号〕

二者相関係しての失敗は世人皆な知る所なるが、茲に妙心寺派の策僧連は、妙心寺が菩提会の為め今日の窮境に陥り居れば、一派の危急を救ふの策は、先づ菩提会を済ふに在りとし、菩提会引受策を立てゝ、妙心寺の全力を挙げて同会に尽さんと、昨今之が策

略に鳩首しつゝありと云ふ。

●前田誠節氏の獄中消息〔明治39年7月29日　第一五五号〕

目下入檻苦役中の、妙心寺前執事の前田誠節氏の消息を聞くに、同人は六十歳以上の老齢を以て入檻したることとて、半人前の寛典の下に就業しあれば、毎日糸の節とりをしたる後には、昼は読書夜は禅定に余念なく、随うて失望落胆等の風も見せで、勇気例によりて凛々たるものあれば、出獄の後は何れ目覚しき活働を為すならんと、同派知己の一人は物語り居たりと。

（新義真言宗）「密厳教報」

◉大聖釈迦の遺骨及び遺物の発見〔明治33年3月12日　第二五一号〕

今回、暹羅国盤谷府駐剳本邦公使稲垣満次郎氏より、本邦の仏教各宗派へ釈迦仏の遺骨、及び遺物を暹羅国王より本邦仏教徒へ頒賜せらる旨を申越されたり。本派にても既に其の書に接したるが、其の文中に、今回の事たる、実に南北仏教を一致せしめ、仏教の光明を宇内に発揮せしむべき好機なり云々の語あり。我が仏教徒たるもの奮励一番、稲垣公使の語を事実に見る様致したきものなり、左に全文を掲げて読者に紹介せん。

各位倍々御清適為邦家大賀候、小生熟世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後印度より支那日本に亘りて、尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗すへきあり、此等南北両仏教の一致を計り、数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るへからさるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得へく、仏教如斯にして、二十世紀文化の上に一大光明を発揮すへし。仏教徒の天職亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして諸氏等先進の責任亦是にあることゝ信候。而かし

て小生は、今諸氏と共に、仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は、同国ピルラハラに於て、ペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（遺物発見の記事別紙御参照相成度候）をは仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下、亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下、亦右聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは即ち此事に御座候。抑も聖遺聖物なるもの如何に、教徒の熱信を昂かめ渇仰を加ふるかは、今更呶々を要せさる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける、黄金合龕中基督磔刑の古釘か、常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を堕さしむるか如き、或はクリミヤの大戦、亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し、或は独帝ゼルサレムに巡拝し給ひしか如き、所謂聖地聖物なるもの丶如何に、欧米基督教国の民に渇仰せられつゝあるかを推知するに難からす候。這回の事実、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく、此好機に乗して南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち、仏界一振の盛挙に出てられんこと熱望に不堪候。當国王陛下か我国仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出てられたること、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦よりの派遣委員に対しては、謁見等の厚待をも賜はるへき旨、是れ亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらすして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。右の次第に候得共、我邦仏教各派の中より、可成高徳博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御撰ひ相成、至急御派遣相成度候。敬具。

明治三十三年二月

在暹羅国盤谷府日本帝国公使館　稲垣満次郎

聖物発見の由来

釈尊降誕の地、カピラブツを距る数哩ピブラハワに、地主ペツペ氏なるものあり。数年前、適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発掘せは、何等か仏史に光明を与ふへき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之か発掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからす、地下二十呎にして、仏教史に一新時期を画すへき一大発見を為すに至りぬ。其発掘せし品々は、（一）石櫃一個（二）水晶及蝋石瓶二個、中一個は記銘あり（三）遺骨及遺灰（四）塗灰及木皿の破片（五）宝石其他装飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスチの収税官ラマサンカー氏に報し、且つ添ふるに蝋石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏、ペツペ氏の書を領するや、氏は更に、之を熱心なる仏教学者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明かにせり。以上は聖物発

見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌(Pioneer)に博士ホエイ氏の論文あり。又ロイヤルアヂアチツク、ソサイチーの報告書に、ペツペ氏の聖物発見に関する記事あり、就て見らるへし。

◉奉迎仏骨に就きて〔明治33年4月12日　第二五三号〕

蠡　海　生

今や軽風駘蕩として、桜花将に雲を吐かんとするの時、四月八日は来たりて釈尊降誕会は仏教青年会々員に依りて、東都の中央なる神田の錦輝館に於て、例年の如く挙行せらるゝに会し、曩に暹羅国王が仏骨を我が国仏教徒全体へ頒賜せらるゝ旨を、同国駐劄稲垣本邦公使に由りて各宗へ通知せられたりしことを顧み、聊、以て論ずる所あらんとす。

夫れ古聖往賢の、死して荼毘一片の烟と立ち上り黄土に化するや、其の愚者小人と異なるを見ざるなり。古人は歌ひて曰く、孔丘盗跖一塵埃と。又歌ひて曰く、賢も賢からぬも鳥辺の煙の色は変らざり鳧と。されば古聖往賢の世に崇敬追慕せらるゝは、其の形骸に在らずして、其の心霊に在るを察すべきなり。彼の累々たる塚中幾多の枯骨、何ぞ之を崇敬するに足らんや。然れども俚諺に、所ㇾ謂『坊主悪ければ袈裟まで悪い』の反対にて、自己が崇敬追慕するの人に対しては、其の人の手足に触れたる微細の物すら之を得れば、遺愛の存する所として、十襲之を珍として措かざるは常情なり。是れ甘棠の詩の作らるゝ所以なるべし。是に由りて之を観れば、天下後世の人が崇敬追慕する聖賢の遺骨を発見するや、塚中の枯骨とし、或は原頭の塵埃として、雲烟過眼視するを得ざるなり。

曩に暹羅国駐劄稲垣公使より、同国王が仏骨頒賜の聖旨を通知せらるゝや、我が国仏教徒の態度如何を観るに、二三仏教主義の新聞雑誌に於て云々したるを見たる而已にして、仏骨頒賜の事は与り知らざるかと疑はるゝまでに沈静なるは、仏教界に於ける意外の現象と謂はざるを得ざるなり。然るに仏教徒以外の人士は、却て是に向ひて是非を論じ、外面より仏教界に一種の刺戟を与へつゝあるなり。然れども其の論や、徒に理屈に騖せて、熱誠なる信仰力は言筌語路の外に発動し、来たれるものなるを顧みざるものゝ如し。論者は古来仏骨と称する物には、人造の偽物多くして信奉するに足らずとして曰く、たとへ真の仏骨たるも、英より暹羅に与へ、暹羅より緬甸錫蘭に分与せしもの。我れ其の分与を受けたりとして、業々しく奉迎して可なるべきか。ピプラハーに発見せる大石窟を全部尽く求め得たるならば未だしもなれど、緬甸錫蘭と均しく分与を得、緬甸錫蘭の真似するは以ての外ならずやと。又、論ずる者あり曰く、余輩は釈迦が不世出の偉人なるを疑はず、而も其の遺骨に至りては、北邙墳下に累々たる百千の枯骨と毫も選む所なきを得ず。（略中）其の真に釈迦の骨なるや否やは素、問ふを要せず。仮令真の仏骨なりとするも、之を迎ふるの理、万々之れあること無し。況んや其の真偽の明かならざる者に於てをや。と其の言や条理あるが如しと雖も、熱誠なる信仰力

は、決して理屈のみに依りて発動する者にあらざるなり。実に論者の言の如く、古来仏骨と称する者には偽物多かりしならん。然ども真物なりとも、若し懐疑の眼を以て凡百の事物を鑑定せんか、数千年以前に於て埋葬したる仏骨の一片を今日に於て発見し、之を徴するに読み難き當時の遺文を以てすることなれば、相當の證拠品をも併せて取るに足らずと、為さんには為されざることなきなり。而して縦令真の仏骨なるにもせよ、緬甸錫蘭の後塵を拝して之を奉迎するは以ての外ならずやと云ひ、又、釈迦は不世出の偉人なるを疑はざれども、其の遺骨の如きに至りては、墳下の枯骨なれば之を奉迎するの理万々あるなしと云ふが如きは、宗教的信仰力が、其の教祖の遺物に由りて如何に熱火のごとく熾んに発動し来たるかを知らざるものなり。又宗教的信仰心は、独立国の人民と属国の人民とに依りて区別せらるゝものに非る也。夫の古英雄が先祖の遺物に対して、其の功烈を聯想し已れも亦斯の如くせざるべからずとなし、猛然厥起して偉大の功業を成せるが如きは、往世の遺物に由りて発動し来たれる、一種不可思議の力か之を成さしめたる者といふべきなり。今日常人の家に在りても、不肖の子が父祖の遺物、或は墳墓に対するや感激せられて有為の士となる者なきに非ざるを見ても、古聖往賢の崇敬追慕すべきは、其の心霊に在りて其の形骸に在らずとし、其の遺骨の如き、聖賢の遺物中最、其の人を想起せしめ易きものを取りて、塚中の枯骨なり原頭の塵埃なりとして雲烟過眼視するは、吾人は其の可なるを見ざるなり。況や仏教徒に於ける、教祖の遺骨に於てをや。

又稲垣公使が、暹羅国王と我が国仏教徒との間に周旋し、仏骨頒賜の事あるに至りしは、或は外交政略上に出でたるやも知り難しと雖ども、仏骨其の物が相當の證拠の徴すべきものありて、真誠なる仏骨の一片なりと認定し得るものならば、仏教徒たる者は其の事の外交政略上に出でたると否とに関せず、教祖の遺骨として之を奉迎するも、何の妨か之れあらんや。又之を奉迎せんとする僧侶中に、或は之を利用して私欲を逞うせんとする者なしとは断言し難きも、是れ其の罪は、斯の如き奸僧に在るべき筈にして、奉迎仏骨の精神上には決して関係せざるなり。然るを論者は又、奉迎仏骨は公使の外交政略と奸僧の利己的方便なりとして之を非難するものゝ如し、此の説や已に述べたる理由に依りて、其の當を得たるものに非ざるを知るべきなり。

されば吾人は、相當の順序を踏み盛儀を具し仏骨を奉迎せんとするは、我が国仏教徒が崇敬追慕する教祖の遺骨に対する當然の挙動として、其の非難すべきの点を見ざるなり。

◉仏骨奉迎委員〔明治33年4月25日　第二五四号〕

暹羅国王より頒賜せられたる仏骨奉迎の件につき、京都にて各宗委員会を開きたる結果として、昨夏欧州より帰朝したる真言、高田派新法主常盤井尭献師を派遣することに決したり。同師は近衛公の実弟にして、梵語にも精通し居る人なり。

◉仏骨奉迎につきて〔明治33年5月25日　第二五六号〕

仏教の末路（？）

仏骨奉迎につきて　　篁　隠　生

吾大聖世尊、始めて法輪を印度に転じ、精神的革命を唱導せられしより、永き時間を経、遠き空間に渉りて人心を鼓吹し、社界を利益せしこと多大。之れ猶ほ、其の教法の赫灼光輝を発揚せし所以なり。然るに近時教界の状態は麻痺沈滞し、最早些少の功徳ある能はず、否、返りて社界を毒せんとするの勢をなせり。或は之れ、死に急ぐの道程にあるか。現に僧侶の己人的堕落せるは言を待たず、是れを団体の上に見るも、其の行動一として日に非ならざるはなし。苟も東都の真中に於いて、而も自ら新仏法を以て任ずる青年にして宗教法案に狼狽し、所謂公認教問題に狂奔したるが如き、勿論醜の極にして世已に定論あり。其の他各宗各派の内争紛擾に至りては、殆んど停止する処を知らず、余聞く昔の高僧は宗儀教理の為に争ひしと、今は見る名聞利欲の為に闘へるを、而して皆な之れ、暗に仏教の運命を予言せるもの、吾人実に寒心せざるを得ず。加之頃日仏徒中、更に美名の下に仏教を汚さんとしつゝあり、何んぞや曰はく、仏骨奉迎之れなり、然り仏骨奉迎、何んぞ其の名の美なるや、之れ一見、仏教信徒の将に垂涎すべき好題目なり。然れ共、吾人は徒らに其の美名に眩惑さるに可らず、蓋し退きて考ふれば、甚だ忌むべく畏るべきの現象にあらざるを知らん。乞ふ余をして、少しく之れを論せしめよ。

第一、此れを仏骨として奉迎するに先ちて、吾人は其の信偽を確めざるべからず。然るに、印度古代の地理及び歴史の研究は、古来専門家の最も難とする所、今日と雖も、吾人は欧米人の媒介を通じて、僅かに研究の材料を得るに過ぎざるのみ、信に覚束なき位置にあり、誰れか敢へて、其の信偽を判じ得る者ぞ。若し、容易に暹羅国王稲垣公使の名を信ずるの余りに軽挙せば、吾人仏教徒の恥辱を世界に永遠に残すものなり。

第二、仮りに此れを真の仏骨とするも、之れ非倫の行為に非ずや。吾人は犬馬の骨と雖も、発きて以て之れを弄するに忍びず、況んや大聖世尊の遺骨に於いてをや。吾人末徒として、敢へて此の野蛮的非行を演じ仏陀の神聖を汚すは、実に情に於いて堪へざるなり。

第三、以上の二項を全然否定するも、吾人は裏面に伏在せる臭気に嘔吐を催さゞるを得ず。現に奉迎使の権利につきて、各宗派已に衝突を来せしに非ずや。而して最も熱心に奉迎を主張する者は、最も野心に富める。〇〇寺派なるが如きを見れば、此の挙や実に利欲政略の為め、委しく云へば之れを利用して、信徒に対し虚勢を張り、歳入の上に増加を得んが為めの貪欲心のみ。而して少しも其の間に誠実誠意の存するを認めず、之れ上は仏陀を恥め、下は信徒を欺くもの。吾人、実に其の奸計を悪むものなり。

第四、吾人は更に大譲歩をなして、悉く前項を非認するも、終に奉迎の無意味なるを如何せん。今や教界多忙の時に當り、百事を放擲して数千金を投じ、朽余の古骨を購ひ来りて何の益かある。彼の天理蓮門の教徒が、匹婦狂婆を礼拝すると何の撰ぶ所ある。

否、寧ろ一層、甚しき非理の行ならずや。若し夫れ、信念熱情の止む能はざる結果なりとするも、吾人は其の愚を憐まずんばあるべからず、一の朽骨豈能く半死せる日本仏教に光栄を与ふるものならんや。由来仏教の汚気なきは職として知るべきのみ、之を要するに、虚儀虚飾偽信偽善によりて事をなさんとする者は、今日の仏教僧侶なり。爰に至りて、吾人は仏教の末路に迫れるを知る。嗚呼、仏教は已に殆んど死せる死骸のみ、今や仏骨を迎ふると同時に、仏教の死屍を葬らざるを得ざるか。将に入らんとする廿世紀の門出に於いて、吾人は此の不吉不幸に相遇せるを悲む。然れ共、此の瀕死せる旧仏教を屠りて血祭をなし、盛に次の新仏教を迎ふる亦可ならずや。最後に吾人は異教の訓言を仮りて旧仏教を吊ひ、新仏教を迎ふるの詞に代へん。曰はく、

神は霊なれば、拝する者もまた、霊と真とをもて之れを拝すべし。（新約聖書約翰伝第四章廿四節）

◉日本大菩提会〔明治33年7月12日　第二五九号〕

同会は、客月六日の各宗派聯合大会の決議に因りて創立せられたるものにして、即、今回暹羅国皇帝より頒賜せられたる仏骨奉迎の紀念なり。就きては本宗長者より、本宗の緇素一般に対し、不日同会の勧誘員派出の際は、本会設立の趣旨を翼賛し、仏徒たるの本分を尽すべしとの訓令を発せられたれば、本宗の緇素諸氏には此の訓令の意を体し、応分の助力を与へらるゝこそ願はしけれ。又聞く所に依れば、先頃本邦を出発したる仏骨奉迎使の一行は、客月十四日暹羅の皇城に参内し、謁を賜はり、翌十五日釈尊の御遺形を受領したる由。同月十七日付盤谷発電にて、京都妙法院内なる奉迎事務所に報じ来たれりと云ふ。

◉仏骨奉迎法要施行順序〔明治33年7月25日　第二六〇号〕

▲京都に於ける釈尊御遺形奉迎事務所は、各宗派寺院に対して、下の如き通知を為したり。

本月十九日午前第八時五十分釈尊御遺形御着輿に付、該時刻に京都市及附近の各宗派寺院は、敬意を表する為め梵鐘を鳴し、国旗又は仏旗及高張を出し奉祝相成度。此段及御通知候也。

▲又同時に、法要施行順序等を左の如く定めて、印刷配布せり。

法要施行順序

一法要施行の種類を分て、左の五種とす。●一上陸会は、明治三十三年七月長崎着港の翌日より、二日間同市に於て之を行ひ、十五日長崎御乗船、十六日航海中、十七日神戸御上陸。●一同、十七日午後零時三十分大阪梅田停車場御着、直に天王寺に御入。●一拝迎会は明治三十三年七月十八日、大阪天王寺に於て一日間、之を行ふ。●一奉迎は明治三十三年七月十九日、京都大谷派本願寺に於て之を行ふ。●一仮奉安会は明治三十三年七月二十日より、京都大仏妙法院に於て之を行ふ。●一拝瞻会は明治三十四年四月八日より、同五月十五日まで、大仏妙法院に於て之を行ふ●一上陸会及拝迎会執行の際、該地方附近の各宗派僧侶は、総て出勤するものとす。

一仮奉安会法要執行の順序は、左の如し。

第一日　天台宗各派、臨済宗各派、黄檗宗、曹洞宗、

第二日　真言宗、日蓮宗、時宗、華厳宗、真言律宗、法相宗、

第三日　浄土宗西山派、真宗各派、融通念仏宗、

一拝瞻会法要の執行は毎日一座とし、各宗派輪次、之を施行す。宗派聯合して法要を執行するも、妨けなし。

一上陸会及拝迎会を執行する地方僧侶は、宝輿発着の際、適宜の場所に於て奉送迎をなすべきものとす。

一仮奉安所奉安中の御供養

一　一ケ月を一期とし、各宗派毎に一期宛、抽籤を以て輪次奉仕し、當番宗派は適當の者を精撰し二名以上常任せしめ、其止むを得ざる場合には、他へ依托することを得。

二　雇員及費用に関する事項は、別に之を定む。

一日本大菩提会発会式は、明治三十四年四月八日本部に於て之を挙行し、発会式に関する事項は、別に之を定む。

一覚王殿の起工式は、明治三十四年五月十五日妙法院に於て之を挙行し、其の起工式に関する順序は、別に之を定む。

釈尊御遺形各所行列之図

○先払　○六金色旗　○空也堂　○兵装学生
　　○六金色旗　○空也堂　○兵装学生
○法服着用宗学生徒　○各宗派講中　○各団体
○法服着用宗学生徒　○各宗派講中　○各団体
○金閣不動講社員　○明暗教会員　○真言律宗
○金閣不動講社員　○明暗教会員　○真言律宗
○華厳宗　○法相宗　○融通念仏宗　○時宗　○日蓮宗
○華厳宗　○法相宗　○融通念仏宗　○時宗　○日蓮宗
○三門徒派　○誠照寺派　○山元派　○出雲路派
○三門徒派　○誠照寺派　○山元派　○出雲路派
○木辺派　○興正派　○仏光寺派　○高田派　○大谷派
○木辺派　○興正派　○仏光寺派　○高田派　○大谷派
○本願寺派　○曹洞宗　○黄檗宗　○永源寺派
○本願寺派　○曹洞宗　○黄檗宗　○永源寺派
○円覚寺派　○大徳寺派　○東福寺派　○建長寺派
○円覚寺派　○大徳寺派　○東福寺派　○建長寺派
○妙心寺派　○南禅寺派　○建仁寺派　○相国寺派
○妙心寺派　○南禅寺派　○建仁寺派　○相国寺派
○天竜寺派　○西山派　○真言宗　○真盛派
○天竜寺派　○西山派　○真言宗　○真盛派
○寺門派　○天台宗　○六金色旗　○天童子
○寺門派　○天台宗　○六金色旗　○天童子
○宗管長方　○総理　○薬師　○仏旗　旗幢　旗幢（宝輿）
幡旗　○奉迎旗　○奉迎正使　○奉迎旗　○奉迎使
幡旗　○奉迎旗　○奉迎正使　○奉迎旗　○奉迎使
○奉迎使随行　○各宗門跡　○各宗派本山住職
○各宗派重役　○官員　○名誉職員　○新聞記者
○各宗派僧侶　○各団体総代　○各宗派講中

参列員心得

一明治三十三年七月十九日午前八時五十分、釈尊御遺形京都停

車場御着、直に大谷派に於て御休憩。此の間諸員参拝、同午後一時同寺御発輿、烏丸通を北へ、五条通を東へ、伏見街道を南へ、七条通を東へ、大仏妙法院仮奉安所へ御奉安し鎮座後、各管長方始め一同、焼香拝礼の事。●一列に加はる僧侶は、其の宗派の規定せる正服を着用し、僧侶以外の参列者は、羽織袴上下又は「フロツクコート」着用の事。●一参列者は総て、靴又は草履の事。●一徒歩者は、総て二列の事。●一馬車又は人力車用意の分は、一列の事。●一参列者は総て、大谷派本山内指定の場所へ、同日午後零時三十分参集せらるべき事。

右

明治三十三年七月　　釈尊御遺形奉迎事務所

◉暹羅なる日本寺の創立〔明治33年8月12日　第二六一号〕

市内四ツ谷崇福寺の徒弟にて、多年暹羅に遊び、専心仏教の為めに尽瘁せし遠藤竜眼師は這回、仏骨奉迎使の同国に到着せし際、通訳をなし、同使一行と共に帰朝する筈なりしが、兼て仏陀伽耶に出で、釈尊の遺跡を礼拝せん志ありしを以て、暹羅国出発、一行と別れ今正に渡竺の途にあることなるが、同師は道俗の同情を得て、磐谷府に護暹山日本寺と称する梵刹を創立し、将来同国に遊ぶ僧侶及び探険者の便宜を謀り、兼ねて日暹両国間に於ける関係を密ならしむるの目的にて、来月上旬帰朝の上、汎く発表して資本を求むる由。

（真言宗豊山派）「加持世界」

▲大菩提会〔明治33年10月10日　第一号〕

大菩提会は、村田理事長より名誉会監として大谷派門跡大谷光瑩、真言宗長者長宥匡、日暹寺管長岩村日轟、曹洞宗管長畔上楳仙、妙心寺派管長小林宗輔の五師を推選せられ、覚王殿の起工式も、建築地未定の侭にして行ふ事なりと云ふ。

▲仏陀聖典の発行〔明治33年10月10日　第一号〕

京都に於ける仏教図書出版会社にては、仏舎利奉迎紀念として仏教の聖典を一切経中より、簡易に要典のみを編集して出版するとの由。

●稲垣公使の書柬〔明治34年1月1日　第四号〕

暹羅駐在の同公使より今回、同国王陛下か仏教図書館建設せられ、日本各宗派の仏書を蒐集せらるゝ思召なりと云ふ趣意の書柬を、大菩提会々長村田寂順師へ宛て申越されたりと。

▲仏骨東遷の議確定す〔明治34年2月1日　第五号〕

大菩提会にては、弥来る三月中旬を以て仏骨を東京に遷すことに確定し、上野公園博物館前の広地に祠堂を建築し、之に安置するなりと云ふ。

▲暹羅王の仏教図書館〔明治34年2月1日　第五号〕
仝国駐在の稲垣公使より、今回同国王陛下か仏教図書館を建設し、日本各宗派の図書を募集せらるゝ由。

▲大菩提会の刷新〔明治34年5月1日　第八号〕
某宮方を奉戴し、役員を改めて組織を一変せんとす。

◉暹羅国皇帝の御来遊〔明治35年5月1日　第二巻第五号〕
同皇帝には、今秋を以て我国に御来遊相成る事に決したる由。

◉各宗時事　▲覚王殿建設位置〔明治35年5月1日　第二巻第五号〕
覚王殿建設位置は、名古屋市と決し、仝市役所内に御遺形奉安地選定期成同盟会なるものを設け、同地の豪商小栗富次郎氏、目下東上運動中の由。

◉暹羅皇太子の来朝〔明治35年7月1日　第二巻第七号〕
同国領事より京都なる大日本菩提会へ宛、来る十月同国太子の来朝相成趣きにて、同会にては、其釈尊の遺骨奉安所を改築し、旁妙法院を以て休憩所に充つる筈なりと云ふ。

◉各宗時事　▲各宗聯合会議〔明治35年7月1日　第二巻第七号〕
仝会議は例年五月、洛西妙心寺塔竜華院にて開会する筈なれど、同院の前田誠節氏が大日本菩提会の用件を帯び東上中なれは、本月に於て開会せらるべしと云ふ。

◉大菩提会の雑誌発刊〔明治35年10月1日　第二巻第十号〕
烟の如く其の生命を保ちつゝある仝会は、京都妙法院内の本部より、今回菩提なる雑誌を発刊する由。

◉覚王殿建設地確定〔明治35年11月1日　第二巻第十一号〕
覚王殿建設問題に就ては、過日来各宗会議を開きつゝありしか、日を重ぬる事四日、其間建設に関する諸種の問題を議決し、建設以後各宗に於て維持する事を議定せしより、其間に成せる委員の報告に基き、去る十二日の会議に於て評議の結果、多数を以て覚王殿は名古屋に建設することに確定せり。

◉大菩提会の負債と収入〔明治35年12月1日　第二巻第十二号〕
仝会の負債は概約十三万六千〇三十九円八十二銭と称するも、其は延滞利子を含まれ居るものにて、実際は十二万九千五百円にして、其収入を挙ぐれば六千八百十五円六十七銭五厘なりと云ふ。以て仝会の窮状を知るべし。

◉暹羅国布教の建議〔明治35年12月1日　第二巻第十二号〕
去月六日、京都妙法院に於て開会せし大菩提会監令各宗派会、村田寂順師より建議を提出したりと云ふ。こは不日、暹羅国皇太子

殿下の御来遊に際し、彼我の便益を謀らんが為めに出でしものなりと。

◉仏骨奉安式〔明治35年12月1日　第二巻第十二号〕

仏骨を名古屋に奉安することに決したりし事は既報の如くなるが、去廿二日仝市門前町万松寺を以て仮奉安殿となし、真言宗三派出仕の當番にて、仝地宝生院住職滝実昇僧正が管長代理として大導師を勤修し、卅名の出仕にて理趣三昧の法要を営み、終了る後は日置菩提会の副会長始め、各宗僧俗有志者総見寺に出張し、大演説会を開かれたりと云ふ。

◉暹羅皇太子の御来遊〔明治35年12月1日　第二巻第十二号〕

に就ては愈、本月第二週日を以て我国御到着の御予定の由にて、我が皇室を始め、政府に於ても懇篤の御待遇あるべしと云へば、此の一事が、日暹両国の親交上にとりて、著しき効果あるべしと。

◉暹羅皇太子殿下の御来遊〔明治36年1月1日　第三巻第一号〕

予て報せしか如く、仝皇太子マハ、ワジラウツト殿下は十二月十六日横浜御着港、御入京の上は、相識の縁故により、小松宮彰仁親王殿下随時御接伴遊さる御都合なりと云ふ。尚今回の御来遊につきては、各宗各派にても夫々御奉迎ありたりと。

◉大菩提会の昨今〔明治36年1月1日　第三巻第一号〕

本部を名古屋に移転せしより以来、会務整理の為め事務分担を協定し、役員の任命を行ひたる由にて、会長大谷光演、副会長日置黙仙、会計部長中村勝契、建築部長福山黙堂、庶務部長津田日厚、会計監査部長土宜法竜の諸師にて、奉仕部長並に奨励部長は未定なりと云ふ。

◉仏骨所有権確認訴訟〔明治36年1月1日　第三巻第一号〕

此の問題に関し曩きに失敗派の一人なる真言宗の服部賢成氏外一名より、各宗管長並に委員を被告取り、仏骨は元来暹羅皇帝より我邦仏教徒全体に分与せられたるものなれば、各宗派管長、委員が専断に処置するは不當なりとて起訴したりと

◉各宗派委員会〔明治36年2月1日　第三巻第二号〕

大菩提会各宗委員会は去る十日開かれ、日置副会長、丹羽同理事、其他委員等相会して、覚王殿建設地は副会長の手に於て候補地を調査し、撰定の上菩提会に通告すること、また其の負債は客年七、九月両度に名古屋派の責任者、服部小十郎、吉田禄在、小栗富次郎の三氏より提出の契約書に基き、責任を全ふすべしと。

◉覚王殿建設地の内定〔明治36年4月1日　第三巻第四号〕

大日本菩提会にては、該奉安地を愈愛知県愛知郡田代村字月見坂に於ける献納地十万坪、即ち名古屋市の東部千種町停車場より十

二町を距りたる、高燥なる土地に決定したりと。

◉暹羅皇太子の御再遊〔明治36年10月1日　第三巻第十号〕

昨冬来朝せられたる暹羅皇太子マハ、マシユラウント親王には、又々十月下旬御来遊相成る御予定のよし。

◉日暹寺創立願〔明治36年11月1日　第三巻第十一号〕

同盟二十三宗派管長記名調印の願書及副書は信徒総代調印の上、菩提会副会長日置嘿仙氏より深野愛知県知事を経て、内務大臣に差出したるを以て、去る四日日置氏東上許可を待ちつゝあり。右許可の上は、名古屋に於て同盟宗派会を開くことゝし、稲垣公使も出席し意見を述ぶる由。新寺創立願に添へたる明細帳及び建築予算は、左の如し。

明　細　帳

一、本尊　釈迦牟尼仏　一、開創　明治卅六年中、聯合各宗派協同開創。

一、由緒　明治三十年中、暹王暹国陛下より本邦仏徒へ御頒貽せられたる印度　波羅頴藍毘尼国園の西南五里余の地に於て、英人ペツペ氏の発掘せる八大舎利塔中第五塔に奉安せる釈尊御遺形の一分と、同王室伝来の降魔形の金製坐像を奉安護持する為め、浄地を卜して聯合各宗派の建設するものなり。

一、境内地　一万二千六百坪　一、境外所有地　十万七百七十坪　一、信徒　十万五千人　一、管轄間距離　三十五町三十二間

収支予算　▲菩提門（七間、四間）一万五千円▲外周土塀　六千二百二十五円▲西北院（四庁）五万四千円▲同周囲塀　三千三百円同唐門（三間、一間）二千四百円▲参拝堂（十一間、八間）八万八千円▲本堂（十五間、十二間）十八万円▲回廊（二間、三十五間）一万五百円▲客殿（五間、五十間）三万三千七百五十円▲事務所（十間、二十五間）四万三千七百五十円▲庫裡（八間、十六間）一万九千二百円▲厠（二ケ所）四百八十円▲置納屋（四間、十六間）一千二百八十円▲諸雑費及予備金、四万二千百十五円▲合計　五十万円

一金五十万円、寄附金総高　内金廿二万五千円。愛知県下現在寄附申込高、明治卅六年六月より卅七年末月迄取入。金廿七万五千円、同卅八年より同三ケ年間、各府県寄附募集高

◉覚王山日暹寺住職〔明治36年12月1日　第三巻第十二号〕

同寺住職は最初に天台座主兼任することに内定し居れども、現座主三津玄深師は来月が満期にて、大阪四天王寺の吉田源応師其後を襲ふ事となり居るに付、同師座主に就職すると同時に、日暹寺住職兼任の許可を内務省へ申請する都合なりと。

◉日暹寺住職の交代と〔明治37年10月1日　第四巻第十号〕

日暹寺住職の交代と仏骨遷座、昨年八月天台宗の吉田源応就任したるが、去月満期につき、今回は遞次番なる天台宗真盛派管長石山覚湛師就任せる由。

◉稲垣公使の葬儀〔明治42年3月1日　第九巻第三号〕

稲垣公使の葬儀は、去る廿一日四谷区荒木町の自邸出棺、若井少佐の率ゐる儀仗兵一大隊は、喇叭手の吹奏する弔譜と共に粛然として前駆し、次で久邇宮家を始め各家より寄贈の生花、造花、榁数十対及び放鳥、勲章、位牌、大礼服を覆ひたる白木造の寝棺の後には、未亡人栄子愁然として従ひ、五百余の会葬者其後に続きたり。順路青山の斎場に着くや棺は壇上に据えられ、外務省友人より寄贈の生花、及び西班牙公使よりの花環を棺蓋に飾り、大道師護国寺貫主高城義海僧正十余正人の衆僧を率ゐて読経をなし、東邦協会其他名士の弔文朗読終れば、久邇宮家代拝山田陸軍大尉の焼香に次いで白色の喪服を着けたる二人の侍女に扶けられ、悄然として棺前に進みたる未亡人栄子の姿に見る人、何れも涙を飲みたり。斯くて焼香後、遺骸は稲垣家墓所に埋葬されたるが當日の重なる会葬者は西班牙、葡萄牙、暹羅各公使、桂首相、小村、寺内、岡部の各相、大隈伯、徳大寺内大臣、東郷、山本両大将、貴衆両院議員各官代表者等なりき。

（真言宗智山派）「智嶺新報」

●拝瞻会〔明治34年4月21日　第二号〕

拝瞻会、日本大菩提会の釈尊御遺形并拝瞻会は、四月八日を初日とし、京都大仏妙法院に於て、開かる。別紙同会よりの通牒を、左に掲く。

拝啓時華将闌之候、益々御清適奉賀候。陳者客年、暹羅国王陛下より日本各宗派へ頒貽相成居候。釈尊御遺形拝瞻会之儀、来る八日より二十八日まで三周間當市大仏妙法院内仮奉安殿に於て、各宗派法要修行仕候。殊に来る十八日は、日本大菩提会発会式も供て挙行候儀に付、御参拝旁御賁臨ヲ得度候間、何卒御繰合の上、十八日午前第十時御来駕被成下度。此仮御案内申上候。早々敬具

追て準備の都合も有之候間、同日御賁臨ノ有無、乍御手数日来る十三日迄に當所着にて御一報被成下度、此仮申添候。

明治三十四年四月七日

京都大仏妙法院内

釈尊御遺形奉安事務総理

妙法院門跡　村田寂順

智山派宗務所重役殿

●大菩提会の近況〔明治34年6月21日　第四号〕

仏骨奉迎紀念の為め起りし本会は一宗一派ではない、謂はゞ、各宗惣掛りと云ふ有様て、一時は東本願寺抔も熱心に狂奔せしか、今や同会も、目論見たる事業の一部分も果さすして、既に負債の為、苦境に陥りたるより、何人も率先せす傍観し居る趣なるか、兎角勢ひにのみ従ふて、衰勢の時は見向きもせぬか浮世の習とは云へ、宗教家として如斯きは感心もせぬ事なり。願くは憤起せよ。

●大菩提会の聯合大拡張〔明治35年4月21日　第十四号〕

同会は今回覚王殿建設地確定、及ひ整理を挙くるため、全国大挙拡張を為すよしにて、夫々運動の方針も定り居れりと伝ふ。

●大菩提会覚王殿の位置〔明治35年4月21日　第十四号〕

大菩提会に於て建造すべき仏骨奉安の覚王殿の位置に就ては、過般東京に於て各宗委員の協議ありしも、未だ何れとも決定に至らず。遠州に設けんとするものあり、京都に設けんとするものありて取捨に苦しみ居れるが、予記の如く頃日名古屋市に設置せんとするの説起り、冲知事青山市長小栗富次郎等の諸氏首唱となり、目下熱心に運動し居れりと云ふ。

●印度仏跡参詣講の企てありと聞く〔明治35年6月21日　第十六号〕

過般来滞京中なる、印度大菩提会幹事ダンマパラ氏は、去る五月廿六日南條博士と共に、日本橋通の日宗生命保険株式会社に該社長川合芳次郎氏を訪問し、宗教上並に保険事業に関する種々の談話を試みたり。然るに同席上にて川合芳次郎氏は、ダンマパラ氏に向て本社の附属事業として『印度仏陀迦耶参詣講』を企てんとの目論見を語りしに、ダンマパラ氏も大に其特志を喜び、是非共成立に至らしめんことを希望したりと云ふ。今其の講中組織の概略を聞くに、五百人一組とし抽籤を以て毎年五十人宛参詣することに定め、十ケ年にて満講とする仕組にて、時節は最も冷気なる十月頃より十二月までの三ケ月とし、最初の一ケ月は往航とし、半は一ケ月は滞在遊覧とし、後の一ケ月は復航に充て、又た日本郵船会社に交渉して賃金割引を行ひ、一行五十人の費用総計、約六七百円にて足るべき概算なりしと云ふ。此の計画にして実行せられたる暁には、只仏教信徒の幸福のみならずして、文学、商業、地理、博物等に関する人々の印度視察に赴く者多かるべしといふ……記者曰く、嗚呼世界も開けは能く開けたもの哉、三十年前にありては豆小の如き内地に於て、湯殿山や金毘羅参りに立つと云へば他世界にても赴く心地して、親子兄弟血筋より、一家一門相ひ群りて、水酒盛を酌み交せ、あわれ門出を祝ひたり。其頃にあつては夢想にも、天竺国と云へは青空の上にでもある国のよふに心得て居りしも、今は講中を企てゝ其の国へ参詣に行くと云

ふ長足の進歩を驚くと共に、仏教家も静思すところあれは、幸ひ甚たしからん。

●暹羅皇帝贈与の仏像〔明治35年8月21日　第十八号〕

暹羅皇帝陛下より大日本菩提会へ贈与したる金像釈迦仏を、今回菩提会にて五分の一の像に模造し、全国各支部に奉安することに為したり。追々同像の小形を造りて、会員に分与するとの事なり。

◉各宗管長会議と覚王殿〔明治35年8月21日　第十八号〕

久しく噂さのありたる各宗管長会議は愈々、本月二十五日六日頃開会の予定なるが、主なる問題は例の覚王殿建設地の選定と、序に宗教法案の事も多少の問題となるべし。覚王殿の事に付ては本紙は再三報道したる如く、名古屋と云ひ京都と云ひ或は東京、三方原など処々の矢入れあれども、要するに今日には名古屋、京都の二説が最も有力にして、二者何れかに決定すべしと云ふ。

◉菩　提　生　誕〔明治35年9月21日　第十九号〕

大菩提会長村田寂順氏の言として、『夫れ菩提は性の真理解脱の本根にして仏教の極致なれば、之を以て本会の名とし、之を内にしては各宗協同一致して本会を隆盛にし、之を外にしては世界仏教者を合同融和して、相共に法雨に潤はしめんと欲するなり』と、遂に『雑誌』菩提の誕生を告くるに及ぶ。

◉『菩提』は覚王殿に就ての真相と題して斯く云へり〔明治35年9月21日　第十九号〕

同殿建設地に付ては、近来名古屋説勢力を得たるが如く伝ふるものありしが、同地の有志家にして真に数万の資を投じて迄も奉安せんとの志望あらば、是は願ふてもなき幸ひなれば、委員等は協議も相談も要たものにあらず。速に其説に従ふこと、御遺形に対しても至極の得策なり。然るに村田会長を始め、重なる委員が頑固にも京都説を主張して動かざるは、何にか此間に仔細あるべしと思ひたるに、果せる哉近頃に至り、稍々信すべき真相を聞き得たり。そは元来名古屋市の所謂有志家なる者が、果して真の有志家なるや否や第一に疑ふべし。彼等は従来、仏教信者として何等の聞く処あらざりしが、唯覚王殿建設に付て俄に仏教信徒なりと名乗りて種々奔走し、数万円を投じて建設一切を引受けんと云ふは、余りに物好きにして信ぜられざるなり。何か彼等は御遺形を鰹汁にして他に目的あるべしとは、吾人の最初より疑ひたる所なるが、其目的とは要するに金儲けをせんとするにあり、土地繁栄は蓋し第二なり。彼等は京都に於ける失敗算盤に疎き僧侶が遺方の手下なるに因るものとし、若しも巧く切り廻りて上手にやれば必ず儲かるべしと慾張り、主義より此運動に着手したる者なり。村田会長等は流石に早く此間の消息を看破したれば、唯何となく京都説を固執して彼等の請を容れざる訳にて、若し真に資を投じて建設するに於ては、勿論快く承諾を与ふべしと云ふにありと。

◎覚王殿建設地と三浦子爵〔明治35年9月21日　第十九号〕

覚王殿建設地に関して今回正二位子爵三浦梧楼氏は、京都并に名古屋の両地に就て利害得失を比較し、且つは仏教将来のために是非とも名古屋に建設せざる可らざる理由を陳述し、目下各宗会議の開会あるを機として、各宗派管長宛に意見書を捧呈したりと云ふ。

○印度仏蹟巡拝会の組織計画〔明治35年9月21日　第十九号〕

同会の趣意は、日本仏教徒をして今度仏蹟が容易に巡拝せしめんとするに在りて、予て同会組織に付、今春来緬甸国を経て深く印度内地を跋渉し、遍く各地の仏蹟を巡回視察せる岩本千綱氏は、京都新京極四条上る金蓮寺に於て、右視察の報告演説を為し、尚當日席上に於て仏蹟の写真、其他の霊宝を陳列縦覧せしめたる由。

●石川舜台と寅年〔明治35年10月21日　第二十号〕

今の法主が新法主の頃、石川舜台之を擁して光勝老法主を排斥し、舜台自ら副住職たらんとの陰謀を企て、一夜祇園栂尾に一味を会して血判の最中、予て探知し居たる時の監視課長渥美契誠（契縁の弟）思ひ掛なく隣席より飛込み、證拠を取押へんとしければ、舜台起ち上り鉄拳を揮うて契誠を乱打し、遂に訴へられて殴打創傷の実刑に就きしは明治十一寅の年、舜台は天保十三寅の年生れにて、相手の契誠は安政元寅の年生れとは奇ならずや、今年の寅に告発者山田正円も慶応二の寅年なりとは、抑も何等の悪因縁そ。

●覚王殿名古屋に決す〔明治35年10月21日　第二十号〕

各宗派会は本月拾二日午前拾一時開会、出席議員四拾五名、日置副議長議長席に着き、該大問題を議決すべく議場に宣言せり。第一読会、第二読会、第三読会共議論百出四十五名の議員中、堅く中立を守るもの並に暗に京都説に賛成するもの七名は漸々議場を退出、残余議員三拾八名に対し無記名投票により決を採る。當日の議長日置師を除き、三拾七名の大多数を以てこの紛糾せる大問題は、遂に名古屋派の大勝利に帰したり。

▲仏骨と法律問題〔明治35年10月21日　第二十号〕

御遺形所有権能に付て法律問題起り、研究の結果所有権は奉迎當時信認に調印せし三拾三宗派管長其者にありて、宗又は派にはなし。但し真宗の如き血脈相承の管長は其の権能を継ぐも、他宗にありては調印せし管長の死亡せし時は、法脈の管長相続するも之れには所有権なしとの解釈を見るに到りしが、此の解釈に対しては種々の評論ありて、此解釈に満足を表するものなし。異議者の説なりと云ふを聞くに、御遺形所有権能は民法を以て云々すべき者に非ず。果して民法を以て論ずれば御遺形は物件と為り、何円何銭と価格を定めざるべからず。然れども、御遺形は物と見るべからず、無形の信敬の対象と見べし。且つ事実より云ふも、暹羅

王が御遺形を洽く日本仏教徒に賜りし事実は動かすべからずして、信認状調印管長は唯、日本仏教徒の代表者のみが之を所有する理なしと云ふに在り。

知　事　宛

（明細帳及管理法等は略す）

▲覚王殿と同盟宗派会〔明治36年9月21日　第三十一号〕

覚王殿建設に関し、同盟宗派会を来る十月上旬京都に開きて、仏骨安置の為め覚王山日暹寺を建築し、予算五拾万円の内弐拾五万円を名古屋に於て負担し、弐拾五万円を全国に広く勧財することとする由、今新寺創建願ゐ得たれば左に掲く。

新寺創建願

尾張国愛知郡田代村

覚王山　日　暹　寺

右は明治三十三年中、暹羅国王陛下より御頒貽相成候。釈迦牟尼仏御遺形并に御尊像を奉安護持し、一は世尊の聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するの主標とし、一は寄贈国王陛下の叡旨を永久に伝承せしむるの紀念とし、普く宗教信徒に礼拝せしめんとするの目的を以て前記の地所を卜し、他教各宗派協同して新寺覚王山日暹寺を創建致度候間、御認許被成降度。依て明細帳并に管理法設計図面等、相添此段連置相願候也。

明治三十六年月日

右寺発願人

聯合宗派住職記名㊞

信　徒　総　代　記　名㊞

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

（浄土宗）「浄土教報」

仏骨の発見〔明治33年3月15日　第三九〇号〕

稲垣公使の書面

釈迦牟尼世尊聖骨の一部が、迦毘羅城の旧趾に於て一英人の発見する所となり、考古学者の考證を経て其真物たるを決せしことは一二外字新聞にも出で、我国にても之を翻訳して報道する所ありしが、右仏骨は英政府より暹羅王陛下へ贈呈することゝなり、仝陛下には更に之を各国仏徒に贈与して崇敬を供にし、且世界仏教の連合を計らんとの聖旨もありとの事にて、稲垣仝国公使は右につき大に尽力する所あり。今回左の書面に発見の由来を添付し、之を各宗管長及有力者に送附せり。記者が受取りし其一は、左の如し。

各位倍々御清適為、邦家奉大賀候。

小生熟ラ世界宗教界ノ大勢ヲ察スルニ、仏、回、基、所謂世界三大宗教ノ中ニ就テ、仏教ハ前後両印度ヨリ支那日本ニ亘リテ、尚数億万ノ信徒ヲ擁ス。若シ夫レ一朝好機ノ乗スヘキアリ。此等南北両仏教ノ一致ヲ計リ、数億万ノ信徒凝ツテ一塊石ノ如クナラハ、其勢力ヤ真ニ計ルヘカラサルモノアリ。仏教是ニ至テ世界ニ雄飛シ得ヘク、仏教如斯ニシテ二十世紀文化ノ上ニ一大光明ヲ発揮スヘシ。仏教徒ノ天職、亦実ニ之ニ存スル事ト信シ候。誠ニ之ヲ、小ニシテハ日本仏教徒ヲ打ツテ一丸トナシ、大ニシテハ世界仏教徒ノ一致ヲ計リ、茲ニ世界一新時期ヲ画シ、暗中ノ大飛躍ヲ試ムル事、今日仏教界ノ急務ニシテ諸氏等先達ノ責任、亦是ニアルコトヽ信シ候。

而カシテ小生ハ今、諸氏ト共ニ仏教一新ノ好機到来シタルヲ祝セント欲スルモノニ御座候。夫ハ諸氏モ御承知ノ如ク、昨春英領印度政府ハ同国ピルラハラニ於テ、ペツペ氏ノ発見シタル釈尊ノ遺骨及遺灰其他ノ遺物（遺物発見ノ記事、別紙御参照相成度候）ヲハ仏教国唯一ノ独立国タル當国王陛下ニ贈呈シ、當国王陛下亦空前ノ盛式ヲ以テ之ヲ迎ヘ給ヒシガ、陛下ニハ右聖物ヲ各仏教国ニ頒チ、世界仏教徒ノ一致ヲ計ラントスルノ御聖旨アリ。而シテ今一月ニハ、錫倫島及緬甸ノ両地ヨリ委員ヲ派遣シ、盛大ナル儀式ヲ以テ各々聖物ノ頒ヲ得申候。然ルニ這回、當国王陛下亦聖物ノ一部ヲ我国仏教界ニ贈ルノ聖旨アリ。小生ノ指シテ以テ、仏界一新ノ好機トナスハ即チ此事ニ御座候。

抑モ聖遺聖物ナルモノヽ如何ニ、教徒ノ熱信ヲ昂カメ渇仰ヲ加フルカハ今更呶々ヲ要セサル処ニ候。彼ノ露国莫斯科府ノ「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」ニ於ケル黄金龕中基督磔刑ノ古釘カ、常ニ巡拝ノ善男善女ヲシテ随喜ノ涙ヲ堕サシムルカ如キ、或ハクリミヤノ大戦、亦其遠因ヲ聖地ゼルサレムノ事ニ発シ、或ハ独帝ゼルサレムニ巡拝シ給ヒシカ如キ、所謂聖地聖物ナルモノヽ如何ニ、欧米基督教国ノ民ニ渇仰セラレツヽアルカヲ推知スルニ難カラス候。這回ノ事実ニ、仏教界空前ノ盛事タリ諸氏宜シク、此好機ニ乗シテ南北仏教ノ一致ヲ計リ、以テ世界仏教徒ノ惰

眠ニ鞭チ、仏界一振ノ盛挙ニ出テラレンコト熱望ニ不堪候。

當国王陛下カ我国仏教界ニ対シ、聖物御贈与ノ聖旨ニ出テラレタルコト、既ニ當国外務大臣ヨリ通知有之。且ツ我邦ヨリノ派遣委員ニ対シテハ、謁見等ノ御厚待ヲモ賜ハルヘキ旨、是レ亦外務大臣ノ通知ニ接シ申候。但シ陛下ノ聖旨、時ニ之ヲ或ル一宗派ニ贈ルニアラスシテ、我邦仏教徒全体ニ賜フモノニ御座候。

右ノ次第ニ候得者、我邦仏教各派ノ中ヨリ、可成高徳博学ニシテ、英語ヲ能クスル仁数名ヲ委員ニ御撰ヒ相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月　日

在暹羅国盤谷府日本帝国公使館

稲　垣　満　次　郎

聖物発見ノ由来

釈尊降誕ノ地「カピラブツ」（迦毘羅城）ヲ距ル数哩ピプラハワニ、地主ペツペ氏ナルモノアリ。数年前、適々自己ノ地面内ニ一個ノ古墳アルヲ見テ、若シ之ヲ発掘セハ何等カ仏史ニ光明ヲ与フヘキ発見アランコヲ想ヒ、其後工夫ヲ督シテ之カ発掘ニ従事セシガ、ペツペ氏ノ熱心遂ニ空シカラス、地下二十呎ニシテ仏教史ニ一新時期ヲ画スヘキ一大発見ヲ為スニ至リヌ。其発掘セシ品々ハ、（一）石櫃一個（二）水晶及蝋石瓶二個、中一個ハ記銘アリ（三）遺骨及遺灰（四）塗灰及木皿ノ破片（五）宝石其他装飾物ノ多量等ニシテ、ペツペ氏ハ直チニ之ヲバスチノ収税官ラマサンカー氏ニ報シ、且ツ添フルニ蝋石瓶ノ銘文ヲ以テセリ。サンカー氏、ペツペ氏ノ書ヲ領スルヤ、氏ハ更ニ之ヲ熱心ナル仏教学者博士ホエイ氏ニ致シ、其研究ヲ依頼セリ。而シテ博士研究ノ結果、遂ニ上記ノ遺物ハ釈尊火葬ノ後、其兄弟「サカヤス」（記者曰ク釈迦種ヲ云フ）ノ保存シタルモノナルコヲ明カニセリ。

以上ハ聖物発見ノ小歴史ニシテ、其詳細ニ至テハ、昨年二月十七日発兌 Pioneer ニ博士ホエイ氏ノ論文アリ。又ロイヤル、アチアチツク、ソサイチーノ報告書ニペツペ氏ノ聖物発見ニ関スル記事アリ、就テ見ラルヘシ。

右につき、各宗有力者には夫々意見もありて、何れも熟考中なり。世間にても「日本」の如き、早くも之につき論弁を費したり。兎に角仏徒の大に奮起して一大運動を試み、以て各宗の大連合を企つるは此時なるべし。記者も大に意見あれど、機を先じて合同を破るが如きを恐るゝ故、且く所論を他日に譲らん。而して本宗の意見も亦、未た決定したるにもあらすと知るべし。

◉本宗と仏骨会議〔明治33年4月25日　第三九四号〕

本誌に於て報道したりし暹羅王陛下が本邦仏徒へ仏骨分与奉迎の件につき、京都に於て各宗会議を開き、本宗にも出席を要求し来りたるを以て、林執事教務の為西京滞在中一回会議に臨み、尚土川第五教校長をして臨席せしめしが、本宗の意見は固より奉迎につきては異見ある筈なく、各宗と協仝して事に當るべき方針なれど、其方法の如何につきては、或は各宗と合同する能はず。別に適當の道を取るに至らざるべからざるやに聞く所にて、其方法に

つきては、目下各宗と慎重の審議を凝しつゝある由なり。

◉近来に於ける教界の問題〔明治33年5月5日　第三九五号〕

近来に於ける教界の問題を、仏骨奉迎と真言宗分離の紛擾とす。各本山の當局者は分離に奔走し、末派寺院の多数は非分離を主張して両々相ひ譲らず、東奔西走最も騒擾を極む。今日に於ては、非分離派勢力あるものゝ如し。

◉奉迎準備〔明治33年5月5日　第三九五号〕

去る二十日本宗を始めとして、各宗各派の委員廿九名妙心寺の龍泉庵に相ひ会して、左の如き決議を為して発表せり。

釈尊御遺形奉迎協議案

第一項　各宗派は奉迎使七人を選挙し、社務局へ派遣せしむる事。

但真言、臨済、本願寺、大谷の七宗派より各一人を選出し、出発日時は奉迎使協議の上、之を定む。

第二項　奉迎使は、互選を以て正使一人を置く事を得。

第三項　各宗派は暹羅王陛下同国外務大臣稲垣公使に宛て、管長連署の書面を起草し、かねて奉迎使に関する信任状を呈すべき事。

第四項　各宗派は、暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。

但物品の価額は合せて一千円を程度とし、物品の選定は奉迎使の協定に一任すべし。

第五項　各宗派は、其宗派委員に奉迎員一人を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所は、本日より五日以内に通知せられたし。

第六項　釈尊御遺形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事。

但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。

第七項　奉迎事務所に関する費用は、奉迎委員に於て之を議定する事。

前項の費用は、一時借入金を以て之を支出し、償還方法は別途に之を定むべし。

第八項　奉迎使派遣の費用予算を定むる事、左の如し。

一金一万円　奉迎使派遣費

内

金一千円　奉呈物品購入費

金七千円　奉迎使往復費

金二千円　奉迎費予備費

非常費目は、奉迎使に推選せられたる宗派にて之を協議し、一時立替ふべし。

第九項　御遺形仏事式典は、大略左の如し。其法要の施行方法、奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一上陸会　長崎に於て之を行ふ。

一奉迎会　京都に於て之を行ふ。

一仮安置会　同上

一拝迎会　沿道各所に於て之を行ふ。

一拝読会　仮安置の後、期日を定め之を行ふ。

第十項　奉迎委員は御遺形奉安に付、前各項の事業計画をなし、宗派会議に提出し決定すべき事。

一高廟建設の件

一同上建設地選定の件

一右費用に関する件

第十一項　奉迎使に推選したる各宗派に対しては、當宗より代表者を以て、之が請願をなすべき事。

◉仏骨奉迎〔明治33年5月15日　第三九六号〕

右の事業に対しては、本宗に於て大に熟慮する所あり。今回各宗派の協議に合同参加せざることに決し、別に視る所あり。各宗派の協議奈何に拘らす、本宗限り奉迎使節を派遣するの意向なるよし。

◉仏骨奉迎〔明治33年6月5日　第三九八号〕

仏骨奉迎に関しては前々号の紙上に報道しゝ如く、本宗は遂に各宗派の協同に加はらさることゝなりしが、各宗派にては大谷派新門跡大谷光演氏を正使とし、本派本願寺藤島了穏、臨済宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙の三氏を副使とし南條文雄、石川馨、大草恵実、藤岡勝二等の十一名を光演氏の随行員となして派遣することゝなり、右の一行は去月廿三日神戸出帆の博多丸にて出発せられたりと。本宗にては此等一行に関係せす単独に使節を簡派し、暹羅国王陛下稲垣公使等へ答礼の儀を表彰せらるる筈にて、去る廿一日猊下の名にて稲垣氏宛に左の書簡を贈られたり。

貴位愈御清適慶賀仕候。

本年、二月英領印度ピルラハラにて於て発見したる釈尊御遺物の一部を、暹羅国王陛下之御思召に依り我国仏教徒に頒与あらせらるゝに付、奉迎委員派遣可致旨、懇篤御通報に接し御厚情の段鳴謝致候。右聖物奉迎の為め、本月廿三日禅宗真宗等の各宗派より委員派遣可致都合に相成候。然るに本宗に於ては、此際右各宗派委員と同時に委員派遣致兼候に付、不日使節を以て貴位の高誼に酬ひ、国王陛下の御聖慮に答礼可致候条、此段御諒承相成度。手宣を以て御挨拶申上候。敬具

而して右派遣せらるへき使節は何人が之に命せらるゝや、目下人選中にて知るへからすと雖も、多分望月信亨氏、其任に充たることとならんと。

◉仏骨奉迎使の出発〔明治33年6月5日　第三九八号〕

奉迎正使大谷派新門主大谷光演、副使としては本派本願寺藤島了穏、臨済宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙の四氏を始として、新門主随行員南條博士等の十四名は、去る二十三日神戸出帆の博多丸に搭して暹羅に向つて出発せり。一行は新嘉坡に直航して他船に乗換へ、暹羅の首都なる盤谷府に至りて遺骨を奉じて、来る八月頃帰朝の趣にて、奉迎使が各宗派の管長を代表して、国王大臣及高僧等へ贈呈する物品は左の如し。

暹羅国王へ献上
金地芝山入花生　壱　対
白斜子袋に入、茶色紐口結ひ桐筐に納れ、之を復柾樅の函に入る。
平国蒔絵巻煙草函　壱　個
白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め、之を復柾樅の函に入る。
真美大観　甲乙　弐　丹
紙本絹表紙上等桐文庫に納め、之を又柾樅の函に入る。
大臣僧正公使へ贈品
七宝藤模様花生　壱　対
七宝古代模様花立　壱　対
古銅象嵌花立　壱　対
古金襴廿　条袈裟　壱　局
右袈裟包縮緬紅白昼夜仕立函島桐外函共
真美観並製　五部　甲乙　十冊
物品献上台雲脚　四　台

◉仏骨発見の由来〔明治33年6月25日　第四〇〇号〕

在暹羅　概　旭　乗　報

仏骨発見の来歴を尋ぬるに、釈尊降誕の地、迦毘羅波都を距る遠からざるピプラハワに、ペツプと云へる人あり。数年前自己の所有地内に於て、一の古墳を発見せり。而して思へらく、若し幸に墳中を発掘して遺存の物品を得る有ば、仏教史上に裨益することを信じ、爾来熱心に穿鑿に従事し、遂に千八百九十七年に當り、地下二十呎にして果して左の物品を発見す。

（一）石櫃一個　（二）水晶及蝋石瓶弐個（一個は記名を有す）
（三）遺骨　（四）盛物皿の砕片　（五）宝石其他装飾品

仏教学者ホエイ氏が、記銘文研究の結果に依れば、仏入涅槃（パリンワーナ）後釈迦種族中の人が奉侍せしものなることを明にせり。

発掘者ペツプ氏は之を政府に納め、且奏して曰く、一分は印度カルカツタの博物館に、一分は英国政府に、一分を発掘者自身に。而して仏骨に属する部分（彼等の意中を探るに学術上の参考材料とならざるものゝ如し）を、仏教国たる暹羅国王に送呈したしと言へり。政府は発掘者の請願を容れ、其旨を暹羅王国に通知せり。

暹羅王国の奉迎

西暦千八百九十九年三月、暹羅政府は軍艦を印度に派遣して、仏骨を奉迎し来り、仮りに湄南河口の兵営内に置き、其年五月初旬には奉安の地なるワツトサケツト寺院内に奉迎すべきことを、全国に向つて布告す。明くれば
五月五日朝霧、白く乾坤を閉ざせる間より、旭日赤く地平線上に掩映せるの時葉端枝頭に懸れる露滴玉の如く、光彩粲爛として万象を飾れる。折りしも警砲壱発、暁夢を破り歓声天地を震動す。之を国内の貴族及僧侶諸州の代表者豪族信徒等が、老幼相携へて宇宙の大覚者暗黒界の救主なる仏陀の遺骨（バロマタート）を奉

迎する現況なりとす。

祭主は當国の皇太子にして、皇弟は其指揮官たり。祭礼は前後十日間に渡りて、其盛大なること、邦人の到底想像し能はざる所なるべし。

仏骨の分与

暹羅仏教徒の歓喜は、進んて自己等の光栄を緬馬及錫蘭の同教徒に分つに至れり。然れば錫蘭の知事は、仏骨奉迎につき印度総督の命令を受けて暹羅国王の好意を土着の島長に伝へたり。茲に於て錫蘭仏教徒はアマラダー、コロムボカンデーの僧侶及 Dr. W. H. De Silra I. P. 氏錫蘭仏教会の代表者として、有名なるダンマパラ氏を使節として派遣するに至れり。然るにダンマパラ氏の如きは新派の仏教徒たるの故に、旧派の人々に圧制せられしのみならず、頑冥なる當国仏教徒よりも擯斥を受けたり。

同時に緬馬の仏教徒も、数十名の僧俗を派遣す。當国政府は両国の使節を国賓として優待至らざるなく、ヂヤタハナテス寺の広園へ式場を設け、王及貴族百官列座し、読経の後文部大臣兼寺院局長チヤウ、ピヤバーサカラヲンゲ氏一場の演説を為して、粛然として緬馬より齎らせて黄金の仏龕、錫蘭より持来れる龕塔を開ひて、恭しく聖骨を分納す。此れに対してドクトル、デ、シルバ氏、錫蘭仏教徒を代表して感謝答礼の演説を為し、分与の式終りて、其翌日国王は両国の仏教徒を旧都アユチヤの近傍バーンペーングの離宮に於て陪食の饗宴を開きて、遠来の労を謝せり。

稲垣公使の尽力

国王は又支那仏教徒にも分与するの意ありされば、仏教国にして其分骨に預らざるものは、独り日本仏教徒のみ。爰に於て稲垣公使は建言して曰く、教義に大小乗の別ありと雖も、元より一仏の化教なり。我日本は全国民仏教徒に属して、流伝の古き千五百歳感化に沐する者数千万の上にあり、聖骨を分与して信仰増進に益するの要あり。加之大小両乗の教徒合同して世界的運動を開始するの基となり、日暹両国の親交此より厚からんと王、直に氏の請を許し、且つ条件を附して曰く、聖骨分与の事や全仏教徒に分身の化益を与るにあり、故に決して一宗一派にのみ分与すべきにあらす。氏、之を諒せよと是れ稲垣氏が各宗の管長及有力者に向つて、日本仏教各派の連合を希望せらるゝ所以なり。

暹羅仏教徒が日本仏教徒に対する感情

暹羅仏教徒が頑冥の度は予想外に強く、且つ日本国に於て真宗の勢力強大なるが為め、真宗を以て直に日本仏教と速領せるの結果、日本仏教者を軽侮すること甚しく、日本仏教者を待つに僧侶と見為さず、通俗の日本人とし待遇す。然れども、一朝暹羅の法式に依つて仏戒を受け僧籍に編入せらるゝに及んでは、直に比丘たる能ずして沙弥と成るに止ると雖も、純暹羅人として待遇して優遇を与ふ。此の如くなれば、日本仏教者殊に研究者の如きは、一時通俗の日本人と成りて研究に従事する便宜なりとす。

聞くが如くんば、真宗大派の新法主を正使として派遣すと、何ぞ思はざるの甚しきや。加之真宗より先発員として派遣せる某の如きは、日暹両国人間に信望厚からざるの人なりと云ふ。是れが為

め、稲垣公使は奉迎の盛典を傷つけざらんことを苦心しつゝあり。然れば奉迎の式礼に就ひて、最も慎重なる態度を取るにあらずんば、徒に暹羅仏教徒の嘲笑を招くのみならず、南北仏教の合同の如きは到底其効果を見るに至らざるべし。

◉大菩提会の設立〔明治33年6月25日　第四〇〇号〕

去る五日洛西妙心寺龍泉庵に開きたる各宗管長委員会は、将来一致協同して総ての方面に仏教を拡張し、仏骨奉迎を機会として各国仏教徒と気脈を通する機関として大菩提会を設立することを可決し、十一日に至り遂に創立式を挙行せりと云ふ。会則下の如し。

日本大菩提会々則

第一条　本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き、支部を各地方に設く。

第二条　本会は釈尊の遺形を奉安し、其聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するを目的とす。

第三条　本会の目的を達せんが為め、順次左の事業を起す。起業方法は別に之を定む。

第一期　覚王殿建築

第二期　教育及慈善

第四条　本会の会員を分て、左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む。

一名誉会員　（本会職員会の推選による者又は金百円已上を喜捨したる者）

一特別会員　（本会職員会の推選による者又は金十円已上を喜捨したる者）

一正会員　金一円已上を喜捨したる者

一随喜会員　応分の金品を喜捨したる者

是れ各宗協会の変態せるものにして、其宣言や決して可ならざるにあらず。然かも堂々たる大菩提会にして、勧財を以て唯一の目的とするが如き観あるは、仏教の為に惜まざるを得ず。

◉訓示号外〔明治33年7月15日　第四〇二号〕

仏骨奉迎につきては、本宗と各宗派との関係は本紙上屢々報道しゝ所なるが、御聖物は愈々本月十六日長崎港に到着の筈にて、右奉迎祭典準備の為め各宗派委員九州に下り、広く自他宗寺院檀信徒につきて彼大菩提会々員募集に遊説奔走しつゝあり、為めに仝地方本宗寺院等より該会加入の可否を宗務所に伺出つる向もありて、此際本宗の主持すへき方針公示の必要を認められ、這般訓示号外を発せられたるものなり。幸に本宗僧侶信徒は、徒らに美名の声に誘はれ苟合雷同以て他日の悔を招くことを避け、自主誠意敬虔の信を以て、御遺形法駕通過の沿道寺院僧侶檀信徒は適宜崇礼の意を表して、之を拝瞻せられたし。

◉暹羅奉迎の状況〔明治33年7月15日　第四〇二号〕

在暹羅概旭乗氏より、宗務所への報告書面中仝地にての仏骨奉迎

の消息を記せる一節に、

本願寺新門主仏骨奉迎正使として渡暹せられ候処、暹羅の政府の優待は至れり尽くせりと可申候。是日本仏教僧侶としてゞはなくて、有力なる紳士として待ちしものに候。親情にあらすして外交的かと存候。

路人云く、仏骨奉迎僧は唯一人なり。唯一人とは曹洞宗委員日置黙仙氏を指すなりとは云へ、暹羅上流の人士をして奉迎使の本願寺なることを知らしめ、少なくも日本仏教界一方の羅馬法王たることを思はしめたるは事実に候。是抑も所以なきにあらす。本願寺の社交に巧みなる用意の周密なる、特に先発委員を派して他の容啄を防き、贈物を厚ふして王室貴族の歓心を迎ひ、正使の如き他宗派委員の傲慢に似す、能く人に接し通弁の如き。亦腹心の者を選ひて各宗委員をして手腕を振ふの余地なからしめ、正使は日本公使館に宿し、副使は通常旅館に宿することき、他宗派委員の為に気の毒に存候。我宗の之れに倣はさりしは、生等の感喜措く能はさる所に御座候云云。

吾人は今此報を読みて、転た吾人の予想失たさりしに愕くの外なし。

◉奉迎心得〔明治33年7月15日　第四〇二号〕

各宗派が暹羅より奉迎し来れる仏骨は七月十六日長崎着の予定にて、奉迎者の心得を左の如く定めたりと云ふ。

（以下三項十一日記）

釈尊御遺形奉迎者心得

一七月十六日（新暦）午前長崎港御着船

一同日より十八日迄三日間、晧台寺に於て上陸大法会執行

一七月十九日　午前長崎御発輿

奉迎参列者の服制

一僧侶は各宗派に於て、其宗派の制度に随ひ正服着用のこと。

一俗士はフロックコート又は羽織袴着用のこと。

一婦人は白襟紋付着用のこと。

一総てはきもの、靴若くは麻裏に限ること。

奉迎参列其他の手続

一何人といへとも、金壱円已上寄附せしものは奉迎の式列に加はり、及ひ法会の節は特に定めたる場所に於て参拝することを得せしむへし。

一奉迎参列者には一定の徽章を交附し、之を佩用せしむへし。

一奉迎に参列せんとする者は、各地最寄の寺院へ姓名書を添へて申込まるへし。各寺院は、本月十三日迄に之を纏めて、奉迎事務出張所へ届出らるへし。

但し本人より、直に奉迎事務所又は各宗派の教務取扱所へ申出るも妨けなし。

一地方団体に於て参列せんとするものは、其代表者より本月十三日迄に人員及ひ名簿を添へて、奉迎事務出張所へ届出らるへし。

一各宗派地方役員又は地方寺院総代等出崎の節は、直に姓名及

宿所を奉迎事務出張所へ届出らるへし。

一奉迎に関する総て金品等の寄附は、長崎市各宗派寺院若くは奉迎事務所へ申込まるへし。

◉到着〔明治33年7月15日　第四〇二号〕

前項仏骨は、昨十一日長崎へ到着したる趣電報ありたり。（十二日記）

◉仏骨奉迎〔明治33年7月25日　第四〇三号〕

仏骨奉迎は既報の如く、去る十一日海上無事にて長崎へ着港の上、同地の◆晧台寺に於て三日間上陸法要を修し、十五日長崎発の列車にて門司に向ひ、十六日神戸に着して熊福寺に一泊し、翌十七日大坂天王寺へ入輿の後、拝迎の式典あり。十九日午前着京東本願寺に休憩の上、仮奉安所なる大仏妙法院に入り、同山の宸殿に安置するに至れりと云ふ。

◉大菩提会〔明治33年7月25日　第四〇三号〕

大菩提会は既報の如く、仏骨奉迎を機として仏骨奉安の為に覚王殿と名くる殿塔を建築し、兼ねて教育慈善の事業を挙けんが為に、各宗協会の変態して起れるものなるが、今般弥々仏骨の到着せるを以て、第壱期の事業として覚王殿建築費用を兼ね、会員の募集に着手する為め、左の如きて待遇法を定めたり。

日本大菩提会々員待遇規定

第一条　本会の趣旨を賛成し、金員物品を喜捨し、会則第四条に依り会員たる者は、左の区別に従ひ、会員證章紀念品及謝状を贈るものとす。

一名誉会員

第一種会員章及紀念品金千円以上喜捨したるもの

第二種会員章及紀念品金五百円以上喜捨したるもの

第三種会員章及紀念品金参百円以上喜捨したるもの

第四種会員章及紀念品金百円以上喜捨したるもの

一特別会員

第一種会員章及紀念品金五拾円以上喜捨したるもの

第二種会員章及紀念品金参拾円以上喜捨したるもの

第三種会員章及紀念品金拾円以上喜捨したるもの

第二条　正会員には会員章及證票を贈与し、随喜会員には識票のみを贈るものとす。

第三条　紀念品には、別には左記の謝状を添付す。

（謝状）

茲に日本大菩提会の主旨を賛成し、金何円を喜捨せらる。依て本会規定の正条に拠り、第何種会員章及紀念品を贈り、以て其芳志に酬ふ。

明治　年　月　日

大日本大菩提会理事長　姓　名

爵　姓　名　殿

第四条　会員は随意に、覚王殿の参拝を為すことを得。

第五条　法会施行の節、会員の参拝者には相當の待遇を為すものとす。

但会員章携帯を要す。

第六条　会員には、明治三十四年四月八日より同年五月十五日に至る期間、拝瞻会及覚王殿起工式挙行の當時、汽車汽船賃の割引票并に各宗派本山の宝物拝観券を贈るものとす。

此挙に対し、本派本願寺は各宗合同の名に依て、教育慈善経営の美名の下に挙る者と雖も、之れに賛同一致する能ず。吾人は他日の悔を見るよりは、今日の憾を忍ぶを以て可とするものなり。左れば本山には、一派を代表して大菩提会加入を謝絶したるものと謂ふべし。故に派内門末にありては此意を体し、大菩提会に加入すべからずとて、當路者は左の意見を発表するに至れり。

目下僧界の堕落せる状況を見て、世間早くも推断して教界が山仕事を為すが如く云ふものあるは心外千万にして、甚だ慚愧に堪へず。故に苟くも遺弟として教を釈門に奉ずる以上は、霊骨奉迎奉安の如き。盛事に際しては、先づ金を他に募ることを為すより己れ他に先んじて金を投じ、之れを俗人の手に藉らず、僧侶自から其の奉安の殿堂を建設せんこそ望ましけれ。左れば之れを俗人より募り、七ケ年を費して巨大の土木を起すよりは、宜しく七万の僧侶各自金二円を投じ十四万円位の殿堂を建設し、以て釈尊崇仰遺徳顕揚の実を挙げ、衆人の模範たらんことを期すべし。是本派の意見にして今回殿堂建設費に金二万円を寄附し、且つ大菩提会の組織に同意せざる所以なり。

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

仏骨奉迎の初志を貫徹すべし〔明治33年8月5日　第四〇四号〕

東　望　生

仏骨奉迎の事や、其真偽を調査して初めて迎ふべきか。若くは仏陀の本志は罪悪の解脱にありて遺骨の尊敬にあらざるか、予輩は之を知らずと雖も、日本仏教徒が正に奉迎の実行を勉めし所以のものは厚意の答礼と南北の聯合とに出でたるや言を待たず、暹羅王は現在の阿輸迦王なり。此仏法帰依の王にして日本仏教徒に仏骨供護の恩慶を頒たんとす。其厚意や、誠に謝するに余りあり。茲に於て大小流を分つて教範化儀を同せざるにも拘らず、幣物を齎らして航海千里、南の方、遥に盤谷の首府に至り、迎齎し来つて覚王殿内に奉安せんとす。此等慎重なる行動に依つて暹羅王の厚志に酬るの道は稍や尽せるが如し。然りと雖も奉迎使節一行の首都するや、優渥なる上下の送迎を受けたりと雖も、これ日本仏教僧侶の代表者として歓迎せられしにあらずして、有力なる紳士として接待せられたるの観ありしと云へば、此れのみを以て果して分与の厚志に報へるや否やは知るべからず。故に此上は一層、暹王の厚意に酬報する方法を講究するは目下、日本仏教徒の急務なる勿らんや。

涅槃経等に二月八日、仏、入滅の化相を示し給ひし後、倶尸那羅城に於て荼毘を行ひ、摩迦陀の阿闍世等の八王、各々仏舎利を分配して国に帰り、造塔供養せることを記せり。然るに今日に至る迄、何人も此造塔の遺跡を発見せざりし所、明治三十年に至り、ピプラーワの地に於て、八王分舎利の一なる迦毘羅の釈迦一族守

護の遺廟を発見するに至れり。此地は釈尊の生誕地なる藍毘尼園を西南に去る五里程の処に當るのみならず、遺宝中の一なる壷瓶の蓋部に一句の刻文を有せり。

『薄伽梵仏陀の遺骨を蔵せるこの聖龕は、釈迦族即、大聖（名声高き人）の兄弟姉妹その児子、妻室等の所有に属す。』（東洋哲学所載）

此の如く其所在の位置と云ひ、経文の記事と云ひ、全然符号する上、数多の考證を歴たる今日に於ては最早や、其真偽を疑ふべきにあらず。

嗚呼、東海の孤島、僅に記録に依て霊鷲鶴林の芳躅を憧憬するに止まり、再び仏日の恩光を拝瞻するの徳を有せざりし我等、二千四百年の後に生れて、たとへ、聖体に親炙するに至らずと雖も、全身砕体の真舎利に遭逢することを得たるは、我等果して何等の宿福をか植へ得たる者ぞ、覚王殿前万斛の涙を注ひて、盲亀浮木の好運を感謝すべきなり。

然りと雖も、報本反始は人情の切実なるを表するものなり。発掘の舎利は各仏教国に分布して守護供養の道を得たりとするも、全身の舎利を親瘞するの聖地、今日果して如何、皓々乎として平野、限なく、人跡杳として影を止めざるの所、千年、苔、蒸せるの古塔、狼藉として雑草の間に横り、荊棘瓦礫、道を塞ぎて野于、昼、尚ほ徘徊するが如き惨状にあらしめば、真摯なる仏教徒の感、果して如何、一毫の微と雖も尚ほ之を尊敬し、保存するは故人に対する子孫の義務なり。是れ人情なり、況んや三界の導師たる聖体を親瘞せるの聖地なりと云ふに於てをや、思ふに墳塋は三昧常住の室にして亦た永眠の床なり、故に之を発掘するは死者の静安を驚かすものにして、元より非礼に属す。況んや之を破壊して野犬の狼藉に任するが如きは、無情の最も甚しきものなり。縦令へ四大解体して五蘊中有に帰すると言ふと雖も、先人の墳塋を守護するは子孫の人情にして、亦た道徳発動の源なり。

左れば巨額の資財を投じて覚王殿を建築し、報恩の道に勉むる仏教徒は須らく進んで親瘞の聖地を回復して、之を守護するの道を立てざるべからず。茲に於て覚王殿建築資金の央ばを裂ひて之を暹羅に贈り、言を附して云ふべし。『東海の大日本仏教徒謹んで暹羅皇帝に以聞す。曩者、陛下の慈恩に憑つて聖骨奉侍の恩慶を得たり。茲に於て不慳の浄財を醵して陛下の左右に致す。冀は陛下の威力を以て仏陀親瘞の聖地を回復し、遺廟守護の資に供せんことを聖鑑の至に堪へず』と。

是れ暹羅国王の厚意に酬答するの道にして、亦た仏恩報謝の尽せるものなり。想ふに覚王殿閣巍然として雲表に聳へ、群参の士女雲の如くに集りて、日本仏教の中心を為すこと恰も善光寺の如くなるに至るとするも、仏陀の廟地にして風雨の荒廃に任かすが如きは、聖骨を奉迎する者の道にあらずと云ふべし。故に覚王殿の建築に従事するものは倶に聖地回復の挙に賛成せざるべからず。自国に在るものは之を尊崇し、仏陀の墳塋は之を顧るに足らずと云ふが如きに至つては、遺弟たる者の人情にあらず。

或は仏陀伽耶仏跡興復会の成蹟を以て、之を難んするものあらん。然りと雖も彼れは居士輩一連の計画せる事業なりしのみなら

ず、其地は頑強なる異教徒の手に属せり。然るに此れは英国民なるペツペ氏所有なり、加之、暹羅国の援護と威力とを待つありて、元より同日の談にあらず。英国政府も喜んで其請求に応ずるは、火を覩るよりも明なり。

此挙は啻に聖地の回復に止まらずして、将来仏教徒の中心となりて南北聯合の基礎を為すに至るべし。元来聯合と云へるものは、共通せる利害の関係ありて初めて成立すへし。若し此要素を欠かば、一時聯合の形を取るに至るべしと雖も、速に解散するの不幸に陥るものとす。数年前オルコツト氏来つて大に両教徒の聯合を策せるとあり。此時に當り、日本仏教徒は教義の同からざるを以て之を謝絶す。此れ初めより共通利害の関係存ぜさるに依ればなり、然るに聖地回復の事に至つては南北二教徒、等く深大なる義務を有す。教義の混一と云へるが如きは臨んで得べからざる事なりと雖も、同一仏教徒として釈尊を追崇するは同一なり。故に将来、同一仏教徒として世界的事業を開始する為に、之を基礎と為すを必要とす、我等は聖地回復の挙を措ひて、他に南北を結合すべき道を知らざるなり。

嗚呼、遺廟、守らざること茲に幾世幾年、今日始めて其所在を知るに及んで、尚ほ蓬草の茂るに任かし、狐狸の窟と為して顧みざるが如きは、果して仏子の心なるか。

　未聞不見の前は、之を忍ふべし

知つて而して後、これが守護の道を立てずんば、それ、異教徒の笑を如何せん？

◉暹羅仏教の現況〔明治34年4月28日　第四三二号〕

概　旭　乗

静止せるの水は腐敗し易し、暹羅仏教史は外教の迫害なし。主権者の圧制を受けず、凡て逆境の風波に遭はず。今日に至りては、自活動力なき無為の教徒のみ。

彼等は政府の指揮に依りて動き、政府の命令に依りて止まる。彼等の持戒は他律的なり。彼等は政府の干渉を怖恐するが故に、持戒堅固なり。嗚呼暹羅仏教の現状、夫れ危ひ哉。一朝主権者の保護を離れ外教の迫害に遭はんか、歎にして後を絶つに至らん。其の運命、恰も風前の燈火に似たりと云ふべし。

殿堂伽藍は天に聳へ、空をつき金色燦爛、昔時盛時の面影を止め、今や布教の道場にあらず。左れど一般人民の信仰は、遺伝的慣習的に随喜渇仰の涙を仏前に注きつゝあるなり。

円頂黄衣の僧は途に満てとも、彼等は黄衣を着せる俳優に異ならず。彼等は習慣的不文律に依りて出家し、長きは三年、短きものは三ケ月間の比丘にして信男信女の施物を受けつゝあれども、生涯の比丘たるもの稀なり。暹羅仏教者が仏教々理に暗き、又た此に基因す。

暹羅仏教の特色は戒律なり。暹羅仏教者は常恒にTasihitakaの名を称すれども、実際に於てViuagaの外所依の経なし。彼等は二百二拾七戒の暹羅的比丘戒を受くと云へども、吾人は五戒たも持てるの僧あるを見ず。或る有名なる暹羅仏者、嘗て吾人に語れることあり。曰く二百二十七戒は只バーンチーのみと。バーン

チーの言適切なれ、バーンチーとは目録書に過ぎざるの謂なり。此れ暹羅仏教中、尤も有名なるマハーニカイ宗に就て見聞せるものを述べたるのみ。

タムマユワ派は之れが反動に依りて勃興し、其発達は極近年にありて純錫蘭仏教にして、マハーニカイ宗派の朝暮の勤行なく半月の布薩を挙げざるに比し、確かに仏教的道心を養ふに汲々たるものゝ如し。彼等が日夜の勤行は厳格なり。半月布薩及び其中間に挙げる布薩戒は、完全にして真面目也。長老は常に比丘に向ひて、サングカ僧たるの資格に就き教へを加へ、一般人民にも法を施すこと親且つ切なり。されど其の勢力は未だ微弱にして、滔々たる俗物を道化するは遺憾なりと謂ふべし。

◉大菩提会の発会式〔明治34年4月28日　第四三二号〕

同会発会式は、去る十八日午前十時より大仏妙法院仮奉安殿に於て挙行さる。会長村田寂順師表白文を朗読し、暹羅行使は同国語を以て祝辞を朗読し、前住職北条周篤氏之を翻訳し、其他各派の管長高僧の祝文並に仏骨奉迎正使大谷光演師の祝辞代読、名誉会員総代内貴甚之助氏の祝辞あり、理事長小栗憲一氏の事務経過を報告し式を終へたるが、此式に列したるは前記人々の外同会重役、各地方員、支部長、特派員等出席し渡辺子、京都、奈良両府県知事、各高等官、京都市長、名誉職員、京阪各新聞記者等、無慮数百名なりと云ふ。

◉各宗管長懇話会〔明治34年4月28日　第四三二号〕

同会は前記の如く、去る十六日午後二時より大仏妙法院奥書院に於て催ほされたるが、来会者は真宗各派管長の外相国寺、南禅寺、妙心寺、大徳寺、黄檗宗の各管長并に総持寺貫主、妙法院村田寂順の諸師一同胸襟を披き、将来仏教各宗協同一大刷新を為さんとの協議を遂けたりときく。

◉覚王殿建築地の競争〔明治35年9月7日　第五〇三号〕

近時各宗派（本宗及真宗西派は加はらず）が挙行せる仏骨奉迎、及び此れが奉安の堂宇たる覚王殿建築の事業程、愚にして醜なるは無からん。最初仏骨奉迎の時に當り、各宗派は奉安殿の建築と教育慈善事業を起すの目的を以て菩提会なるものを組織して、此れが経費募集を企てたり。然るに奉迎以来、茲に三週年なるにも拘らず基礎すら定らず、荏苒今日に及び稲垣公使等より注意を受くるの失態に陥れり。之を視て尾張国名古屋市に於ける有志者は御遺形奉安地期成同盟会を設立し、名古屋は東西両京の間に居り殷富繁盛直に三都に亜ぎ、此地方は古来仏教有縁の境にして仏教繁昌の地なれば、仏骨奉安には適當の地なりと唱へて、各宗派間に運動して大勢名古屋に動かんとするに至れり。京都人士は之を見て俄に狼狽し、大運動に着手して夫の平安同志会は百余の学務委員、各組合に結びて檄を飛ばし、演説を開らく等百方尽力する所ありたる結果、京都の覚王殿熱は大に昂騰し、特に期日も切迫し居る為め中々の活勢を呈せしかば、名古屋派も過日京都に入り

込みて、熾に対抗運動を取りたり。之れが為に、去廿五日金光院に開らかれたる委員会の結果は秘密に付せられ、管長会議は予記の如く一昨日開かれたるも、何等の決定を見るに至らず。四名の委員を選びて更に調査する事となして、大に動揺しつゝありと情けなき事にこそ。

◉仏骨奉安地選定各宗会議〔明治35年10月12日　第五〇八号〕

去二日より京都に開会せしが、出席人員六十三名（三十三派中西本願寺出雲寺派、専門派は中立欠席、永源寺派は事故欠席）にて、議長は真言宗長宥匡、副議長に曹洞宗日置黙仙を推し、翌三日も引続き開会せしも議論紛々として決せず、遂に九名の委員に附托せり。

◉釈尊御遺形の奉遷〔明治35年11月23日　第五一四号〕

覚王殿問題は愈々京都名古屋両派の感情疏通し、円満の終結を告ぐるに至り。これと同時に、大菩提会の負債を悉く償却して新旧役員の引継を了し、十五日名古屋に奉遷することゝなりたる次第は前号に略報せし所なるが、其後奉遷の実行に就き忙はしき折柄、京都平安同志会服部某外一名より、大谷光瑩三十七名を被告として覚王殿を名古屋に建設する決議無効及び仏骨に対する共有権確認訴訟を京都地方裁判所に提起し、尚ほ仏骨に対し仮処分の申請をなしたる等、一小波瀾ありしも物にならず、仏骨は予定通り去る十五日午前六時半京都妙法院なる仮奉安殿を出で、八時四十分七条発、別仕立の汽車にて、各宗の管長代理以下多数僧侶供奉して名古屋に向ひ、順路滞りなく午後一時卅分名古屋なる笹島停車場に到着するや、仏骨は一応構内に設けありたる仮殿に奉安し、暫時休憩の上暹羅公使は輦輿の前に、又大谷光演師は其後に供奉し、多数の僧侶、其前後を囲繞して、順路門前町なる万松寺の仮殿に入りたり。沿道は殆んど善男善女を以て充たされ、人出十万と号す。奉迎員各自順次焼香して、退散したるは午後五時頃なりしと。

◎暹羅皇太子殿下〔明治35年11月23日　第五一四号〕

十二月一日晩香坡御出発にて、日本へ向はせらる。来着の上は皇室の貴賓とせられ、芝離宮を御旅館に充てらるゝ由。

◉大菩提会役員〔明治36年2月14日　第五一七号〕

其本部を名古屋に移転せしより以来、会務整理の為め事務分担を協定し、同時に役員の任命を行へる由なるが、今其人名を聞くに会長大谷光演、副会長日置黙仙、会計部長中村勝契、建築部長福山黙堂、庶務部長津田日厚、会計監査部長土宜法龍の諸師にて、奉仕部長並に奨励部長の二名のみは未定なりといふ。

◉仏骨訴訟の取下〔明治36年2月28日　第五一九号〕

仏骨所有権確認並に各宗派会決議無効の訴訟を提起したる服部某等は、去る廿日突然之を取下げたる由。

◉仏骨奉安地と稲垣公使〔明治36年8月2日　第五五〇号〕

仏骨奉安覚王殿名古屋建設の議決してより既に二百余日、大菩提会の失態は徒らに朝野有志の不信用を買ひしのみにして、覚王殿建設の功何れの日に竣ふべきや未だ計るべからず。稲垣駐暹公使曾て任地に在て、皇室よりの御下問に対し、恐懼惜く能はず竟には外交上の威信にも関すと為し、今回の帰朝を利して事業の緒を開かんと期し、過般滞京中それ〴〵尽力するところありしが、去る廿一日名古屋に赴かれ、日置菩提会副会長と共に徳川侯爵を訪問してその尽力を求め、翌日又深山知事青山市長その他二三の有力者を訪問し、更に同日同地の信徒百余名と前津小林東陽館に会見して、談合するところありたりと。尚ほ公使は近日清韓漫遊の途に上り、帰朝後名古屋に於て各宗管長会議の開会を調へ、該殿建築の基礎を確定すべき筈なりといふ。

○日暹寺創立認可〔明治36年10月25日　第五六二号〕

名古屋市に建立する覚王山日暹寺創立の出願は、内務省宗務局にて願書調査の結果去十四日認可せられたるが、同願書に調印せる宗派は天台宗、同寺門派、同真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨済宗妙心寺派外十七宗にして、日暹寺は右廿三宗派に共属するものなり。同寺の寺法として制則十六個条を定め、住職は任期を一ケ年とし、前記天台宗座主乃至真言律宗管長の順序を以て任命し、其下に執事一名、理事二名を置て庶務を処理せしめ、又信徒互選に依り信徒総代十名を置く外、関係宗派一千ケ寺に一名の割合を以て評議員を選出し評議員会を組織し、財産管理の方法及び毎年度の収支予算を協定せしめ、尚ほ同会に顧問三名を関係宗派管長の中より選出し、顧問は寺門の内外を協商して財法二途の円満を計らしむるに在り。該制規は宗教局に於て調査中なるが、遠からず認可せらるべく、関係各宗派は近日名古屋に宗派会を開きて創立事務協議の由。

●日暹寺の創立に就て〔明治36年11月1日　第五六三号〕

日暹寺創立許可になりたるを以て、稲垣公使は之れを暹羅国への土産として、去る廿日出発帰任の途に上りたり。其際仝寺創立同盟宗派管長二十三名、連署を以て暹羅国宮内大臣へ宛てたる別紙の如きを稲垣氏に托したり。

大日本仏教各宗派管長等仏祖照鑑の下に、謹て一書を裁し　大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光栄を有す。去る明治卅三年六月十五日恩領を辱ふせし釈迦牟尼仏の御遺形并に金像仏を奉安の為め、今回尾張国名古屋市附近田代村の勝地を撰んで奉安殿を建築することに決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覚王山日暹寺と称し、奉安護持し永く貴国皇帝陛下恩領の慶を不朽に伝へ、以て仏教各宗派及信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くは、下名等の賛実なる誠意を諒し、貴国皇帝陛下に可然御執奏あらむこと冀望の至りに耐す。依て茲に、下名等は謹で大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、倚て閣下に対し満腔の敬意を表す。

大日本明治卅六年十月廿日

各宗派管長

大遅羅国皇帝陛下

宮内大臣

●仏骨の差押〔明治36年12月27日　第五七一号〕

京都と争ひ、終に名古屋市万松寺に仮安置せる仏骨は徒に紛議の種を増すのみにて、寄附金も片端より費消して、此程開会せる各宗管長会議も不得要領に了り、又復京都に於ける負債始末の轍を繰返すに至り、一箇月六十円の約定を以て貸渡したる万松寺の借料さへ已に八百円も始滞り居る始末なるより、住職吉川義直師は去十六日を以て仏骨差押への手続に及べりとぞ、実に末法澆季の世なる哉。

◉日遥寺遷仏式代拝〔明治37年11月27日　第六一九号〕

兼て愛知県愛知郡田代村月見阪敷地に新築中なりし釈尊御遺形仮奉安殿覚王山日遥寺は先頃落成し、去る十五日遷仏式執行せられたれば、本宗管長猊下は稲生第四教務所長をして代拝献供せしめられたるが、當時の状況を略報せむに、十四日奉遷会事務所に於て諸般の打合せを了し、本宗の参拝當日なる十六日正午に市内寺院住職参拾余名、教校教職員学生全員千種町観音堂に集合し、零時三十分御代拝、以下人車三輌、外は徒歩にて一時日遥寺に着、一時十五分昇殿法要を修し終て阿川観道、石川廓然二氏演説し、吉水徳成氏説教を為し、全く終了したるは午後四時三十分なり。當日微雨ありしにも拘はらず、参拝人約参百五十名にして盛大なりしと云ふ。

△妙心寺事件の予審決定〔明治37年12月11日　第六二一号〕

宗教界近来の一問題として世間の視聴を聳動したる、妙心寺前議事前田誠節仝会計部長釈等顧等の疑獄事件は屡々記載の如く、予て當地方裁判所浅見予審判事の担當にして審理中の処、愈々去る二十五日を以て予審終結し、該決定書は去る廿八日を以て掛り検事及各被告等に送達したるが、被告前田、釈、片山、樺井の四名は私印盗用、公私文書偽造行使詐欺取財として當地方裁判所の重軽罪公判に付し、又尾木は偽證罪として、石田は罪證隠蔽及偽證罪として、何れも仝裁判所軽罪公判に移されたり。尤も前田以下三名は重罪の由。

（日蓮宗）「日宗新報」

●仏舎利の奉安所に就て〔明治33年3月28日　第七三六号〕

（極めて公平に其位置を撰び、極めて之を荘厳せよ）

千有余年仏陀の慈光に摂収せらるゝ日本仏教徒たるもの、仏舎利の奉迎に就て、如何ぞ至誠極敬を以てせさるものあらんや。南北仏教中教義発展上に於て、最高位にある所謂大乗有縁の日本仏教徒、焉そ仏骨の分与を得て歓喜踊躍せさるものあらんや、其仏骨の真偽の如き、固より知り易からざるもの。豈に焉ぞ其真偽を問はんや。西暦一千八百九十七年、英人ピツプ、其所有なる釈尊降誕の霊地カビラバストを距る数哩の地ピプラハーに於て、一個の古墳を発掘すること二十呎にして一大石窟を得たり。中には遺骨、及多くの宝石等の荘飾品を蔵す。其水晶に文字を彫刻せしものは、最もピツプ及人々の注目する所なりし。便ち博士ホイー氏に翻訳せしめしに、果して釈尊火葬の後、其兄弟の保存せし霊骨なる旨を審にせり。ピツプ、之を私宝となすに忍びず、英政府へ納め、且つ之を四分して、一分は印度カルカツタの博物館に、一分は英政府に、一分は発掘者に、一分は暹羅国に分配せん事を望む。爾後仏骨の暹羅国王に送呈せらるゝや、本年一月緬甸、錫蘭の道俗三十余人就て分与を請ひ、吾公使稲垣満次郎氏亦た暹帝に奏して分与を得るに到れり。茲に於て稲垣公使は書を各宗管長に致し、奉迎の事を告け、在暹磐谷府の遠藤某は、各宗の巨刹或は学林に向て、南北仏教通好の動機たるを訴ふ。茲を以て仏教徒中の有志家は、亦た奉迎に至誠極敬を致すべきを説く。仏舎利の吾国に入る寔に喜ふべし、之を迎ふるに誠敬を以する勿論なり。而して南北仏教の、之によりて気脈相通するに到るあらは幸福なるべし。吾人は此等に就て言はず、吾人はこの神聖なる仏骨は如何なる位置に之を奉安すべきやに就て、卑見を吐露するを敢てせざるべからす。窃に聞く、稲垣公使より仏骨分与の報一度ひ吾国仏徒に伝はるや、各宗の野心家は之を私して自家の古蹟名山中に収め、此神聖を壟断せんと企てつゝありと。或は曰く、比叡山は本邦最古の名山にして諸宗の渕源する所なり、故にこゝに奉安すべしと。果して事実なりとせば、其心情の卑劣なる言語に絶ゆ。堂々大乗仏教徒にして一ピツプ英人に若かずと、曰はゝ南北仏教の聯絡も到底望なしとせさるべからず野心あらんものは、先づ之を捨てよ。是れ第一に、仏骨奉迎に就て誠敬の欠欽せるを自白するものなるを知らずや。

仏骨奉安の地は奈良にあらす、西京にあらず、比叡にあらす、高野にあらず。将に永平あらす、三縁にあらす、豈夫れ本願寺と曰はんや。大日本皇帝輦轂の下、大日本の首府東京の外にあるべからさるなり。仏陀は仏教の本主なり、仏陀の眼中各宗各派あるなし、仏陀は決して各宗の仏陀にあらさるなり。仏陀の霊骨は、論師人師の私に成せる一宗派の歓迎と専有とを許さゝると共に、一宗派の私宅たる或寺院に奉安するは、直に其神聖を冒瀆するものなり。吾人は断言せさるべからず、奉迎せる仏骨は之を首府の中

央に地を卜し、日本仏教徒の全力を集めて新に一寺を建設し、輪奐善美を尽し、世界宗教寺塔に卓絶せる荘厳を為せる殿堂に奉安し、以て其神聖を光輝し、以て四海の渇仰を集注せしむべしと。若夫れ斯の如く為す能はすんば、其神聖を冒瀆するに終り、遂に世界の胡盧となり果てんのみ。請ふ仏骨を迎へて、却て不敬を来すの愚を為す勿れ。至誠止ます歓喜禁へ難きの余り、切に當事者に望むこと爾り。

●釈尊の遺骨〔明治33年3月28日　第七三六号〕

昨年の春英領印度政府は、釈迦牟尼仏降誕の霊地たる「カピラワソツ」を距ること凡そ数哩の「ピプラワ」ひ地主英人ピツプなるもの、数年前所有地内に於て発掘したる釈尊の遺骨を暹羅国王に分贈したるが、同国王陛下には今回右聖骨の一部を頒ちて、是を我国仏教徒に贈与の御沙汰あり。同国外務大臣より磐谷府駐剳我帝国全権公使稲垣満次郎に向け、右聖旨を伝達したる由にて、公使は去月十二日附を以て、我仏教各宗管長に向け奉迎に関する熱心の書状及聖物発見の由来書を発送し、仏骨申受けの為め適當の委員数名を撰抜して、速かに派遣すべき旨を促し来りたる由。其発見由来書、左の如し。

（前文略す）小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、基、所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に亘りて、尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ、一朝好機の乗ずべきあり。此等南北両仏教の一致を計り、数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛するを得べく、仏教如斯にして、二十世紀文化の上に一大光明を発揮すべし。仏教徒の天職、亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にして日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏教の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にして、諸氏等先進の責任、亦是に在りと信候。

而して小生は今諸氏と共に、仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ピルラハラに於てピツプ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（発見の記事別項御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下亦空前の盛式を以て

之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回當国王陛下、亦た聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て、仏界一新の好機となすは即ち、此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるものゝ如何に、教徒の熱信を昂かめ渇仰を加ふるかは今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける、黄金龕中基督磔刑の古針が、常に巡拝の善男善女をして歓喜の涙を堕さしむ

るが如き。或は「クリミヤ」の大戦、亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き。所謂聖地聖物なるものゝ如何に、欧米基督教国の民に渇仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実に、仏教界空前の盛事たり諸氏宜しく、此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち、仏界一振の盛挙に出でられん事熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より、派遣委員に対して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より、可成高徳博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御撰び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅国磐谷府日本帝国公使館

稲　垣　満　次　郎

聖物発見の由来

釈尊降誕の地カピラブツを距る数哩「ピブラハワ」に、地主ピツプ氏なるものあり。数年前、適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発掘せば何等か仏界に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之か発掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからず、地下二十呎にして仏教界に一新時期を画すべき、一大発見を為すに至りぬ。其発掘せし品々は一、石櫃一個二、水晶及蝋石瓶二個中一個は言銘せり三、遺骨及遺灰四、塗灰及木皿の破片五、宝石其他装飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスチの収税官ラマサンカー氏に報じ、且つ添ふるに蝋石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏、ペツペ氏の書を領するや、氏は直に之を熱心なる仏教学者博士ホペー氏に対し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上言の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明にせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌　に博士ホペー氏の論文あり。又「ロイヤル、アヂアチツク、ソサイチー」の報告書に、ペツペの見物発見に関する記事あり。就て見らるべし。

●仏骨奉迎に就て〔明治33年3月28日　第七三六号〕

左の如く、暹羅国磐谷府在留の遠藤竜眠氏より、池上学林へ宛て申告されたり。先つ仏骨発見の由来を述へ、次に

（前略）茲に於て我日本公使稲垣満次郎氏は、暹国皇帝に上奏して曰く、我日本帝国は仏教渡来後、茲に千有余年上王皇より下庶人に至る迄、仏陀大悲の慈恩に薫習せざるなり。其教義発達の点に至ては、南北仏教中一大高位にあるや世界各国の許す処にして、上下一致同奉の仏教国たるに依り、冀くば同仏教国

の好を以て分与あらば、我同胞の大幸何ぞ是に過んと奏問整回、遂に今回王命を以て分与の確報を得たり。是れ偏に公使の周旋多きに依ると雖とも、亦我神州の国威と我仏教界の実力、偉大なる然らしむる処たるや明なり。然らば我日本仏教徒の任や重く、実や大なることは増々明なり。暹羅国皇帝の勅命は、日本仏教一部に分与するにあらずして、其仏教全般へ分与せらるゝものなるが故に、日本仏教者は一大協同し、宗の内外を問はず各々其信徒を誘ひ、尤も偉大なる奉迎式を挙げざる可からす。此事や、前来陳ぶる処の南北仏徒合同一団の導火線にして、世界全仏教徒同盟の嚆矢たり。（中略）

又我国仏教徒は、暹羅王室より幾多の厚意を受けつゝあり、初めには暹羅の一大蔵経を我国各宗本山に奉納せらる。其後二三の僧侶、此地に止るあり。（現に二人の留学僧あり）且つ又た、仏骨の分与を受ることを得る。此厚意に対して、我日本仏教徒人大に酬ひざるを得ざる義務を有せり。特に今回の如きは、南北仏教徒中最第一位にありと常に自負せるに、愧ぢざるの実を挙さる可らず。将来人智の発達に、共に各自分業を旨とし、或は印度錫蘭に入りサンスクリトを学習するもの、或は暹羅に来りパリーを学ふるの、年を逢ふて増々多からん。或は更に印度暹羅の仏徒にして日本に至り、日本仏教の如何を研究するもの生ぜん。是将来の想像にあらずして、現今其緒に付きつゝあり何れの点よりするも今回の件は、彼我同盟の第一着歩として逸す可からざる好機会たり。如此に機会を根底と為し、将来暹羅を南北仏教の中央府となし、一方には緬甸錫蘭に入り、一方にはアンボヲヤ、安南、老撾、西蔵、カシユミルー、フタンクシニムより更に転じて南方支那の一帯に及び、北方は日本を本部と為し、蒙古朝鮮より支那本部に入り気脈相通し、朝にはヒマラヤの山頭に雲を起したには、蒙古の沙原に雨を降らすに至らば、豈亦一大快事ならずや。不肖遠藤竜眠、誰而大日本帝国愛国護法の士に禀告す。

●仏骨奉迎に就て〔明治33年4月28日　第七三八号〕

本紙は嚮に論する所あり共、奉安所は極めて公平の場所を撰ぶべきを告げたるが、東京なる某老僧正は曰く、之を東京附近の好地をトして奉安し、以て陸海軍忠死者の仏式追祭場とすべしと。某僧都は曰く、仏骨は各宗派の私する如き形蹟を避くる為め、富士山中の良地を撰ひ、こゝに奉安すべしと。然り到底神聖なる仏骨は、各宗派の壟断を擅にするを許さゞるなり。

●仏舎利奉迎てふ事に就て〔明治33年5月8日　第七四〇号〕

窪山松隠

頃日吾宗の代表者田村師を始め二十余の大徳等京都妙心寺に委員会を開き、釈尊御遺形奉迎協議案なる者を議したり。爾して真言宗の小林栄運氏は、仏骨の真偽を調査せん事を望み、仏光寺派有馬憲文氏は之れを駁し両説議論ありしも、終に各宗派は奉迎使七人を派遣の事を決議せし由に聞く。亦奉安所の撰定に就ても種種

議論あるべしと雖も、本邦三府の中京都の如きは、仏宗の府として嵯峨の世尊寺に仏舎利を安するを始として諸本山に奉安するあり。大坂の如き舎利寺既にあり、サレハ今回の仏舎利にして真の世尊の御遺形ならんには、東京に奉安して暹羅国帝陛下の原意を表し、永く首府に安置して金剛の光明を仰き奉る可きなり。爾るに爰に考慮すべき事あり。即ち聖物発見の由来書なる物之れなり。若し研究せすして直ちに信せは、唖羊の見を脱れさるへし。依て東流の経々と事実とを対照せんも、復無益の業に非るへし。依て左の項を追て双照せん。

一　聖地の実在
二　発掘の品別
三　記銘の実否
四　仏骨の鑑査

之れなり。先つ聖地の実在を尋ねるに、釈迦方志西域記等の類多々あれども、印度は変革多き地なれは、能々簡択すへきなり。雪山の北香山の東、即迦毘羅波羅なり。斯は地史学上誤りなかるへし。然れとも、仏蹟としては疑ひ無き能わさるなり。二に発掘品質、是れ第一の疑点なり。世尊涅槃の當時、遺骨即ち舎利と遺灰と、別処に奉安せし事実之れあり。

後分大般涅槃経に曰く、迦毘羅等七国王臣不レ果二所願一必懐二悲憤一慨恋而還各至二本邑一咸遣二使臣一同詣二拘尸一再二求舎利一乃至爾昨拘尸那城七軍囲遶為二舎利一厳各欲二奪取一爾時大衆中有二一波羅門姓煙一在二八軍中一高声大唱拘尸城諸力士主聴仏無量劫積善修忍諸君亦常聞レ讃二忍法一今日何可下於二仏滅後一為二舎利一故起レ兵相奪上諸君當レ知此非二敬事一舎利現在但當三分作二八分一諸力士言敬二如来議一爾時姓煙波羅門即分二舎利一以為二八分一乃至爾時拘尸城諸力士得二第一分舎利一即於二国中一起レ塔華香妓楽種々供艱波肩羅婆国力士得二第二分舎利一還帰起レ塔種々供養師伽那婆国拘楼羅衆得二第三分舎利一還帰起レ塔種々供養阿勒遮国諸刹帝利得二第四分一還レ国起レ塔供養毘耨国諸婆羅門得二第五分舎利一還レ国起レ塔種々供養毘離国諸黎車得二第六分一還レ国起レ塔種々供養遮羅迦羅国諸釈子得二第七分舎利一還レ国起レ塔華香供養摩伽陀主阿闍世王得二第八分舎利一還二王舎城一起レ塔華香妓楽種々供養姓煙波羅門得下盛二舎利一瓶上還二頭那羅聚落一起レ塔華香供養必波羅延那婆羅門居士得レ炭還レ国起レ塔供養爾時閻浮提中八舎利塔第九瓶塔第十炭塔如レ是分二布舎利一事已

又

東晋法顕訳大般涅槃経に曰く八王歓喜奉二授金瓶一彼婆羅門受二諸金瓶一持以還帰於二高楼上一而分二舎利一以与二八王一于時八王既得二舎利一踴躍頂戴還二於本国一各起二兜婆一乃至於闍維処合二余灰炭一而起一兜婆一如レ是凡起二十処兜婆一

又

般泥洹経に曰く於時八国得二仏八分舎利一各還起レ塔皆甚厳好乃至舎利八分有二八塔一第九甕塔第十炭塔第十一灰塔

以上小大三経の文證を例挙するに、斯の如く遺骨の舎利は八強国に分ち、八舎利塔を建設し、別に灰炭の塔を起て供養せし事、

明々赫々なり。亦白法祖訳の仏般泥洹経に、道士取レ炭香華供養復有二遮迦人一来索二舎利一曰已分唯有二余灰一可二自往取一乃至仏泥曰後作二八宗廟一第九瓶塔第十炭塔第十一灰塔等の文あり。何れにしても、金剛不壊の仏舎利と灰炭とは異処に安置せし事明かならん。三に記銘の実否なり。斯は仏学博士ホヱー氏の精究して翻訳せしものとせは、疑ひなかるへし。然るに往々、喬答摩喬曇の音訓を違へるあり。即ちコートマは男性に名附、コートミは女性なり。亦東流の経中、瞿曇の文字多しと雖も、世尊は釈氏を以て本性の如く得意する者多く、西漸の経復コートマを以て仏姓と成すか如き事ありて、爰にマとミの音を違へば男女を異にするあるおや。現に宋の法雲編の翻釈名義集すら、之れを別たす。復た右印度文字の事に於てや、亦世尊の兄弟サカヤス云云に附ては復た研究を要するあり。

仏本行集経に曰く、輸頭檀王為二菩薩一故憂悩所レ逼聚二集釈種諸眷属等一而告レ之言諸眷属輩汝等須レ知我子悉達既出家已我亦不レ欲レ処二其王位一亦復不レ用レ戴二此天冠一汝等誰能受二此王位一者我當委付拝即潅頂授二与天冠一乃至爾時輸頭檀王及諸釈種一切眷属即将二王位一及以二天冠一付二与釈童婆提利迦一而潅二頂之一

即ち此の婆提迦は世尊の後嗣なる事明かにして、然も肉弟には非す。同経に、有釈童子其人名曰二婆提唎迦一其母名曰二黒瞿多弥一とあれは、大愛道尼の喬曇弥とは別人ならん。其證は憍曇弥清浄にして夫なし云云とあれはなり、サレは爰にサカヤスなる者は、只釈氏一族の其一人ならんか。

亦仏説大愛道般泥洹経並に仏説浄飯王般涅槃経等に因るに、皆闍維して厚く供養せし事実あり。此は皆釈氏の葬送せし事跡あれば、或は今回の遺骨なるは此の類には非さるなきか。又仏舎利塔の変革せし事実を調ふるに、

阿育王経に曰く於二一切衆生一施二与無畏一時王生必欲三広造二仏塔一荘二厳四兵一往二阿闍世王所起塔処一名二頭楼那一至已令レ人壊レ塔取二仏舎利一如レ是次第乃至七塔皆取二舎利一乃至又言国有二三種小中大一若国出二千万両金一者是処応レ起二一王塔一乃至我欲下於二一日一一念中起中八万四千塔上一時倶成而説偈言

於二先七塔中一　取二世尊舎利一　我孔雀姓王　一日中造二作　八万四千塔一光明如二白雲一

時諸人民謂為二阿育法王一一切世人而説レ偈言

大聖孔雀王　知レ法大饒益　以レ塔印二世間一　拾二悪名於地一得二善名法王一　依レ法得二安楽一

前掲中七塔中云云とは、八塔の中第一塔、羅摩村の塔は竜神の守護し吝む故に壊らざりしなり。是に知る仏舎利は阿輸迦王の當時、斯の如くなりしおや。四に仏舎利の鑑査には既に定論あれは、喋々を待たざるなり。

爾して妙心寺会議は、現今の有名なる大徳の議論あり。殊に仏学博士の研究あり、暹羅帝の鑑識を得、稲垣公使の熱心の周旋に成りしものなれば疑ふべきに非と雖も、疑は信の本との言葉に因みて、四方の大徳に教を仰くにあり。亦た法華経法師品の不須復安舎利の文に迷ふ者にも非ざるなり。後分涅槃尸棄大梵の偈に曰

く、願依二舎利一得二解脱一と。能作天の偈に曰く、唯願法宝舎利光照レ我令レ脱二三有苦一と。楼逗尊者の偈に曰く、舎利慈光摂二我等一と。仏舎利は久遠劫来積功累徳の所依止にして、世宝の及ふ可き処に非す。サレバ此広功大徳の舎利をも安んせすして法華経を奉安せねとあれはこそ、倍す法華経の妙は顕著なるなり。依て舎利の妙徳を仰くの大事なるを懐ひて一言せんのみ。余病褥にありて筆自由ならず、推読の幸を得は欽喜せんのみ。本年四月廿八日認む。

●仏舎利奉迎使の消息〔明治33年6月28日　第七四五号〕

奉迎正使大谷光演師を始め一行は、去る十二日を以て暹羅国盤谷府に安着せられ、十四日国王陛下に拝謁し、同く十五日を以て御遺形分授の式を終り、十九日盤谷府解纜の便船にて帰朝の途に着かるゝ旨、奉迎事務所へ電報ありし由なれば、七月十二三日頃には帰朝せらるべしと、曽て本紙の報ぜるが如く。當府は奉迎使一行帰途印度へ廻航し、釈尊成道の霊跡をも巡拝し、八九月頃の予定なりしが、昨今清国の動乱等種々の障碍もあり、且印度はペスト流行し居れば、一と先帰朝する方然るべしとの事に決し、直に帰朝の電報ありしなりといふされば、奉迎事務所にてはこれが奉迎準備に大変動を生じ、去る二十一日入電以来委員諸師は事務所に詰切り協議を凝らし、俄に職員を増加し夜を日についで準備に忙はしと。

●暹羅皇太子の来朝と本門寺〔明治35年12月15日　第八三五号〕

明十六日同皇太子殿下の御来朝につき、本門の教主釈尊を安置せる大本山本門寺にては末寺檀信徒をして歓迎旗押立大森駅に歓迎し、猶可成御来山を請ひ、大皇釈尊の尊像を拝せしめ結縁なし奉らんとて、夫々準備中なり。

仏骨を餅につくは兎に角〔明治35年12月29日　第八三六号〕

なまの法主を餅につく本願寺の紛々も　コネドリ加減宜しく候か、漸く下火と相成候様子。買収されたるか新聞には出されど、東京にある両本願寺大学の紛擾は油々敷騒ぎに候。

●暹羅皇太子殿下へ御遺文献上〔明治35年12月29日　第八三六号〕

殿下が去十六日午後入京相成るや、各宗は新橋へ奉迎し、本宗よりは管長代理として久保田日亀大僧正を始め、脇田星下貫首、遠藤宗務監督、花房教務課長は停車場プラツトホームまで迎へ奉り、池上本門寺、荏原郡寺院、第一区中小檀林師徒一同、郡内信徒数百名は各奉迎旗（長さ三丈余）を樹て、大森停車場にて奉迎せり。前輯に報せし如く、本門寺にては殿下の来山を仰き奉る筈なりしも、其意を果す能はさるを以て、高祖遺文録へ優美なる錦襴表装を施し、其筋の手を経て殿下に献上したり。

仏骨奉置所覚王山日暹寺同盟住職ニ就テ〔明治37年2月1日 第八七六号〕

大石養淳

仏骨奉置所たる覚王山日暹寺は、各宗派毎一ケ年の交番住職する盟約成りしとは吾人既に耳にする所なり。然れとも當時以為曩の眠れる本宗なれば、知らざるも今や教権拡張宗風日新の本宗にて、且つ當時の玉座に在ます前管長猊下にして、必ずや是れが同盟に加はり玉ふ謂はれ有るべからずと。然るに今にして同山住職輪番表を見るに、明かに本宗の同盟しつゝあるを知り、大に喫驚す。則ち其順次、左の如しと云ふ。

一天台座主〇二天台宗寺門派〇三真盛派〇四真言宗長者浄土宗西山派〇五臨済宗妙心寺派〇六同建長寺派〇七同円覚寺派〇八曹洞宗〇九真宗大谷派〇十同高田派〇十一興正寺派〇十二同仏光寺派〇十三同出雲路派〇十四同誠照寺派〇十五同三門派〇十六同山元派〇十七日蓮宗〇十八時宗〇十九融通念仏宗〇二十法相宗〇二十一華厳派〇廿二真言律宗以上

是其立教開示の順序に依りて、如斯定めたりと。嗚呼、此表を見る真の本宗徒たるもの、夫れ如何の感慨ある。仮令ひ各宗交際は免れざるものとせんも、幵は事情に依てのみ一々各宗と伍を同ふすべけんや。況んや是等の大事に當りてをや。抑も仏骨奉迎の當時より種々議論ありし本宗にして、今や此等交番住職に同盟するの理由あらんや。吾人は彼の立教開宗の順序に依りて、本宗が殆ど末番に位するを以て嫌ふて、是を歎く者に非るなり。仮令ひ開宗の順次に由らずして、本宗管長を劈頭第一に住職せしむるも決して喜ばざるのみならず、歎て以て惜かざるなり。由来本宗は宗齢若く寺院少なきも、一切各宗の上に出でん事を期しつゝある而已ならず、一天四海還皆帰妙の精神は、苟も宗徒たる者の脳髄に少なくも宿らざるなく、万事の態度必ず是を表しつゝあり。故に宗徒の三才童と雖も、自から此気風を存し、各宗の人を蔑視すること糞土の如し。聞く古は同座無間の強義すら有りと。猶且つ久遠親師の伝等を読む者、争てか宗的精神を味はざるものあらんや。然れども、物換り星移りし現今の時勢に於て、一々古代の如く行つて出づる能はざるは勿論にして、各宗に対する世間的交際、又無くして可なるを得ず。吾人元より、偏頗る理想を以て斯く言ふ者に非ず。又各宗交際を世間的不得止を以ての故に、吾人又是を忌まざる也。宗務院費に、各宗交際費なる者あるを知らざるにもあらざるなり。併ら其交際たるや、是れ世間的交際にして法門上、教義上、法要上の交際にあらざるや論なし。覚王山同盟住職の如きは、敢て世間的交際にあらざる也。仮令ひ此一事同盟せずとも、其他の交際に悖らずんば毫も支牾無き也。然れども吾人は仏骨に軽想を抱く者に非ず。仏祖の真骨素より是を拝するだも難し。況や求て吾国の宝と為すに於てをや。故に吾人は本邦仏教の為め、斯真骨を迎へ得たるを喜びしと共に、覚王山建築をも忌みしに非る也。由来本宗は、久遠実成の釈尊を立つ。其釈尊も即はち彼の八十入滅の仏身を離れて、別に無きを以て彼の仏身の真骨なりと聞き、而も其奉置所と聞く元より、敬して喜ばざるに

非る也。然れども各宗の輪番と聞くに至ては、毫も服する能はず。却て笑止千万、言ふ所を知らざる也。嗚呼、権実雑乱糞噌一味の不浄処には、仏陀決して在まさゞる也。明かに仏自住大乗と宣言し玉へる仏陀をして、各宗交番の所に置く何ぞ児戯にも劣るに非ずや。其斯く宣言し玉ひし梵音は、何れより出しか。同じく此奉置せる乃ち、昔し生身中に在ませし真骨を痛めて揚言したまへるに非ずや。予は今左に立證を挙げ、以て本宗の斯る雑乱的仏骨奉置所に与かるを要せざる旨、及此大事に於て各宗交際の為なりとて輪番住職に同盟する等は、多大の謗法なりとの旨を明かにせん。

身延山御抄（録内十八）誠に身延山之栖は、ちはやふる神もめぐみを垂れ天下りまします無心しつの男しづの妻までも心を留むへし。哀を催す秋の暮には、草の菴に露深く、檐にすだくさゝかにの糸玉を連き、峯の紅葉いつしか色染め、たえたえに伝ふ懸桶の水へ影を移せば名にしおふ、竜田河の水上もかくやと。疑れ又後ろには峨々たる深山そびえて、梢に一乗の菓を結び、下枝に鳴く蝉の音滋く前には、湯々たる流水湛へて、実相真如の月浮び、無明深重の闇晴て、法性の空に曇もなし。かゝる砌なれば、菴の内には、昼は終日に一乗妙典の御法を論談し、夜は竟夜要文誦持の声のみす。伝聞く釈尊の住給けん鷲峯山を、我朝此砌に移し置ぬ。（下略）

日興上人の上野公を使者として波木井殿へ送りし書には、一閻浮提之内に日本国日本国之内甲斐国甲斐之内に波木井郷は、久遠実成の釈迦如来の金剛宝座也。天魔波旬も不可悩とす、上行菩薩日蓮上人の御霊窟怨霊悪霊もなだむべし。天照大神之御子孫之中、一切皆念仏を申して背くは不孝也。適入道一人法華経を如説に信じ進せて候はいかでか。孝養の御子孫に不候らん法華経此所より、弘らせ給べき源也。（以下略）

師、弟御真跡如斯。此他此意味に於ける者、枚挙に遑有らざる也。

夫れ本宗の総本山身延は、久遠実成三徳有縁此土教主釈迦牟尼仏の棲神法窟也。全世界無比の奉置所也。相性体の三、法報応の本有三身を具し玉へる、釈尊の在ます霊地なり。何ぞ一片の真骨を問ふの愚を欲すべけんや。然れとも覚王山の真骨若一たび身延の霊地に転置せば、是真の仏骨にして無価の宝珠も是に替ゆる事能はず。一片の骨忽ち三十二相八十種好の本形仏と転ずる事、何ぞ疑ふべけんや。然らずして権実雑乱の覚王殿内に置かるゝ仏骨は、些の仏骨たるの価直を有せず。却て遂に魔骨と化し、覚王殿又忽ち変じて伏魔殿たるべきや論なし故を以て、是が同盟を約せし本宗の今より十有八年に迨び一ケ年間住職せる當時の管長猊下は、実に謗法の罪人たるを免れざる也。加之現今是に同盟しつゝある本宗は、既に宗祖の本意を枉げ仏祖の真意に背き、且つ法華経の本性に違ひつゝあるを以て、謗法の渦中を免がれんとして能はざる也。依て望む、今や挙宗の輿望を以て新任し玉へる現管長猊下　高椅に着かせ玉ふて、未だ数日ならざるを以て、則ち此新機を幸とし、茲に英断を振はせ玉い、潔よく此汚穢極まる謗法同

盟を解き、宗藐を一洗し玉わんことを。

或人曰く、覚王山日暹寺とは少しく本宗に由縁のある名義なりと何ぞや斯言、蓋し日暹寺とは日本と暹羅の両国名の一字を取りしや、言を俟たざる也。若是を以て本宗に由縁ありとするは、所謂まぐれあたりを喜ぶ者也。愚者と言はずして何ぞや。

金子白夢牧師の禅思想

菅原研州

一、はじめに

本論考は、自身プロテスタントの牧師でありながら、禅思想も学び、複数の著書を残した金子白夢牧師（一八七三～一九五〇）について、研究するものである。[1]

本論では特に、金子師の『無門関の新研究』（青年通信社・一九四三年）を中心に、その禅思想の解明を行うものである。

二、『無門関の新研究』解題

金子師は『無門関』[2]関連の著作を二度上梓している。

一つは、一九二七年（昭和二）に刊行された『無門関の研究（前篇）』（以下、『研究』と略記）で、本書は新生堂「東洋思想研究叢書」の第三篇と位置付けられている。そして、全四八則の本則を評唱・詠頌している『無門関』の前半二〇則を収録するのみである。

二つは、前書から一六年後の一九四三年に刊行された『無門関の新研究（以下、『新研究』と略記）』（青年通信社）であり、本書では全四八則分の解説を収録した。

両書で重複する前半二〇則分について、有意味的な違いは認められないため、『研究』に対して後半部分を付加し、『新研究』を刊行したということになろう。

『研究』の「序文」から、本書成立の材料となったのは、大正一五年（一九二六）に、中京地方の「新生会同人――哲学研究の目的を以て組織された有志の精神的集団」[3]のために行われた講話であることが分かる。ただし、それが前半二〇則のみであったのか、四八則全てに対してであったのかは分からないけれども、『新研究』では「大正十五年」の下りが削除されているため、大正一五年の段階では前半のみだったと推定される。

そこで、本論では『新研究』を中心に検討するが、本書の目次は以下の通りである。

序文
前篇
緒論
無門関の自序
第一、趙州狗子＝絶対無の問題
第二、百丈野狐＝即実在の風流味
……〈中略〉
第二〇、大力量人＝創造的無の流れ（※『研究』はここまで）

後篇
第二一、雲門屎橛＝実在の活動
第二二、迦葉刹竿＝現実の大用
……〈中略〉
第四八、乾峯一路＝涅槃への一路
附録
第一、圓悟の宗教観
第二、此一関を超えて
第三、人と人、機と機
第四、宗教的感想の諸相

注視すべきは、各則の下にある言葉である。これは、金子師による各則への「著語」であり、基本はその語に従って各則が解釈されるため、各則読解の傾向を知ることが出来る。なお、この「著語」には、当時の思潮の影響が多分に見えるけれども、その一部については後述する。

三、本書執筆の態度

金子師の執筆態度は、『新研究』「序文」冒頭の一節に明らかである。

生命に活くる道。そこに我々の生活があらねばならぬ。我々は生活を価値あらしむべく真の我々の踏むべき道を見出さねばならぬ。(4)

師は、自らの生活が宗教的に価値のある、「真の踏むべき道」を歩まねばならないと考えているが、それは最初期の著作である『体験の宗教』（一九二二年）以来、常に同様であって、師の宗教的理想であるといって良い。具体的には以下の通りである。

私は長い間さうした道を求めて来た。私の長い宗教生活の歩みは、西に東に其の道をさがし歩いた。欧洲の中世紀に於ける聖者の歩んだ道、古印度の聖者の歩んだ道、ヘブルの古聖の歩んだ道、それらは凡て私の魂に慈光滴る尊いものを与へてくれた。私は永へに彼等古聖に対して感謝の讃歌を捧げやうとして居る。(5)

このように、師は洋の東西を問わずに自らの魂に慈光を与えた聖者が歩んだ道を讃歎している。師にとって宗教書の研究は同時に、聖者の探求でもあった。本来はキリスト者であったはずの師が、何故東洋思想の中にも聖者を見出し得たかは、本書読解の上で鍵となるものといえる。

併しながらそれと共に私の宗教生活の過去の辿りに於て我を育て、私を導き、私を教へ、私の魂を深い体験の境地に携へてくれたものは支那に於ける幽玄な宗教上の神秘道を歩んだ純粋な東洋意識に生きた一群の聖者達の力であつた。私はそれを謂ふ所の禅の流れを汲む一団の宗教人の人々のなかに見出した。今茲に私が世に送り出さうとして居る『無門関』の如きがその一つである。(6)

これは、師における『無門関』への讃辞であるといえよう。師は『無門関』に収録された各則に登場する禅者を、「一群の聖

者」であるとするが、その理由としては、師個人がこの『無門関』を通して自らの宗教生活を深い体験の境地をもって送ることを可能にしたためであるという。また、師には、その時代らしいというべきだが、過度な物質偏重の文明に対し、否定的な態度が見える。そして、禅宗は別に「仏心宗」ともいうが、その禅宗が持つ精神性を尊重しながら、物質文明の濁流に押し流される当時の人々に対し、本書に親しむことで、各自が持つ魂を浄化させるべきだと考えたのである。

ただし、精神性を尊重する禅宗であったとしても、その内面性のみで完結することはなく、同時的に日々の生活へも宗教的精神を展開していくため、『新研究』読解時には師が説く「宗教生活」にも重大な関心を払わねばならないといえる。

それから、師はキリスト教（プロテスタント）の立場から、一方的に仏教・禅などを批判することはない。

私の解釈は敢て古人の旧套を踏まなかつた。我々は最早斯うした古典研究を旧式的なやり方から解放せねばならぬ。(7)

この立場は既に『体験の宗教』にて打ち立てられたもので、師は、自らの宗教思想の立場については、特定の宗教・宗派に依拠すべきではないと考えている。その理由はまた、次項を含めて考察する。

四、本書に影響を与えた研究者等について

本書執筆に当たって、金子師は以下の謝辞を呈している。

此の書の作成に関して私の平素最も私淑し敬意を表して居る紀平正美博士、西晋一郎博士、西田幾多郎博士の三先生に思想上に負ふ所の多かつた事を茲に改めて感謝の意を表して置きたい。(8)

なお、右は『研究』でも同文となっている。また、『研究』には、「謹んで此の一小冊子を文学博士　西田幾多郎先生に捧ぐ」という一文も見えるため、西田幾多郎博士（一八七〇～一九四五）の影響は甚大である。実際に、「第一、趙州狗子＝絶対無の問題」に象徴的だが、西田博士が用いた語彙を「著語」に用い、他にも「矛盾」「絶対」なども見え、またその著作を本文に多数引用している。

西晋一郎博士（一八七三～一九四三）は倫理学者である。本文中に引用文を見ることが出来る。

また、紀平正美博士（一八七四～一九四九）については、師の『体験の研究』「序」を執筆している関係からも明らかなように、多くの示唆を受けている。また、紀平『無門関解釈（以下、『解釈』と略記）』（岩波書店、大正七年）は、『新研究』「緒言」における「禅と言語」の問題を始め、随処にその引用・影響が見られ、『新研究』は思想的に『解釈』の祖述であるともいえる。

それから、当然に禅籍を読むわけであるから、禅僧からの影響についても注意すべきだが、同年代の禅僧からの影響は見ることが出来ず、むしろ「不立文字」の扱いをめぐっては批判的でもある。

世の禅者が単なる「不立文字」に拘泥して文字の奥に無文字の真実在が輝いて居ることを知らず、言々句々これ光明なることを知らないのは実に悲しむべきである。(9)

ここから、本書が従来の禅宗が保持した見解に依拠しないで書かれた理由が分かる。つまり、禅僧は確かに「不立文字」とはいうが、それを表層的（或いは硬直的）に理解し、真の意義を持っていないことへの批判があったのである。そして、理想的な禅僧として金子師がイメージしているのは、同時代の禅者(10)ではなく、道元禅師を始めとする古来の聖者であった。

由来禅宗に於ては一切の概念的思想を押し去つて不立文字と云つて居る。「不立文字」と云ひながら文字を立して居る所、そこには不立文字に囚へられざる自由無碍の境地が既に現はれて居る。深く味つて見ると不立文字とは云ひながら言端語端其の侭が不立文字の姿と云はねばならない。これ道元が奇しくも「言語道断トハ一切ノ言語是レナリ」と云はれた所以であらう。そこには何等のこだはりのない、立不立に囚へられない境地がある。(11)

既に、『体験の宗教』以来、道元禅師の著作についての言及を続けている師は、「不立文字」の意義について、『正法眼蔵』「安居」巻から引用して自らの立場を強調している。

「安居」巻では、釈尊による「摩竭掩室」(12)について、真理は無言・無心によって至るべきで、真理に対する言語的な表現は方便に過ぎず、掩室によって無言説（つまりは言語道断）を貫こうとしたことが、釈尊の真意であると解釈する一群がいたとされる。確かに、世間で用いられる「言語道断」とは「言葉に言い表せない」ことを意味するが、右引用文に見えるように道元禅師は「一切の言語」をもって「言語道断」とした。そこには道元禅師なりの言語観があって、仏法の真実を至理（無言説）と方便（言説）とに分けることを、分別として批判したため、自ずと言語を否定する見解には立たなかったのである。そして金子師は、道元禅師が禅宗の祖師でありながら、言語を否定しない態度を受容した。

なお、師の言語を巡る問題は、別の機会に詳しく検討したいとは思っているが、本書に見える言語観については、以下に簡単に考察したい。

五、本書における言語観

『無門関』は冒頭、著者である無門自身の序において、言語に関する重大な関門があることで知られている。

仏語心を宗と為し、無門を法門と為す。既に是れ無門、且く作麼生か透らん。豈に道うことを見ずや、「門従り入る者は、是れ家珍にあらず。縁従り得る者は、始終成壊す」と。恁麼の説話、大いに無風に浪を起こし、好肉に瘡を剜るに似たり。何に況んや言句に滞り、解会を覓むるをや。棒を掉ちて月を打ち、靴を隔てて痒りを爬くも、甚の交渉か有らん。(13)

無門の見解には言語に対する否定が見られ、同時に知的な解会による真実の把握をも否定している。しかし、無門自身は四八則

の公案を採り上げ、それに自らの言葉を付けたのである。一見すると矛盾する行いであるが、金子師はここに禅宗の言語観の要諦があると指摘している。

（引用者註・紀平正美）博士の説に従へば「仏とは働きの当体を言ひ、語とは其の外的表現であり、心とは其等を摂入する所の主観の働きを言ふのである」。斯うした解釈によるとここに「仏語心」と云ふ「語」が「働き自らの外的表現」を意味するところのものであつて外的表現によつてのみ働き自らが客観的実現性を有つて来る訳である。(14)

師は紀平の見解に依拠しながら、『無門関』「序」冒頭に見える「仏語心」に着目する。これは、禅籍では広く『楞伽経』の言葉として引用されるが、実際には馬祖道一（七〇九～七八九）の言葉とされる。(15)なお、紀平は『解釈』において、もし禅宗が「仏心」というだけに留まれば、主観的唯心論に、引いては独我論に陥るとするが、ここで「語」の一字を得たことにより、その問題を免れたと評価する。そして紀平は、『無門関』「第二〇則・大力量人」の解釈において禅における言語観を詳細に検討しているけれども、言語の役割について、活きた言語は相手の全精神の活動を喚起しつつ、一個人に留まらず全人類の歴史全体にまで関係しうるという。(16)つまり、仏がただ働きに留まらず、世界に影響を与えるように「語」が機能するとされる。よって、禅宗の標語たる不立文字は、単純な言語否定とは採られなくなる。

禅者が不立文字と云ふのは実在自体の外的表現が単なる文字の表現を以ては如実にそれを言表することが不可能だと云ふことだけであつて、実在活動の外的表現其のことを否定したのではないのだ。世の所謂禅者が不立文字に囚へられて了つて文字を立することを以て禅の本質に矛盾することの如く思ふはそれこそ自家矛盾と云はねばならない。不立文字とは一一の文字のことを云ふのだ。否定のなかに肯定を見ない所に何処に禅機の溌溂さがあらう。文字を否定し更に不立文字をも否定し尽くしてこそ不立文字の真の精神が生きて来るのではないか。(17)

結果として、金子師は不立文字の位置付けを右のように述べ、実在（仏、或いは真理）の外的表現が文字の表現のみでは行えないということを、不立文字というべきであって、転じて、一方的に文字のみを否定することは禅において「自家矛盾」であるという。そして、不立文字を「一一の文字」だとしていることに鑑みれば、本書における言語観には、道元禅師の「言語道断」の解釈や、『正法眼蔵』「仏教」「仏経」両巻の影響なども見ることが出来る。その結果、禅籍について講義することを可能にする「道」を、著者自らが拓いていく様子が分かる。(18)

六、「宗教生活」について

金子師は日々の生活をただ漫然と行うのではなく、宗教的に価値の高い生活を求めている。その観点から『無門関』全四八則を検討すると、「七　趙州洗鉢」が注目される。

「七　趙州洗鉢」について師は、「現実裡の具体相」と著語している。本則の内容は左記の通りである（現在の一般的な訓読法とは異なるが、金子師の読み方を挙げる）。

趙州洗鉢

趙州、因に僧問ふ『某甲、乍入叢林、乞ふ師指示せよ。』州云く『喫粥了也未だしや。』僧云く『喫粥了也。』州云く『鉢盂を洗ひ去れ。』其の僧省あり。

〔無門曰く〕『趙州口を開いて胆を見る。心肝を露出す。者の僧、事を聞いて真ならずんば、鐘を喚んで甕（もたひ）と作す。』

〔頌に曰く〕『只分明に極むるがために、翻つて所得をして遅からしむ。
早く知る灯はこれ火なることを、飯熟することを已に多時。[19]』

本則については、いわゆる叢林修行の基本を問答しているといえる。しかも、食事と、食事に用いた食器を洗ったかどうかを主題にしているため、いわば坐禅や読経といった特殊的な禅林修行ではなくて、まさしく日常の生活の延長上にある問答であることに注目したい。

この一則に対する金子師の註釈態度は以下の通りである。

宗教の極致は決して日常生活を離れたものではない。何か深遠な真理でなければ宗教でない。哲学や経典の六ヶしいものを読まねば宗教は解らないと思ふて居るのが間違ひ。宗教は日毎夜毎の平凡な生活の中にあるのだ。「平常心是道」と云つたやうに日常生活を離れて道はない。[20]

宗教の極致の置き方は様々である。それこそ、仏説にせよ『聖書』にせよ、ブッダや預言者が行う「奇跡」などに、極致を見る場合もあるだろう。だが、金子師は日常生活にこそ極致を見出した。そして、自らの見解の傍証に「平常心是道」という禅語を用いている。この語は、先に挙げた馬祖道一の言葉であるともされ、直訳すれば、日常的な心のあり方がそのまま仏の道であることをいう。しかし、この「平常心」についても、その置き所は難解で、ここに禅者各自の修証観が問われるものでもある。

一体私共は此の我々に与へられた日常生活と云ふものは平凡な浅薄な誠につまらぬ日暮らしのやうに思ふて居るがそれが抑もの誤りだと思ふ。実はこれ程深いものはないのだ。「此の生」。それは神が我々に与へ給ふた無上の賜だ。「時」の流れ。そこに我々は生命の具体相を実現せねばならない。飯を喫する、茶を飲む、仕事をする、人と語る。さうした平凡事は神への礼讃であり、自己生命の表現だ。そこに光がなくてどうしやう。その外に別に道があるのではない。[21]

まず、金子師は自らの生命を「此の生」として絶対的に肯定し、それを神に与えられた無上の賜であるとしている。そして、この生に伴っている「時」に、生命の具体相を実現するわけだが、それが飯を喫し、茶を飲み、仕事（作務）を行うといった平凡事であるとする。一方でこの平凡事こそが神への礼讃であると

し、宗教的真理・実在から照らされる「光」を見ていくのである。この「光」は、日常生活に宗教的価値を見出したものだが、これが無条件で可能であるとすることは出来ない。もし、無条件で可能であるとすれば、このような問答を特殊的に取り扱うことすら無用となるためである。日常を離れず平凡でありながら、しかし、宗教的価値を見出していくのである。

然るに我々の生活はさうした光を隠くし、生命を浪費して、真の純聖な生活に生き得ない。そこにあやまちがある。今趙州の此の僧に対した叮嚀親切の導きは斯うした平凡道の真理を我々に教へて居る。価値の必然的実現がそこにある。純真の自由さがそこに流れて居る。(22)

金子師が、我々の生活に光を隠すのは、どのような状態を想定しているのだろうか。殊に師は、日々の生活を空虚に生きることが問題であるとしている。では、充実していれば良いのかというと、そもそも空虚・充実という区分自体に問題があるようにも思われる。何故ならば、それらは我々の生活の中で日常的に揺れ動くためである。また、「純真の自由さ」にも着目せねばなるまい。この場合の自由とは、あらゆる障害の無い状態であり、本来の日常では感じ得ない心境である。だが、宗教的価値が我々の生活に現れる時に自由があるということがいえよう。この詳細は本則のみでは論じきれないため、次項でも重ねて見ていくこととしたい。そして、本則末尾の語を見てみたい。

平々坦々まるで春の野を行く感じのするよい則だ。意味深長と云はずして意味深長だ。「飯を食ふ水を飲む」それ丈けのことだがそこに言ふに言はれぬ味がある。これこそ全く生きた公案。之に比べると禅宗幾百乃至幾千の公案も凡て閑葛藤に過ぎない。閑文字に過ぎない。提唱とか何とか云つて六ヶしいことをしやべる老師とか云ふ高い所にあがつて物を言ふ人間もちと慚死すべきである。人間の生きた道は生きた生活の外にはないのである。(23)

ここでは純真な自由が、「平々坦々まるで春の野を行く感じ」と言い換えられている。そして、否定されたのは、禅師家による提唱などである。難解なことを考えず、生きた生活を行うことに宗教的価値を見出しているといえよう。

師はこのように、この一則を全公案の中で最も価値の高いものだと評価する。なお、紀平『解釈』では、本則を極めて簡単なものであるとし、重視しない。これは、自ら哲学者・思想家を自認し、その思想的価値に重きを置く紀平と、宗教生活の価値に重きを置く金子師との立場の相違といえる。

七、「宗教上の神秘道」について

さて、「宗教生活」を評価する金子師は、宗教的な生活が日常の行為の中にあることを指摘している。その上で見ていきたいのが、『無門関』「十九　平常是道」である。師は本則に「超認識境」と著語している。

平常是道

南泉、因に趙州問ふ『如何なるか是れ道。』泉云く『平常心是れ道。』州曰く『還つて趣向すべきや否や。』泉云く『向はんと擬すれば即ち乖く。』州云く『擬せずんば争か是れ道なることを知らん。』泉云く『道は知にも属せず、不知にも属せず。知は是れ忘（岩波文庫本は「妄」、紀平『解釈』は「忘」）覚。不知は是れ無記。若し真に不擬の道に達せば、猶ほ太虚の廓然として洞豁なるが如し。豈に強いて是非すべけんや。』州、言下に頓悟す。

〔無門曰く〕『南泉、趙州に発問せられて直に得たり瓦解氷消。分疎不下なることを。趙州、饒ひ悟り去るも更に参ずること三十年にして始めて得ん。』

〔頌に曰く〕『春に百花あり秋に月あり。夏に涼風あり冬に雪あり。
若し閑事の心頭に挂くる無くんば便ち是れ人間の好時節[24]。』

既に、前項において、「平常心是道」の語が金子師自身によって用いられていることを見ているけれども、その語自体を参究するのが本則である。本則の著語は、「超認識境」であるが、本則の「平常心是道」については、金子師自身が「平素の心が其の儘道だがな[25]」と訳される通り、我々自身の日常的な心のあり方が、そのまま道（真理）であることをいう。

しかし、その表現は容易ではない。既に、本則中にも「向はんと擬すれば即ち乖く」とあって、修行を含め、真理の表現を積極的に行おうとする営み自体を否定し、また、「道は知にも属せず、不知にも属せず」ともあって、知性に基づく積極的理解も否定されている。そして、金子師は次のように評する。

由来絶対それ自らの姿は無とも有とも言ひ得ない所のもの、神は一切であると共に一切で無い所のもの、道それ自らも矢張りそれだ。「向はんと擬する」その刹那其の真相を喪つて了ふものだ[26]。

ここで慎重に見ていかねばならないのは、いわゆる禅宗的な否定の言説について、金子師はそれを神を表現するものとも考えている。そして、禅が本来的に否定の言説で表現しようとした当の「道」と「神」について、『無門関』の「第四五、他是阿誰＝「他」としての絶対者」では、本則の「釈迦弥勒猶ほ是れ他の奴なり[27]」に注目して、この「他」を「我ならぬ我、絶対者それ自らの姿、「父」としての神がその姿を他の相として自現したものではあるまいか[28]」とあり、活動態としてある神の一様相として捉えていると思われる。つまり、「仏語心」という三位の構造を用いれば、心（主観）は我ならぬ我であり、仏は父としての神がはたらきとしてあることを指し、語はこの場合、釈迦・弥勒というはたらきたる神の自現として解釈出来よう。このように、「仏語心」という三位は、その文脈によって様々に展開可能なものである。

さて、「平常心是道」については、本則末尾の語からも考えて見たい。

春夏秋冬、四季折り折りの其の儘が人間の本郷であり、道それ自らの具体的な実現だ。「道は近きにあり」で我々の現実生活それ自らの其の儘のなかに円かに現はれて居るのだ。それこそ「平常心是道」であり「日日これ好日」と云はねばならない[29]。

我々の現実が、道から見ればそれ自らの具体的な実現であるという。よって、平常心がそのまま道であるという意義が成立するという。また、「日日是好日」は、無門の頌古の結句に対しての言葉であるが、雲門宗の開祖・雲門文偃（八六四～九四九）の言葉を用いており、毎日が幸せだという意味である。

これらから理解出来ることは、金子師が否定したのは分別だということである。一切の分別的思考を否定し、日常に徹して、そこに仏法（或いは神）のはたらきのままに生きることが、日常生活に宗教的価値を置くという師の理想の極致であると結論付けられる。また、師においては、本書を始め禅籍に対して行った解説・註釈は、「仏語心」の「語」の位置付けとして、宗教的価値を持つ日常を活写するために存在しているといえる。

八、結論

金子師は、自らの神秘主義への関心を元に、東西の思想を研究した人である。特に東洋思想については、禅僧が持つ神秘性に着目して、研究を進めている。本論では師の『無門関』解説の中から、禅思想として注目されると思われる「宗教生活」と「宗教上の神秘道」について考察した。

両方ともに共通していえることは、師は神秘（或いは、悟り・真理）を遠くに置くことなく、自らの人生に表現出来るものであると考えている。その点で、悟り（真理）を特殊化することがなかった馬祖下の禅風に共鳴したのは、当然であるといえる。

ただし、師は『無門関』の研究以前から道元禅師への研究を進めていることもあり、悟り（真理）の特殊化への否定は徹底されつつも、日々の生活の中に、宗教的価値の表現がなされることを求めてはおり、具体的には分別の否定として現れる。

また、特殊な修行（坐禅や読経）については、全般的に否定されている。よって、「宗教生活」項で取り上げたように、「趙州洗鉢」話を評価し得たのは、「食事」と「洗鉢（食器を洗うこと）」という禅僧が日常の生活自体を真っ正面から採り上げていることが、金子師自身の立場にも大いに共鳴した結果であったといえる。

なお、本論ではあくまでも金子師の著作に従って、師の見解を探るに留めているけれども、この時代、日本のキリスト教では、東西両洋の思想や宗教の交流が盛んに論じられたことが知られている[30]。その中での師の位置付けなどは、また機会を改めて考察したい。

注

（1）金子白夢牧師への先行研究や伝記の一部については、拙論「金子白夢牧師『體験の宗教』に見える道元禅師観」（『愛知学院大学教養部紀要』第六三巻第一号、二〇一五年九月）及び「衛藤即応博士と金子白夢牧師」（『宗学研究紀要』第二八・二九合併号、二〇一六年三月）を参照願いたい。なお、伝記については未解明の部分も多いため、今後更なる研究を行う必要を感じている。また、金子師と禅宗については、以下の見解が知られている。

先生は東洋哲学を深く研究しておられ、禅宗もよく研究しておられましたので、そうした禅語がよく説教に出ました。先生の話しは、論理的に進められるより、直観的に進められる場合も多いと思いました。先生は思想家であり、宗教家であるとともに、詩人でもあられたと私は思いました。

『百年のあゆみ』「岡井弘氏の感想」二四頁

※岡井氏は日本陶器（現・ノリタケ）の役員であり、アララギ派の歌人でもあった。

（2）『無門関』とは、中国宋代に編集された禅宗の公案集である。南宋時代の臨済宗・無門慧開（一一八三～一二六〇）が、古今の禅者が行った問答から四八則を選び、自ら簡単な示衆を付し、頌古を詠んだものである。日本には、由良興国寺開山で、無門の法嗣である心地覚心（臨済宗法灯派・一二〇七～一二九八）がもたらしたとされ、それ以降急激に流行したという。なお、日本では『碧巌録』と並んで、中世から近世・近代にかけて、臨済宗・曹洞宗問わずに広く学ばれた。また、金子師は永年『無門関』を座右の書としていたことが知られる。

（3）「新生会」について、以下の指摘がある。

一方東大の吉野作造博士を中心とする新人会の文化啓蒙活動は、地方各地にも波及し、当市に於ても文化運動の機運が盛り上りを見せていた。〈中略〉

この時に当り金子白夢は、小林橘川、与良松三郎、長野浪山、成瀬賢秀等の同志と計って、講座を中央食堂の階上に設け、毎水曜日の定例日とし、哲学、宗教、文芸について自ら講述した。講義終了後は、活発な質問応答の形式で終始した。

教育界に於ても当時八大教育思潮が花やかに提唱されており、新教育運動の機運が動き始めたこの頃若き教育者の中には、中央食堂の文化講座に出席して金子先生の指導を受けたものが中心となって、先生を専任の講師と仰いで、教育者を中心とする研究会を毎週木曜日の夜開くこととなり、先生の快諾を得た。新生会と名づけられた。

『百年のあゆみ』二〇頁

※吉野作造　東京帝国大学で教鞭を執り、大正デモクラシーの立役者として知られる思想家、政治学者。生没年は一八七八～一九三三年。

※新人会　吉野の民本主義の影響を受け、東京帝国大学の学生が設立した学生運動団体。一九一八年（大正七）一二月に結成、一九二九年（昭和四）に解散。

※八大教育思潮「八大教育主張」ともいい、一九二一年（大正一〇）八月に東京高等師範学校（現・筑波大学）において大日本学術協会が主催した講演会で、小原国芳など八人によって主張された教育思想のこと。

（4）『新研究』「序文」一頁。

（5）『新研究』「序文」一頁。

（6）『新研究』「序文」一～二頁。

（7）『新研究』「序文」二頁。
（8）『新研究』「序文」二頁。
（9）『新研究』「緒論」五～六頁。
（10）金子師は南天棒こと鄧州全忠師（臨済宗妙心寺派・一八三九～一九二五年）に参じようとしたものの、「ヤソ禅」などとあしらわれる様子が、同師の語録に伝わる（『禅に生きる傑僧　南天棒』二〇五～二〇七頁）。それに対する金子師の言動等は知られないが、同時代の禅者が実践的・教理的に硬直化していることを批判することに、その応答の一端を垣間見ることが出来る。
（11）『新研究』「緒論」五頁。
（12）「摩竭掩室」とは、マガダ（摩竭）国内のブッダガヤで成道した釈尊が、その後二一日間、自らの居室を閉じて無言のままでいたことを指す。ここから、釈尊の得た真理はその原初状態において言語表現されるべきではないという解釈があった。「摩竭掩室」については僧肇『肇論』「開宗第一」（T45・145b）に採り上げられ、その後広く中国成立の論書・語録等に引用された。また、「言語道断」と組み合わせて論じるのは永明延寿『宗鏡録』巻九四「引証章第三」（T48・927c）であるが、道元禅師が『宗鏡録』を批判対象としているかは、現段階では不明。
（13）『無門関』序（T48・292b）。訓読は菅原。
（14）『新研究』一三頁。
（15）「仏語心為宗」の語に関する系譜的研究は、柳幹康『永明延寿と『宗鏡録』の研究』（法蔵館・二〇一五年）の「第二章　四　延寿の論拠」（一一〇～一一七頁）を参照した。また、金子師は仏語心を文字通りの三態とする一方で、紀平の『解釈』における指摘を受けて、この三つを不可分なる三位一体として見ている。金子師における三位一体という神学的用語の解釈は難解で、門外漢たる筆者の力量では如何とも評することが出来ない。
（16）『解釈』二三一～二三三頁参照。
（17）『新研究』一三頁。
（18）当時、禅籍について禅僧以外の者が云々することは、まだ難しい状況であり、関連書籍にはほぼ必ずといって良いほどに、各著者が禅や禅籍について言葉を発することが、如何に可能になるかが論じられるものであった。
（19）『新研究』五九～六〇頁。なお、本則の登場人物は趙州従諗（七七八～八九七）であり、南嶽下の南泉普願の法嗣である。本則以外にも、「平常心是道」や「狗子仏性話」などの多くの禅語や問答を残し、公案として学ばれている。
（20）『新研究』六一頁。
（21）『新研究』六二頁。
（22）『新研究』六二頁。
（23）『新研究』六三頁。
（24）『新研究』一二二頁。本則の登場人物は先に挙げた趙州と、その本師・南泉普願（七四八～八三四）である。南泉は、南嶽下の馬祖道一の法嗣である。
（25）『新研究』一二三頁。
（26）『新研究』一二四頁。
（27）『新研究』二八〇頁。
（28）『新研究』二八二頁。
（29）『新研究』一二七頁。
（30）マーク・R・マリンズ著、高崎恵訳『メイド・イン・ジャパンのキリスト教』（トランスビュー・二〇〇五年）の「第二章・さまざまなキリスト教」（三二～四六頁）を参照。ただし、同著に金子師のことは採り上げられていない。

金子師以外で参照した文献

・日本キリスト教団愛知教会編『百年のあゆみ』一九九六年
・春見文勝編『禅に生きる傑僧　南天棒』春秋社・一九六三年
・西村恵信訳『無門関』岩波文庫・一九九四年
・『大正新修大蔵経』、引用時には「T」と略記し巻数・頁数・段を付した。

※本論は二〇一五年九月五日に開催された日本宗教学会・第七四回学術大会において発表した内容に、加筆修正を行ったものである。

執 筆 者 紹 介

伊豆原英子（本学教授……日　本　語）
IZUHARA Eiko

境田雅章（本学准教授……健康総合科学）
SAKAIDA Masaaki

伊藤裕顕（富士大学経済学部非常勤講師）
ITO Hiroaki

河村和徳（東北大学大学院情報科学研究科准教授）
KAWAMURA Kazunori

佐々木　真（本学教授……英　　語）
SASAKI Makoto

柴田哲雄（本学准教授……歴　史　学）
SHIBATA Tetsuo

吉井浩司郎（本学教授……英　　語）
YOSHII Koshiro

菅原研州（本学講師……宗　教　学）
SUGAWARA Kenshū

朱　新建（本学外国人教師……中　国　語）
ZHU Xinjian

王　紅梅（翻訳事務所 AKAUME 代表）
WANG Hongmei

川口高風（本学教授……宗　教　学）
KAWAGUCHI Kōhū

教 養 教 育 研 究 会 委 員

（会長） 福　山　　悟　　（副会長） 堀　田　敏　幸

（会計） 岩　佐　宜　明

※北 村 伊 都 子	佐 々 木　真	澤 田 真 由 美
※菅　原　研　州	高　田　正　義	富　田　啓　介
※松　井　真　一	山　下　秀　康	※山　名　賢　治

※本号編集委員

編 集 後 記

平成28年度『教養部紀要』第64巻第1号をお届けいたします。本号には、論文6編、翻訳1編、資料2編を掲載することができました。ご投稿いただきました先生方に、心からのお礼を申し上げます。

昨年度から全3号となり発行数が変更されました。1年が経過し、全3号体制も根付きつつあると思われます。このため今号では論文、翻訳、資料で計9編を掲載するに至り、量的にも大変充実した内容となっております。第2号、第3号においても、量的、質的ともに充実した内容となりますよう、先生方のご投稿を心よりお待ち申し上げます。（松井記）

愛知学院大学教養教育研究会会則

第　1　条　本会は愛知学院大学教養教育研究会と称する。

第　2　条　本会の事務所は愛知学院大学教養部に置く。

第　3　条　本会は大学設立の趣旨に則り、人文科学・社会科学・自然科学・語学・健康総合科学等の、教養教育に関する諸学の研究成果ならびに教育成果の発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ教育及び社会一般に寄与することを目的とする。

第　4　条　本会の会員は次の通りとする。

⑴　正 会 員　本大学の教養部専任教員とする。

⑵　準 会 員　本大学の在学生とする。

⑶　賛助会員　本大学の卒業生及び本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者とする。

第　5　条　本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

⑴　機関誌「愛知学院大学論叢教養部紀要」の刊行

⑵　研究会、講演会、討論会等の開催

⑶　その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第　6　条　「愛知学院大学論叢教養部紀要」は原則として毎年3回発行し、会員に配布する。

第　7　条　本会は教養教育研究会委員会を置き、委員は次の者で構成する。

⑴　会　　長　　1名

⑵　副 会 長　　1名

⑶　委　　員　　12名

⑷　会　　計　　1名

2　会長は学長これを委嘱する。

3　委員は正会員の互選により、人文科学・社会科学・自然科学・第1外国語・第2外国語および健康総合科学の各系列より2名あて選出する。委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4　副会長及び会計は委員の互選により、会長がこれを委嘱する。

第　8　条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2　副会長は会長を補佐し、会務を掌る。

3　委員は委員会を構成し、本会の企画運営にあたる。

第　9　条　会長は委員会を招集し、その議長となる。

第　10　条　会長は本会の会務執行のため、必要あるときは実行委員会を委嘱することがある。

第　11　条　会員は毎年度始めにおいて会費を納入する。

2　新入会員は入会金を納付するものとする。

第　12　条　本会の運営費は、会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第　13　条　本会の会計は4月に始まり、翌年3月に終る。

第　14　条　本会の会則の改正は正会員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

付　　則

本会則は、昭和32年4月1日に制定し、即日施行する。

本会則は、昭和53年2月6日に改正し、即日施行する。

本会則は、昭和57年3月24日に改正し、同年4月1日より施行する。

本会則は、昭和58年６月17日に改正し、即日施行する。
本会則は、昭和63年４月１日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成２年７月６日に改正し、同年４月１日より施行する。
本会則は、平成８年７月19日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成11年12月17日に改正し、翌年４月１日より施行する。
本会則は、平成20年12月12日に改正し、翌年４月１日より施行する。
本会則の施行により愛知学院大学一般教育研究会会則を廃止する。
本会則は、平成27年４月１日に改正し、即日施行する。

愛知学院大学論叢「教養部紀要」投稿規定

1988年４月１日成立・実施

〔投稿資格〕
第　一　条　この会誌に投稿する資格をもつ者は、原則として教養教育研究会正会員とする。
〔転載の禁止〕
第　二　条　他の雑誌に掲載された論文・資料・翻訳・書評などは、これを採用しない。
〔原稿の形式〕
第　三　条　投稿に際しては、次の要領に従って本文、図および表を作成する。
⑴　原稿は、原則として原稿用紙または電子媒体による入稿とする。（電子媒体による入稿の場合プリントアウトを一部添付する。）
⑵　原稿の量はおおむね16,000字以内とする。
⑶　本文の前に、別紙で、次の３項を次の順序で付する。
(i)　和文の題目および執筆者名。
(ii)　欧文の題目および執筆者名。
(iii)　(イ)　論文・資料・翻訳・書評などの区別
(ロ)　その論文・資料・翻訳・書評などが属する専門領域名。
ただし、ここにいう専門領域は、人文・社会・自然・外国語・健康総合科学の５部門に区別する。
(ハ)　教授・准教授・講師・助教・外国人教師など別
⑷　原稿の欧文箇所は、すべて活字体で書くか、またはワープロを用いる。
⑸　図は、白紙または淡青色の方眼紙に墨書し、縮尺を指定する。これに対する文字は鉛筆で入れる。ただし、表はこれらの限りではない。
⑹　写真に文字または印を入れるときは、トレーシング・ペーパーを重ねてそれに書き入れる。
〔原稿の申込み〕
第　四　条　投稿希望者は、教養教育研究会委員会（以下、委員会と称す）の公示する期限までに、委員会の提示する申し込み用紙に氏名を記入する。
ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを越える場合には、委員会がこれを調整する。
〔提出期限〕
第　五　条　投稿は委員会の定める提出期限までにこれを行う。締切り日以後に提出された原稿は掲載されな

いことがある。

〔原稿組版の制限〕

第　六　条　図版・カラー写真などの掲載により一般の経費より多くかかる場合は、その必要性を各号の編集責任者に申し出て委員会を開催して審議し、承認を得ることとする。なお、承認を得られず掲載を希望する場合、その費用を別途に個人負担とする。

〔原稿修正の制限〕

第　七　条　投稿後の原稿の修正は、原則としてこれを行わないものとする。やむをえない場合は初校において修正し、その範囲は最小限度にとどめる。大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは追加費用を個人負担とすることがある。

〔校　　正〕

第　八　条　校正は原則として第3校までとし、本文については執筆者がこれに当たり、表紙・奥付その他については編集委員がこれに当たる。

〔抜き刷り〕

第　九　条　抜き刷りは、論文・資料・翻訳・書評など各1篇につき50部までを無料とする。これを越える分については実費を執筆者の負担とする。50部以上を要する場合には、執筆者はその必要全部数を原稿の表紙に朱記する。

〔掲載論文等の複製権・公衆送信権〕

第　十　条　この会誌に掲載された論文等の電子化および公開に関わる複製権および公衆送信権は、教養教育研究会に属するものとする。

ただし、掲載された論文などの執筆者が他の機関への転載もしくは複製権または公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、教養教育研究会はこれを拒むことはできない。

付　　則

一、本規定の改正には、教養教育研究会正会員の3分の2以上の賛成を要する。

二、本規定は、1988年4月1日に成立し、即日施行する。

三、本規定は、1996年7月19日に改正し、即日施行する。

四、本規定は、1999年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。

五、本規定は、2003年11月21日に改正し、即日施行する。

六、本規定は、2005年4月22日に改正し、即日施行する。

七、本規定は、2007年11月16日に改正し、即日施行する。

申し合わせ（教養部会 2010. 7. 16）

●第一条の「投稿する資格を持つ者」には、以下の非正会員を含む。

⑴　正会員との共同執筆による投稿

⑵　正会員が推薦する本学教養部の非常勤講師で、本務校をもたない人の投稿

⑶　元正会員で、本務校をもたない人の投稿

●上記⑴⑵⑶に該当する投稿希望者がある場合は、担当編集委員が投稿の可否を決定し、投稿希望者に通知する。担当編集委員で判断できない場合には、教養教育研究会委員会を開いて投稿の可否を決定する。

●投稿原稿の掲載に際しては、⑴の場合の原稿料は1篇分とし、⑵⑶の場合の原稿料は支払われない。また、⑴⑵⑶いずれの場合も抜き刷り50部までは無料とする。

●投稿者は、第三条の〔原稿の形式〕を厳守し、第四条の〔原稿の申し込み〕の時に委員会の提示する「投稿票」用紙に必要事項を記入のうえ添付して投稿する。

●投稿された原稿について担当編集委員から検討の申し出があった場合は教養教育研究会委員会を開き、委員会名において訂正を依頼したり投稿を断ることがある。

●第六条「図版・カラー写真の掲載」については、紀要作成予算の範囲内と見なされる場合、その採否は紀要編集委員の決議にゆだねるものとする。ただし、予算の範囲を逸脱する、あるいは採否の決議が困難の場合は教養教育研究会委員会を開催して、決定することとする。

（注）教養教育研究会が本会正会員の著書・論文等について書評を依頼する場合は、原稿料を支払うこととする。

平成28年９月19日　印 刷
平成28年９月28日　発 行

（非売品）

愛知学院大学論叢
教養部紀要第64巻
第１号（通巻第188号）

編集責任者
福　山　　悟

発行者　愛 知 学 院 大 学
教 養 教 育 研 究 会
〒470–0195
愛知県日進市岩崎町阿良池12
電　話〈0561〉(73) 1111（代表）

印刷所　株 式 会 社　あ る む
電　話〈052〉(332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol. 64 No. 1
(Whole Number 188)

CONTENTS

Articles

Eiko IZUHARA：An Analysis of Sentence-final Particle「かよ」…… (1)

Masaaki SAKAIDA, Hiroaki ITO and Kazunori KAWAMURA：Problems of the National Sports Festival …… (13)

Makoto SASAKI：The Application of Systemic Functional Linguistics to Translation:
A Case Study of *The Language of Schooling*…… (27)

Tetsuo SHIBATA：For Yoshie Hirata: The Path of the Resistant who had His Roots
in Odaka Ward Minami-Soma City …… (47)

Koshiro YOSHII：An Essay on *Wessex Tales*…… (83)

Kenshu SUGAWARA：The Zen Thought of Kaneko Hakumu …… (294)

Translation

Xinjian ZHU and Hongmei WANG：The Relationship with Chinese Violin (6)—A boy's dream—…… (99)

Materials

Kōhū KAWAGUCHI：On the Several Sects Journals Articles Related to Welcoming Buddha's Remains
—Tendai Sect, Shingon Sect (*Kogi*, *Shingi*), Jōdo Sect, Nichiren Sect— …… (282)

Kōhū KAWAGUCHI：On Sōtō Sect Priests' Lives and Works After the Meiji Era (9) …… (160)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2016